

9月企画運営委員会次第

日 時 平成30年9月13日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 全保協会長表彰について
 - (2) 平成30年度「保育士等の育成」研修会について
 - (3) 平成30年度「保育の日前夜祭」について
 - (4) その他
 - ・神奈川県社会福祉会館の継続利用について
 - ・平成31年度関東ブロック保育事業連絡協議会について
 - ・第62回全国保育研究大会（川崎）参加勸奨について
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 18-15～18-21
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

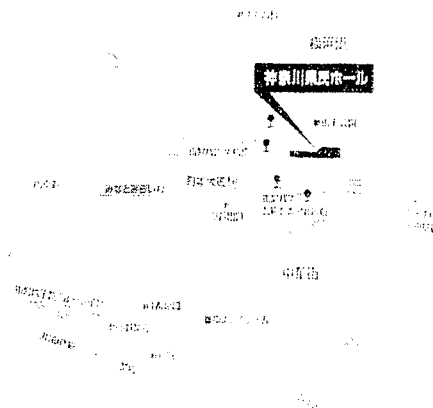
※10月企画運営委員会(予定)

平成30年10月11日(木)14:30～ 県社会福祉会館1階身体障害者集会室

平成30年度 「保育士等の育成」 研修会開催要領（案）

1 目的 園には支えてくれるたくさんの資源がある事に気づき、それを生かしていくために、意識的に関わる事の大切さを学び、保育の質の向上のための人材育成に繋げていく
この研修は神奈川県「キャリアアップ研修(マネジメント分野)」に該当します。

2 日時 平成30年12月10日(月)
13時から17時まで
受付 12時30分～



3 会場 神奈川県民ホール 大会議室
横浜市中区山下町3-1
TEL 045-662-5901

みなとみらい線日本大通り駅3番出口より徒歩約8分
JR根岸線・市営地下鉄関内駅からは徒歩約15分かかります

4 対象 会員保育所等勤務の園長、主任、保育士及び政令市保育協議会会員の保育所等
5 定員 100名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
6 参加費 神奈川県保育会会員 1,000円 それ以外の方 3,000円

(1)当日会場に持参していただいても結構です。
(2)振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
なお、振込名義人は、民間の方は保育園名にて、12/3(月)迄に手続きください

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

7 申込方法 11月27日(火)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

8 日程

	研 修 内 容
13:00	開会・主催者あいさつ 講義 講師 洗足こども短期大学 准教授 井上 眞理子氏
16:30	質疑・応答 レポート作成
17:00	閉 会

「保育の日前夜祭」(第41回) 開催要領 (案)

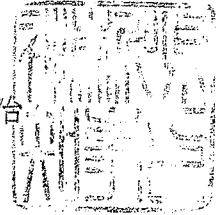
- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌々日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご苦勞をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成30年12月6日(木) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 ホテルプラム横浜 3階ジョルジュ・サンク
横浜市西区北幸2-9-1 (横浜駅西口より徒歩約7分)
(電話) 045(314)3111 (代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会代表者
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
(4) 神奈川県ゆりの会会長
(5) 神奈川県保育士会会長
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参 加 者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 10,000円
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
 - ・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
 - ・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会



地福第1669号
平成30年 8月30日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 篠原 正治 様

神奈川県知事 黒岩 祐 治



神奈川県社会福祉会館の継続利用について（回答）

平成30年5月9日付け30社協総第104号で要望がありました標記のことについて、次のとおり回答します。

（回答）

神奈川県社会福祉会館（以下「会館」という。）については、昭和45年の開設以来、老朽化が進んできたことから、平成17年3月に耐震診断を実施し、耐震補強の検討を行いました。会館の構造上、大規模な耐震補強工事が困難であるとされました。

このような中、平成25年に、貴会と県で協議を行った結果、会館の利用は平成30年度限りとしましたが、このことを踏まえ、貴会においては、平成31年3月までに、横浜市神奈川区桐畑の貴会所有地に、神奈川県社会福祉センター（仮称）（以下「センター」という。）を整備し、会館に代わる新たな活動拠点にすることを決められたところです。

このたび、貴会から、センターの竣工時期が当初予定から遅延する見込みであることから、竣工までの間、会館の利用を継続したい旨の要望をいただきましたが、このような経過を踏まえると、本来、県としては、利用者の安全確保の観点から、会館の利用は平成30年度限りにすべきと考えています。

しかし、一方で、仮移転先が確保できない状況のまま、会館の利用を打ち切ることににより、貴会及び会館入居団体の拠点が失われれば、本県における地域福祉活動の推進に支障が生じ、県民に重大な影響が及ぶことが危惧されます。

以上のことを総合的に勘案した結果、センター竣工までの間、会館利用を継続することとします。

なお、貴会におかれては、センターの速やかな整備に全力を挙げて取り組んでいただくとともに、会館の管理・運営に当たり、適切な維持保全と利用者の安全確保に最大限努めていただくよう求めます。

問合せ先

地域福祉課地域福祉グループ 小川
電話 (045) 210-4750 (直通)

神奈川県社会福祉会館
入居団体各位

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 篠原 正 治

神奈川県社会福祉会館にかかる継続利用について

標記について、本会ではご案内のとおり、本年 5 月、県へ継続利用に向けた要望書を提出したところですが、この度、別添のとおり県より回答がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、本回答を踏まえ、利用者の安全面を考慮し、平成 31 年度以降の会館利用について次のとおりといたします。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

【平成 31 年度以降の会館利用について】

1 開館日（利用可能日）

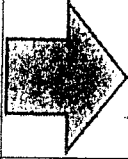
平日のみ(※1)とし、土日祝祭日は原則として休館日とします。

※1 窓口時間 9 時～17 時。また、閉館時間は現行 (21 時 30 分) よりも繰り上げる予定です。

2 会議室・研修室・講堂の利用について

次表のとおり本会及び入居団体のみ利用可とします。(一般への貸出は行いません)

ただし、安全面を考慮し、できる限り他施設をご利用ください。

曜日	時間帯	平成 31 年 3 月 31 日迄		平成 31 年 4 月 1 日以降
平日	9 時～12 時 30 分	○		○
	13 時～17 時	○		○
	17 時以降	○		
土日 祝祭日	9 時～12 時 30 分	○		× (※2)
	13 時～17 時	○		
	17 時以降	×		

※2 本会主催事業実施のため、会館管理者である本会職員が在館する場合に限り、平日夜間及び土日祝祭日でも例外的に開館することがあります。

3 減災措置

執務室内の書棚等の固定措置を施すなど、減災措置を徹底してください。

4 書類、備品類の廃棄

今後の会館からの移転を見据え、不用な書類・備品の廃棄を早急に進めてください。

【事務担当】

神奈川県社会福祉協議会
総務企画部総務担当
TEL 045-311-1422

都道府県・指定都市保育協議会 会長 殿

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 万田 康

[公 印 略]

**第62回全国保育研究大会（川崎大会、平成30年度）
参加勧奨について（依頼）**

本会事業の推進につきまして、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第62回全国保育研究大会（10月24日～26日・神奈川県川崎市）への8月6日現在の参加者数を報告申し上げます。

参加者目標数約1,700名に対し、申込者数が別紙のとおり629名と大きく下回っている状況です。とくに参加者目標数に達していない都道府県・指定都市につきましては、貴下の保育関係者に対し、あらためて大会参加の呼びかけをお願いいたしたく存じます。また、参加者目標数を達成されている都道府県・指定都市におかれましても、参加者増に向けてさらなるご協力をいただくと幸甚に存じます。

各都道府県・指定都市保育協議会におかれましては、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 名 称 「第62回全国保育研究大会（神奈川県川崎市）」
2. 日 時 平成30年10月24日（水）～26日（金）
3. 会 場 カルッツかわさき 他
〒210-0011 神奈川県川崎市川崎区富士見1-1-4 TEL. 044-222-5211
4. 参加費 会員 20,000円 会員でない方 25,000円
5. 申込締切 平成30年9月7日（金）
6. 内容等 別添の開催要項をご参照ください。また、本会ホームページの「研修会・大会等案内」ページに開催要項を掲載しています。
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問い合わせ先】 全国保育協議会事務局〔担当：仁木、中川〕
全国社会福祉協議会 児童福祉部 内
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 4階
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509
E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

第62回全国保育研究大会（川崎大会、平成30年度）参加者数について

平成30年8月6日現在

都道府県 指定都市 名	会員数 (平成29年度の 確定数)	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	前年度 参加者数 (兵中大会)	都道府県 指定都市 名	会員数 (平成29年度の 確定数)	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数 ÷目標数)	前年度 参加者数 (兵庫大会)
北海道	801	64	26	40.6%	32	京都府	131	11	5	45.5%	35
青森県	427	39	15	38.5%	34	京都市	269	24	0	0.0%	19
岩手県	328	25	7	28.0%	17	大阪府	726	64	11	17.2%	77
宮城県	387	27	3	11.1%	9	大阪市	50	3	3	100.0%	5
秋田県	245	20	9	45.0%	26	兵庫県	435	36	8	22.2%	326
山形県	219	17	1	5.9%	15	神戸市	223	18	18	100.0%	112
福島県	292	19	9	47.4%	8	奈良県	190	14	9	64.3%	39
茨城県	508	44	15	34.1%	12	和歌山県	142	9	3	33.3%	14
栃木県	271	23	5	21.7%	18	鳥取県	113	8	20	250.0%	14
群馬県	399	37	2	5.4%	53	島根県	241	20	5	25.0%	61
埼玉県	798	61	8	13.1%	29	岡山県	418	30	3	10.0%	15
千葉県	703	55	18	32.7%	18	広島県	444	31	4	12.9%	21
千葉市	147	16	10	62.5%	9	広島市	223	16	16	100.0%	26
東京都	1,331	113	23	20.4%	57	山口県	316	23	14	60.9%	41
神奈川県	309	29	8	27.6%	45	徳島県	216	15	10	66.7%	27
横浜市	424	40	25	62.5%	24	香川県	206	14	8	57.1%	20
川崎市	125	25	34	136.0%	79	愛媛県	307	20	8	40.0%	32
相模原市	104	13	3	23.1%	12	高知県	176	13	8	61.5%	24
新潟県	671	50	2	4.0%	7	高知県	176	13	8	61.5%	24
山梨県	222	20	2	10.0%	11	福岡県	548	46	29	63.0%	58
長野県	555	36	0	0.0%	2	福岡市	233	21	4	19.0%	23
静岡県	569	48	4	8.3%	41	北九州市	165	14	46	328.6%	68
富山県	288	20	16	80.0%	23	佐賀県	192	16	5	31.3%	21
石川県	354	26	9	34.6%	39	長崎県	450	39	9	23.1%	37
福井県	262	19	5	26.3%	17	熊本県	422	34	8	23.5%	31
岐阜県	340	20	0	0.0%	13	熊本市	121	11	18	163.6%	32
愛知県	1,260	82	46	56.1%	27	大分県	276	23	5	21.7%	20
三重県	414	28	10	35.7%	14	宮崎県	326	28	4	14.3%	22
滋賀県	297	22	6	27.3%	9	鹿児島県	326	27	20	74.1%	40
						沖縄県	424	35	7	20.0%	47

	会員数計 (平成29年度の 確定数)	参加者 目標数	申込者数 合計	達成率
合計	21,359	1,700	629	37.0%
開催ブロック	7,136	610	159	26.1%

※参加者目標数は、「公立会員数×0.05+公立以外会員数×0.1」で算出された数値に、会場定員調整として0.92を控除。開催地は15名加算、開催地ブロック内の各県は5名加算

平成30年9月吉日

保育園（所）各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
神奈川県保育士会
会長 鈴島 由香里

平成30年度 保育所問題対応協力金について（お願い）

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、県保育会、県保育士会の事業活動につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度は、保育をめぐる諸制度の改革期に向けて、国・自治体等において具体的な議論が本格的に開始される時期です。

私達は保育現場から、子どもの育ちを保障する環境の実現を目指して、全国保育協議会と密接に連携し、すべての子どもへの保育の質の向上や財源確保等に役立つ積極的な活動を展開してまいり所存でございます。

つきましては、円滑な保育制度充実の活動のために、1園（所）6,000円以上のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成30年12月14日(金)までに下記の方法でご協力お願い申し上げます。

1. 直接ご持参いただく場合

同封の「協力金袋」をご活用の上、神奈川県保育会までご持参ください。

（領収書をご用意いたしますので、事前にご一報いただきますようお願い申し上げます）

2. 口座にお振り込みいただく場合

◎ 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 ^{はぎわら}萩原 ^{けいぞう}敬三 （振込手数料はご負担願います）

◎ 郵便振替口座 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

（郵便振込の場合、同封の払込取扱票をご利用いただきますと振込手数料は当会で負担いたします。出来る限り郵便局のATMをご利用くださいますよう、ご協力お願い申し上げます）

【お問い合わせ先】

一般社団法人神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

TEL 045-311-8754 / FAX 045-311-1837

E-Mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 <http://www.zenhokyo.gr.jp> 〕

—今号の目次—

- ◆ 災害見舞金の申請について（再周知）…………… 1
- ◆ 自由民主党保育関係議員連盟の総会において、平成31年度予算要望活動を実施…………… 2

◆災害見舞金の申請について（再周知）

このたびの平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、大阪府北部を震源とする地震等により、被害にあわれた方々に、心からお見舞い申し上げます。

本会の災害見舞金につきまして、周知の案内をあらためて各都道府県・市保育組織に郵送いたしております（7月13日）。ご確認ください。

災害見舞金の申請窓口は、各都道府県・市保育組織です。本会会員の皆さまにおかれては、まずは災害からの身の安全、子どもの安全を最優先にさせていただき、状況が落ち着いた後に、被害の状況等により災害見舞金をご申請くださいますよう、お願いいたします（資料1）。

また、保育三団体協議会では、今回の災害に対する募金活動を開始しています（資料2）。詳細は、全保協ニュースNo.18-14（平成30年7月13日号）をご参照ください。本会ホームページにも募金のご案内を掲載しています（<http://www.zenhokyo.gr.jp/2018saigai/index.html>）。

なお、全国保育士会では、災害のあった当該県・市の保育士会の運営を支援し、子どもの育ちを支える仲間を支援するため、「全国保育士会被災地支援スキャン募金」を呼びかけています（資料3）。全国保育士会ホームページにご案内を掲載していますので、ご参照ください（http://www.z-hoikushikai.com/download.php?new_arrival_top_pdf_id=6）。

スキャン募金は、被災地の保育士会に送金され、各県・市での事業に役立てられ、被災地の保育士等会員を応援することにつながります。併せましてご支援・ご協力のほど、何

卒よろしくお願ひ申しあげます。

◆自由民主党保育関係議員連盟の総会において、平成31年度予算要望活動を実施

平成30年7月12日、自由民主党保育関係議員連盟の総会が開催されました。

保育三団体協議会は協同して出席（本会からは、万田会長、佐藤秀樹副会長、小島伸也副会長が出席）し、野田毅議連会長の挨拶に続き、厚生労働省・内閣府より、処遇改善等加算、経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）に示された、幼児教育の無償化等について説明が行われました。

その後、保育三団体協議会を代表して、万田康会長から平成31年度予算要望について発言しました。要望内容は、全保協ニュースNo.18-11（平成30年6月25日号）をご参照ください。



（左）野田毅議連会長による挨拶。

（上）予算要望の内容について発言する万田会長。
2列目左から、佐藤副会長、小島副会長。

議員からは、処遇改善等加算Ⅱの研修要件について職員の不足により研修に出すことが困難なこともあり、柔軟な研修実施を検討すべきとの指摘や、幼児教育の無償化にともない、地方自治体の保育・子育て支援関連予算が削減されるようなことはあってはならず、子育て支援に充てられるべきであること、処遇改善だけではなく保育士等の働く環境整備の改善のために、配置基準の見直し（看護師、事務職員も含めた配置基準の充実）について、発言がありました。

全社児福発第 172 号
平成 30 年 7 月 13 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康
〔 公 印 略 〕

平成 30 年度災害見舞金の申請について（再周知）

このたびは、大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）により被災された会員および地域の皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

先般、全社児福発第 30 号（平成 30 年 4 月 19 日付）にて、ご案内したところではございますが、全国保育協議会災害見舞金の申請につきまして、あらためて案内申し上げます。

全国保育協議会では「全国保育協議会災害見舞金規程」（別添 1）を定め、被災された会員への支援を行っております。該当する会員がございましたら、「会員施設被害状況報告書」（別添 2）により、平成 31 年 2 月 28 日（木）までに、本会宛にご報告くださいますようお願い申し上げます。

期日までにご申請いただいた災害見舞金については、本年度中の送金を予定しております。

なお、随時災害見舞金の申請を受け付けております。お手数をおかけいたしますが、会員から被害状況報告書を受け取られましたら、その都度本会へご報告をくださいますよう、お願い申し上げます。

<ご連絡・問合せ先>

全国保育協議会事務局（担当：中川、佐藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

全国保育協議会災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、災害により被害を受けた「全国保育協議会会則第4条に定める会員に関する規程」に定める会員に対し、別表に定める「災害見舞金基準表」により災害見舞金を贈ることを目的とする。

(対象災害)

第2条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、その他により被害が生じた場合に適用する。

(見舞金の範囲)

第3条 第2条に定める災害により被害を受けた会員に対し、見舞金を贈るものとする。ただし、床下浸水による被害は除く。

(見舞金の申請)

第4条 都道府県・指定都市保育組織より別紙様式に定める被害状況報告書の提出を以って申請とする。

2 被害状況報告書の提出は、災害の発生から1年以内とする。

(見舞金の支払い)

第5条 見舞金は、当該都道府県・指定都市保協に支払う。

(会計)

第6条 この規程に基づく支出会計は、全国保育協議会事業サービス区分とする。

(その他)

第7条 特に大きい災害の場合は、常任協議員会の決定の後、募金活動を行う。

(別表) 災害見舞金基準表

要 件	見 舞 金 額
災害の被害が概ね 30万円以上100万円未満	10,000 円
同 上 500万円未満	30,000 円
同 上 1,000万円未満	50,000 円
同 上 1,000万円以上	70,000 円

附 則 平成14年3月12日 一部改正
 平成14年4月30日 一部改正
 平成21年3月13日 一部改正
 平成27年3月12日一部改正・同年4月1日施行
 平成28年5月13日一部改正・同日施行

【様式】

会員施設被害状況報告書

平成 年 月 日

都道府県・

指定都市保育組織名 _____ 会長名 _____ 印

1. 施設名	
2. 施設住所	〒 TEL _____ FAX _____
3. 災害の種類 内容・名称	
4. 被害の 発生日時	平成 年 月 日 ~ 月 日 時 分頃
5. 被害の状況	
6. 被害額 (相当額)	
備 考	

注1) 『3. 災害の種類・内容・名称』は、被害の原因となった災害名と被害の一般的状況（例：台風○号に伴う水害による床上浸水）を記入し、詳細は『5. 被害の状況』にご記入ください。

注2) 被害金額を証明できるもの（修繕見積書等）を必ず添付してください。

(写)

全社児発第 306 号①

平成 30 年 7 月 13 日

全国保育協議会 協議員 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康

〔公印略〕

**大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）にかかる
保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】**

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震や平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

全国保育協議会では、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金を、平成 30 年 7 月 12 日に保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）で共同実施することの確認がなされました。

つきましては、下記のとおり、募金口座を開設いたしましたので、貴都道府県・指定都市内の会員に周知いただきますとともに、募金への協力について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

送金については、組織単位でまとめていただいても、会員、個人で送金いただいても結構です。保育三団体協議会では都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

また、全国保育士会では、「全国保育士会被災地支援スカンポ募金（通称：スカンポ募金）」を引き続き活用予定であることを申し添えます。

記

保育三団体被災地支援募金

募金期間：平成 30 年 7 月 13 日（金）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金

会長 万田 康（マンダ ヤスシ）

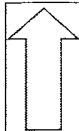
窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

- ※ 領収書の発行については、平成 30 年度保育三団体協議会事務局（全国保育協議会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAX または E-mail 等でお問い合わせください。
- ※ 平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。
- ※ 誠に恐れ入りますが、お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

<本件に関するご連絡先>

全国保育協議会 事務局（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

TEL.03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509 / E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp



平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局） 行

FAX 03-3581-6509

メール zenhokyo@shakyo.or.jp

大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）
保育三団体被災地支援募金
領収書発行依頼書

振込日	平成 年 月 日 ()	
振込金額	円	【保育三団体被災地支援募金】 金融機関 三井住友銀行 東京公務部（店番号：096） 口座番号 普通預金 0177642 口座名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 万田 康
住所 (領収書送付先)	〒 ー	
お名前 (領収書宛名、 振込人名義)	(ふりがな)	
ご連絡先 電話番号		

照会先 平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

※ 平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。

(写)

全社児発第 306 号②

平成 30 年 7 月 13 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 万田 康

〔公印略〕

**大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）にかかる
保育三団体被災地支援募金への協力について【お願い】**

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震や平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

全国保育協議会では、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金を、平成 30 年 7 月 12 日に保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）で共同実施することの確認がなされました。

つきましては、下記のとおり、募金口座を開設いたしましたので、貴都道府県・指定都市内の会員に周知いただきますとともに、募金への協力について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

送金については、組織単位でまとめていただいても、会員、個人で送金いただいても結構です。保育三団体協議会では都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

また、全国保育士会では、「全国保育士会被災地支援スカンポ募金（通称：スカンポ募金）」を引き続き活用予定であることを申し添えます。

記

保育三団体被災地支援募金

募金期間：平成 30 年 7 月 13 日（金）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金

会長 万田 康（マンダ ヤスシ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

※ 領収書の発行については、平成 30 年度保育三団体協議会事務局（全国保育協議会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAX または E-mail 等でお問い合わせください。

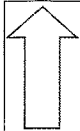
※ 平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。

※ 誠に恐れ入りますが、お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

<本件に関するご連絡先>

全国保育協議会 事務局（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

TEL.03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509 / E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp



平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局） 行

FAX 03-3581-6509

メール zenhokyo@shakyo.or.jp

大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）
保育三団体被災地支援募金
領収書発行依頼書

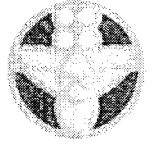
振込日	平成 年 月 日 ()	
振込金額	円	【保育三団体被災地支援募金】 金融機関 三井住友銀行 東京公務部 (店番号：096) 口座番号 普通預金 0177642 口座名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 万田 康
住所 (領収書送付先)	〒 ー	
お名前 (領収書宛名、 振込人名義)	(ふりがな)	
ご連絡先 電話番号		

照会先 平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

※ 平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。

「全国保育士会被災地支援 スキャンポ募金」のご案内



【設立の目的】

全国保育士会は、被災地の保育士会及び保育士等会員を支援していくために、平成23年から、被災地の保育士会を支援するとともに、被災地の子どもの育ちを守ることをめざして実施してまいりました。

今年度も、被災地保育士会の活動を支援し、子どもの育ちを支える仲間を支援するため、「全国保育士会被災地支援スキャンポ募金」を実施しております。

皆様から寄せられた募金は、被災地の保育士会に送金され、各県・市での事業に役立てられ、被災地の保育士等会員を応援することにつながります。

ぜひ、ご協力ください！

スキャンポ募金の活用実績は、全国保育士会ホームページへ掲載しております。
◎保育士会ホームページは下記のURLまたは右記のQRコードからもご覧いただけます。 URL <http://www.z-hoikushikai.com/>



三井住友銀行

【振込口座】

東京公務部 普通預金

口座番号:168334

口座名義:全国保育士会被災地支援スキャンポ募金

(ゼンコクホイクシカイ ヒサイチシエンスキャンポボキン)

ゆうちょ銀行

※郵便局からお振込みいただく場合

東京 00120-3-387991

口座名義:全国保育士会被災地支援スキャンポ募金

(ゼンコクホイクシカイ ヒサイチシエンスキャンポボキン)

※ゆうちょ銀行ATMの記号番号入力にてお振込みいただく場合

「記号」は上6ケタ「00120-3」の数字、「番号」を下6ケタ「387991」の数字をご入力ください。

※銀行からゆうちょ銀行口座にお振込みいただく場合

支店名:019(ゼロイチキュウ)店 当座預金

口座番号:0387991

口座名義:全国保育士会被災地支援スキャンポ募金

(ゼンコクホイクシカイ ヒサイチシエンスキャンポボキン)

【実施主体】

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会

【お問合せ】

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内 全国保育士会事務局 担当:宗方、廣野
〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 メール hoikushikai@shakyo.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について
（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）…………… 1
- ◆ 平成29年度 処遇改善等加算Ⅱの実施状況について（速報値）が公表される
（内閣府）…………… 2
- ◆ 平成28年度 認可外保育施設の現況取りまとめ（厚生労働省）…………… 3
- ◆ NHK放送受信料免除について【再周知】（日本放送協会）…………… 4
- ◆ 企業主導型保育事業に対する税制上の措置について（内閣府）…………… 4
- ◆ 「社会福祉主事」資格認定通信課程 受講者募集のご案内 【募集期間延長】
（全社協・中央福祉学院）…………… 5

◆児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）

平成30年7月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催されました。

この会議では、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととし、緊急総合対策が取りまとめられました。

保育所・認定こども園等においても、これまでと同様に児童虐待の防止への対応を関係機関と連携して実施するとともに、取り組みの強化が求められます。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
《児童虐待防止のための総合対策》

(保育所等関連の記述を全保協事務局抜粋)

2 児童虐待の早期発見・早期対応

〔中略〕

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

〔中略〕

- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

〔中略〕

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。

詳細は、別添の資料 1-1、1-2 をご参照ください。

◆平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅱの実施状況について (速報値) が公表される (内閣府)

平成 30 年 7 月 19 日、内閣府は、処遇改善等加算Ⅱの実施状況（速報値）を公表しました。

全国の市町村数 1,741 のうち、加算対象施設のある市町村数は 1,309、加算認定有りの市町村数は 1,173 (89.6%)。

各施設における認定状況は、保育所 14,543 か所に対し加算施設数は 11,650 か所 (80.1%)、認定こども園 4,245 か所に対し加算施設数は 3,485 か所 (82.1%)。

配分状況は、4 万円の加算対象人数 A の「保育所」61,402 人分に対し、実施の配分人数は 94,840 人。「認定こども園」26,411 人分に対し、実施の配分人数は 38,702 人。

5,000 円の加算対象人数 B の「保育所」37,720 人分に対し、実際の配分人数は 37,664 人。「認定こども園」15,796 人分に対し、実施の配分人数は 16,187 人。

詳細は、別添の資料 2-1、2-2 をご参照ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

◆平成 28 年度 認可外保育施設の現況取りまとめ (厚生労働省)

平成 30 年 7 月 19 日、厚生労働省は、標記取りまとめを公表しました。

「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことです。このうち、①夜 8 時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」とされています。

「平成 28 年度 認可外保育施設の現況」の概要

(全保協事務局抜粋・整理)

- 施設の数はいくつか所であり、前年 (6,923 か所) から 365 か所減少。
- 入所児童数は 158,658 人で、前年と比較して 19,219 人 (10.8%) の減少。
- 年齢別では、0~2 歳児は 81,455 人、3 歳以上の児童は 70,201 人 (就学前)。
なお、この他に両親が夜間働いているなどの理由で、小学校就学児も 6,280 人が利用。
- ベビーホテルへの立入調査は、1,412 か所のうち、1,035 か所 (73%) に実施し、581 か所 (56%) は指導監督基準に適合していなかった。
指導監督基準に適合していない主な項目は、1 乳幼児の健康診断の実施：241 か所、2 職員の健康診断の実施：229 か所、3 非常災害に対する具体的計画 (消防計画) の策定・訓練の実施：224 か所、4 施設及びサービスに関する内容の掲示：169 か所、5 保育に従事する者の数：162 か所となっている。
- その他の認可外保育施設への立入調査は、4,638 か所のうち、3,303 か所 (71%) に実施し、1,353 か所 (41%) は指導監督基準に適合していなかった。
指導監督基準に適合していない主な項目は、1 乳幼児の健康診断の実施：477 か所、2 職員の健康診断の実施：461 か所、3 非常災害に対する具体的計画 (消防計画) の策定・訓練の実施：444 か所、4 利用者に対する契約内容の書面による交付：328 か所、5 安全

確保への配慮：300 か所である。

参考として、「都道府県・政令指定都市・中核市別 認可外保育施設数・入所児童数一覧」「認可外保育施設の箇所数・児童数の推移」が公表されています。詳細は、別添の資料 3 をご参照ください。

◆NHK 放送受信料免除について【再周知】 (日本放送協会)

NHK 放送受信料免除については、全保協ニュース (No.18-02、平成 30 年 4 月 4 日号) にて既報のとおりですが、今般、再周知の依頼を受け、資料 4 のとおりお知らせいたします。

平成 30 年 4 月 1 日から、NHK 受信料免除対象施設が拡大されました。

保育所、幼保連携型認定こども園等に加えて、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が受信料全額免除の対象として示されています。

「平成 30 年 4 月 1 日施行の免除基準により新たに免除対象となった施設または事業所の契約に関して、平成 30 年 9 月 30 日までに NHK が免除申請書を受理したときは、平成 30 年 4 月 (平成 30 年 4 月に免除基準に該当していない場合は、該当した月) に遡って免除を適用」されますので、ご確認ください。

お手続き等の詳細は、NHK ホームページにてご確認ください。

NHK オンライン>受信料の窓口トップ>「社会福祉施設に関する免除基準の変更」について

http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo-henkou_h300401.html

◆企業主導型保育事業に対する税制上の措置について (内閣府)

平成 30 年 7 月 6 日、内閣府は「平成 30 年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて (通知)」(府子本第 722 号) を発出しました。

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をした場合、3 年間 12% (建物等は 15%) の割増償却ができることを示したものです。

参考資料 3 には、「子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて」、

保育所、認定こども園、地域型保育事業等の社会福祉法人立、個人立、学校法人立における税控除などがまとめられていますのでご参照ください。

別添 資料 5-1 「平成 30 年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて（通知）」

資料 5-2 「参考資料 1 企業主導型保育事業に対する税制上の措置」

資料 5-3 「参考資料 2-1 H30 年度税制改正（企業主導型保育施設用資産の割増償却）に関する FAQ」

資料 5-4 「参考資料 3 子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて」

添付していない資料は、内閣府のホームページでご確認ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆ 「社会福祉主事」資格認定通信課程 受講者募集のご案内 【募集期間延長】（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の受講者を募集しております。

社会福祉主事は、福祉で働く方にとっての基礎的な資格であり、本課程では幅広く分野横断的に知識を得ることができます。詳しくは、中央福祉学院ホームページに掲載している受講案内をご参照ください。

皆さまのお申し込みを心よりお待ちしております。

通信課程の概要

- (1) 受講期間：2018 年 10 月～2019 年 9 月（1 年間）
- (2) 学習内容：自宅学習による答案作成（16 科目）、面接授業（5 日間）
- (3) 申込締切：2018 年 8 月 10 日（金）当日消印有効 ※締切を延長しております。
- (4) 受講案内：中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp/info/students/info7837.html>）
- (5) 問合せ：全国社会福祉協議会・中央福祉学院 電話 046-858-1355

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平成 30 年 7 月 20 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

《緊急に実施する重点対策》

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど）を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
 - ② 緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること（移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。）
 - ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の

実施、解除

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとともに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

(「2 児童虐待の早期発見・早期対応」)

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

《児童虐待防止のための総合対策》

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

○児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

- ・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あらゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

○適切な一時保護の実施

- ・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するとともに、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

○子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適切な活用を進める。

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

- ・平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行（2017 年 4 月）後 2 年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 児童虐待の早期発見・早期対応

○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

- ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。

- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業（産前・産後母子支援事業）の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

○相談窓口の設置促進等

- ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、

保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

○在宅支援サービスの充実

- ・孤立した育児によって虐待につながることを防ぐよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む。

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

- ・ 通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

○ICTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・ 転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

○児童相談所と警察の連携の強化

- ・ 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとともに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向上を図る。
- ・ 警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・ 児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。
- ・ 学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

○協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・ 子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

- ・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。
- ・平成 30 年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
 - ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
 - ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口へ連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

5 適切な司法関与の実施

○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。
(再掲)
- ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020 年度から 10 年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。（再掲）
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を図る。

○児童養護施設等における家庭的養育の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増

※ 2017年度配置実績：3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。

2 児童心理司の増員

- 1に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。

3 保健師の増員

- 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。

※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなり、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

4 弁護士配置等

- 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」こととされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

5 一時保護所

- 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
- ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
- ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
- ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査ができず、安全確認が出来ない場合は、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
- ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
- ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
- ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
- ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
- ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
- ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定

- 「児童相談所強化プラン」（2016年度から2019年度まで）を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どもがいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるといった法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれ専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

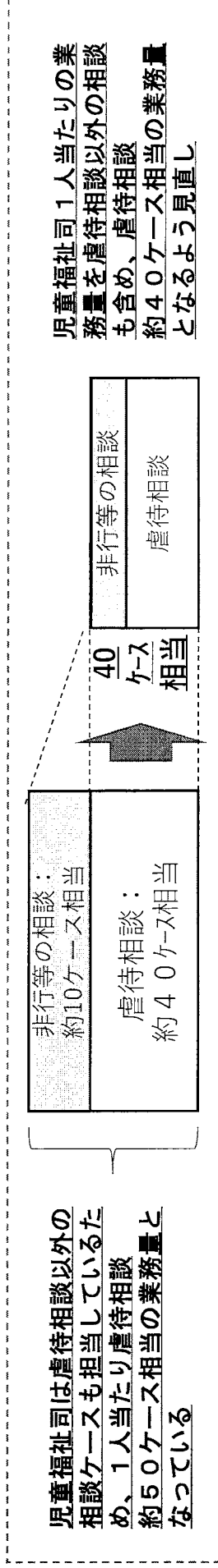
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。

※ 現行プラン(2016年度~2019年度) : 550人程度の増
 ※ 2017年度配置実績 : 3,253人



○ 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

○ 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・ 児童心理司：上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・ 保健師：各児童相談所一人を配置
- ・ 弁護士：児童相談所が日常的に弁理的に弁護士と相談できるような体制強化

3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

○ 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

○ 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント
 < 児童福祉司の増員について >

① **児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し**

児童虐待相談件数＋非行等の相談件数が → **虐待相談件数＋非行等の相談件数が**
 虐待相談50ケース相当となっている → **虐待相談40ケース相当となるよう設定**

非行等の相談: 約10ケース相当 虐待相談: 約40ケース相当	非行等の相談 虐待相談
------------------------------------------	----------------

40
ケース
相当

② **地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置**
里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。

+2,000人程度

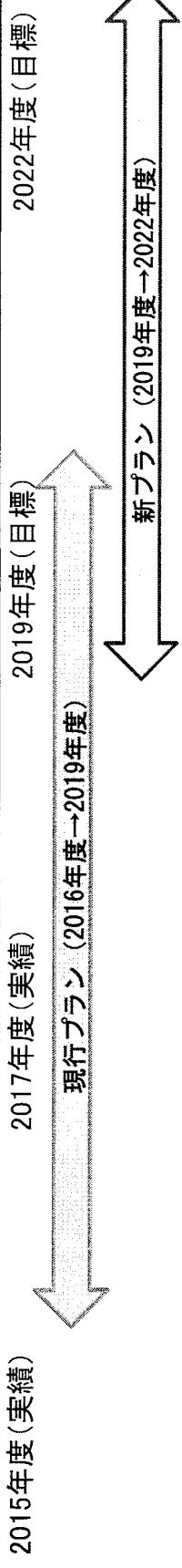
新プラン目標
約5,200人程度

+550人程度

現行プラン目標
3,480人

3,253人

2,930人



平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅱの実施状況について（速報値）

平成 30 年 7 月 内閣府子ども・子育て本部

平成 29 年度に導入した保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の技能・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」について、施設から提出された平成 29 年度計画に基づき、各自治体が加算認定した状況を調査。

1. 各市町村における認定状況

加算対象施設のある 市町村数 ①	うち加算認定有り 市町村数 ②	うち加算認定無し 市町村数	② / ①
1,309	1,173	136	89.6%

※ 全国の市町村数は 1,741

2. 各施設における認定状況

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

○認定状況

	保育所	幼稚園（新制度）	認定こども園
民間施設数	14,543 か所	869 か所	4,245 か所
うち加算施設数	11,650 か所	458 か所	3,485 か所
適用割合	80.1%	52.7%	82.1%

○4万円の対象者数・配分状況（副主任保育士/専門リーダー/中核リーダー）

		保育所		幼稚園（新制度）		認定こども園	
加算対象人数 A		61,402 人分		1,609 人分		26,411 人分	
実際の配分人数		94,840 人		2,437 人		38,702 人	
配分状況	改善額	人数	(参考)人数 A に対する割合※	人数	(参考)人数 A に対する割合※	人数	(参考)人数 A に対する割合※
	4 万円	33,843 人	(55.1%)	929 人	(57.7%)	14,695 人	(55.6%)
	その他 (0.5~4万円未満)	60,997 人		1,508 人		24,007 人	

※ 4 万円の賃金改善を行う職員を人数 A の 1/2 は確保した上で、その他の職員にも配分可能。

○5,000 円の対象者数（職務分野別リーダー/若手リーダー）

	保育所	幼稚園（新制度）	認定こども園
加算対象人数 B	36,720 人分	962 人分	15,796 人分
実際の配分人数	37,664 人	982 人	16,187 人

※ 年度途中に加算対象職員が産休等により休職し、別の職員を発令した場合があるため、実際の配分人数は加算対象人数より多い。

(2) 地域型保育事業

○認定状況

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
民間事業所数	913 か所	3,637 か所	470 か所	10 か所
うち加算適用事業所数	331 か所	2,197 か所	179 か所	2 か所
適用割合	36.3%	60.4%	38.1%	20.0%

○4万円の対象者数・配分状況（副主任保育士/専門リーダー）

		家庭的保育		小規模保育		事業所内保育		居宅訪問型保育	
加算対象人数A		269 人分		4,264 人分		416 人分		2 人分	
実際の配分人数		336 人		6,821 人		694 人		2 人	
配分状況	改善額	人数	(参考)人数A に対する割合 ※	人数	(参考)人数A に対する割合 ※	人数	(参考)人数A に対する割合 ※	人数	(参考)人数A に対する割合 ※
	4万円	236 人	(87.7%)	2,772 人	(65.0%)	244 人	(58.7%)	2 人	(100%)
	その他 (0.5~4万円未満)	100 人		4,049 人		450 人		0 人	

※ 4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の職員にも配分可能。

○5,000円の対象者数（職務分野別リーダー）

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
加算対象人数B	62 人分	2,227 人分	234 人分	0 人分
実際の配分人数	63 人	2,323 人	247 人	0 人

※ 年度途中に加算対象職員が産休等により休職し、別の職員を発令した場合等があるため、実際の配分人数が加算対象人数より多くなっている。

処遇改善等加算Ⅱに関する参考資料（平成29年度における状況）

要件

〔〇月額4万円の処遇改善の対象者
（副主任保育士/専門リーダー）〕

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講
- ・ 園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3（人数A）が対象

※ 月額4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の副主任保育士・専門リーダー等に配分可能(月額5千円以上4万円未満)

〔〇月額5千円の処遇改善の対象者
（職務分野別リーダー）〕

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講
- ・ 園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5（人数B）が対象

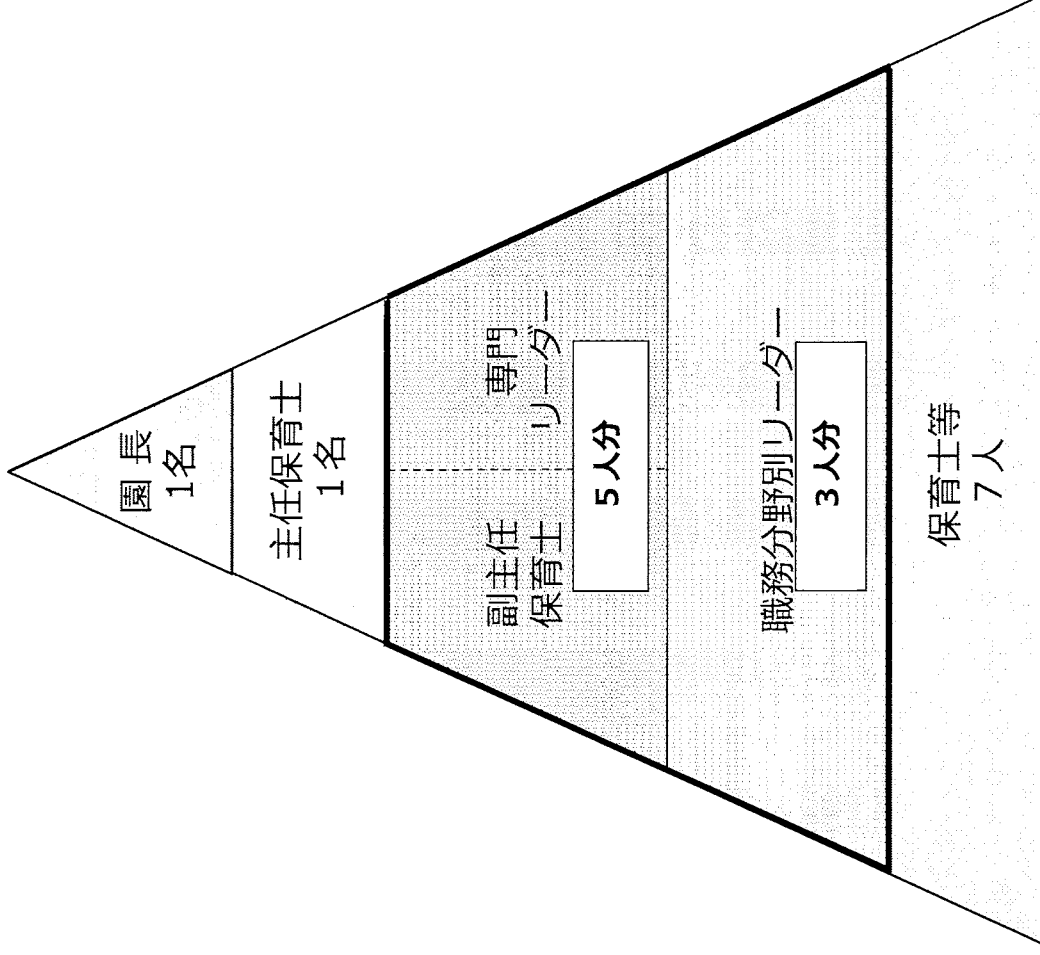
※経験年数は、各施設の状況を踏まえて決めることが可能。

※研修要件は、平成29年度は課していない。

一般的な保育園での配分モデル

・ 定員90人

・ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人※



※利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。

平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの運用の見直し

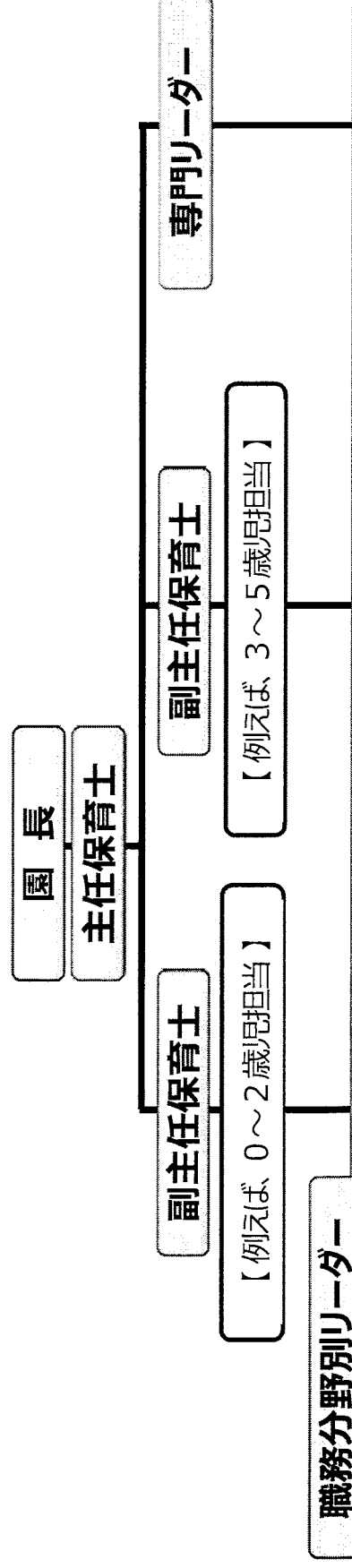
- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化を図る。

目指すへる保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)
 - ※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
 - ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
- 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)
 - ※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者

⇒ 処遇改善等加算Ⅱの加算要件は、研修の受講を促進し、2022年度を目的に、研修受講の必須化を目指す。
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)



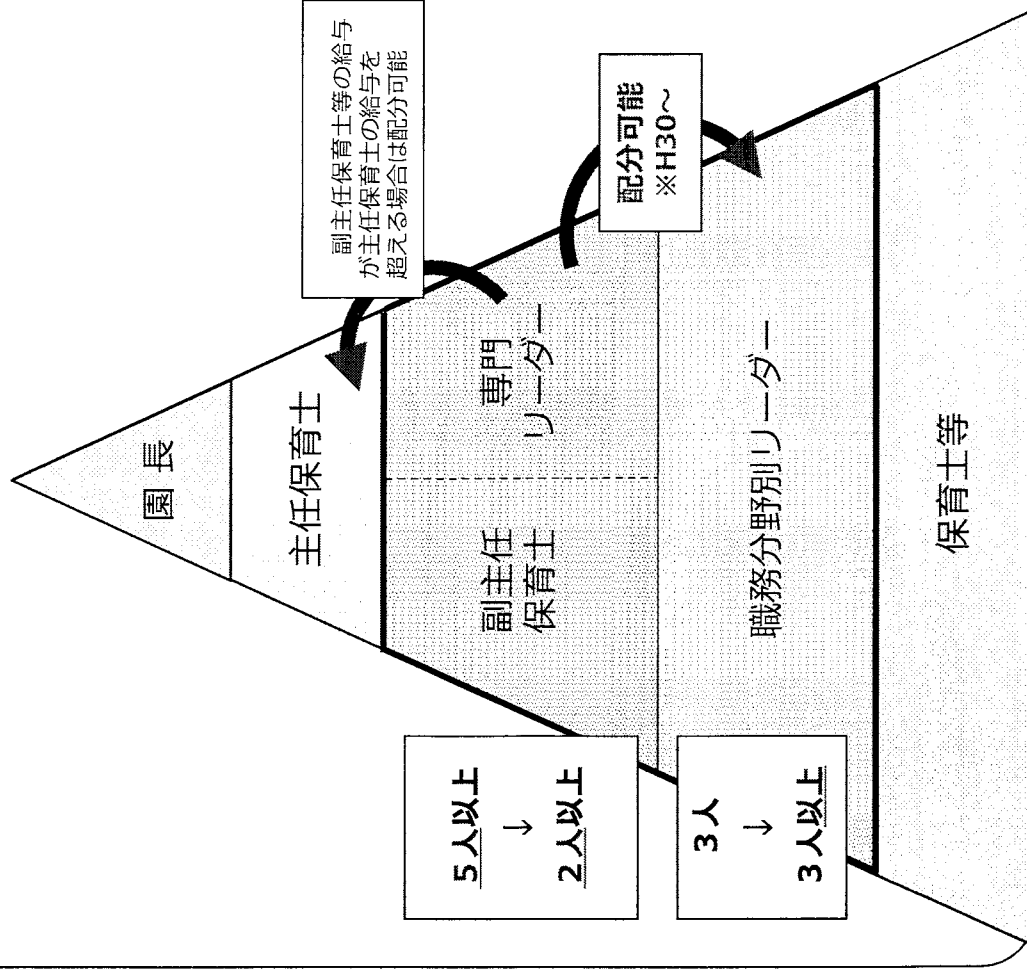
- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し

＜定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合＞

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



＜副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人）＞

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

＜職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）＞

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の20%について、

同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能

（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

報道関係者各位

平成30年7月19日（木）

【照会先】

子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
 室長補佐 齊藤 克也（内線 4954）
 指導係長 滝澤 智史（内線 4838）
 （代表電話）03(5253)1111
 （直通電話）03(3595)2493

平成28年度 認可外保育施設の現況取りまとめ

～認可の施設・事業への移行に伴い施設数、入所児童数ともに減少～

厚生労働省はこのほど、平成28年度「認可外保育施設」の現況をまとめました。これは、都道府県、政令指定都市、中核市（以下「都道府県など」といいます。）が実施した、平成29年3月31日現在の指導監督状況の報告を集計し、取りまとめたものです。

「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことで、このうち、①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」といいます。

指導監督は、これらの施設が、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、都道府県などが立入調査するものです。対象は、少数の児童を保育する施設など、都道府県知事などから届出が義務付けられていない施設を含む、すべての認可外保育施設です。立入調査は、原則として年1回以上行うことになっています。なお、やむを得ずに対象を絞る場合でも、ベビーホテルについては必ず年1回以上行うことになっています。

本調査では、「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も対象に含みますが、事業所や病院が従業員のために設置する「事業所内保育施設」は含んでいません。ただ、参考のために事業所内保育施設も把握できるものについては集計し、結果を記載しています。また、認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）についても把握できるものについては集計し、参考のために結果を記載しています。

【ポイント】

○ 認可外保育施設の総数	6,558 か所	前年度比	365 か所の減
（内訳）ベビーホテル	1,530 か所	同	49 か所の減
その他の認可外保育施設	5,028 か所	同	316 か所の減
（【参考】認可の施設・事業への移行：ベビーホテル ▲49 か所、その他の認可外保育施設▲415 か所）			
○ 入所児童の総数	158,658 人	同	19,219 人の減
（内訳）ベビーホテル	26,998 人	同	3,123 人の減
その他の認可外保育施設	131,660 人	同	16,096 人の減

【平成 28 年度 認可外保育施設の現況】

施設の数はい計 6,558 か所であり、前年（6,923 か所）から 365 か所減少している。

I 施設数、入所児童数の状況

1. 施設数

平成 29 年 3 月 31 日現在の認可外保育施設数は前年と比較し 365 か所（5.3%）の減少となっている。

（単位：か所）

区分	29 年 3 月現在 施設数	28 年 3 月現在 施設数	増 減
ベビーホテル	1,530 (1,412)	1,579 (1,427)	▲49
その他の認可外保育施設	5,028 (4,638)	5,344 (4,835)	▲316
計	6,558 (6,050)	6,923 (6,262)	▲365

※（ ）内は「届出対象施設」の数。

※平成 29 年 3 月 1 日現在の認可保育所等（認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園のことをいう。以下同じ。）の数は、26,314 か所。

<ベビーホテル、その他の認可外保育施設の変動状況、増減理由>

○ベビーホテルの変動状況、増減理由

計 ▲49 か所 [▲170]

増加理由	●新設・新規把握……………	197 か所 [151]
	●移行（※1）……………	87 か所 [45]
減少理由	●廃止・休止……………	▲156 か所 [▲165]
	●転換（※2）……………	▲128 か所 [▲ 64]
	●認可の施設・事業への移行……………	▲ 49 か所 [▲137]

（認可の施設・事業への移行の内訳）

（単位：か所）

認可保育所（保育所型 認定こども園を含む）	17	小規模保育事業	28
		事業所内保育事業	2
幼保連携型認定こども園	0	家庭的保育事業	2

「新規把握」…平成 27 年度以前に開設されていたが、28 年度に新たに把握した施設。

「移行（※1）」…平成 28 年度に、「ベビーホテル以外の認可外保育施設」から「ベビーホテル」に移行した施設。

「転換（※2）」…平成 28 年度に、「ベビーホテル」から「ベビーホテル以外の認可外保育施設」に転換した施設。

「認可の施設・事業への移行」…平成 28 年度に、認可保育所等の子ども・子育て支援新制度の施設・事業に移行した施設。

※〔 〕内は前年度の変動状況

○その他の認可外保育施設の変動状況、増減事由 計 ▲316 か所 [▲945]

増加理由	●新設・新規把握	482 か所 [456]
	●移行 (※3)	81 か所 [64]
減少理由	●廃止・休止	▲399 か所 [▲481]
	●転換 (※4)	▲ 65 か所 [▲ 40]
	●認可の施設・事業への移行	▲415 か所 [▲944]

(認可の施設・事業への移行の内訳) (単位：か所)

認可保育所（保育所型 認定こども園を含む）	140	小規模保育事業	224
		事業所内保育事業	13
幼保連携型認定こども園	33	家庭的保育事業	5

「新規把握」・・・平成 27 年度以前に開設されていたが、28 年度に新たに把握した施設。

「移行(※3)」・・・平成 28 年度に、「ベビーホテル又は事業所内保育施設」から「その他の認可外保育施設」に移行した施設。

「転換(※4)」・・・平成 28 年度に、「その他の認可外保育施設」から「ベビーホテル又は事業所内保育施設」に転換した施設。

「認可の施設・事業への移行」・・・平成 28 年度に、認可保育所等の子ども・子育て支援新制度の施設・事業に移行した施設

※ [] 内は前年度の変動状況

2. 入所児童数

入所児童数は158,658人で、前年と比較して19,219人(10.8%)の減少。

年齢別では、0～2歳児は81,455人、3歳以上の児童は70,201人となっている(就学前)。

なお、この他に両親が夜間働いているなどの理由で利用している小学校就学児も6,280人いる。

(単位：人)

区分	29年3月現在 入所児童数	28年3月現在 入所児童数	増減
ベビーホテル	26,998	30,121	▲3,123
その他の認可外保育施設	131,660	147,756	▲16,096
計	158,658	177,877	▲19,219

※平成29年3月1日現在の認可保育所等の入所児童数は2,530,119人。

○年齢区分別入所児童数

区分	年齢区分別内訳		
	0歳	1歳	2歳
ベビーホテル(割合) 〔前年度〕	2,758(10%) 〔3,173〕	6,333(23%) 〔6,800〕	5,821(22%) 〔6,598〕
その他の認可外保育施設(割合) 〔前年度〕	12,111(9%) 〔14,148〕	25,990(20%) 〔29,392〕	28,442(22%) 〔32,450〕
計(割合) 〔前年度〕	14,869(9%) 〔17,321〕	32,323(20%) 〔36,192〕	34,263(22%) 〔39,048〕

(単位：人)

年齢区分別内訳				合計
3歳	4歳以上	小学校就学児	不明	
4,393(16%) 〔5,053〕	6,007(22%) 〔6,871〕	1,616(6%) 〔1,601〕	70(0%) 〔25〕	26,998(100%) 〔30,121〕
22,322(17%) 〔24,733〕	37,479(28%) 〔41,787〕	4,664(4%) 〔5,183〕	652(0%) 〔63〕	131,660(100%) 〔147,756〕
26,715(17%) 〔29,786〕	43,486(27%) 〔48,658〕	6,280(4%) 〔6,784〕	722(0%) 〔88〕	158,658(100%) 〔177,877〕

<参考：平成29年3月現在の状況>

区分	0～2歳児	3歳以上児	合計
認可外保育施設	81,455 (54%)	70,201 (46%)	151,656 (100%)
認可保育所等	1,053,758 (42%)	1,476,361 (58%)	2,530,119 (100%)

※認可外保育施設の「3歳以上児」の入所児童数は、「3歳」及び「4歳以上」の入所児童数の合計数（「小学校就学児」及び「不明」を除く）。

Ⅱ ベビーホテル等に対する指導等の状況

1. ベビーホテルの開所時間および時間帯別入所児童数

(1) ベビーホテルの開所時間

(単位：か所)

区分	24時間	宿泊	深夜	夜間	昼間のみ	計
施設数	327	111	106	401	585	1,530
(割合)	(21%)	(7%)	(7%)	(26%)	(38%)	(100%)
[前年度]	[333]	[122]	[104]	[444]	[576]	[1,579]

「宿泊」…「24時間」開設のものを除き、午前2時から午前7時までの時間帯の全部、または一部を含んで開設しているもの。

「深夜」…「24時間」及び「宿泊」を除き、午後10時から翌日午前2時までの時間帯の全部、または一部を含んで開設しているもの。

「夜間」…「24時間」、「宿泊」及び「深夜」を除き、午後8時から午後10時までの時間帯の全部、または一部を含んで開設しているもの。

「昼間のみ」…「24時間」、「宿泊」、「深夜」及び「夜間」を除き、午前7時から午後8時までの時間帯の全部、または一部の時間帯に開設しているもので、一時預かりをしているもの。

(2) 保育時間帯別入所児童数

(単位：人)

区分	24時間保育 されている者	主に夜間に保育 されている者	主に昼間に保育 されている者	保育時間帯が 不明な者	入所児童総数
児童数	802	3,876	20,528	1,792	26,998
(割合)	(3%)	(14%)	(76%)	(7%)	(100%)
[前年度]	[642]	[3,956]	[24,604]	[919]	[30,121]

「主に夜間に保育されている者」…主に夜間（宿泊、深夜を含む）に保育されている者。

「主に昼間に保育されている者」…主に午前7時から午後8時まで保育されている者。

例) ①午後5時から翌午前2時まで → 「主に夜間に保育されている者」

②午前8時から午後10時まで → 「主に昼間に保育されている者」

2. 認可外保育施設（届出対象施設）に対する立入調査の実施状況

都道府県知事などへの設置届出が義務付けられている施設（届出対象施設）への立入調査は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（以下「指導監督基準」）により、年1回以上行うことが原則となっている。やむを得ず、対象施設を絞って指導監督を行う場合にも、ベビーホテルについては必ず年1回以上行うことになっている。

（注1）1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については、できる限り立入調査を行うよう努力すること等になっている。

（注2）立入調査が未実施の施設についても、巡回支援などの指導（指導監督基準の一部に関する指導又は指導監督とは別の指導）が行われている場合がある。

（1）立入調査の実施状況

	29年3月現在の 届出対象施設数	実施か所数 (実施率)	未実施か所数 (未実施率)
ベビーホテル	1,412 か所	1,035 か所 (73%)	377 か所 (27%)
その他の認可外保育施設	4,638 か所	3,303 か所 (71%)	1,335 か所 (29%)

（2）立入調査結果および指導状況

① 平成28年度の立入調査結果

	指導監督基準に適合 しているもの	指導監督基準に適合 していないもの	計
ベビーホテル	454 か所 (44%)	581 か所 (56%)	1,035 か所 (100%)
その他の認可外保育施設	1,950 か所 (59%)	1,353 か所 (41%)	3,303 か所 (100%)

② 「指導監督基準に適合していないもの」についての最終的な指導状況

区分	口頭指導	文書指導	改善勧告	公表	事業停止 命令	施設閉鎖 命令	計
ベビーホテル	159 か所	421 か所	1 か所	—	—	—	581 か所
その他の認可 外保育施設	485 か所	863 か所	5 か所	—	—	—	1,353 か所

指導監督基準に適合していない主な項目

○ベビーホテル

- 1 乳幼児の健康診断の実施：241 か所
- 2 職員の健康診断の実施：229 か所
- 3 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施：224 か所
- 4 施設及びサービスに関する内容の掲示：169 か所
- 5 保育に従事する者の数：162 か所

○その他の認可外保育施設

- 1 乳幼児の健康診断の実施：477 か所
- 2 職員の健康診断の実施：461 か所
- 3 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施：444 か所
- 4 利用者に対する契約内容の書面による交付：328 か所
- 5 安全確保への配慮：300 か所

<参考 I> 事業所内保育施設の状況

○施設数

(単位：か所)

区分	29年3月現在 施設数	28年3月現在 施設数	増減
事業所内保育施設	4,766 (963)	4,561 (733)	205
うち院内保育施設	2,813 (433)	2,780 (345)	33

※ () 内は「届出対象施設」の数。

<事業所内保育施設の変動状況、増減理由>

計 205 か所 [▲ 32]

増加理由	●新設・新規把握	357 か所 [215]
	●移行	59 か所 [27]
減少理由	●廃止・休止	▲110 か所 [▲ 134]
	●転換	▲ 45 か所 [▲ 32]
	●認可の施設・事業への移行	▲ 56 か所 [▲ 108]

(認可の施設・事業への移行の内訳)

(単位：か所)

認可保育所（保育所型認定こども園を含む）	3	小規模保育事業	5
		事業所内保育事業	48
幼保連携型認定こども園	0	家庭的保育事業	0

「新規把握」…平成 27 年度以前に開設されていたが、平成 28 年度に新たに把握した施設。

「移行」…平成 28 年度に「事業所内保育施設以外の認可外保育施設」から、「事業所内保育施設」に移行した施設。

「転換」…平成 28 年度に「事業所内保育施設」から、「事業所内保育施設以外の認可外保育施設」に転換した施設。

「認可の施設・事業への移行」…平成 28 年度に、認可保育所等の子ども・子育て支援新制度の施設・事業に移行した施設

※ [] 内は前年度の変動状況

○入所児童数

(単位：人)

区分	29年3月現在 入所児童数	28年3月現在 入所児童数	増減
事業所内保育施設	74,086	73,660	426
うち院内保育施設	54,371	55,933	▲1,562

<参考Ⅱ> 事業所内保育施設に対する指導等の実施状況

○立入調査の実施状況

	29年3月現在の 届出対象施設数	立入調査実施か所数 (実施率)	未実施か所数 (未実施率)
事業所内保育施設	963 か所	433 か所 (45%)	530 か所 (55%)

○立入調査結果および指導状況

①平成28年度の立入調査結果

	指導監督基準に適合 しているもの	指導監督基準に適合 していないもの	計
事業所内保育施設	305 か所 (70%)	128 か所 (30%)	433 か所 (100%)

②「指導監督基準に適合していないもの」についての最終的な指導状況

区 分	口頭指導	文書指導	改善勧告	公表	事業停止 命令	施設閉鎖 命令	計
事業所内保育施設	74 か所	54 か所	—	—	—	—	128 か所

指導監督基準に適合していない主な項目

- 1 乳幼児の健康診断の実施：59 か所
- 2 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施：32 か所
- 3 サービス利用者に対する契約内容の書面による交付：29 か所
- 4 施設及びサービスに関する内容の提示：28 か所
- 5 職員の健康診断の実施：21 か所

<参考Ⅲ> 認可外の居宅訪問型保育事業の状況

○平成29年3月現在 事業所数 909 か所（903 か所） 利用児童数 2,602 人

※（ ）内は「届出対象施設」の数。

〈参考〉都道府県・政令指定都市・中核市別 認可外保育施設数・入所児童数一覧(平成29年3月31日現在)

自治体名	認可外保育施設		ベビーホテル		その他認可外保育施設	
	(施設数)	(人)	(施設数)	(人)	(施設数)	(人)
1 北海道	113	1,998	24	310	89	1,688
2 青森県	15	328	12	14	14	316
3 岩手県	35	438	3	124	32	314
4 宮城県	61	988	2	54	59	934
5 秋田県	7	64	1	4	6	60
6 山形県	68	1,764	9	90	59	1,674
7 福島県	47	1,320	8	423	39	897
8 茨城県	91	2,404	19	232	72	2,172
9 栃木県	52	743	17	128	35	615
10 群馬県	45	765	8	66	37	689
11 埼玉県	185	3,263	28	556	157	2,707
12 千葉県	124	2,658	31	739	93	1,919
13 東京都	1,300	32,806	518	9,877	782	22,929
14 神奈川県	118	2,826	21	412	97	2,414
15 新潟県	31	278	7	101	24	178
16 富山県	33	228	1	4	32	224
17 石川県	10	357	2	0	8	357
18 福井県	36	301	2	248	4	53
19 山梨県	25	391	6	39	19	353
20 長野県	56	635	12	95	44	536
21 岐阜県	36	379	9	56	27	317
22 静岡県	98	1,617	32	178	66	1,439
23 愛知県	149	2,099	14	153	135	1,946
24 三重県	44	741	20	308	24	433
25 滋賀県	30	793	5	98	25	685
26 京都府	32	564	7	162	25	397
27 大阪府	120	2,665	25	462	95	2,203
28 兵庫県	110	3,688	0	0	110	3,688
29 奈良県	19	280	2	24	7	256
30 和歌山県	10	136	3	67	7	69
31 鳥取県	16	220	1	0	17	220
32 島根県	9	298	1	13	8	285
33 岡山県	15	246	1	11	14	235
34 広島県	43	818	4	24	39	794
35 山口県	70	1,363	12	205	58	1,178
36 徳島県	30	989	3	53	27	936
37 香川県	10	214	1	1	9	213
38 愛媛県	32	566	5	29	27	537
39 高知県	7	217	0	0	7	217
40 福岡県	137	3,648	9	210	128	3,639
41 佐賀県	39	634	4	40	35	594
42 長崎県	15	384	3	57	12	327
43 熊本県	28	485	1	2	27	483
44 大分県	18	423	4	58	14	365
45 宮崎県	34	979	3	32	31	947
46 鹿児島県	49	1,541	10	420	39	1,121
47 沖縄県	290	12,467	6	25	284	12,442
都道府県合計	3,844	93,224	935	16,210	3,008	77,014
48 札幌市	89	2,522	40	1,133	49	1,389
49 仙台市	81	1,812	31	695	50	1,117
50 さいたま市	144	3,728	6	49	138	3,679
51 千葉市	38	793	8	152	30	641
52 横浜市	281	7,526	25	251	256	7,275
53 川崎市	173	5,599	1	50	172	5,549
54 相模原市	47	1,107	12	180	35	927
55 新潟市	11	204	3	27	8	177
56 静岡市	25	702	12	233	13	469
57 浜松市	30	744	4	154	26	590
58 名古屋市	108	1,595	47	447	61	1,148
59 京都市	37	919	12	149	25	770
60 大阪市	157	3,804	53	1,300	104	2,504
61 堺市	25	594	8	232	17	362
62 神戸市	63	1,322	18	239	45	1,083
63 岡山市	51	1,354	17	293	34	1,061
64 広島市	72	1,398	21	107	51	1,291
65 北九州市	54	1,041	15	177	39	864
66 福岡市	135	2,196	37	686	98	1,510
67 熊本市	54	1,846	12	218	42	1,628
指定都市合計	1,675	40,806	382	6,772	1,293	34,034
68 函館市	5	42	3	32	2	10
69 旭川市	27	942	3	84	24	858
70 青森市	8	88	2	13	5	75
71 八戸市	11	255	2	33	9	222
72 盛岡市	17	178	2	25	15	153
73 秋田市	9	229	3	64	6	165
74 郡山市	29	1,141	4	182	25	959
75 いわき市	10	140	1	4	9	136
76 宇都宮市	15	360	5	172	10	188
77 前橋市	15	202	5	64	10	138
78 高崎市	9	85	7	49	2	36
79 川越市	25	627	3	42	22	585
80 越谷市	10	284	3	174	7	110
81 船橋市	32	908	11	376	21	532
82 柏市	13	295	2	53	11	242
83 八王子市	16	239	10	64	6	175
84 横浜質市	7	402	1	25	6	377
85 富山市	11	199	1	29	10	170
86 金沢市	12	88	4	17	8	71
87 長野市	16	198	8	68	8	130
88 岐阜市	13	206	3	50	10	156
89 豊橋市	20	280	3	36	17	252
90 豊田市	20	361	4	77	16	284
91 岡崎市	12	262	3	39	9	223
92 大津市	8	185	2	38	6	147
93 高槻市	11	222	0	0	11	222
94 東大阪市	26	441	6	114	20	327
95 豊中市	26	452	2	26	24	426
96 枚方市	13	251	5	55	8	196
97 姫路市	54	2,561	4	76	50	2,485
98 西宮市	44	1,105	8	256	36	849
99 尼崎市	17	293	2	12	15	281
100 奈良市	11	227	3	45	8	182
101 和歌山市	10	148	4	90	6	58
102 倉敷市	15	266	8	82	7	184
103 福山市	8	186	4	79	4	107
104 呉市	7	116	1	37	6	79
105 下関市	10	75	1	0	9	75
106 高松市	15	362	6	98	9	264
107 松山市	32	820	7	138	25	682
108 高知市	30	626	6	54	24	572
109 久留米市	12	335	2	96	10	239
110 長崎市	9	208	2	49	7	159
111 佐世保市	6	182	0	0	6	182
112 大分市	53	1,736	10	76	43	1,660
113 宮崎市	26	789	5	115	21	674
114 鹿児島市	54	1,147	20	436	34	711
115 那覇市	80	3,876	12	272	68	3,604
中核市合計	939	24,628	213	4,016	726	20,612
総計	6,558	158,658	1,530	26,998	5,028	131,660

※ 都道府県の数値は指定都市、中核市の数値を除いたもの。

〈参考〉

自治体名	事業所内保育施設		うち院内保育施設	
	(施設数)	(人)	(施設数)	(人)
1 北海道	151	2,042	123	1,818
2 青森県	11	146	7	102
3 岩手県	36	463	21	360
4 宮城県	46	702	21	411
5 秋田県	14	128	7	103
6 山形県	44	738	30	608
7 福島県	38	721	27	632
8 茨城県	152	2,250	74	1,571
9 栃木県	75	715	31	447
10 群馬県	58	772	32	608
11 埼玉県	160	3,102	87	2,359
12 千葉県	189	2,655	70	1,476
13 東京都	355	4,502	170	2,789
14 神奈川県	85	2,091	62	1,709
15 新潟県	36	340	27	289
16 富山県	20	203	16	150
17 石川県	17	146	2	67
18 福井県	38	336	21	236
19 山梨県	37	302	23	224
20 長野県	61	894	40	663
21 岐阜県	97	1,250	44	731
22 静岡県	85	1,092	55	788
23 愛知県	116	2,300	64	1,733
24 三重県	82	1,284	39	690
25 滋賀県	45	651	26	510
26 京都府	49	506	31	387
27 大阪府	128	2,332	74	1,659
28 兵庫県	119	2,216	78	1,726
29 奈良県	40	587	29	455
30 和歌山県	32	424	18	301
31 鳥取県	19	435	13	341
32 島根県	22	406	19	397
33 岡山県	47	479	33	369
34 広島県	51	833	38	784
35 山口県	57	1,402	49	1,275
36 徳島県	46	863	32	604
37 香川県	23	293	20	290
38 愛媛県	26	442	23	382
39 高知県	17	173	15	171
40 福岡県	82	827	51	575
41 佐賀県	54	654	32	522
42 長崎県	23	362	18	310
43 熊本県	33	428	25	315
44 大分県	29	336	21	269
45 宮崎県	19	277	15	197
46 鹿児島県	67	991	56	857
47 沖縄県	39	830	14	377
都道府県合計	3,070	45,881	1,823	33,640
48 札幌市	71	2,118	45	1,538
49 仙台市	49	815	25	587
50 さいたま市	38	524	16	331
51 千葉市	47	632	21	448
52 横浜市	94	1,332	67	1,019
53 川崎市	35	446	20	297
54 相模原市	27	318	15	201
55 新潟市	19	311	14	255
56 静岡市	30	542	12	377
57 浜松市	25	278	14	173
58 名古屋市	56	763	30	457
59 京都市	41	603	28	493
60 大阪市	86	1,130	38	654
61 堺市	21	430	15	364
62 神戸市	64	779	35	576
63 岡山市	24	373	17	309
64 広島市	43	685	22	438
65 北九州市	30	363	21	308
66 福岡市	54	560	27	426
67 熊本市	26	550	18	393
指定都市合計	880	13,560	500	9,725
68 函館市	16	238	15	233
69 旭川市	19	375	9	283
70 青森市	11	132	4	102
71 八戸市	4	45	2	36
72 盛岡市	12	285	8	250
73 秋田市	8	142	6	132
74 郡山市	17	457	9	265
75 いわき市	14	214	7	99
76 宇都宮市	28	664	15	568
77 前橋市	15	251	9	175
78 高崎市	14	243	11	214
79 川越市	18	517	14	409
80 越谷市	10	269	8	228
81 船橋市	19	354	7	196
82 柏市	21	507	9	385
83 八王子市	25	198	13	140
84 横浜質市	23	499	11	317
85 富山市	16	267	9	181
86 金沢市	19	143	9	107
87 長野市	12	149	5	85
88 岐阜市	30	658	18	510
89 豊橋市	20	358	12	297
90 豊田市	22	368	7	191
91 岡崎市	10	135	5	87
92 大津市	9	142	6	96
93 高槻市	19	386	10	194
94 東大阪市	27	377	14	247
95 豊中市	12	212	8	149
96 枚方市	13	203	9	129
97 姫路市	25	690	18	624
98 西宮市	17	168	10	104
99 尼崎市	13	130	6	101
100 奈良市	12	95	9	86
101 和歌山市	24	348	16	325
102 倉敷市				

認可外保育施設の箇所数・児童数の推移

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	認可外保育施設	4,783	5,253	5,815	6,111	6,849	6,953	7,176	7,178	7,249	7,348	7,284	7,400	7,579	7,739	7,834	7,939	8,038	6,923
児童数(千人)	149	160	169	169	179	177	179	180	179	177	176	180	186	185	201	203	202	178	159
へび・ホテル施設	727	838	1,044	1,184	1,386	1,495	1,587	1,620	1,566	1,597	1,756	1,695	1,709	1,830	1,818	1,767	1,749	1,579	1,530
児童数(千人)	19	21	25	26	28	29	30	31	30	29	32	31	31	33	35	33	33	30	27
その他	4,056	4,415	4,771	4,927	5,463	5,458	5,589	5,558	5,683	5,751	5,528	5,705	5,870	5,909	6,016	6,172	6,289	5,344	5,028
児童数(千人)	130	139	144	143	151	148	149	149	149	148	144	149	155	152	166	170	169	148	132

(注)・施設数及び児童数は都道府県等が把握した数。

・平成10年度及び平成11年度については各年度1月10日現在、平成12年度は12月31日現在、平成13年度以降は3月31日現在。

(参考)

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	事業所内保育施設	3,549	3,603	3,622	3,534	3,445	3,378	3,371	3,389	3,441	3,617	3,869	3,988	4,137	4,165	4,349	4,480	4,593	4,561
児童数(千人)	54	54	53	52	50	49	48	48	47	51	56	58	61	61	66	71	74	74	74
院内保育施設	2,244	2,255	2,233	2,206	2,175	2,142	2,138	2,126	2,122	2,221	2,371	2,451	2,522	2,555	2,667	2,761	2,811	2,780	2,813
児童数(千人)	38	39	38	38	36	35	35	35	33	37	41	43	46	46	50	54	56	56	54

(注)・施設数及び児童数は都道府県等が把握した数。

・平成10年度及び平成11年度については各年度1月10日現在、平成12年度は12月31日現在、平成13年度以降は3月31日現在。

平成30年7月

各位

日本放送協会

NHK放送受信料免除についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、NHKの放送事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、放送受信料の免除については、日本放送協会放送受信料免除基準（総務大臣認可）に基づき実施しておりますが、平成30年4月よりこの免除基準を変更し、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行なうすべての施設または事業所を免除の対象としました。

今回の免除基準の変更にあたり、NHKではHPやダイレクトメール等で周知をさせていただいておりますが、まだNHKにご連絡をいただいている施設または事業所があるものと考えております。改めて貴職を通じて、お早めに免除申請手続きをいただきますようご周知等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

事務担当 NHK営業局
計画管理部 小泉
03-5455-5128

<新たに受信料免除となる対象（平成30年4月以降）>

- ・新たに免除対象となる施設・事業所については、別紙をご参照ください。
なお、免除対象となるのは、入所者・利用者の専用に供するために設置された受信機となります。

受信料が免除となる受信機	入所者・利用者の各部屋、入所者・利用者専用の食堂等に設置した受信機
受信料のお支払いが必要な受信機	事務室、従業員休憩室、宿直室、入所者・利用者以外も利用する食堂等に設置した受信機

【参考】

日本放送協会放送受信料免除基準（抜粋）平成30年4月1日施行

1 全額免除（社会福祉施設等）

- (1) 別表1に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用
に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する放送受信契約

別表1

社会福祉施設等	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設もしくは事業所または更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業を行なう施設もしくは事業所
---------	-----------------------------------------------------------------------------

（注）社会福祉法第2条第4項第4号に規定する事業のうち、生活保護法または児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業を行なう施設もしくは事業所については、上記に含める。

<免除申請手続きについて>

- ・免除申請手続きに関するお問い合わせは、下記のNHK窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※平成30年4月1日施行の免除基準により新たに免除対象となった施設または事業所の契約に関して、平成30年9月30日までにNHKが免除申請書を受理したときは、平成30年4月（平成30年4月に免除基準に該当していない場合は、該当した月）に遡って免除を適用します。

（お問い合わせ先）
NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077
（午前9時～午後8時）

社会福祉施設への免除拡大について

別紙

現行の免除対象

児童福祉関連	助産施設／乳児院／母子生活支援施設／保育所／幼保連携型認定こども園 ／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター ／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター 等	【事業数】 70	【免除件数】 28万 (28年度末)
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等		
老人福祉関連	養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人デイサービスセンター ／老人短期入所施設／老人福祉センター／老人介護支援センター 等		
上記以外	生活保護施設／母子福祉施設 等		

(※) 免除対象の詳細は、「日本放送協会放送受信料免除基準」を参照

新たな免除対象

児童福祉関連	障害児通所支援事業のうち「保育所等訪問支援」／障害児相談支援事業 ／子育て短期支援事業／乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業 ／地域子育て支援拠点事業／一時預かり事業／小規模住居型児童養育事業 ／小規模保育事業／病児保育事業／子育て援助活動支援事業	【事業数】 25	【免除件数】 2万 (推計)
障害者福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」 ／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業 ／身体障害者生活訓練等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業／聴導犬訓練事業 ／盲導犬訓練施設		
老人福祉関連	小規模多機能型居宅介護事業／複合型サービス福祉事業		
上記以外	福祉サービス利用援助事業／認定生活困窮者就労訓練事業		

(※) 更生保護事業関連の一時保護事業・連絡助成事業も対象

社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設が受信料免除の対象

府子本第722号
平成30年7月6日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

西川 隆久
（公印省略）

平成30年度税制改正に係る子ども・子育て支援新制度における税制上の取扱いについて（通知）

平成30年度税制改正により、下記のとおり税制上の措置が講じられ、関係法令が改正されました（別添参照）。その内容及び税制上の取扱いに関する留意点は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分ご了知の上、関係部局や管内の市町村、事業者等へ周知し、その運用に遺漏のないようご配慮いただけるようお願いいたします。なお、こうした取扱いについては、財務省とも協議済みである旨申し添えます。

記

1 企業主導型保育事業に対する税制上の措置（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

（1）所得税及び法人税関係

所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の3及び第47条の規定により、青色申告書を提出する個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育事業の助成金の交付を受けて事業所内保育施設の新設又は増設をするとともに、幼児遊戯用構築物等（※）の取得又は製作若しくは建設をする場合において、当該新設又は増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下「企業主導型保育施設用資産」という。）を新たに保育事業の用に供したときは、

- ・ 個人にあつては、その保育事業の用に供した日（以下「供用日」という。）以後3年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該企業主導型保育施設用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後3年以内でその用に供している期間（企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受ける期間に限る。以下「対象期間」という。）に限り、所得税法（昭和40年法律第33号）第49条第1項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該対象期間に係るものの100分の112（建物及びその附属設備並びに構築物については、100

分の 115) に相当する金額以下の金額で、当該個人が必要経費として計算した金額とする

- ・ 法人にあつては、供用日以後 3 年以内の日を含む各事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、対象期間に限り、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該普通償却限度額の 100 分の 12（建物及びその附属設備並びに構築物については、100 分の 15）に相当する金額をいう。）との合計額とすることされたこと。

※幼児遊戯用構築物等は、事業所内保育施設における保育事業の用に供する以下の減価償却資産とする。

- ① 滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児に使用させるためのもの
- ② 器具及び備品のうち、遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設を利用する乳幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいう。）

2 税務部局等との連携について

上記の税制上の措置が講じられる企業主導型保育事業について、地方団体の福祉部局においては、当該措置が適切に講じられるよう、事業を実施する施設を確認・把握した際の情報を共有するなど、当該地方団体の税務部局等と連携を図ること。

(添付資料)

別添：租税特別措置法令（法律、政令、省令）（抄）

<問い合わせ先>

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 付
03-6257-1465（直通）

企業主導型保育事業に対する税制上の措置（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

参考資料1

(所得税、法人税)

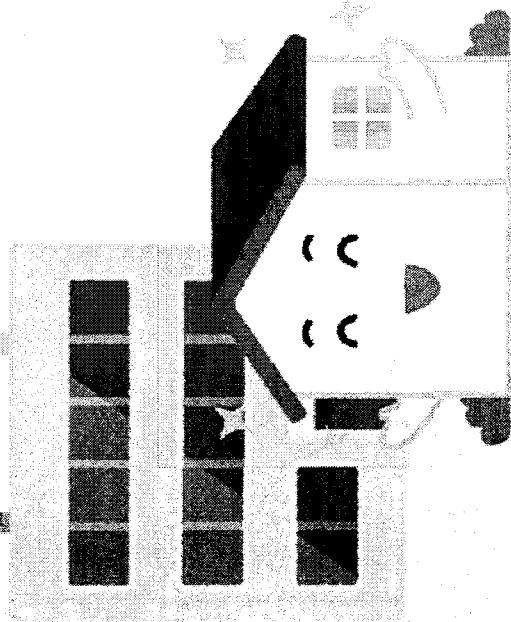
1. 大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

2. 制度の内容

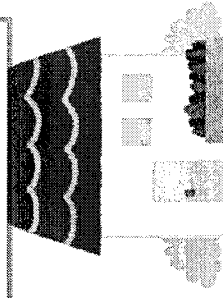
2018年度～2019年度に
企業主導型保育施設を新設・増設

会社



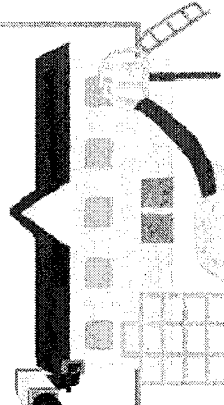
減価償却資産

① 企業主導型保育施設の建物等



② 幼児遊戯用構築物等

- ・遊戯用の構築物
- ・遊戯具
- ・家具
- ・防犯設備



普通償却費

+

普通償却限度額の12%
(建物等及び構築物は15%)

3年間の割増償却



H30年度税制改正(企業主導型保育施設用資産の割増償却)に関するFAQ

参考資料2-1

No.	事項	質問	回答
1	割増償却の適用に必要な書類について	割増償却の適用を受けようとする場合、申告には何の書類が必要となるか。	割増償却の適用を希望する事業者は、税制適用確認書確認申請書(参考資料2-2)に必要事項を記入し、助成決定通知書(整備費及び運営費)の写しと併せて児童育成協会に提出してください。児童育成協会が申告内容の確認、押印後に税制適用確認書を返却しますので、税務署への申告時に、当該税制適用確認書兼確認申請書を添付してください。 ※税制適用確認書は下記URL(企業主導型保育事業ポータル)に掲載されています。 http://www.kigyouninaihoku.jp/
2	助成金の交付	企業主導型保育事業の整備費助成金及び運営費助成金の両方の交付を受けている必要があるか。	企業主導型保育事業の整備費助成金又は運営費助成金の交付を受けて事業所内保育施設の新設又は増設をする必要があります。ただし、割増償却の適用期間は、運営費助成金の交付を受けている期間に限られています。そのため、運営費助成金については適用年度末までに必ず交付を受けている必要があります。
3	新設又は増設の範囲	新設又は増設には、改築等も含まれるのか。	改築等も含まれる場合があります。例えば、次のような場合は、新設又は増設に含まれます。 ＜例＞ ・既存建物が災害により滅失又は損壊したため、その代替施設として取得等をした場合 ・事務所として使用していた部屋を保育事業用として改築する場合 ・倉庫用として使用していた建物を保育事業用として建て替える場合 ・改築によって入所定員が増員することとなる場合
4	保育事業の用に供していることの確認	幼児遊戯用構築物等を保育事業の用に供していることは、どのように確認されるのか。	税制適用確認書(参考資料2-2)に記載の「配置場所」をもって確認します。
5	運営費助成金の交付を受ける期間の確認	割増償却を3年間適用したい場合には、運営費助成金の交付を3年間受け続けたいと割増償却の適用対象とはならないのか。	割増償却を3年間適用したい場合、運営費助成金の交付を3年間受け続ける必要があります。また、税制適用確認書の税務署への提出は初年度のみで差し支えありませんが、2、3年目も割増償却の適用を受ける場合には、税務調査等で確認を求められた場合に備えて、2、3年目の運営費助成決定通知書についても保存しておく必要があります。
6	幼児遊戯用構築物等の範囲	幼児遊戯用構築物等とは具体的にどのようなものか。	幼児遊戯用構築物等の一例としては以下のものが挙げられます。 ＜遊戯用の構築物、遊戯具＞ ・滑り台・ぶらんこ・ジャンダルジュム・キッズクライミング・トランポリン・アスレチック ・スプリング遊具・ボールなど ＜家具＞ ・テーブル・イス・ベンチ・ラック・ベッド・ロッカー・たんす・机 など ※乳幼児が使用する家具に限らず、職員等が業務上で使用する家具も対象となります。家電製品、自動車など、家具に該当しないものについては対象とはなりません。 ＜防犯設備＞ ・防犯カメラ・レコーダー・モニター・防犯アラーム・緊急ボタン・防犯センサー など
7	中古品の取得	他の事業の用に供していた資産を取得して、保育事業の用に供した場合でも、割増償却の適用対象となるか。	対象とはなりません。新品が対象となります。
8	リースによる取得	所有権移転外リース取引により取得した資産は割増償却の適用対象となるか。	対象とはなりません。
9	幼児遊戯用構築物等の取得等の時点	事業所内保育施設の新設又は増設とともに、幼児遊戯用構築物等の取得等(取得又は製作若しくは建設)をすることが要件だが、いつの時点で取得等をした幼児遊戯用構築物等が「新設又は増設とともに」取得等したものと対象となるのか。	整備費助成金又は運営費助成金の助成申込日から事業開始日までの間に取得等をした幼児遊戯用構築物等が割増償却の適用対象となります。
10	連結法人の取扱い	連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人についても、割増償却の適用対象となるか。	租税特別措置法第68条の34の規定により、割増償却の適用対象となります。
11	共同設置の場合の取扱い	複数の者が共同で事業を実施している場合で、一部の者が代表して助成金の交付を受けているときに、助成金の交付を直接受けていない事業者についても、割増償却の適用対象となるか。	対象となります。共同で事業を実施する事業者は、児童育成協会へ税制適用確認書兼確認申請書を提出する際に、共同で事業を実施する事業者間で交わした当該事業の実施に関する契約書の写しを提出してください。

〇子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて

※ 青塗りの部分は、平成30年度要望に関連する

参考資料3

所 属 税	保 育 所										備 考	
	幼児園		保育所		地域型保育事業		企業主導型保育		認可外保育			
	学法、社福	個人	学法、社福	株式会社	個人	学法、社福	株式会社	個人	学法、社福	株式会社	個人	
寄附金控除	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	法人に列して寄附した場合には、所得控除又は税額控除を受けられるもの。 ※77年度要請において、税額控除の対象となるための要件が緩和(年平均の寄附者数100人以上・一定員が5,000人未満の場合、定員の合計数=5,000×100人以上(最低10人)、かつ、寄附者の年平均寄附額が30万円以上)
簡易証明制度	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	土地収用法に基づき土地収用された場合、譲渡所得の特例控除(5,000万円)が認められているが、土地収用後に新設又は増設をする場合、簡易な証明書類で同様の特例控除を受けられるもの。 ※幼保連携型認定こども園の幼保連携部分、保育所認定こども園の保育所部分 ※地域型保育事業は小規模保育事業(定員10人以上)が対象。
企業主導型保育施設利用資産の取得等に関する特例	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育事業の助成金の交付を受けて施設の新設又は増設をする場合、当該施設利用資産の取得等をする場合において、当該施設又は増設に係る施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該施設利用資産等(企業主導型保育施設利用資産)を新たに保育事業の用に供したときは、保育事業の用に供した日から3年間は、企業主導型保育施設の運営費助成金の交付を受ける期間に限る。)に限り、企業主導型保育施設利用資産の取得等ができることとする。
法人税												
寄附金控除	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	法人に列して寄附した場合には、損金算入できるもの。 ※要配慮児童寄附金として、日本私立学校振興・共済事業団、各勤労組員共同寄附金を経由して寄附する場合等は、全額損金算入可能(関係告示は本年度末までに改正予定)。
簡易証明制度	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	土地収用法に基づき土地収用された場合、譲渡所得の特例控除(5,000万円)の特例控除が認められているが、土地収用後に新設又は増設をする場合、簡易な証明書類で同様の特例控除を受けられるもの。 ※幼保連携型認定こども園の幼保連携部分、保育所認定こども園の保育所部分 ※地域型保育事業は小規模保育事業(定員10人以上)が対象。
企業主導型保育施設利用資産の取得等に関する特例	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育事業の助成金の交付を受けて施設の新設又は増設をする場合、当該施設利用資産の取得等をする場合において、当該施設又は増設に係る施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該施設利用資産等(企業主導型保育施設利用資産)を新たに保育事業の用に供したときは、保育事業の用に供した日から3年間は、企業主導型保育施設の運営費助成金の交付を受ける期間に限る。)に限り、企業主導型保育施設利用資産の取得等ができることとする。
登録免許税	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	事業者が、相続・遺贈・贈与により取得した財産で、左欄の〇のついでに事業を行う場合に相続税・贈与税が非課税となるもの。 ※1:個人立については、給与額等の要件あり(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、幼保連携型認定こども園のみが対象)。
相続税・贈与税(再途非課税)	○	※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	相続・遺贈により取得した財産を、左欄の〇のついでに事業を行う場合に贈与した場合には、当該財産に係る相続税が非課税となるもの。
相続税(人的非課税)	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	相続・遺贈により取得した財産を、左欄の〇のついでに事業を行う場合に贈与した場合には、当該財産に係る相続税が非課税となるもの。
贈与税(教育資金一括贈与)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	親や祖父・祖母から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合には、子・孫別に1,500万円までを非課税(※学費等以外の場合に支払われる金額は500万円を限度)となるもの。 ※2:新制度に移行する幼稚園は、給食代やスクールバス代等を実質徴収する場合は非課税。 ※3:15人以下の施設は児童費非課税の対象にはならない。
消費税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
関税												
教育用フィルム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
院際送料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
固定資産税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※4:小規模保育事業、事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産に係る固定資産税及び15新制度に移行した幼稚園、専ら保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税(利用定員が1人以上・5人以下)の用に供する固定資産に係る固定資産税(他の用途に供するもの)の課税に供するもの。 ※5:企業主導型保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産に係る固定資産税及び15新制度に移行した後の5年間は、課税標準を価格の2分の1を参照して、3分の1~3分の2の範囲内で市町村計画について、助成を受けられた5年間は、課税標準を価格の2分の1を参照して、3分の1~3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合とするもの。 ※6:企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準が価格を4分の1とするもの。 平成29年4月1日~平成31年3月31日に助成を受けた事業等に限り。
都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※5:企業主導型保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産に係る固定資産税及び15新制度に移行した後の5年間は、課税標準を価格の2分の1を参照して、3分の1~3分の2の範囲内で市町村計画について、助成を受けられた5年間は、課税標準を価格の2分の1を参照して、3分の1~3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合とするもの。 ※6:企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準が価格を4分の1とするもの。 平成29年4月1日~平成31年3月31日に助成を受けた事業等に限り。
事業所税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※6:企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準が価格を4分の1とするもの。 平成29年4月1日~平成31年3月31日に助成を受けた事業等に限り。
不動産取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※7:小規模保育事業、事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する不動産に係る不動産取得税(利用定員が1人以上・5人以下)の用に供する不動産に係る不動産取得税(他の用途に供するもの)に列して課税される不動産取得税の課税標準を、価格の2分の1を参照して、3分の1~3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合を定めて控除するもの。

< 地方税 >

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ ブロック塀等の安全点検等状況調査へのご協力のお願い (厚生労働省) …… 1
- ◆ 「社会福祉法人の経営指標」が改正される (日本公認会計士協会) …… 3
- ◆ 平成 30 年 7 月豪雨にかかる義援金へのご協力のお願いについて
(全社協・社会福祉施設協議会連絡会) …… 3
- ◆ 教育・保育施設長専門講座 プログラム (1) (2) 受講申込受付中
(全国保育協議会) …… 5
- ◆ 発達保育実践政策学センター (Cedep) 公開シンポジウム
(東京大学大学院教育学研究科) …… 5

◆ブロック塀等の安全点検等状況調査へのご協力のお願い (厚生労働省)

大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊し、小学生が亡くなった事故を受け、厚生労働省では、ブロック塀等の安全点検をすすめています。

平成 30 年 6 月 22 日には、事務連絡「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について」が発出されました。保育所・認定こども園等を含めた社会福祉施設において、ブロック塀等の点検を実施していただいているところかと存じます (参考として、別添の資料 1-1 をご参照ください)。

先般 7 月 23 日、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課は、「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について (依頼)」を発出しました。各都道府県・指定都市・中核市の所管課から、会員の皆さまに対してブロック塀等の安全点検の調査依頼がな

された際には、適切にご対応いただきたく、下記の点検につきましてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、別添の資料 1-2 は、各都道府県・指定都市・中核市の所管課宛の事務連絡ですので、各施設において事務連絡に記載の実施要領による「調査票」にご記入をいただくことはありません。

詳細は所管課による調査時に直接お尋ねください。

児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）

【全保協事務局抜粋】

3. 実施方法

〔中略〕

・外観に基づく点検

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検。以下の事項に問題がないか確認する。

- ① 高すぎないか。（組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2 m 以下）＊高さは地盤面から計測する。
- ② 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm（高さ 2m 超は 15cm）以上）
- ③ 控え壁があるか。（組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける）
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

・ブロック内部の点検

（外観に基づく点検により安全性が確認できない場合に実施）

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検。設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項に問題がないか確認する。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

・「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成 30 年 6 月 21 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（以下、URL 添付））を参考としつつ点検を実施する。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

◆「社会福祉法人の経営指標」が改正される (日本公認会計士協会)

平成30年7月18日、日本公認会計士協会は、「社会福祉法人の経営指標 ～経営状況の分析とガバナンス強化に向けて～」を改正し、公表しました。社会福祉法の改正にあわせて内容が修正されています。別添の資料2にて、目次をお送りいたしますので、本文は、日本公認会計士協会のホームページをご参照ください。

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにおいて、この経営指標を各法人に適用した結果の「全国平均」「中央値」「母数」等が示されています。各法人においても、自法人の相対的な位置づけの理解に活用されることが期待されます。

日本公認会計士協会ホームページ>専門情報>専門情報一覧>非営利法人委員会研究報告第27号
「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」の公表について
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180718gjj.html

◆平成30年7月豪雨にかかる義援金へのご協力のお 願いについて(全社協・社会福祉施設協議会連絡会)

本会も構成団体である「全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会」では、平成30年7月豪雨にかかる義援金を募集することといたしました。

被災された施設を支援するため、皆さまからのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお
願い申しあげます。詳細は、別添の資料3をご参照ください。

平成30年7月豪雨にかかる義援金へのご協力について(お願い)

全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会

1. 募集期間 平成30年7月23日(月)～8月31日(金)

2. 送金口座 ① 三井住友銀行 東京公務部(096)普通 0167239

〔口座名義〕社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉施設協議会連絡会(義援金口)

② ゆうちょ銀行 振替口座 00170-3-708194

〔口座名義〕全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口

※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

3. 使 途 被災した福祉施設等への義援金

4. 問合せ先 全国社会福祉協議会 法人振興部 法人制度改革・人材確保推進室
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928
E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

なお、本ニュースNo.18-15にて、ご案内しております「大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨(西日本豪雨)にかかる保育三団体被災地支援募金」につきまして、すでに多くの皆さまからご協力をいただき、感謝申し上げます。

保育三団体協議会において被害状況の把握をすすめ、配分先については今後検討してまいります。この募金は、保育所・認定こども園等の保育三団体会員に対して確実に配分を行い、他の団体等の実施する募金・義援金と一緒にすることは決してありません。当然のことながら、上記の社会福祉施設協議会連絡会の義援金とは別に、保育三団体協議会として募金活動を実施しております。

引き続き、下記により受付をいたしておりますので、ご協力のほど、また県・市内の会員へのお声掛けのほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

保育三団体被災地支援募金

金融機関：三井住友銀行 東京公務部 (店番号：096)

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金
会長 万田 康 (マンダ ヤスシ)

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

募金期間：平成30年7月13日(金)～平成30年8月31日(金)

【保育三団体被災地支援募金に関するお問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局

(社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail：zenhokyo@shakyo.or.jp

◆教育・保育施設長専門講座 プログラム (1) (2) 受講申込受付中 (全国保育協議会)

本会「教育・保育施設長専門講座」は、プログラム (1) (2) を継続して受講申込受付を行っております。

プログラム (1) は、著名な講師陣による 2 日間の下記プログラムにより、9 月に開催いたします。保育をめぐる環境や情勢が大きく動くなか、保育所・認定こども園の将来ビジョンを考えるうえで重要な要素を、各講義のテーマに盛り込んで構成しています。

皆さまのご受講をお待ち申しあげております。

教育・保育施設長専門講座 プログラム (1) 「保育の将来ビジョン」

○日時：2018 (平成 30) 年 9 月 2 日 (日) ~ 3 日 (月) 定員：400 名

○会場：新横浜プリンスホテル 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-4

○講義テーマ・講師：

「教育・保育施設等における保育の基本と実践」

講師：京都大学 名誉教授 鯨岡 峻 氏

「子どもの権利・主体としての子ども」

講師：関西大学 教授 山縣 文治 氏 (当講座運営委員長)

「保育の理念と実践哲学」

講師：元 東京家政大学 教授・全国保育士養成協議会 常務理事 網野 武博 氏

「教育・保育施設長のあり方 (リーダーシップ等)」

講師：神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授 山崎 美貴子 氏

「改定保育所保育指針の理解」

講師：東京大学 名誉教授・前 白梅学園大学 学長 汐見 稔幸 氏

※プログラム (2) の詳細は、全保協ホームページに掲載の受講案内にてご確認ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

◆発達保育実践政策学センター (Cedep) 公開シンポジウム (東京大学大学院教育学研究科)

東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター (Cedep) では、公開シンポジウムを開催いたします。

詳細は、別添の資料 4 をご参照いただくとともに、詳細・お申し込みは、発達保育実践政策学センターのホームページもご覧ください。

<http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/>

事務連絡
平成30年6月22日

都道府県
各指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、厚生労働省では従来から、社会福祉施設等の耐震化について、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進しているところです。また、社会福祉施設等の安全点検については、各種管理規程等に基づき実施していただくこととしています。

つきましては、各都道府県等におかれては、各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくとともに、本事務連絡の内容について、管内市町村及び社会福祉施設等に対して、周知をお願いいたします。

事務連絡
平成30年7月23日

都道府県
各 指定都市 児童福祉施設等整備担当者 各位
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）

大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、6月22日に発出した「社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について」において、ブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくようお願いしたところです。

この度、ブロック塀等安全点検等の取組に関する進捗状況等の調査を実施しますので、別添「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査実施要領」に基づき、貴管内における児童福祉施設等の状況について調査票を作成の上、実施要領内に示す各提出先まで提出していただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、貴管内市（指定都市、中核市除く）区町村分を取りまとめのうえ、提出いただくようお願いいたします。

児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査実施要領

1. 送付書類

- ・児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査依頼（本紙）
- ・児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査票（別紙）

2. 目的

ブロック塀等の安全点検等を通じて安全性を確認し、また、確認のできないものについては速やかに修繕等を実施することにより、未然の事故防止を図ることを目的とする。

3. 実施方法

以下の実施方法に従い点検を実施し、結果を別紙調査票記入願います。なお、同一敷地内等を複数の施設が利用している場合、ブロック塀等の位置関係や施設の利用実態に応じて、いずれかの施設に計上願います。

・外観に基づく点検

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検。以下の事項に問題がないか確認する。

- ① 高すぎないか。（組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下）＊高さは地盤面から計測する。
- ② 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm（高さ 2m 超は 15cm）以上）
- ③ 控え壁があるか。（組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける）
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

・ブロック内部の点検

（外観に基づく点検により安全性が確認できない場合に実施）

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検。設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項に問題がないか確認する。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。
 - ・「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成 30 年 6 月 21 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（以下、URL 添付））を参考として点検を実施する。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

4. 提出期限

平成 30 年 8 月 24 日（金）

※ 平成 30 年 7 月豪雨における被災が大きく、上記提出期限に間に合わない場合には、個別に相談のうえ、提出期限の延長をさせていただきますので、御連絡願います。

5. 提出方法と提出先

「児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全点検等状況調査票」を作成し、以下の厚生労働省所管課までメールでご提出いただきますようお願い申し上げます。

※集計のため、様式は必ずエクセルファイルのままご提出ください。
 なお調査票を提出する際には、「調査票・自治体名.xls」となっているファイル名のうち、「調査票・」を削除のうえ、「自治体名」の部分をご自治体名に修正願います。

6. 資料の提出・お問い合わせ先（自治体限り）

施設種別	担当者		
子ども家庭局 関係施設	子ども家庭局 子育て支援課 施設調整等業務室 調整係		

調査対象施設一覧

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 第1種助産施設
- (7) 第2種助産施設
- (8) 保育所（保育所型認定こども園も含む）
- (9) 児童心理治療施設
- (10) 児童自立支援施設
- (11) 児童家庭支援センター
- (12) 婦人相談所
- (13) 婦人相談所一時保護施設
- (14) 婦人保護施設
- (15) 児童厚生施設（児童遊園を除く）
- (16) 母子・父子福祉センター
- (17) 母子・父子休養ホーム
- (18) 母子健康包括支援センター
- (19) 職員養成施設
- (20) 小規模保育事業所
- (21) 特例保育施設
- (22) 児童自立生活援助事業所
- (23) 小規模住居型児童養育事業所
- (24) 子育て支援のための拠点施設
- (25) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）
- (26) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (27) 認可外保育施設（但し、児童福祉法第59条の2第1項により届け出のあった施設に限る）
- (28) 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- (29) 地域子育て支援拠点事業所
- (30) 利用者支援事業所

日本公認会計士協会ホームページに掲載されています。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20180718gjj.html

非営利法人委員会研究報告第27号

社会福祉法人の経営指標
 ～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～

2014年 7 月 24日

改正 2018年 7 月 18日

日本公認会計士協会

目 次

I	はじめに	1
II	社会福祉法人制度とその改革	1
	1. 制度の基本概要	1
	2. 経営環境の変化	2
	3. 制度改革	3
III	社会福祉法人のガバナンスと経営評価	4
	1. 社会福祉法人におけるガバナンス	4
	2. ガバナンスと経営評価	6
	3. 経営指標の目的	7
IV	社会福祉法人の経営分析の視点	8
	1. 社会福祉法人の特性	9
	2. 経営分析の視点	10
	3. 法人情報と施設情報	12
V	経営指標	12
	1. 前提	12
	2. 社会福祉法人の経営指標	13
	3. 経営指標の利用	16
	4. 重要な定性情報	19
VI	効果的な経営分析が可能な環境整備に向けて	20
	1. 法人内の体制とプロセス	20
	2. 情報開示	21
VII	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」における本経営指標の利用	22
VIII	更なる検討に向けて	23
	付属資料	24

全社法発第143号
平成30年7月23日

平成30年7月豪雨にかかる義援金へのご協力について（お願い）

平成30年7月豪雨により、広域にわたり被害が発生しており、社会福祉施設関係にも大きな被害が出ています。

私たち社会福祉施設関係者として、被災施設を支援するため、全国の社会福祉関係者を対象に義援金を募集することといたしました。

つきましては、下記により特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集期間 平成30年7月23日（月）～8月31日（金）
2. 送金口座 ① 三井住友銀行 東京公務部（096）普通 0167239
〔口座名義〕社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会（義援金口）
② ゆうちょ銀行 振替口座 00170-3-708194
〔口座名義〕全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口
※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。
3. 使 途 被災した福祉施設等への義援金
4. 問合せ先 全国社会福祉協議会 法人振興部 法人制度改革・人材確保推進室
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928
E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

平成30年7月23日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会
委員長 磯 彰格
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛
全国身体障害者施設協議会
会長 日野 博愛
全国保育協議会
会長 万田 康
全国保育士会
会長 上村 初美
全国児童養護施設協議会
会長 桑原 教修
全国乳児福祉協議会
会長 平田 ルリ子
全国母子生活支援施設協議会
会長 菅田 賢治

全国福祉医療施設協議会
会長 桑名 齐
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美
全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰格
全国社会福祉法人経営青年会
会長 塘林 敬規
障害関係団体連絡協議会
会長 阿部 一彦
全国厚生事業団体連絡協議会
会長 大西 豊美
高齢者保健福祉団体連絡協議会
会長 青木 佳之
日本福祉施設士会
会長 高橋 紘

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 豪雨被害からの復旧にかかる福祉医療機構の融資について
(厚生労働省事務連絡) 1
- ◆ 「平成 30 年 7 月豪雨災害における FAQ (第 1 版)」が示される
(内閣府) 2
- ◆ 子ども・子育て会議 (第 36 回) が開催される (内閣府) 3
- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 (第 4 回)
ヒアリングに出席 4
- ◆ 乳幼児用の「調整液状乳」(いわゆる「液体ミルク」) の安全基準に関する省令
が公布・施行 (厚生労働省) 5
- ◆ 「第 14 回権利擁護・虐待防止セミナー」開催 (全社協・政策企画部) 6

- ◆ **豪雨被害からの復旧にかかる福祉医療機構の融資に
ついて (厚生労働省事務連絡)**

独立行政法人福祉医療機構では、被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から、貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っています。

設置・整備資金は、通常 90%の融資率を 100%とし、償還期間を 39 年、無担保貸付を 3,000 万円までに引き上げています。経営資金は、通常 90%の融資率を 100%とし、貸付利率を当初 3 年間は無利子、償還期間を最長 15 年、無担保貸付を 2,000 万円までに引き上げています。

詳細は、別添の資料 1 をご参照いただき、具体的な要件等は福祉医療機構の相談窓口にお問い合わせください。

【福祉医療機構 福祉貸付事業 災害復旧資金等のお取扱いについて】

http://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1143/

◆「平成 30 年 7 月豪雨災害における FAQ（第 1 版）」 が示される（内閣府）

内閣府は、「平成 30 年 7 月豪雨災害における FAQ（第 1 版）」を示しました。

私立保育所の委託費から義援金を支出することについて、熊本地震の際と同様に、特例として支出が認められています。要件等の詳細は、別添の資料 2 をご参照ください。

なお、本会は、保育三団体協議会において協同して「被災地支援募金」を行っています。重ねてのお願いとなり恐縮ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、領収書をご希望の際には、別添の資料 3「領収書発行依頼書」にご記入いただき、FAX にて送信ください（FAQ にあわせ、領収書のただし書をご選択いただくことができる様式に修正しております）。

保育三団体被災地支援募金

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金

会長 万田 康（マンダ ヤスシ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

募金期間：平成 30 年 7 月 13 日（金）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

ご協力よろしくお願い申し上げます。

◆子ども・子育て会議（第36回）が開催される （内閣府）

平成30年7月30日、子ども・子育て会議（第36回）が開催されました。本会は、小島伸也副会長が出席し、発言しています。

議題は「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について」、報告として、教育・保育施設における重大事故防止策を考える有識者会議「年次報告」、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策などの説明がありました。

今回の会議に、本会が提出した資料は、内閣府ホームページに掲載されている資料1-3の18～20ページに記載されています。別添の資料4とあわせてご参照ください。

本会の意見の主な項目は、次のとおりです。

新制度見直しにあたり、全国保育協議会が提出した意見

- (1) 「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」の経過措置延長
- (2) 保育の質の確保について明示
- (3) 保育士等の加配、看護師、栄養士、事務職員等の配置と公定価格への反映
- (4) 年齢についての考え方
- (5) 公定価格「地域区分」の見直し
- (6) 公定価格「除雪費加算」の対象となる地域の見直し

また、資料2-2の5ページ以降に、「その他今後検討する事項」が示されました。その中で、「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」について、認可施設における食材料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっており、検討すべきこととして提示されました。2号認定の「副食費」、3号認定の「主食費・副食費」は保育料に含まれており、幼児教育の無償化にともなって、1号認定との整合が論点となる見込みです。

この点について、本会として、「食育は保育の根幹のひとつであり、保育所において子どもの育ちに応じて長年にわたり取り組みを続けてきたこと、アレルギー児など食の配慮を必要とする子どもが増えている中で、“負担方法が異なる”ことのみをもって、議論されることのないよう、慎重な協議をしていただくよう求める」趣旨の発言を行っています。

内閣府のホームページに資料が掲載されています。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）ヒアリングに出席

平成30年8月2日、厚生労働省は、第4回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催しました。

第4回本検討会は、保育関係団体からのヒアリングが実施され、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会が出席し、「保育所等における質の確保・向上について」のテーマにもとづき、各団体から説明と意見を述べました。

全国保育協議会からは、小島伸也副会長と北野久美常任協議員（全国保育士会副会長）が出席し、提出資料（別添の資料5）にもとづき、大きく次の3点について発言しました。

全国保育協議会・全国保育士会 提出資料の柱立て

1. 保育内容の充実、保育の質の向上のための取り組み

- (1) 保育の質をどう捉えるか
- (2) 会員施設における研修の実施状況等
- (3) 「保育の質」を担保するための人材の養成
- (4) 保育を「見える化」し、質の向上につなげるツールの開発

2. 多様なニーズへの対応をはかる

3. 保育の評価の方法等

- (1) 自己評価
- (2) 福祉サービス第三者評価事業

具体的には、全国保育協議会では、質の高い保育を提供するため、園内研修と外部研修の組み合わせによる活用を推奨しており、全国保育協議会「教育・保育施設長の研修体系」および全国保育士会「保育士・保育教諭の研修体系」にもとづいた研修企画を進めていることを述べたうえで、全国保育協議会「会員の実態調査2016」結果から、会員施設の研修の実施状況を紹介しました。

また、施設長および主任保育士・主幹保育教諭としての学びについても、具体的な研修プログラムの紹介や、研修修了後の継続した学習を「見える化」する仕組みとして、「保育活動専門員認定制度」の取り組み内容と成果について説明しました。

さらに、保育の質を高め、「見える化」するための具体的なツールとして、全国保育士会が作成した「養護と教育が一体となった保育の言語化」ツールの式、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」、「保育士・保育教諭として子どもの貧困問題を考える」、など、成果物を検討会構成員に配布して紹介し、保育関係者が自ら質の向上に取り組んでいることへの理解を求めました。

最後に、保育の評価の方法等として、自己評価と福祉サービス第三者評価事業について実施状況などを説明するとともに、改定された保育所保育指針に合わせて第三者評価の評価基準についても見直しが必要となることを指摘し、「自己評価ガイドライン」との整合について考慮が必要であることを述べました。

三団体からのヒアリングに引き続いて検討会では、資料 2「これまでの検討会（第 1 回～第 3 回）における主な意見（案）」（別添の資料 6）をもとに、保育の質を高めるための視点や仕組みなどについて、構成員間で意見が交わされました。

資料は、下記ホームページで公開されています。

【厚生労働省 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo.html?tid=554389>

本検討会は今後、9月3日に自治体からのヒアリングを実施後、論点整理と、それにもとづいて引き続き中期的に検討を進めるスケジュールが示されています。

◆乳幼児用の「調整液状乳」（いわゆる「液体ミルク」）の安全基準に関する省令が公布・施行（厚生労働省）

平成 30 年 8 月 8 日、厚生労働省は、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」を公布、同日施行しました（別添の資料 7）。

本改正は、牛乳等を加工または主要原料とし、乳幼児に必要な栄養素を加えて液状にした「調整液状乳」いわゆる液体ミルクを、国内で製造・販売することができるよう、安全基準を定めた内容が中心です。改正省令で示された基準によると、液体ミルクは常温での保存が可能とされており、本省令の改正に先立ち加藤厚生労働大臣は、8月7日（水）の記者会見で、液体ミルクは調乳せずにそのまま飲めることから災害時に有用であるとの説明をしました。

なお、実際の液体ミルクの市販が始まるのは、メーカーの開発・製造の体制が整い、厚生労働省の確認・承認が完了した後になるため、記者会見で加藤厚生労働大臣は、販売まで一定程度の期間は必要になるだろうと述べました。

◆「第14回権利擁護・虐待防止セミナー」開催 (全社協・政策企画部)

全国社会福祉協議会は、平成30年9月11日に「第14回権利擁護・虐待防止セミナー」を開催します(別添の資料8)。

本セミナーは、「子どもや子育て家庭を支える地域社会をめざして～子どもの権利の保障に向けて～」をテーマに、子どもの虐待防止にかかる実践者からの基調講演の後、シンポジウムにより、児童虐待に関する事件の取材や現場での経験等に基づくそれぞれの立場による報告から、虐待のない社会を築いていくためにできることについて考えます。

全国保育協議会の会員の皆さまのご参加をお待ちしております。

開催要綱は、全国社会福祉協議会ホームページでも公開しています。

【全国社会福祉協議会】

http://www.shakyo.or.jp/news/20180810_seminar.pdf

事 務 連 絡

平成30年8月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
により被害を受けた社会福祉施設等に対する災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しておりますが、社会福祉施設等が災害による被害を受けた場合には、被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

社会福祉施設等は、地域において支援を必要としている高齢者や障害のある方等にとって欠くことのできないものであり、今回の平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた社会福祉施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、本日付で現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた社会福祉施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

平成30年5月20日から7月10日までの間の 豪雨及び暴風雨による災害による特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

1. 設置・整備資金

(平成30年8月1日現在)

	災害復旧資金	平成30年7月豪雨特例措置
融 資 率	90%	100%
貸付利率	無利子	無利子
償還期間 (据置期間)	最長30年 (最長3年)	最長39年(※) (最長3年)
無担保貸付	500万円まで	3,000万円まで
融資限度額	担保評価額の70%	担保評価額を上限

(※) 被災以前から社会福祉施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、社会福祉施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

2. 経営資金

(平成30年8月1日現在)

	災害復旧資金	平成30年7月豪雨特例措置
融 資 率	90%	100%
貸付利率	基準金利 (H30.7.11現在 0.21%~)	【当初3年間】無利子 【4年目以降】基準金利
償還期間 (据置期間)	最長10年 (最長1年)	最長15年 (最長3年)
無担保貸付	500万円まで	2,000万円まで
融資限度額	担保評価額の70%	担保評価額を上限

3. その他

(独)福祉医療機構の福祉貸付事業を既に利用している場合には、元利金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <http://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

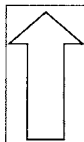
NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (TEL:03-3438-9939)

○平成30年7月豪雨災害におけるFAQ(第1版)

NO	事項	問	答
1	利用者負担額	被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということが良いか。	お見込みのとおり。
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、そのうえでの対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定すべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいで構いません。
3	公定価格	平成29年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について、被災自治体は、実績報告を提出期限から遅れて報告することは可能か。	遅れて提出することは可能ですので、内閣府の担当にご相談ください。
4	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準(以下、「設備運営基準」)及び、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準(以下、「公定価格基準」)を下回ることは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により一時的に基準以下の配置となってもやむを得ないものと考えています。 この場合において、公定価格基準は、当該職員が勤務しているものとして判断するものとします。
5	設備運営基準 公定価格	被災した施設の利用児童等を受け入れる際、設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必要か。	被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、各児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、一時的に設備運営基準を下回ることもやむを得ないものと考えています。 公定価格基準についても、直ちに基準上の職員を補充できない場合など、一時的に基準を下回っていても、当該児童を受け入れる前の状況をもとにした基準によることを可能とします。
6	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようものが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いいたします。
7	その他	施設型給付費等から義援金を出すことは可能か。	施設型給付費等は個人給付(法定代理受領)であるため、用途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。 また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日3府省局長連名通知)の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。 なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。



平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局） 行

FAX 03-3581-6509

メール zenhokyo@shakyo.or.jp

大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）
保育三団体被災地支援募金
領収書発行依頼書

振 込 日	平成	年	月	日 ()
振込金額	円	【保育三団体被災地支援募金】 金融機関 三井住友銀行 東京公務部（店番号：096） 口座番号 普通預金 0177642 口座名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 万田 康		
住 所 (領収書送付先)	〒			
お 名 前 (領収書宛名、 振込人名義)	(ふりがな)			
ご連絡先 電話番号				
領収書記載の 但書について*	<input type="checkbox"/> 但し、大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）保育三団体被災地支援募金として (…A) <input type="checkbox"/> 但し、「大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）保育三団体被災地支援募金」の平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）分の募金として (…B)			

※いずれかにをお願いします。とくに記載のない場合は、上段の記載（A）にて発行をいたします。

※平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。

照会先 平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

子ども・子育て会議「制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項」
全国保育協議会 意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会

平成30年7月6日提出

(1) 「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」の経過措置延長

- 子ども・子育て会議（第35回）資料3-1に示されている「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」の経過措置延長については、これから新制度へ移行する施設もあることから、経過措置の延長を確実に実施すべきである。
- 「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例」、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、幼保連携型認定こども園で働いている人のうち、保育士資格、幼稚園教諭免許のどちらか一方のみを保有している人は10.8%となっている。また、地域によっては、幼稚園教諭免許の更新講習の定員が限られており、受講しにくい状況がある。現に働いている人が働けなくなることを避けるためにも、経過措置を延長すべきである。
- 「幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例」については、日々の子どもの健康管理だけでなく、障害のある子ども、医療的ケア児への対応の観点からも、専門職の必要性はより高まっていることをふまえて、経過措置を延長すべきである。

(2) 保育の質の確保について明示

- 保育の量の拡大と質の向上は両輪として施策を進めるべきである。保育の質について、維持・向上をめざすために、福祉サービス第三者評価事業をさらに推進する方向性を明示するとともに、質の向上への取り組みや職員の研修受講、園内研修の実施について、評価する仕組みを検討すべきである。

(3) 保育士等の加配、看護師、栄養士、事務職員等の配置と公定価格への反映

- 新制度の施行後、地域の子育て支援を積極的に担うとともに、社会福祉法人においては法改正によりガバナンスの強化（評議員会の必置等）、経営情報の公開など、保育所・認定こども園等をめぐる業務の拡大とともに、事務負担は急増している。さらに、配慮の必要な子どもの増加やアレルギー児への対応、また児童虐待や生活に課題のある家庭への対応など、専門職の役割は大きくなっている。

子どもの最善の利益のためにも、保育士等の配置の充実を図るとともに、看護師、栄養士、事務職員について、公定価格への反映（加算）について検討する場を設けていただきたい。

(4) 年齢についての考え方

- 幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきである。子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされている。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが異なっている。この考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなるのではないか。

3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきと考える。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定される。

- 子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。文言の定義について整合をとるべきである。

(5) 公定価格「地域区分」の見直し

- 地域区分により、隣接する自治体間で公定価格に差が出ている。地域によって保育士等の給与に差があることで、隣接する単価の高い市町村への職員の転出がすすみ、職員の確保が難しいだけでなく、保育の質にも影響が生じているため、地域区分について見直すべきである。

(6) 公定価格「除雪費加算」の対象となる地域の見直し

（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年）の指定基準の改正を含めた除雪費加算の見直し）

- 除雪費加算は、「豪雪地帯対策特別措置法」に規定する、特別豪雪地帯に指定された市町村に所在する場合に算定されている。指定基準は近年改正がなく、観測地点が比較的降雪の少ない地域（海岸に近いところに役場があった等）であり、その

後の市町村合併により、積雪がある地域においても加算対象となっていないことが見受けられる。加算の対象となる市町村について、見直しをすべきである。

例えば、北海道旭川市は近隣の市町と積雪量に差がないにも関わらず、対象外である。また、青森県では、多雪地帯である旧岩木町やむつ市が対象外である。五所川原市では旧市内は加算対象だが、旧金木町や旧市浦村は対象外であり、同一市内で加算の有無がある。近隣の保育所において、加算支給の不均衡が生じているので解消していただきたい。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）	資料 1-1
平成30年8月2日	

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）

「保育の質」を確保・向上するための取り組みと課題

平成30年8月2日

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長 小島伸也
 全国保育士会 副会長 北野久美
 （全国保育協議会 常任協議員）

全国保育協議会

○会員：全国の公私立認可保育所・認定こども園等の約9割、約21,500か所

○事業の目標：「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現」

全保協の将来ビジョン

1. 子どもの育ちを保障する
2. 子育てライフを支援する
3. 多様な連携と協同をつくる
4. 子育て文化を育む
5. 子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

全国保育士会

○会員：約18万6,000人の保育士等が加入（全国保育協議会の内部組織）

○事業の目標：「子どもの命を育み、学ぶ意欲を育てる保育の実現をめざして」

保育士会事業の大きな柱

1. 子どもが豊かに育つ保育の実現をめざすための組織強化方策の着実な推進
2. 専門性の向上とより質の高い保育を実現するための環境構築の取り組み
3. 養護と教育が一体となった保育に対する保護者・地域社会の理解促進のための取り組み
4. 東日本大震災被災地保育士の支援

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

（「全国保育士会倫理綱領」抜粋）

○本日は、次の3点について発言したいと考えています。

1. 保育内容の充実、保育の質の向上のための取り組み
 - (1) 「保育の質」をどう捉えるか
 - (2) 会員施設における研修の実施状況等
 - (3) 「保育の質」を担保するための人材の養成
 - (4) 保育を「見える化」し、質の向上につなげるツールの開発

2. 多様なニーズへの対応をはかる

3. 保育の評価の方法等
 - (1) 自己評価
 - (2) 福祉サービス第三者評価事業

1. 保育内容の充実、保育の質の向上のための取り組み

(1) 「保育の質」をどう捉えるか

○全国保育協議会では、『全保協の将来ビジョン「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現」をめざして』を提唱している。将来ビジョンの「保育の質」に関する項目は、カテゴリー1「子どもの育ちを保障する」の6項目である。

カテゴリー1「子どもの育ちを保障する」

(1) 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する

- ①質の高い保育について研究をすすめ、実践につなげます。
- ②自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。
- ③利用者の個別のニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。

(2) 保育者の資質向上を図る

- ④保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。
- ⑤施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。
- ⑥研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくれます。

○将来ビジョンを実現するため、会として研修の実施やツールの作成などを推進している。

○全国保育協議会・全国保育士会では、園内研修と外部研修はどちらも重要な要素と捉え、会員の施設の理念や取り組みにあわせて両者を活用いただくことを推奨している。外部研修で得た知識・技術を園内研修にフィードバックし、効果的に組み合わせていただくことが重要であると考えている。

○全国保育協議会・全国保育士会は、会員が「保育所保育指針」の「第5章 職員の資質向上」に対応して、具体的に「体系的な研修計画の作成」「組織内での研修成果の活用」等に取り組むことができるようなプログラムとしている。

- これまでの本検討会の議論において、「園外研修と園内研修の往還」が指摘されている。また、「施設の理念の伝達」や「対話と共有」「リーダーシップ論」も論点になっている。これらについて、全国保育協議会・全国保育士会の研修においても、積極的にその内容を取り入れている。
- 全国保育士会では、『保育士・保育教諭の研修体系』を策定している。保育士の専門性向上の取り組みは、全国保育士会および各都道府県保育士会等において行われているが、研修を体系化し、継続性をもたせて充実させることが課題であった。
- そこで、全国保育士会では、国家資格となった保育士にどのような専門性が必要かをあらためて問い直し、保育士に必要な研修内容と研修レベルを体系化（＝保育士として身に付けるべき資質を獲得するためのシステム）した。
- 計画的な研修事業の展開をはかり、これをもって、保育士の一層の資質向上を図ることとし、そのためのツールとして研修体系を作成した。「階層別に求められる保育士・保育教諭の姿と業務」として、各園での役職ごとにどのような役割が期待されているのかをまとめるとともに、階層ごとに求められる知識と技術を整理し、その獲得のための具体的なカリキュラムを示している。
- 『保育士・保育教諭の研修体系』は、保育士資格の法定化を受け検討を開始し、平成 17 年 3 月『保育士の研修体系』を取りまとめた。その後、平成 21 年 4 月の前回の指針改定施行による改訂を経て、今般の指針改正にともない、平成 30 年 3 月に改訂 2 版を発行した。

(2) 会員施設における研修の実施状況等

- 全国保育協議会では、「会員の実態調査 2016」を実施した。集計結果をみると、「施設内研修」は 93.3%の施設において実施しており、ほとんどの施設において園内研修を実施していることがわかる。園内研修を実施していない施設も 6.0%ある（参考資料「図表 85 設置・運営主体別 施設内研修の実施状況」）。
- 園内研修における研修テーマは、「保育内容」に関するものが多い（85.1%）（参考資料「図表 88 正規職員に対する施設内研修のテーマ」）。

- 園内研修を実施していない(6.0%程度)の理由は、「施設外での研修機会を設けているため、施設内では行っていない」(61.2%)が多数であり、「保育士・保育教諭の勤務時間の多様化により、研修時間を合わせる事が難しいこと」(51.6%)や「開所時間の長期化により、研修時間の確保が難しいこと」(33.7%)もあげられている(参考資料「図表 91 施設内研修を設けていない理由」)。

(3)「保育の質」を担保するための人材の養成

施設長としての学びと役割強化

- 社会や制度、地域や子育て家庭の様相等により、経営環境が大きく変化する中、施設長のマネジメントやリーダーシップはいっそう重要である。会員から寄せられる声や研修会の受講者アンケートから、施設長として持つべき視点を学習する機会を増やしてほしいというニーズは高まっている。
- 全国保育協議会としての「施設の長」についての考え方は、教育・保育施設長専門講座の前提となる『保育所長の研修体系』によるものである。
- 全保協の将来ビジョンに示された行動計画を具体化し推進するため、施設長として具備すべき資質・学習領域を次のようにまとめ、「教育・保育施設長専門講座」を実施している。
(平成 12 年から実施。平成 29 年度までの修了者は 1,314 名。)
- 『保育所長の研修体系』は平成 21 年 5 月に策定し、今般の改定指針にあわせ、平成 29 年度に内容の見直しを行い、平成 30 年 6 月に改訂した『教育・保育施設長の研修体系』の「学習領域」を公表。平成 30 年度「教育・保育施設長専門講座」のプログラムから学習領域の内容を適用した。
(「教育・保育施設長専門講座」は年 3 回のプログラム〔2～3 日間〕で構成。プログラム(2)と(3)はレポート課題を提出。)
- 「教育・保育施設長の研修体系」の「学習領域」

1. 教育・保育施設長としての基盤
 - (1)施設長としての資質・素養
 - (2)リーダーシップ
 - (3)福祉・保育の理念と歴史
 - (4)制度・基本的仕組みの理解

(5) 社会福祉法人の仕組みの理解

2. 教育・保育施設の経営のための知識・技術

- (1) 教育・保育施設の経営のための知識・技術
- (2) 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み
- (3) 子育て支援の総合的な拠点(プラットフォーム)としての教育・保育施設
- (4) 地域・関係機関との連携

○講座の受講者アンケートでは、講座全体の満足度は 8 割を超えている。その要因として、保育の視点を基本としながら上記の学習領域について講義とグループワークにより、受講者が相互に話し合う時間が十分に設定していること、自身の振り返りと課題の整理ができること、また、講座受講後に課されるレポートによって、それらの課題に対する施設での取り組みが強化されていることがあげられる。

主任保育士・主幹保育教諭としての学びと専門性の向上

○子ども・家庭をめぐるさまざまな課題に対応する保育所・認定こども園において、主任保育士・主幹保育教諭に期待されている役割は高まっている。

○全国保育士会は、主任保育士・主幹保育教諭としての質を高めるため、「主任保育士・主幹保育教諭特別講座」を実施している。

(昭和 62 年から実施、平成 29 年度までの修了生は 2,009 名。)

○保育所で中核的な役割を担う主任保育士・主幹保育教諭に「保育内容の質的充実をはかる」「保育のリーダーとしての力量を高める」「保育のスーパーバイザーとしての知識・技術を磨く」「地域社会への子育て支援における役割を担う力量を高める」「実践研究の進め方を会得する」ことを目的としている。

(集中講義は年 2 回 [3・4 日間]。課題レポート 4 本、修了論文 1 本を提出。)

受講者の「ねらい」の達成度合い

(第 30 期受講者アンケートから、「ねらい達成できたか、そう思う・ややそう思う」の回答割合を抜粋)

- ・保育内容の質的充実をはかる 99.5%
- ・保育のリーダーとしての力量を高める 94.9%
- ・保育のスーパーバイザーとしての知識・技術を磨く 92.3%

- ・地域社会における子育て支援の役割を充実させる 92.3%
- ・実践研究の進め方を会得する 87.2%

受講者の感想

- ・研究テーマを持って保育をすることで、子どもをよく見るようになり、自らの保育内容を工夫するようになった。
- ・レポートや修了論文の執筆において、自分の考えや思いを文字や言葉でどう表現すれば相手に伝わるか身についた。
- ・主任保育士としての自覚と認識をもって、自分の立場を改めて確認することができた。

どのように保育の質を担保するか — 「保育活動専門員」認定制度

- 保育の質を維持・向上させるためには、継続した学習と実践の振り返りが大切である。教育・保育施設長専門講座、主任保育士・主幹保育教諭特別講座を修了された方を中心に、「保育活動専門員」認定制度を実施している。
- 平成 19 年度の制度開始時、子どもの育ちや子育て家庭への支援が社会的な課題であった。子育ての専門機関として地域に密着した活動を行っている保育所に大きな期待が寄せられ、その期待に応えるためにも、保育所として職員一人ひとりの質の向上に取り組むことが求められていた。研修を受けた実績を内外に示すとともに、研修意欲を高める仕組みとして本制度をスタートした。保育組織全体の取り組みとして、この仕組みを活用することで保育の質の向上につなげていくことを目的としている。
- 保育所の地域における子育て支援に対する役割がますます拡大するなかで、一定の研修を受けた職員がその施設にいることを証明するための一つのツールとしてご活用いただいている。また、5 年ごとの更新制度によって、学習を継続していることが証明され、向上のための努力を目に見えるかたちで示すことができている。
- 平成 19 年度から制度を開始。平成 29 年度までに 1,746 名の方が認定を受けている（認定時、施設長 798 名、副施設長 223 名、主任保育士 16 名他）。
- 認定者のアンケートから、申請の目的について、「これまで受けた研修実績の証明」のため、「今後の保育実践における資格として」の 2 つの回答は 8 割を

超えている。また、認定後の活用方法として、継続して研修を受けていることの証明として活用していただいている例や、施設掲示用認定証を施設に掲示し、保護者に研修受講の証として、信頼獲得につなげている例がある。

(4) 保育を「見える化」し、質の向上につなげるツールの開発

『養護と教育が一体となった保育の言語化』

① 本報告書作成に至った経緯

- 保育所が行っている「養護と教育が一体となった保育」に対する保護者や関係機関等の理解をさらに深めることが必要である。
- また、保育士は「養護と教育が一体となった保育」を、明確な意図のもとで実践しており、これが保育士の専門性だと考えるが、自らの保育を「他者に説明する」ことは容易ではなく、保育を整理して考えるためのツールが必要と考えている保育士が多いとの声もあった。
- これらの課題認識をふまえ、保育を論理的かつ具体性をもって明示することにより、保護者や地域社会の保育に対する理解促進と保育士の専門性向上に資すると考え、特別委員会を設置して検討、報告書を作成した。

② 本冊子のねらい

- 養護と教育が一体となった保育について、論理的かつ具体性をもって明示（言語化）し、その発信をもって、保護者や地域社会の保育に対する理解の深まりを促進する。
- 保育士一人ひとりが、自らの保育を見つめなおし、他者に説明できるように言語化するきっかけとする。もって、いっそうの保育士の専門性向上に寄与する。

③ 研修会での活用

- 本報告書に記載の事例を抜粋した研修用ワークブックを作成。ワークブックは、保育のある場面を提示し、その場面における保育者のかかわりの意図と、そのかかわりが子どもどのような育ちにつながっているかを保育士一人ひとりが考える内容である。
- 本ワークブックを活用した園内研修として、ワークブックに掲載の事例について考えることと併せて、身の回りのさまざまな保育場面を切り取って、自らのかかわりの意図と子どもの育ちについて考え

ることにより、自らの保育を見つめなおす等が行われている。

- 合わせて、各園での園内研修時に行った、自らの保育場面の言語化を持ち寄り、地域や県の保育士会での研修に活かすことも考えられる。

2. 多様なニーズへの対応をはかる

- 保育ニーズの多様化とともに、配慮の必要な子ども、障害のある子ども、病児・病後児、アレルギー対応、児童虐待、生活面・精神面などで支援の必要な家庭などが増えている。多様な背景を支えるための保育所の取り組みは複雑かつ高度化している。さまざまな対応が保育所に求められる中で、養護と教育が一体となって子どもの育ちを支える実践や、多様な家庭に対する保育ソーシャルワーク、貧困等に対応するための福祉的な視点による保育についての確保・向上が必要である。
- 「会員の実態調査 2016」において、各施設での取り組みをみると、「障害児保育」の実施をしている施設は、76.6%である。2011年調査の74.8%から増加している（図表 127「設置・運営主体別 障害児保育実施の有無」、図表 128「2011年との比較」）。
- 障害児加配保育士を「配置している」施設は82.8%である（図表 129「障害児加配保育士の配置」、図表 130「施設種別別 障害児加配保育士の人数」）。
- 「障害者手帳を持つ子ども、または行政が障害児保育の対象と判断した子ども」の平均は2.6人、2011年調査と比較すると、平均人数は増加している（図表 131「施設種別別 障害児保育対象児童数」、図表 132「2011年との比較」）。
- 障害児保育対象以外の「特別な支援が必要な子ども」がいる施設は79.4%であり、平均4.1人である（図表 133「障害児保育対象以外の特別な支援が必要な子どもの有無」、図表 134「施設種別別 対象以外の特別な支援が必要な子どもの人数」）。
- 障害児保育を実施している施設において、「家庭支援」の具体的内容は「子育て支援」が86.2%で最多である（図表 135「家庭支援の内容」）。
- 障害児保育を実施している施設において、小学校との連携・接続の取り組みは、「小学校との情報連携」89.6%である（図表 136「小学校との連携・接続の取

組状況)。

- 障害児保育を実施している施設において、「小学校以外に連携・接続している機関」は、「療育機関」「自治体」「保健所・保健センター」の順になっている(図表 137「小学校以外に連携・接続している機関」)。
- 「生活面・精神面などで支援の必要な家庭」は 62.9%の施設にみられ、2006年調査では 57.9%であり、増加している(図表 138「設置・運営主体別 生活面・精神面などで支援の必要な家庭の有無」、図表 139「2011年との比較」)。
- 「児童虐待のある、あるいは疑われる家庭」は 32.9%の施設にみられ、平均 1.8 ケースである(図表 142「設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の有無」、図表 143「設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の数」)。
- 「食物アレルギーのある子ども」のいる施設は 90.6%であり、そのうち「除去食・代替食の提供」は 95.1%である(図表 36「食物アレルギーのある子どもの有無」、図表 37「食物アレルギーのある子どもへの対応」)。
- これらに対応するため、子どもと保護者に関する情報共有、日々の保育のなかでの工夫、子どもとの関わりを職員間で共有し、対応方法についての学習や見直しのために、保育を「見える化」することが重要である。そのため、自己評価や園内研修等を通じて見直しを行うためのツールを開発している。

『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』

① 本チェックリスト作成に至った経緯

- 平成 28 年 1 月、認可外保育施設で働く保育士による園児への虐待事件がニュースで報道された。
- 上記事件は極端な例であるが、本事件から「保育の現場で働く保育士等が行うなにげない行為が、子どもの人権侵害につながっていることがあるのではないか」との問題意識につながった。
- 「子どもの人権侵害につながる保育士の行動を具体的に示し、保育士一人ひとりが自らの保育と照らし合わせる必要がある」等の意見が会員からあがり、本チェックリストの作成に至った。

② 本チェックリストのねらい

- 保育の現場で働く保育士が、保育を行ううえで重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返る。
- 自らが意識をせずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合ですすめる保育」、「一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しない関わり」等を行っていないかの自己点検を行う。
- もって、日々の保育の質向上につなげる。

③ 研修会での活用

- 会員が所属する施設や地域の保育士会、また都道府県・指定都市保育士会にて、本チェックリストが研修で活用されている。
- 都道府県保育士会での研修において、県内各園にて本チェックリストを用いた園内研修を実施した後、その結果を県保育士会での研修時に持ち寄り、ディスカッションの材料とするなどの活用例などがある。
- 保育士会として、チェックリストを活用し、園内と園外で往還的に研修を実施している。具体的には、次の表のような実施方法、実施時の意見がある。

1. 実施方法	研修会で活用。 ① 県保育士会に加盟するすべての保育所・認定こども園に対し、 <u>保育者の気づきや考察を自らの保育のエピソードと絡めながら、チェックリストや子どもの権利条約について話し合う園内研修の実施を依頼</u> 。 ② 各園から持ち寄ったエピソードを、県内の各ブロックで精査する。 ③ 各ブロックで精査したエピソードを冊子にまとめ、県内ブロック保育士会の代表が集まる研修の際に、 <u>資料として配布</u> 。 ④ 研修では、午前中には <u>各ブロックのエピソードや各園での研修の進め方を報告</u> し合ったあと、それをふまえての <u>ディスカッション</u> を行う。午後は、 <u>子どもの権利条約についての講演</u> をいただく。
2. 実施による変化	【個人の変化】 ○ エピソードを書く際に、チェックリストを参考にし、自分の保育を振り返ることができた。また、園内研修として職員で話し合い共有することで、 <u>新たな気づきがあり、自分の保育を客観的に振り返ることができた。子どもや保護</u>

	<p><u>者の見方が変わり</u>、寄り添うとはどのようなことか考えるようになった。</p> <p>【組織としての変化】</p> <p>○ 県保育士会研修会は、主に制度について学び合う場である。今回の指針改定や児童福祉法の改正に絡めて、子どもの権利を考える機会において、<u>チェックリストが有効活用され、そのことが、職員の質を高めることにつながった</u>と考える。<u>県としての研修企画にもつながる。</u></p>
<p>3. 実施者の感想</p>	<p>○ チェックリストの存在は知っていたが、エピソードを書く際の資料として読み返した時、<u>自分の保育中にも、子どもの権利を侵害していないか、考えるようになった。</u></p> <p>○ チェックリストを通して、場面ごとの振り返りを行ったり、チェックリストに記載されている「より良いかわりへのポイント」を読んだりしたこと、また、職員間での話し合いをすることで、他の見方にも気づき、どうすれば子どもの最善の利益を守ることができるのか、さらに考えるようになった。</p>

- なお、活用例を全国保育士会ホームページで公開する等、本チェックリストの活用の促進にもつとめている。

『保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える』

① 本書作成に至った経緯

- 子どもの生活や心身の状況の変化を、様々な場面で気づくことのできる環境にある保育士・保育教諭が、日本の「子どもの貧困」の過酷な状況を認識し、児童福祉に携わる者として可能な支援を行うことは、子どもの健やかな育ちにつながると考え、子どもの貧困問題の捉え方、対応の流れ、留意点、連携先、保育の中の気づき（観察のポイント）を整理した。

② 本書のねらい

- 保育士・保育教諭として子どもの貧困問題の捉え方を確認するとともに、貧困への気づきを組織としての共通理解につなげる。

③ 研修会での活用

- 本書は、園内研修や外部研修で活用するとともに、地域における会議等において、貧困への理解を深めていただくために配布し、どのような取り組みができるのか検討した。

『気づく かかわる つなげる』（全国社会福祉協議会 編）

① 本書作成に至った経緯

- 近年、子どもや子育て家庭をめぐる環境は著しく変化し、子育ての悩みを相談したり、困った時に頼ったり、地域の中で見守られながら子育てを行うことが難しい場合が増えている。
- そのため、重大な子育てリスク（虐待、養育拒否等）への介入だけでなく、子育てに対する身近な支援や相談対応を、地域の中で意識的に行う必要性が一層高まっている。
- 日々子どもと保護者に接する保育所等が積極的に虐待予防につとめることの重要性を認識している一方で、新任職員を中心として「子どもや保護者の違和感や変化に気づくことが難しい」「違和感や変化に気づいても、どのようにかかわってよいかわからない」等の声があり、保育所等で働く保育士が、虐待に至る前段階で活用できるツールが必要との認識に達した。

② 本書のねらい

- 「日々の保育実践のなかで、子どもや保護者の見えざる SOS に保育者が気づき、かかわって、支援や関係機関につなげる」ことにより、児童虐待を予防する。

③ 研修会での活用

- 本書は、具体的な事例から保育所等における児童虐待予防を考えられる内容であるため、平成 30 年 7 月 20 日付で出された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に記載の保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修のためのツールとして、園内研修、園外研修のいずれにおいても活用できるツールである。
- 平成 29 年度は、全国社会福祉協議会において、保育関係者や社会的養護施設関係者等を対象に、本書を活用した研修会を開催（受講者 137 名）。本書に掲載されている事例だけでなく、実際に各施設で行われている実践から、児童虐待のための他機関との連携や支援について理解を深めた。

【受講者のアンケート結果（一部編集・抜粋）】

- 今まで虐待等は当園にはないと思っていたが、昨年度児童相談所より連絡が入るケースがあり、気づかずにいるだけなのではと感じた。今回の研修でたくさんの気づきがあった。できればもっとたくさんの保育園関係者に聞いてほしい。
- 園内研修で虐待について取り上げるため、知識を高めようと参加しました。虐待は難しい問題ではありますが、とても勉強になり、園内研修でも活かせると感じた。
- 保育園はどうしても他機関との関わりが少ないが、連携を取って他職種の力をお互いに発揮して、子どもの支援をする必要があると感じた。

3. 保育の評価の方法等

(1) 自己評価

- 「会員の実態調査 2016」において、自己評価の実施状況をみると、全体で67.9%が実施している（図表 160「設置・運営主体別 自己評価の実施状況」、図表 161「2011年との比較」）。
- 自己評価は、評価を踏まえた計画の改善がすすむことが求められる。研修会等において指針に示されている内容を解説・確認するとともに、自己評価のツールの一つとして、「2」で提示した書籍等も活用するように呼びかけ、会員の取り組みの強化につながっている。

(2) 福祉サービス第三者評価事業

- 「会員の実態調査 2016」から、第三者評価の受審状況をみると、15.8%が受審しており、前回調査（10.6%の受審）と比べて受審率は向上しつつある。会員の受審への意識は高まっているが、受審率は伸びていない（図表 163「設置・運営主体別 第三者評価の受審状況」）。
- ※ただし、2011年度調査では直近3年間、2016年度調査では直近4年間の受講状況について聞いている。
- 受審した施設の意見として、業務改善につながったという意見が多い。受審率をさらに高めるため、教育・保育施設長専門講座では、平成30年度から「業

務改善と福祉サービス第三者評価」のプログラムを追加している。受講者からは、第三者評価についてその仕組みが理解でき、受審してみようと思った、という意見や、評価機関（評価調査者）の数を増やしてほしい、という意見もある。

○外部に対して根拠をもって施設運営や保育を説明できることが、第三者評価の受審にとって大切な視点であり、保育所に求められていることと捉え、研修会等において、第三者評価の意義を解説、仕組みの周知をすすめている。

○第三者評価の受審には、評価機関が保育に詳しくないことにより、正しい評価が受けられないのではないかと懸念の声がある。評価機関に保育の内容についての知識を深めていただくことはもちろんであるが、施設側からの自己評価結果に基づく対話を重視し、自施設の考え方をしっかりと説明し、新たな気づきを得て改善に取り組むことが重要である。

○現行の「保育所における自己評価ガイドライン」においても「既存の評価項目を利用して振り返る方法」が示されている。

例えば、第三者評価の自己評価の際には、評価基準の考え方、評価の着眼点などを参考に、保育の内容を振り返りながら項目を確認していく。とくに、「内容評価基準ガイドライン」は、各施設で日々実施している項目「保育内容」「子育て支援」「保育の質の向上」を見直す機会であり、保護者や地域の人たち、外部の人（評価機関、評価調査者も含めて）に対して、保育内容を説明することもできる。この評価基準を活用することも大切な視点といえる。

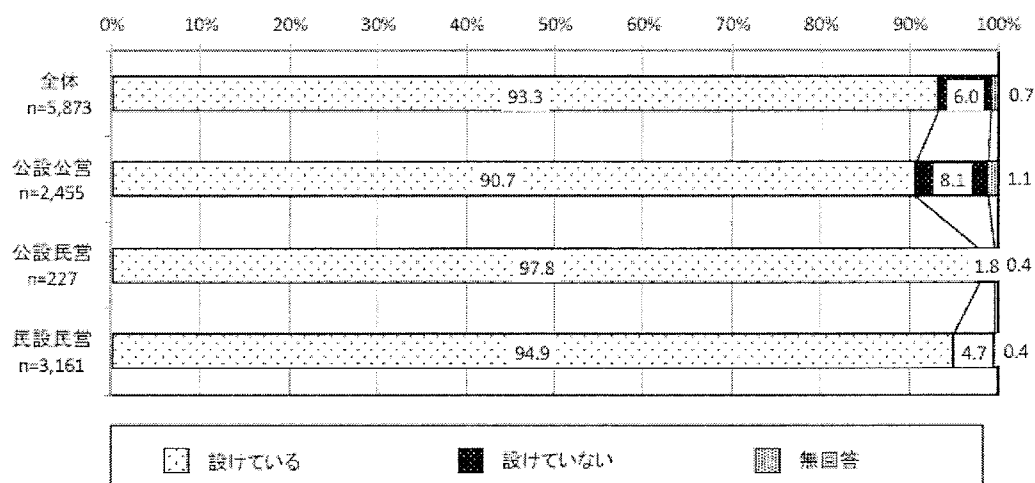
○第三者評価の評価基準について、改定された保育所保育指針にあわせた見直しが必要である。第三者評価における自己評価について、「保育所における自己評価ガイドライン」による自己評価と別の視点等に基づくものとして示されると、本来の評価の目的である業務改善を異なる視点で別々に行うこととなり、現場に混乱が生じてしまうため、考慮することが必要である。

参考資料

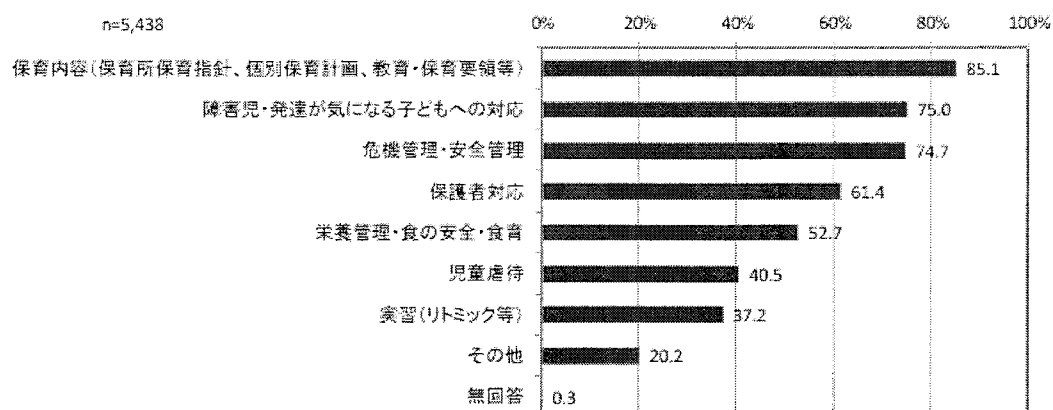
○全国保育協議会「会員の実態調査 2016」

- ・調査時期：平成 28 年 9 月～平成 28 年 12 月
- ・調査対象：全国保育協議会会員施設 21,185 か所
有効回収数 5,873 件（27.7%）
- ・調査項目：保育施設の状況等
- ・調査結果は全国保育協議会ホームページに公表（2011 年、2016 年に実施）
<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/cyousa.htm>

図表 85 設置・運営主体別 施設内研修の実施状況：単数回答

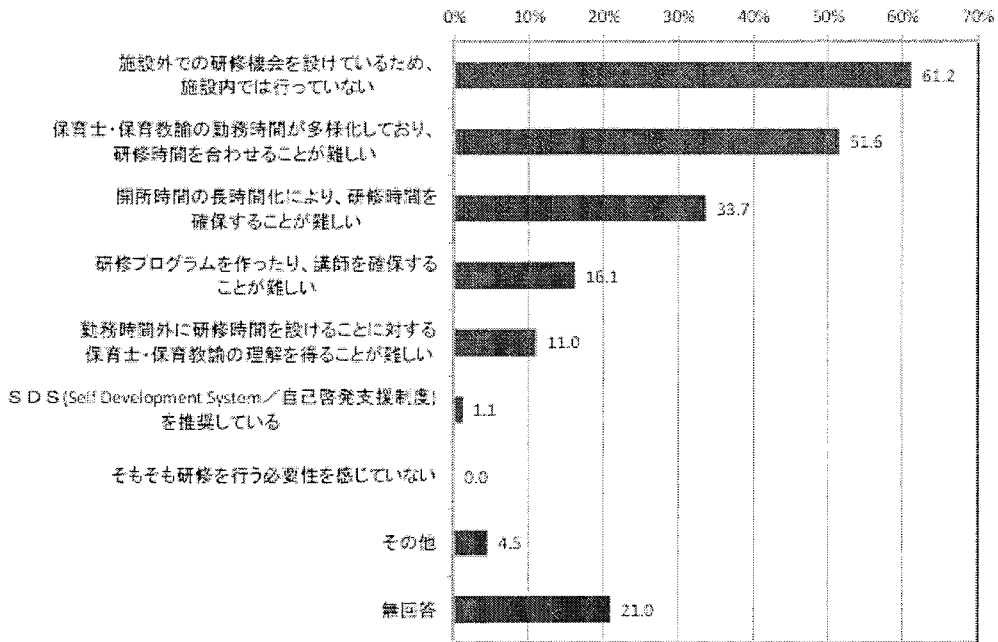


図表 88 正規職員に対する施設内研修のテーマ：複数回答

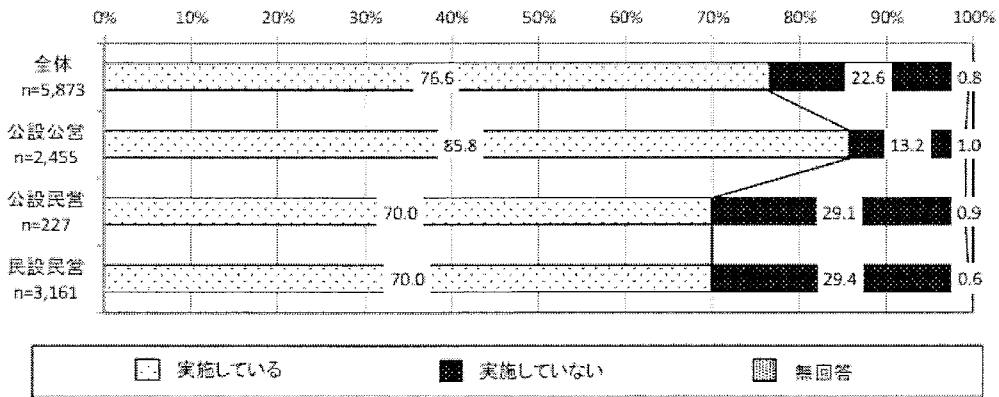


図表 91 施設内研修を設けていない理由：複数回答

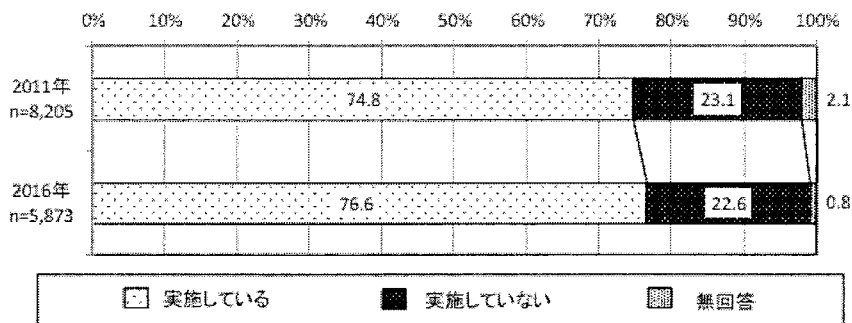
n=353



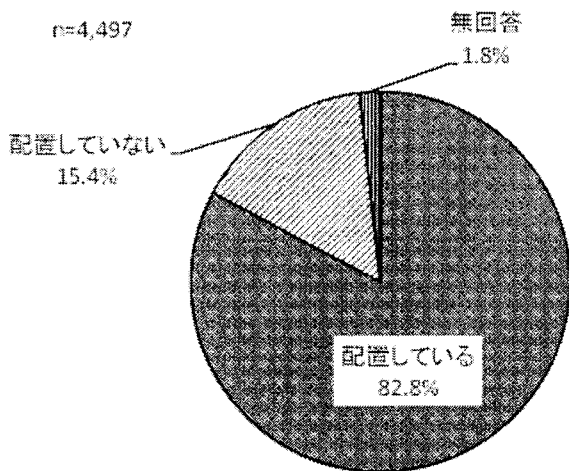
図表 127 設置・運営主体別 障害児保育実施の有無：単数回答



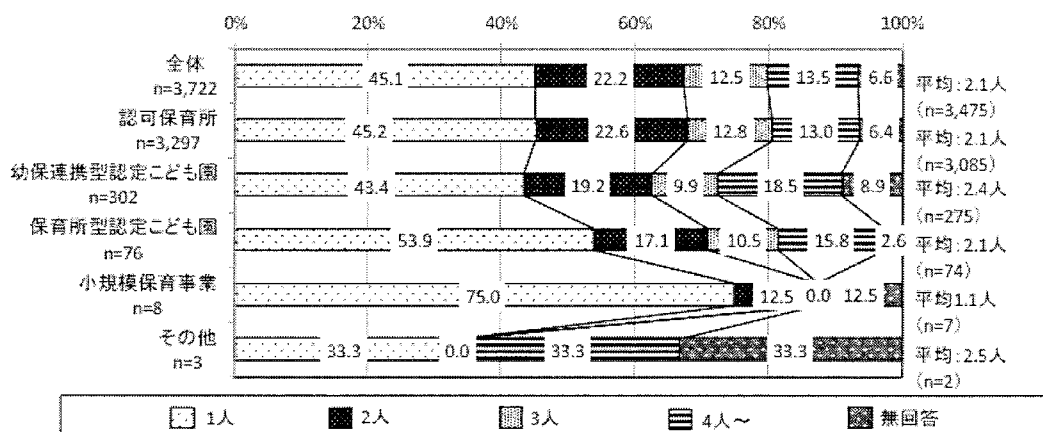
図表 128 2011年との比較



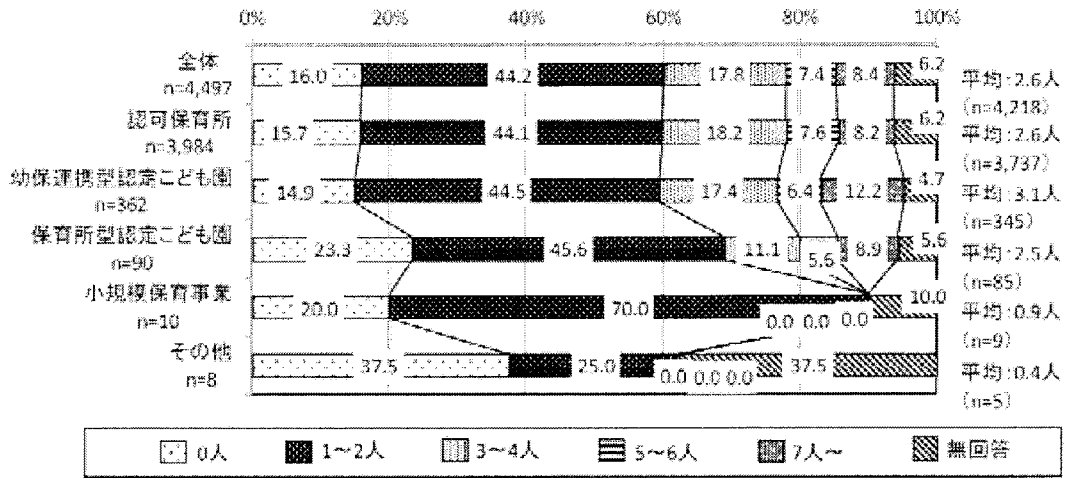
図表 129 障害児加配保育士の配置：単数回答



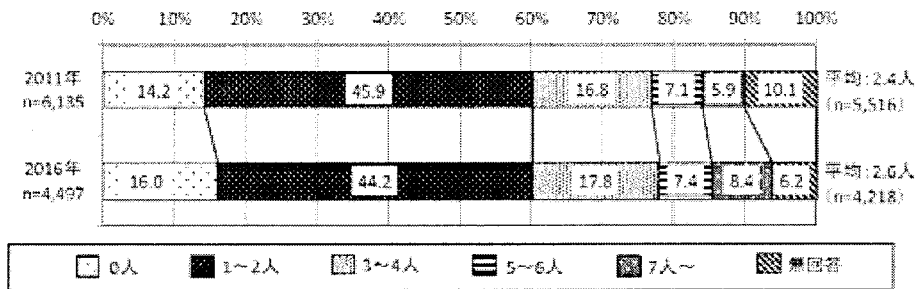
図表 130 施設種類別 障害児加配保育士の人数：数値回答



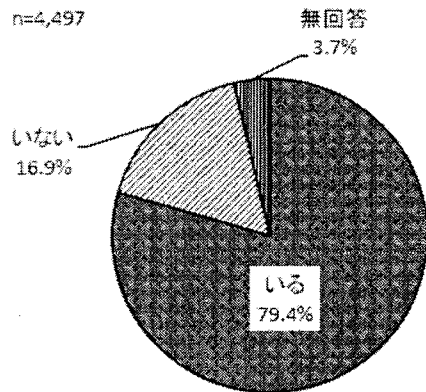
図表 131 施設種類別 障害児保育対象児童数：数値回答



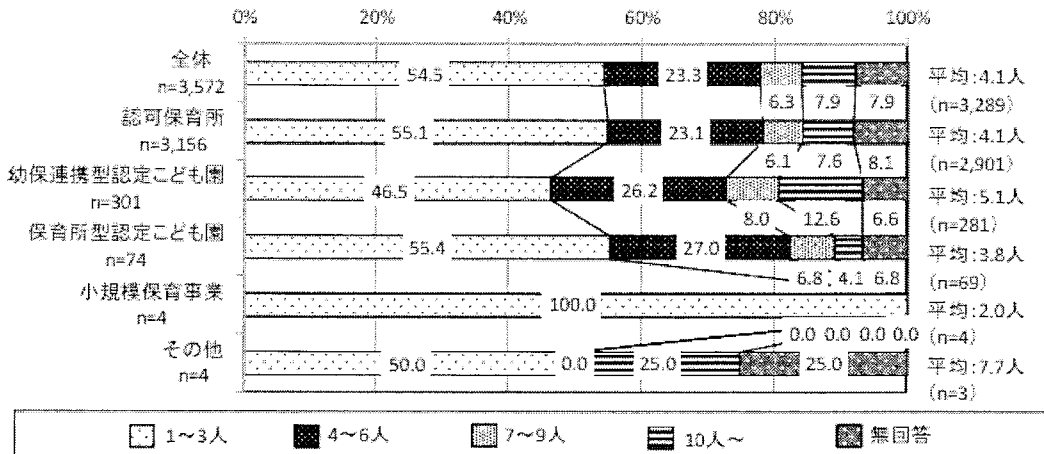
図表 132 2011年との比較



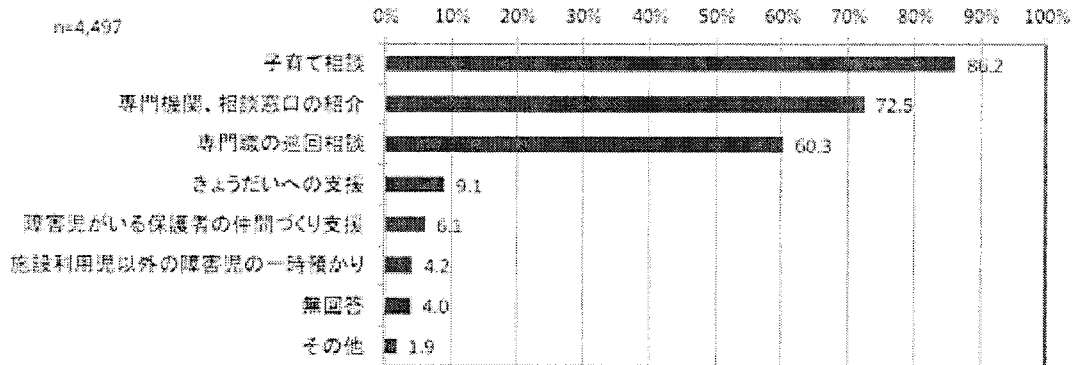
図表 133 障害児保育対象以外の特別な支援が必要な子どもの有無：単数回答



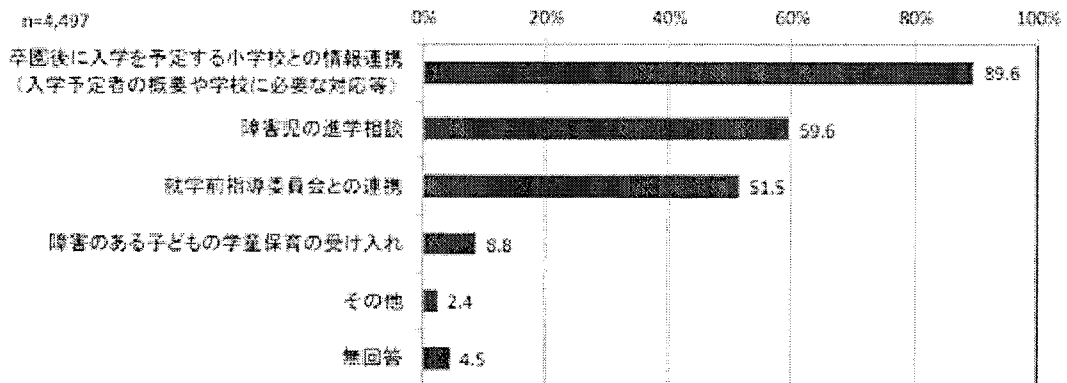
図表 134 施設種類別 対象以外の特別な支援が必要な子どもの人数：数値回答



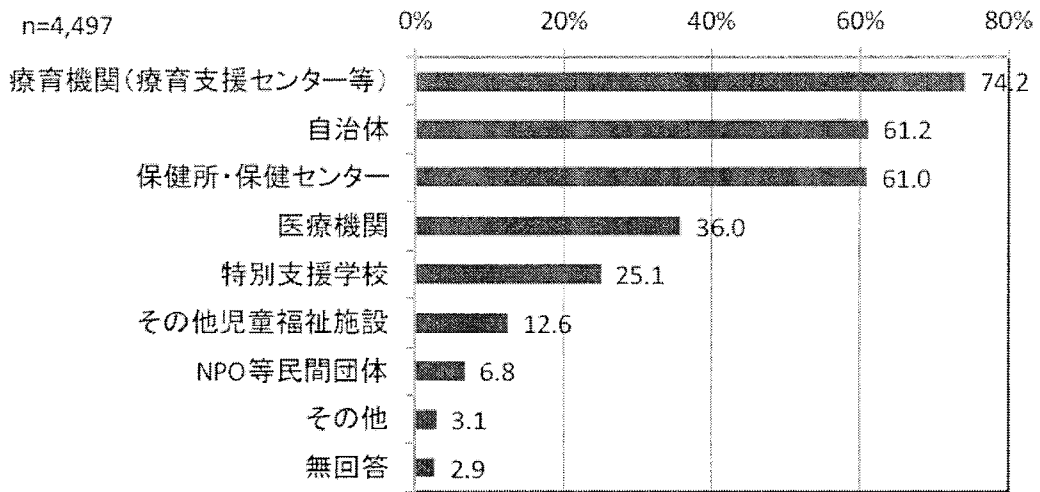
図表 135 家庭支援の内容：複数回答



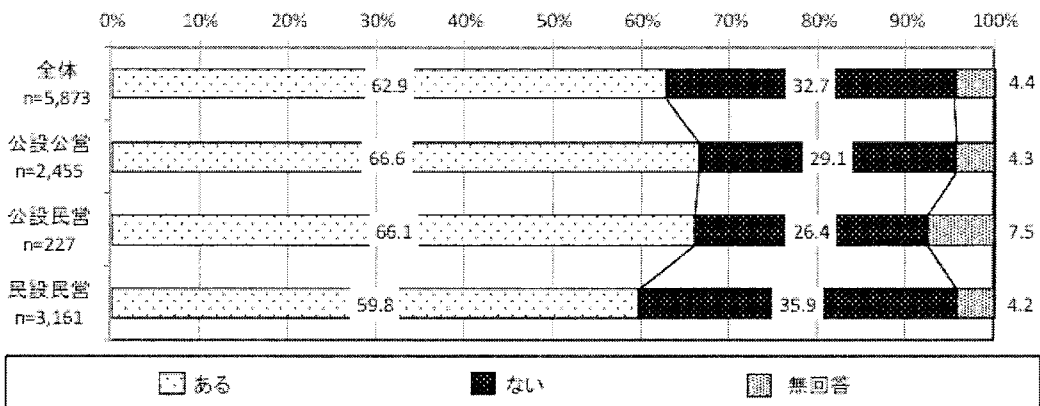
図表 136 小学校との連携・接続の取組状況：複数回答



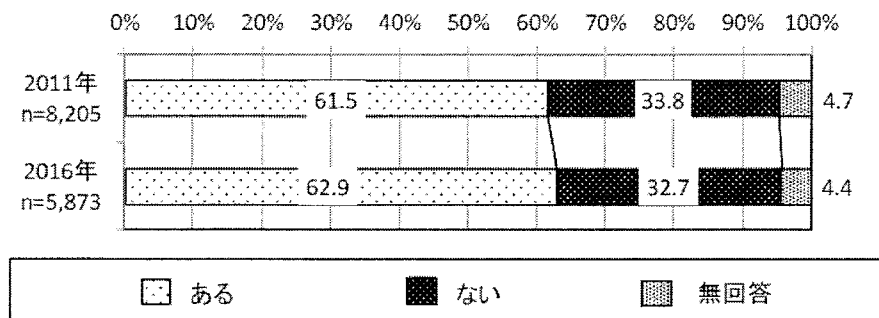
図表 137 小学校以外に連携・接続している機関：複数回答



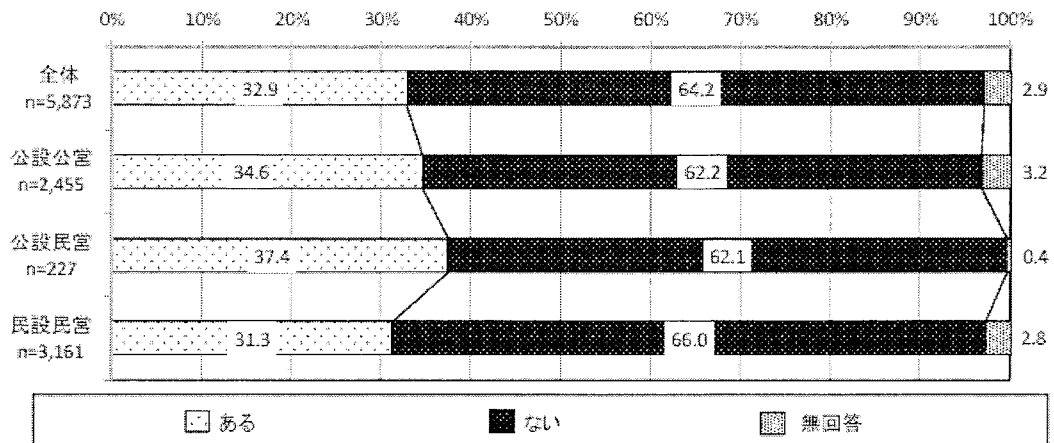
図表 138 設置・運営主体別 生活面・精神面などで支援の必要な家庭の有無：単数回答



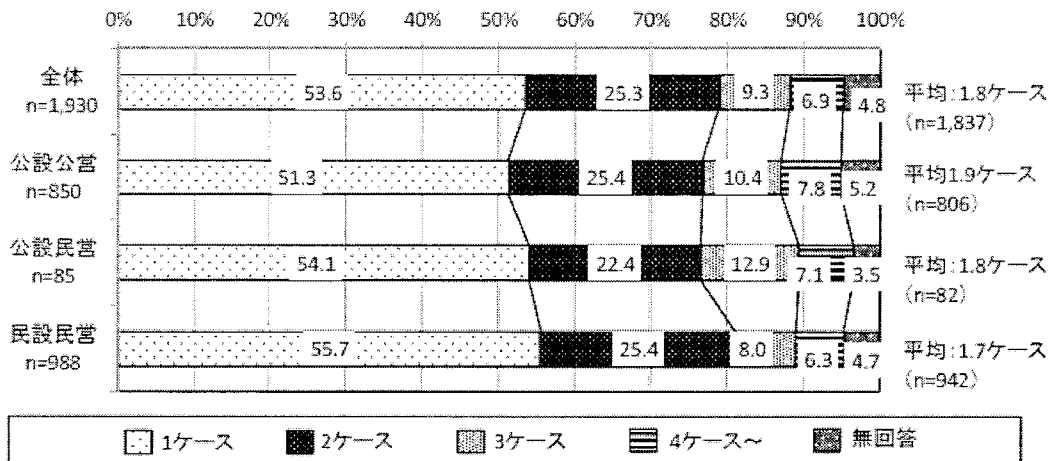
図表 139 2011年との比較



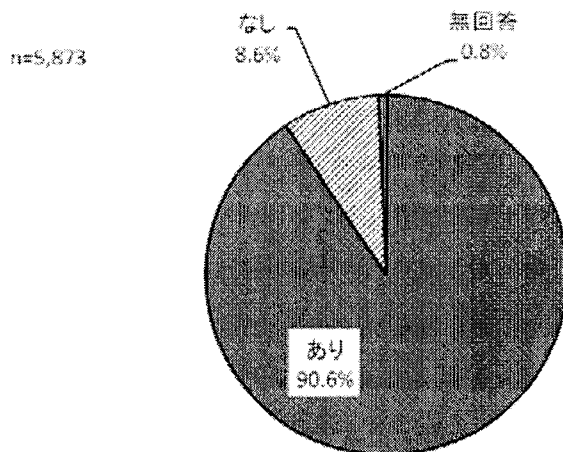
図表 142 設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の有無：単数回答



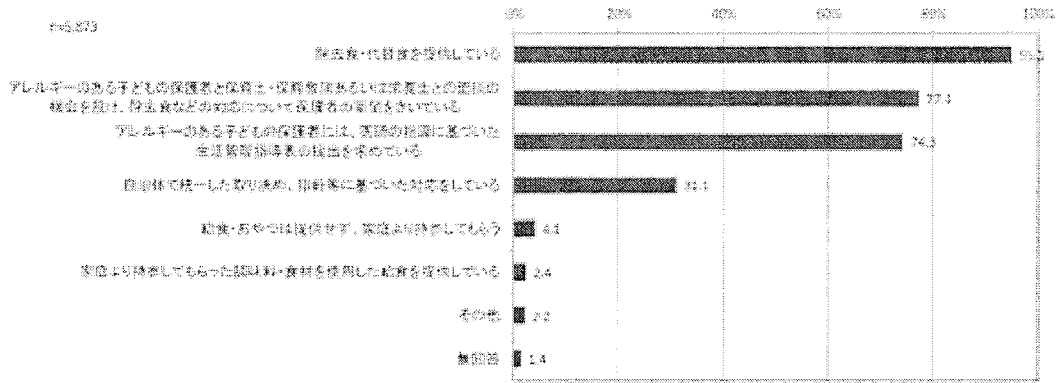
図表 143 設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の数：数値回答



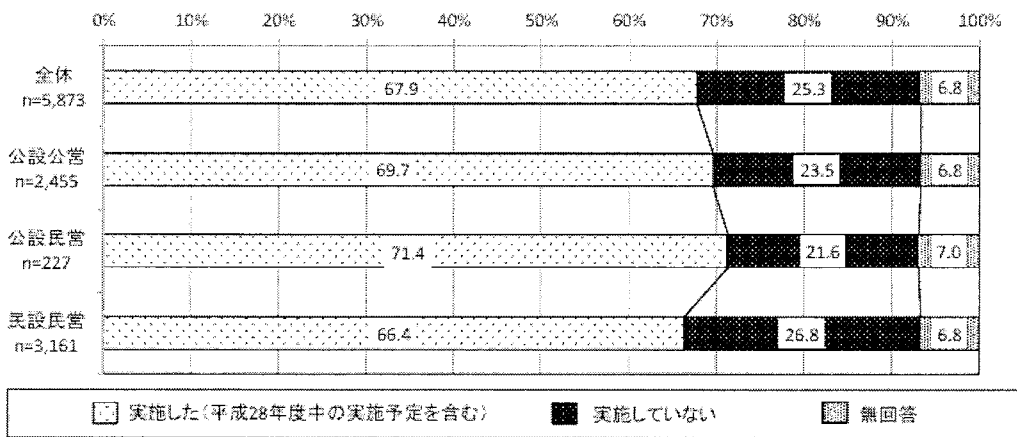
図表 36 食物アレルギーのある子どもの有無：単数回答



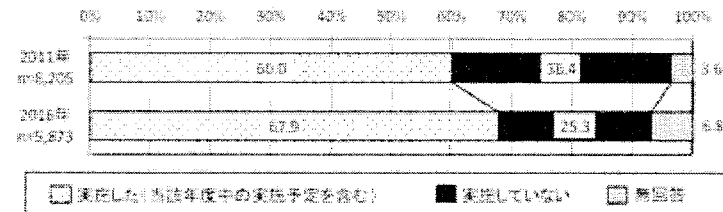
図表 37 食物アレルギーのある子どもへの対応：複数回答



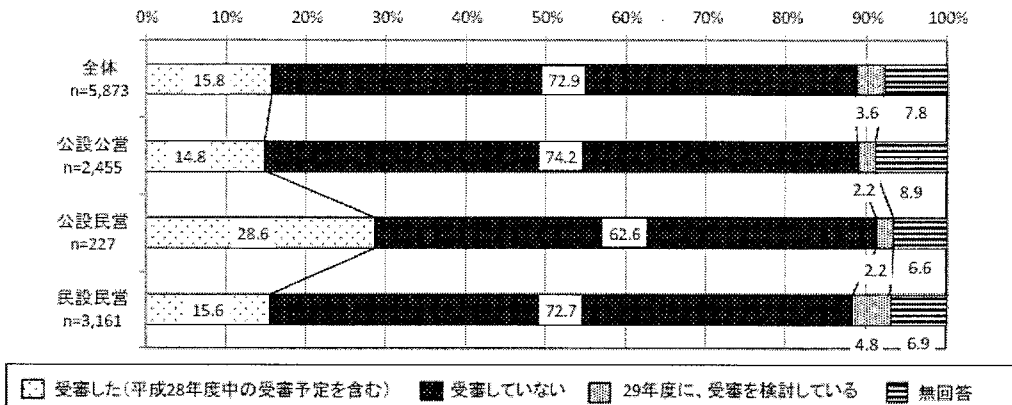
図表 160 設置・運営主体別 自己評価の実施状況：単数回答



図表 161 2011年との比較



図表 163 設置・運営主体別 第三者評価の受審状況：単数回答



○教育・保育施設長専門講座カリキュラム

1 プログラム(1) **「保育の将来ビジョン」** 2018(平成30)年9月2日(日)～3日(月)
 定員：400名
 会場：新横浜プリンスホテル

9月2日(日)

12:30	13:30	15:00	16:30
受付	教育・保育施設等における保育の基本と実践 (鯨岡 峻)	子どもの権利・主体としての子ども (山縣 文治)	

9月3日(月)

9:30	10:30	12:40	13:30	15:00	16:25	16:50
保育をめぐる国の動向(仮) (厚生労働省)	保育の理念と実践哲学 (網野 武博)	昼食	教育・保育施設長のあり方 (山崎 美貴子)	改定された「保育所保育指針」をめぐり (汐見 純幸)		

●プログラム終了時に、受講証明書を配布します。(表中講師名 敬称略)

○プログラム(1) 内容の詳細

テーマ・講師名	内容、獲得目標
教育・保育施設等における保育の基本と実践 講師：京都大学 名誉教授 鯨岡 峻 氏	保育所は、子どもについて家庭と緊密な連携をはかりながら、その最善の利益を考慮しつつ、養護と教育を一体的に提供し、もって子どもの心身の健全な発達をはかり、その福祉をはかることを目的とする児童福祉施設である(この基本的な考え方については認定こども園についても同様である)。 本講では、このような目的を達成するための保育者の働きを中心とした保育のあり方の基本について考える。
子どもの権利・主体としての子ども 講師：関西大学 教授 山縣 文治 氏 (本講座運営委員長)	教育・保育施設等における保育は、子どもの育つ権利を保障するものであり、平成28年の改正児童福祉法では、児童が権利の主体であることが明記された。これまでの福祉サービスが保護してきた権利は、多くの場合、保護的福祉観に基づくものであり、受動的な権利を中心とするものであった。 児童の権利に関する条約は、子どもの能動的権利として保障すべきことを明らかにしている。教育・保育施設等では、このような実践をどのように工夫するかが求められる。また、時として施設内で子どもの人権侵害が起こることもある。 本講では、子どもの権利を保障する保育とは何か、一方で子どもの権利を侵害しないような体制づくりはどのようにすべきかなどについて考える。
保育をめぐる国の動向 ―子ども・子育て支援新制度の実施状況と今後について―(仮)	保育をめぐる国の動向等について、子ども・子育て支援新制度の実施状況およびその内容、今後の見通しなどを学ぶ。
保育の理念と実践哲学 講師： 前 東京家政大学 特任教授 全国保育士養成協議会 常務理事 網野 武博 氏	本講では、施設長をはじめとする保育実践者に求められる保育観について考える。 保育実践者が、一人ひとりの児童を尊厳をもった人格主体としてとらえ、「子どもの最善の利益」を考慮し、すべての子どもの個性と可能性を尊重することを通して、豊かな成長発達を保障するという児童観に基づく保育の理念、保育のあり方について探求する。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
教育・保育施設長のあり方 (リーダーシップ等) 講師：神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授 山崎 美貴子 氏	教育・保育施設長には、児童の最善の利益を尊重する保育観を基に、運営の理念の構築、子どもが安心して遊び、生活できる環境づくり、質の高い保育を推進するための人材育成等、今日の社会の保育・福祉ニーズに応える教育・保育施設等の責任者としてのリーダーシップを果たすことが求められる。 本講では、これら施設長に求められる役割・責務など、施設長のあり方を考える。
改定保育所保育指針の理解 講師：東京大学 名誉教授 前 白梅学園大学 学長 汐見 稔幸 氏	教育・保育施設長として、保育所保育指針の理解を進めることは、指針に基づいた保育の実践や職員の内質・専門性の向上に資するものである。 指針の改定にともない新たに示された保育所児童保育委員の意義も含め、指針の理解を実践へ活かすことが、より質の高い保育につながることを学ぶ。

2 プログラム(2) 2019(平成31)年1月29日(火)～31日(木) 定員：200名
「新たな保育サービスの開発」 会場：新横浜国際ホテル

1月29日(火)

11:30	12:50	14:20-14:40	15:10-15:30	17:00
	保育をめぐる最新動向 一施設の視点を中心に— (柏女 雲峰)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅠ —スーパーバイザーとしての力量を高める—(1)(※)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ —スーパーバイザーとしての力量を高める—(2)(※)	

1月30日(水)

9:30	11:30-11:50	12:50	13:30	15:10-15:30	17:00
教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ 一施設が必要とするための実践、児童福祉の理解—(1)(※)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ 一施設が必要とするための実践、児童福祉の理解—(2)(※)		子育て支援の総合的課題の解決 —チームとしての連携・協働— 一地域子育て支援の展開と相談機能の充実—(1)(※)	子育て支援の総合的課題の解決 —チームとしての連携・協働— 一地域子育て支援の展開と相談機能の充実—(2)(※)	

1月31日(木)

9:30	11:50	12:50	13:30	14:40	16:00
教育・保育施設長としての実践への関わりⅢ 一保護者(家庭)支援の理解—(1)(※)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅢ 一保護者(家庭)支援の理解—(2)(※)		教育・保育施設長としての実践への関わりⅣ 一全体的な計画の編成と展開の評価—(1)(※)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅣ 一全体的な計画の編成と展開の評価—(2)(※)	

- 参加者は、受講後(後日)に総括レポート(A4 1～2枚程度)を提出いただきます。(表中講師名 敬称略)
- 表中、講座名に「(※)」が付された5つのテーマが、レポート対象講義です(うち1つを選択いただきます)。
- 提出されたレポートについて、5テーマの講師が添削し、合格者に受講証明書を送付いたします。

○プログラム(2) 内容の詳細

テーマ・講師名	内容、獲得目標
保育をめぐる最新動向 一施設の視点を中心に— 講師：淑徳大学 教授 柏女 雲峰 氏	子ども・子育て支援新制度の施行動向を確認したうえで、平成28年の改正児童福祉法、保育人材確保対策、処遇改善、社会福祉法人制度改革など、これからの保育所および認定こども園に関する動向、今後の方向性について学ぶ。 さらに、保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく実践のために、改定(改訂)のポイント等について学ぶ。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<p>教育・保育施設長としての実践への関わりⅠ</p> <p>—スーパーバイザーとしての力量を高める—</p> <p>講師：大谷大学 名誉教授 佐賀枝 夏文 氏</p>	<p>教育・保育施設等は、子どもの養育や教育の方法といった子どもの育ちや子育てに関するさまざまな相談に対応しなければならない。特に近年の地域社会や家庭生活の変化が養育環境に及ぼす影響は大きい。子育てに関する不安や負担を抱えている保護者が多くなっていることも事実であり、子どもの生活を守り、発達を保障するという教育・保育施設等に求められる相談援助の専門性は高くなっている。</p> <p>相談への対応は個別的な対応が中心になるが、親同士の小集団が作られることで、不安や戸惑いの軽減が実現する場合もある。</p> <p>また、相談内容によっては地域の専門機関との連携も必要になる。教育・保育施設等では、保護者の相談をどのように受け止め、軽減や解決に導くかという支援体制やシステムの構築が求められている。</p> <p>本講では、相談援助活動の原理と原則をおさえた上で、傾聴技術、グループを形成し活動する技術、地域との連携の技術等について学習し、教育・保育施設等における相談援助技術とその体制の構築について理解を深める。</p>
<p>教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ</p> <p>—配慮が必要な子どもへの支援、障害児保育の理解—</p> <p>講師：筑波大学 教授 安梅 勲江 氏</p>	<p>今日の教育・保育施設等は、多様なニーズを抱えた子どもとその保護者が利用している。育ちの上で課題がある子どもとその保護者を理解し、適切な支援を行うことは、教育・保育施設等の大きな使命の一つである。</p> <p>配慮が必要な子どもとは、何らかの障害や疾患を抱える子ども、情緒や知的な発達に課題を抱える子ども、家庭環境等の理由により配慮が必要な子どもなど多様である。子どもの育つ力、保護者の子育てする力をエンパワメント（醸成）する、専門職としてのさらなる力量が求められている。</p> <p>教育・保育施設等では、今日までに培われた専門性を適切に生かしつつ、環境の設定、教育・保育内容、保育教諭の関わり方など、新たな知識と保育の技術を習得する必要がある。また個別の指導計画は、保護者とのパートナーシップ強化への要請が高い。</p> <p>本講では、多様な子どもの保護者のニーズに応える、根拠に基づく新たな専門性の構築について学ぶ。</p>
<p>子育て支援の総合的な拠点（プラットフォーム）としての教育・保育施設</p> <p>—地域子育て支援の展開と相談機能の充実—</p> <p>講師：日本社会事業大学 教授 金子 恵美 氏</p>	<p>教育・保育施設等は地域に密着した児童福祉施設であり、他の組織や団体および専門職の役割を知り、相互理解を深めなければならない。特に近年は地域全体で子育てを支援することが必要とされており、このために子育て支援の総合的な拠点としての教育・保育施設等のあり方について学ぶとともに、子育て支援ネットワークづくりの意義と方法を理解することが求められる。</p> <p>本講では、地域に向けての説明責任（情報発信・社会的認知）や、地域の専門職や地域住民と連携・協働を深めていくための基本的技術などを学んだ上で、地域社会資源の育成や、地域ニーズをキャッチし、地域の共通認識としていくための知識と方法を理解する。</p> <p>また、このようなネットワークに関する知識と技術を基盤として、地域ニーズに応じた新たなネットワークを開発・構築する力を培う。</p>
<p>教育・保育施設長としての実践への関わりⅢ</p> <p>—保護者（家庭）支援の理解—</p> <p>講師：武庫川女子大学 教授 倉石 哲也 氏</p>	<p>教育・保育施設等は、保護者と緊密な関係を結び、協力して子どもの育ちを支えていくと同時に、子どもの育ちや子育てに関する専門職として、保護者を支援しなければならない。特に近年は家族形態や家庭状況が多様化していることについて理解を深め、保護者支援についてのスキルアップをはかることが求められる。</p> <p>本講では、保護者支援の意義について理解した上で、保護者とのパートナーシップによる保育の方法や、さまざまなニーズを持つ保護者への支援、さらには課題を抱えた保護者への対応について、専門性を高める。</p>

テーマ・講師名	内容、獲得目標
教育・保育施設長としての実践への関わりⅣ ー 全体的な計画の編成と展開の評価ー 講師：大妻女子大学 教授 小川 清美 氏	指定保育所保育指針において、保育の目標を達成するためには、子どもの発達を見通しながら、保育の方法および環境に関する基本的な考え方に基づき、計画性のある保育を実践することが必要とされている。全体的な計画は、子どもの最善の利益の保護を第一義とする保育所保育の根幹を示すものであり、指導計画やその他の計画の上位に位置付けられている。 幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、全体的な計画について、教育と保育を一体的にとらえ、在園期間の全体にわたり、園の目標に向かってどのような過程をたどって教育および保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育て支援と有機的に連携し、園児の園生活全体をとらえ、作成する計画とされている。 本調では、全職員の共通認識のもと、計画性をもって保育を展開するための全体的な計画の編成と展開、また評価について考える。

3 プログラム(3) **「保育事業の戦略」** **2018(平成30)年7月18日(水)～20日(金)**
 定員：200名
 会場：東京ベイ幕張ホール

7月18日(水)

10:15	11:00	12:30	13:20	14:00	14:20	15:50
受付	保育をめぐる国の動向(保) (厚生労働省)	昼食	業務改善と福祉サービス第三者評価①(※) (大方 美香)	業務改善と福祉サービス第三者評価②(※) (大方 美香)		

7月19日(木)

9:30	11:00	11:20	12:50	13:40	15:10	15:30	17:00	17:20	19:30
経営課題としての人材確保・育成①(※)	経営課題としての人材確保・育成②(※)	昼食	保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅰー事業計画・戦略、課題、マーケティング①(※) (関川 芳孝)	保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅰー事業計画・戦略、課題、マーケティング②(※) (関川 芳孝)			ワークショップ<演習> (関川 芳孝)		

7月20日(金)

9:30	11:00	11:20	13:50
保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅱー保育の政策とマネジメント①(※) (関川 芳孝)	保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅱー保育の政策とマネジメント②(※) (関川 芳孝)		

(表中講師名 敬称略)

- 参加者は、受講後(後日)に総括レポート(A4 1～2枚程度)を提出いただきます。
- 表中、講座名に「(※)」が付された4つのテーマが、レポート対象講座です(うち1つを選択いただきます)。
- 提出されたレポートについて、4テーマの講評が添削し、合格者に受講証明書を送付いたします。

○プログラム(3) 内容の詳細

テーマ・講師名	内容、獲得目標
保育をめぐる国の動向 ー 子ども・子育て支援新制度の実施状況と今後についてー(保) 講師：厚生労働省 保育課	保育をめぐる国の動向等について、子ども・子育て支援新制度の実施状況およびその内容、今後の見通しなどを学ぶ。

テーマ・講義名	内容、獲得目標
<p>業務改善と福祉サービス第三者評価</p> <p>講師：大阪総合保育大学 学長 大方 美香 氏</p>	<p>保育の「質」をどのように考えるか、信頼される園とは、教育・保育施設等が保育の質を向上し、保護者や地域から信頼される園となるために何をすべきか。</p> <p>本講では、業務改善の視点をもって、質の向上をめざすことを考えるとともに、保育の質をはかる指標としての福祉サービス第三者評価について理解を深める。</p> <p>また、園での取り組み（自己評価の重要性等）について、園長が職員とともに業務改善をめざす方向性を考える。</p>
<p>経営課題としての人材確保・育成</p> <p>講師：真ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 統括フェロー 宮崎 民雄 氏</p>	<p>教育・保育施設等が、保育の質を向上させ、子ども・保護者や地域のニーズに応えていくためには、保育士等職員の確保および資質向上とそれを支える仕組みづくりが必要である。</p> <p>特に今、人材の確保・定着を促進するためには、職員のキャリアパスの整備やキャリアアップ支援施策の具体化が必要となっており、経営者および管理者には、保育現場の職場としての魅力を高めながら、雇用につなげていくなどの取り組みが必要とされる。</p> <p>また、人材育成のためには、職員の資質向上のため、園内におけるOJTの実践方法、スーパービジョン、コーチングの技術についての理解を深めながら、園内外のトータルな研修体系を確立させることが求められる。</p> <p>本講では、経営者および管理者として、職員の確保・定着のための魅力ある職場づくりと、職場において職員のやる気を引き出し、成長を実感できる体制づくりについて考える。</p>
<p>保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅰ —事業計画・戦略、課題、マーケティング—</p> <p>講師：大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>保育をとりまく経営環境が大きく変化している。</p> <p>経営者および管理者は、外部環境の変化を分析し、自らの経営理念や使命に基づき、保育事業をどのように運営していくのか、保育士等職員に対して明確なビジョンを掲げて運営に取り組み必要がある。具体的には、中長期の事業計画を作成し、計画を具体化するための事業戦略を考えることが求められる。</p> <p>事業戦略の構築においては、地域の多様な保育ニーズを把握・分析し、地域住民から信頼され、利用者から選ばれる保育事業をめざし、マーケティングの手法に学ぶ必要がある。</p> <p>こうした計画や戦略を具体的に展開していくために、経営者および管理者は、ヒト・モノ・カネなどの経営資源をふまえ、組織内部にどのような課題があるのかを把握し、課題解決に向けてリーダーシップをとる必要がある。</p> <p>本講では、保育事業を存続・発展させる戦略づくりのための、経営者および管理者の役割について考察する。</p>
<p>ワークショップ（演習）</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の運用状況をふまえ、保育事業の今後の経営課題について検討するグループ討議を行い、課題の共有や保育事業において必要な対応について考える。</p>
<p>保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅱ —保育の政策とマネジメント—</p> <p>講師：大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>子ども・子育て支援新制度は市町村が実施主体として、地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画が策定され、給付・事業が実施されている。</p> <p>また、保育関係行政に限らず、まちづくりにおいても、市町村の政策決定のあり方が、保育事業の推進に重要な影響を及ぼすこととなり、経営者および管理者においても、地域経営の信頼されるパートナーとして、自治体の政策決定および実行に参画することが求められている。</p> <p>こうした状況のなかで、経営者や管理者は、地域の子どもの最善の利益の代弁者として、「地方版 子ども・子育て会議」への参画等、自治体や地域の関係者と相互理解を深めつつ、現実的な政策提言力を身につける必要がある。</p> <p>また、公立の保育所や認定こども園の民営化のプロセスやその課題について考察を深め、経営者および管理者の立場から地方自治体に向けてどのような政策提言をなし得るのかを考える。</p>

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

（子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

（保護者との協力）

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

（利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

（地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

（専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

○全国保育士会 食育推進ビジョン

平成 25 年 5 月 4 日
平成 28 年 9 月 13 日 一部改定
全国保育士会 常任委員会

全国保育士会 食育推進ビジョン

【前文】

「食育」は、身近な大人や他の子どもたちとの関わりの中で食事をおいしく楽しく食べることを通じて、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を育むことを目的としています。

全国保育士会では、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針にのっとり、会員が中心となり、保育に携わる全ての職員が「食育」に関する共通理解のもと一体的に推進するための指標として、ここに「全国保育士会 食育推進ビジョン」を策定し、さらなる「食育」をすすめます。

1. 保育実践と一体となった食育の推進に取り組みます。

食育は子どもたちの成長・発達を育むなかで必要不可欠なものであり、保育所や認定こども園等における日々の生活の中で保育と一体的に取り組みます。

2. 子どもの育ちを保障する食事の提供体制・環境を堅持した食育を推進していきます。

子どもたちにとって身近な存在である職員が、一人ひとりの状態に合わせた食事を提供し、子どもたちが作り手の顔を思い浮かべながら、おいしく楽しく食べることができる環境を守ります。また、子どもたちの食への関心が高まるよう、五感を通じて食とふれ合える機会をもてるよう努めます。

3. 食育の推進は家庭との協働によりすすめます。

子どもたちの生活や食事に関する情報を家庭と共有し、相談に応じるなど望ましい食生活について共に考え、家庭における食育を支援します。

4. 施設全体で連携し、食育の推進に取り組みます。

保育に携わる全ての職員が、保育所や認定こども園等で行う食育について共通の理解をもち、年齢に合わせた計画の目標を共有し、互いの専門性を活かしながら連携・協力して取り組みます。

5. 地域の子育て家庭への理解をすすめ、関係機関と連携・協力をして食育の推進に取り組みます。

在宅の子育て家庭の乳幼児の食に関する相談に応じるなど、専門性を活かした助言や支援を行います。また、地域の保健医療機関等と必要な情報を共有し、地域全体で連携して食育に取り組みます。

○主任保育士・主幹保育教諭特別講座 集中科目・講師一覧

科目	内容	講師(敬称略)
子ども家庭福祉の動向	<p>社会福祉の体系およびノーマライゼーションやウェルビーイング等の基本的概念を学ぶとともに、子ども家庭福祉の意義、法制度、実施体制、最近の動向について学び、あらためて保育専門職のあり方について学ぶ。</p> <p>また、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定適用をふまえ、保育所および幼保連携型認定こども園における子育て支援や、教育および保育に関する全体的な計画の策定についても学ぶ。</p>	<p>淑徳大学 教授 柏女 霊峰</p>
保育専門職に求められるソーシャルワーク	<p>対人援助の専門職に求められるソーシャルワークならびに、子どもや保護者に対する支援を行う際の多角的な視点について、課題解決に向けた援助や、組織におけるスーパーバイザーの役割を果たしつつ、一人の専門職として成長できるよう支援する方法を、演習を交えて学ぶ。</p>	<p>一般社団法人 全国保育士養成協議会 会長 山崎 美貴子</p>
地域子育て支援の拠点としての役割	<p>地域子育て支援の拠点として、関係機関や地域住民とどのように協働していくのか、また、その際に各関係機関との連携の核である主任保育士等リーダー的立場の職員が果たすべき役割を学ぶ。</p>	<p>武庫川女子大学 教授 倉石 哲也</p>
家庭(子育て)支援	<p>保護者とともに子どもの連続した発達を支えるために必要な家庭(保護者)支援の方法や視点について学ぶとともに、支援の際の主任保育士等リーダー的立場の職員としての役割、責務を学ぶ。</p>	<p>日本社会事業大学 教授 金子 恵美</p>
保育の計画	<p>一人ひとりの子どもの育ちを理解し、発達の連続性をふまえたうえで、保育の計画をたて、さらにPDCAサイクルのもと、カンファレンスや自己評価をとおして保育の振り返りを行い、日々の保育につなげる際の主任保育士等リーダー的立場の職員の役割について学ぶ。</p>	<p>湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長 増田 まゆみ</p>
乳児保育	<p>乳児の健康と安全を守るための職員の連携、また、乳児の情緒の安定に向けての保育者の関わりに対する主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的立場の職員のはたらきかけや、保護者支援等を学ぶ。</p>	<p>東京家政大学 准教授 堀 科</p>
障害のある子どもと保護者の支援	<p>障害のある子どもや保護者の支援について、職員間、家庭、地域や専門機関等との連携をどのようにはかるべきなのか、および、障害を理解し保育を展開するために取り組むべきこと、またそのことに対する主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的立場の職員の役割について学ぶ。</p>	<p>日本社会事業大学 地域貢献センター 特任教授 小沼 肇</p>
対人援助におけるコミュニケーションとリスクマネジャーとしての役割	<p>対人援助におけるコミュニケーションの基本を学ぶとともに、保育におけるリスクマネジャーとして、起こりうるリスク(ケガ、深刻事故、保護者対応)に関する重要点を理解し、職員間および保護者との情報の共有化、リスク低減に資するコミュニケーション、地域や関係機関との連携、体制づくりにおける役割と実際の行動、災害時の役割について学ぶ。</p>	<p>NPO 法人 保育の安全研究・教育センター 代表/心理学博士 掛札 逸美</p>
現代保育課題	<p>人権に関する動向・基礎的知識を学び、実践現場で人権意識が問われる場面等を通して実践的に学ぶ。</p>	<p>東京都人権啓発センター 講師 竹内 良</p>
保育士会活動	<p>全国保育士会倫理綱領について学び、保育士会活動について理解するとともに、主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的立場の職員に期待される役割について学ぶ(本講座の意義、位置づけの説明を含む)。</p>	<p>全国保育士会 会長 上村 初美</p>
レポート・論文の書き方	<p>レポート・研究論文の書き方について、基本的な考え方や執筆時の約束事等について学ぶとともに、研究テーマを検討する際の視点、研究のすすめ方について学ぶ。また、研究をすすめるにあたって、研究対象者に対する倫理的配慮についても学ぶ。</p>	<p>岡崎女子大学、 岡崎女子短期大学 学長・教授 林 陽子</p>
本講座を受講して	<p>本講座を受講して、受講生自身が感じた、レポート提出の手順や留意すべき点、修了論文のテーマ設定のポイント、講座全体のスケジュール、他受講生とのかかわり等、本講座における姿勢を体験談から学ぶ。</p>	<p>第29期修了生 わらしべ第二保育園(埼玉県) 主任保育士 山田 清佳</p>

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）	資料2
平成30年8月2日	

これまでの検討会（第1回～第3回）における主な意見（案）

（保育の質全般）

- 保育の質は、社会・文化的背景も関わる相対的で多面的なもの。地域や保育所ごとに課題や強みは多様であり、質の標準化と各地域・保育所の自律性のバランスをとりながら、現場の取組を支える仕組を検討することが必要。
- 保育の質には、職員、保育所の組織、自治体、国の仕組や取組が連動して関係しており、一つの取組や一律の基準のみで質を確保することは難しい。
- 保育の質を議論していくに当たっては、「子どもにとってどうか」という子どもを中心に捉えた視点を持つことが重要。
- 保育の質の確保・向上に資する様々な現場、地域等の取組について、好事例を収集し、周知していくことが有効。
- 好事例の収集・周知は必要。一方で、質の確保すら覚束ない状態の現場もあるという実態を踏まえるべき。最低限の質の確保に必要な取組と、更なる質の向上のための取組の二層のアプローチが必要。
- 保育の質の向上の取組を進めるに当たっては、その方向性について、現場の職員だけでなく、保護者や経営者も理解を共有することが必要。

（保育のプロセス）

- 保育の質の確保・向上を図るには、保育を振り返ることが重要。日々の保育の記録や職員間での話し合い、保育の自己評価とその結果に基づく改善に向けた取組の公表等のプロセス全体を通じて、質の確保・向上が図られる。
- 保育の質の確保・向上に資するものとして、現場の保育実践にとって実効性のある評価システム（自己評価の工夫、公開保育型の評価等）が必要。
- 保育の「評価」について検討する際に主眼となるのは、子どもの学びや教育の成果を客観的に提示する「総括的評価」ではなく、学びの支援や教育の改善に活用していくことを目的とした「形成的評価」。
- 保育の評価は、行ったところで終わりではない。研修と一連のものとして捉えていくべき。

（保育現場における対話）

- 組織全体として質の高い保育を目指し、取組を進めていくためには、その大きな方向性となる保育の理念や方針を職員間で共有し、日頃から、それらを念頭に置いて保育を行っていることが大切。
- 保育の質向上には、日常的に職員間で子どもや保育について「語り合う」風土（同僚性）が重要。対話を通して、子どもや保育に関する様々な気付きや理解が得られ、共有される。
- 職員同士が、自分たちの保育の現状や課題について共有できる環境（ポートフォリオ、ドキュメンテーション等の記録の活用、話し合いの機会等）を整備することが求められる。
- 職員間の対話の機会確保や対話が促される組織的な風土の醸成には、リーダーのマネジメントやリーダーシップも求められる。リーダーシップについては、施設長だけでなく、ミドルリーダーの存在も重要であり、組織内で多層的なリーダーシップをどのように形成していくかが課題。
- 子どもは保育の当事者。子ども同士が共通の目的の実現を目指して工夫や協力を重ねていく協同的な学びの土台は、低年齢からの子どもを主体とした保育により培われるもの。保育の改善には、子どもの声を聞くことも必要。
- 職員はもとより、子ども、保護者、地域の人々といった当事者間の対話を通して、子どもの育ちを支え、保育の環境やプロセスを作っていくことが大切。

（保育現場における環境構成）

- 時間・空間・人的配置を工夫することで、子ども同士のトラブルを発生しにくくしたり、遊びの発展や深まりを支えたりすることが可能。
- 低年齢児の保育において担当制をとる場合にも、担当の不在時などには支障なく保育や保護者対応ができるよう、日常的に職員間で細やかに情報共有が行われていることが重要。
- 現場の実態を踏まえ、ICTの活用、保育の構造的理解に基づく人の配置、時間・空間の把握と工夫など、業務負担を考慮した効率的な運営が必要。
- 保育所の職員は、保育時間が長く、研修やドキュメンテーション作成など保育の質向上の取組を進めていく上では、そのための時間や資源の確保が課題。これは幼稚園や小学校の教職員と合同の研修を行う際にも課題となる。

（保護者や地域住民、関係機関との関係）

- 質の向上を図る上で、子どもの育ちや保育に関する情報の発信、保護者や地域住民などの関係者による保育の評価等、その保育所や保育所保育について、外部の人々が知り、参画する機会を通して、理解を広めることが重要。
- 保育の評価を踏まえた改善の内容について、保護者や地域の人々にも伝えていくことは、その保育所に対する理解や信頼につながる。
- 保護者の多くは、入所の前後で「保育の質」として大切と考える点が変わっており、保育所を選ぶ段階で、保護者に対して質を捉える視点（保育士の子どもへの関わりなど）を示すことが重要。
- 保育所での子どもの育ちを通じて、保護者は育児に対する安心感やその保育所への信頼感をもつ。育児の不安・負担感や孤立感の軽減は、児童虐待の予防にもつながる。質の高い保育は、保護者支援の面でも重要。
- 研修等の仕組・体制づくりとともに、研修において講師や現場を支えるファシリテーター、アドバイザーの役割を担う人材の養成が課題。自治体による支援や地域の教育資源の活用等も考えられる。
- 保育所、幼稚園、認定こども園といった種別の異なる各施設が合同で研修を行うなど、幼児教育の本質的な理解のもとで、地域の子どもを共に育み、小学校へとつなげていくような協働体制の構築が重要。
- 様々な保育要件で入所してくる子どもと、その保護者への支援体制を整えるためには、自治体、児童相談所、療育センター等と連携することが重要。

（保育士等の専門性）

- 保育士が子ども一人一人に向き合うためには、「ゆとり」、「専門性」、「経験」が必要。
- 保育に関して、ベテランの保育士がかつて学んだことと、現在の養成施設や研修において学生や受講者（若手の保育士）が学んでいることは、内容や質が異なっている。時代に即した情報や知識を得るための研修も重要。
- 外部研修で習得した内容を園内研修で共有し、保育実践に生かしたり、園内研修で取り組んだことについて、外部研修や公開保育を通じてより理解を深めたりするなど、内外の研修をリンクさせることが重要。

- 現場での保育の実践内容に関する研究では、個々の事例の検討が中心となりがちであり、これらから得られる成果や知見について、どのように保育所全体や他の保育所でも共有し、活用できるものとするかが課題。
- 施設長の役割として、職員の資質と能力を見極め、それらを職場で生かせる場面をいかに作っていくかが求められている。
- 施設長や主任保育士のリーダーシップは、現場の保育の質に関わるものと考えられる。研修機会の確保等、施設長や主任保育士のリーダーシップを支える方策についても検討すべき。

(自治体の役割)

- 自治体等による保育所への支援には、個々の課題への対処・対策をアドバイスするといった面と、保育所全体の雰囲気を作ったり変えたりするといった面とがある。
- 相談相手が不在となりがちな施設長のリーダーシップを高める上で、巡回型の支援、地域のネットワークづくり、公開保育の仕組づくりなど、自治体の役割は大きい。
- 保・幼・小連携は、自治体における所管部局の違い等により、自治体間で取組の差が大きい。行政の体制においても、教育部局と児童福祉部局との本質的な連携・協働が求められる。

(以上)

明治二十五年三月二十二日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

(厚生労働一〇六)

○公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

(環境一四)

〔告 示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三〇二)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十九事業年度・年度決算(独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定・日本郵政共済組合・日本たばこ産業共済組合)、料金の額及び徴収期間の変更(中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社)関係

一 六 八 九 三〇

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
違法放置等物件保管関係
会社その他
会社決算公告

三〇 四〇

省 令

○厚生労働省令第百六号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項及び第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年八月八日
厚生労働大臣 加藤 勝信

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
	<p>第二条 (略)</p> <p>2 11 (略)</p> <p>12 この省令において「乳製品」とは、クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料(無脂肪固形分三・〇%以上を含むものに限る。)及び乳飲料をいう。</p> <p>13 37 (略)</p> <p>38 この省令において「調製液状乳」とは、生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料とし、これに乳幼児に必要な栄養素を加え液状にしたものをいう。</p> <p>39 41 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準</p> <p>(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の製造に当たっては、ろ過、殺菌、小分及び密栓の操作(以下「処理」という。)を行うこと。ただし、特別牛乳にあつては殺菌の操作を省略することができる。</p> <p>(5) 処理は、牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては乳処理業の許可を受けた施設で、特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設で、クリーム、調製液状乳、発酵乳及び乳飲料にあつては乳製品製造業の許可を受けた施設で、それぞれ一貫して行うこと。</p> <p>(二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準</p> <p>(1) 牛乳</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>3 保存の方法の基準</p> <p>a 殺菌後直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。ただし、常温保存可能品(牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであつて、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。以下同じ。)にあつては、この限りでない。</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (7) (略)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>2 11 (略)</p> <p>12 この省令において「乳製品」とは、クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料(無脂肪固形分三・〇%以上を含むものに限る。)及び乳飲料をいう。</p> <p>13 37 (略)</p> <p>38 (新設)</p> <p>39 40 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 (略)</p> <p>二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準</p> <p>(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の製造に当たっては、ろ過、殺菌、小分及び密栓の操作(以下「処理」という。)を行うこと。ただし、特別牛乳にあつては殺菌の操作を省略することができる。</p> <p>(5) 処理は、牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては乳処理業の許可を受けた施設で、特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設で、クリーム、発酵乳及び乳飲料にあつては乳製品製造業の許可を受けた施設で、それぞれ一貫して行うこと。</p> <p>(二) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準</p> <p>(1) 牛乳</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>3 保存の方法の基準</p> <p>a 殺菌後直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。ただし、常温保存可能品(牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであつて、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。以下同じ。)にあつては、この限りでない。</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (7) (略)</p>

(三) 乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(1) (23) (略)

24 調製液状乳

1 成分規格

発育し得る微生物が陰性でなければならない。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。

2 製造の方法の基準

保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌すること。ただし、常温保存可能品にあつては、この限りでない。

3 保存の方法の基準

常温を超えない温度で保存すること。

(25) (27) (略)

(四) (略)

(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1) 常温保存可能品にあつては、(二)の(1)の1、(4)の1、(5)の1、(6)の1若しくは(7)の1又は(三)の(1)に定める成分規格のほか、次に掲げるそれぞれの成分規格に適合していること。

1 (略)

2 調製液状乳及び乳飲料

(略)

(2) (5) (略)

(6) 調製粉乳及び調製液状乳にあつては乳(生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く)又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。

(7) (略)

(8) 乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料又は乳飲料をびんに小分して密栓する場合には、びん詰機械及び打栓機械によつて行うこと。

(9) (12) (略)

(13) 自動販売機の中に乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料又は乳飲料を保存する場合には、当該食品を密せん又は密閉してある容器包装のまま保存すること。

(六) (略)

(七) 乳等の成分規格の試験法

(1) 乳及び乳製品

1 5 7 (略)

(三) 乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(1) (23) (略)

(新設)

(24) (26) (略)

(四) (略)

(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1) 常温保存可能品にあつては、(二)の(1)の1、(4)の1、(5)の1、(6)の1若しくは(7)の1又は(三)の(1)に定める成分規格のほか、次に掲げるそれぞれの成分規格に適合していること。

1 (略)

2 乳飲料

(略)

(2) (5) (略)

(6) 調製粉乳にあつては乳(生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除く)又は乳製品のほか、その種類及び混合割合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用するもの以外のものを使用しないこと。

(7) (略)

(8) 乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料又は乳飲料をびんに小分して密栓する場合には、びん詰機械及び打栓機械によつて行うこと。

(9) (12) (略)

(13) 自動販売機の中に乳、発酵乳、乳酸菌飲料又は乳飲料を保存する場合には、当該食品を密せん又は密閉してある容器包装のまま保存すること。

(六) (略)

(七) 乳等の成分規格の試験法

(1) 乳及び乳製品

1 5 7 (略)

8 乳及び乳製品の細菌数の測定法

a (略)

b 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、乳飲料、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳の標準平板培養法による細菌数(生菌数)の測定法

A 検体の採取及び試料の調製法

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳及び乳飲料にあつては容器包装のまま採取するか、又はその成分規格に適合しないかを判断することのできる数量を滅菌採取器具を用いて無菌的に滅菌採取瓶に採り、濃縮乳及び脱脂濃縮乳にあつてはa 生乳及び生山羊乳の直接個体鏡検法による細菌数の測定法A 検体の採取に定める方法により約二〇〇gを採取する。この場合、四度以下の温度で保持し運搬する。検体はその後四時間以内に試験に供しなくてはならない。四時間を越えた場合は、その旨を成績書に付記しなければならない。

次に、濃縮乳及び脱脂濃縮乳を除き、滅菌採取瓶に採取したものにあつてはそのまま、容器包装のまま採取したものにあつてはその全部を滅菌広口瓶に無菌的に移し、二五回以上よく振り滅菌牛乳用ピペットをもつて滅菌希釈液を用いて一〇倍及び一〇〇倍の希釈液を、更に希釈をする場合には滅菌化学用ピペットをもつて同様に希釈液をつくる。

無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳にあつては容器包装のまま採取するか、又はその成分規格に適合しないかを判断することのできる数量を滅菌採取器具を用いて無菌的に滅菌採取瓶に採り、濃縮乳及び脱脂濃縮乳にあつては滅菌採取瓶のまま、二五回以上よく振り、滅菌スプーンで検体一〇gを共栓三角フラスコ(栓を除いて重量八五g以下で一〇〇mlの所にかく線を有するもの)に採り、滅菌生理食塩水を加え一〇〇mlとして一〇倍希釈液をつくり、以下牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳及び乳飲料と同様に希釈液をつくる。

B 測定法

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、乳飲料、濃縮乳、脱脂濃縮乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳の各希釈液で一平板に、三〇個から三〇〇個までの集落が得られるような希釈液を選択し、同一希釈液に対し滅菌ペトリ皿二枚以上を用意し滅菌ピペットでそれぞれの希釈液各一mlずつを正確に採り、これにあらかじめ加温溶解して四三度から四五度までの温度に保持した標準寒天培養基約一五mlを加え、静かに回転、前後左右に傾斜して混合し、冷却凝固させる。

8 乳及び乳製品の細菌数の測定法

a (略)

b 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、乳飲料、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳の標準平板培養法による細菌数(生菌数)の測定法

A 検体の採取及び試料の調製法

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム及び乳飲料にあつては容器包装のまま採取するか、又はその成分規格に適合しないかを判断することのできる数量を滅菌採取器具を用いて無菌的に滅菌採取瓶に採り、濃縮乳及び脱脂濃縮乳にあつてはa 生乳及び生山羊乳の直接個体鏡検法による細菌数の測定法A 検体の採取に定める方法により約二〇〇gを採取する。この場合四度以下の温度で保持し運搬する。検体はその後四時間以内に試験に供しなくてはならない。四時間を越えた場合は、その旨を成績書に付記しなければならない。

次に、濃縮乳及び脱脂濃縮乳を除き、滅菌採取瓶に採取したものにあつてはそのまま、容器包装のまま採取したものにあつてはその全部を滅菌広口瓶に無菌的に移し、二五回以上よく振り滅菌牛乳用ピペットをもつて滅菌希釈液を用いて一〇倍及び一〇〇倍の希釈液を、更に希釈をする場合には滅菌化学用ピペットをもつて同様に希釈液をつくる。

無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳にあつては容器包装のまま採取するか、又はその成分規格に適合しないかを判断することのできる数量を滅菌採取器具を用いて無菌的に滅菌採取瓶に採り、濃縮乳及び脱脂濃縮乳にあつては滅菌採取瓶のまま、二五回以上よく振り、滅菌スプーンで検体一〇gを共栓三角フラスコ(栓を除いて重量八五g以下で一〇〇mlの所にかく線を有するもの)に採り、滅菌生理食塩水を加え一〇〇mlとして一〇倍希釈液をつくり、以下牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム及び乳飲料と同様に希釈液をつくる。

B 測定法

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、乳飲料、濃縮乳、脱脂濃縮乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんばく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳の各希釈液で一平板に、三〇個から三〇〇個までの集落が得られるような希釈液を選択し、同一希釈液に対し滅菌ペトリ皿二枚以上を用意し滅菌ピペットでそれぞれの希釈液各一mlずつを正確に採り、これにあらかじめ加温溶解して四三度から四五度までの温度に保持した標準寒天培養基約一五mlを加え、静かに回転、前後左右に傾斜して混合し、冷却凝固させる。

試料をペトリー皿に採つてから培養基を注加するまでに二〇分以上を経過してはならない。

培養基が凝固したならば、これを倒置して三二度から三五度までの温度で四八時間(前後三時間の余裕を認める)培養後発生した集落数を算定する。この場合、培養時間を経過した後、直ちに算定できない場合は、これを取り出して五度以下の冷蔵庫に保存すれば、二四時間以内は算定に供し得る。

試料を加えないで希釈用液一mlと培養基とを混合したものを対照とし、ペトリー皿、希釈液及び培養基の無菌であつたこと並びに操作が完全であつたことを確かめなくてはならない。

ペトリー皿は直径九cmから一〇cmまで、深さ一・五cmとする。

無糖練乳及び無糖脱脂練乳は調製した一〇倍希釈液一〇mlを二皿ずつ滅菌ペトリー皿五枚に採り、以下牛乳と同様に実施する。

細菌数算定は、次の要領による。

無糖練乳及び無糖脱脂練乳を除いては一平板の集落数三〇個から三〇〇個までの場合及び拡散集落があつてもその部分が平板の二分の一以下で他の集落がよく分散して、算定に支障のないものを選び出し、集落計算器を用いて常に一定した光線の下で集落数を計測し、一平板の集落数又は二枚以上の平均集落数に希釈倍数を乗じた数字を記載する場合、高位から三けた目を四捨五入して二けたのみを記載しそれ以下は〇を附する。

次の場合はこれを試験室内事故とする。

イ 集落の発生のなかつた場合(常温保存可能品、無糖練乳、無糖脱脂練乳及び摂氏一一五度で一五分以上加熱殺菌した乳飲料の場合を除く。)

ロ 二 (略)

9・10 (略)

別添一〜別添四 (略)

(2) (5) (略)

(6) 調製液状乳

1 微生物の試験法

a 恒温試験

検体を容器包装のまま採取し、三五・〇度±一・〇度で一四日間保持する。この間において容器包装の膨張の有無又は内容物の漏えいの有無を観察する。この場合、容器包装の膨張の有無は約二〇度に冷却して観察するものとし、容器包装の膨張又は内容物の漏えいを認めたものは、発育し得る微生物が陽性であるとなす。

恒温試験で陰性の結果を得た検体については、細菌試験を行う。

試料をペトリー皿に採つてから培養基を注加するまでに二〇分以上を経過してはならない。

培養基が凝固したならば、これを倒置して三二度から三五度までの温度で四八時間(前後三時間の余裕を認める)培養後発生した集落数を算定する。この場合培養時間を経過した後、直ちに算定できない場合は、これを取り出して五度以下の冷蔵庫に保存すれば、二四時間以内は算定に供し得る。

試料を加えないで希釈用液一mlと培養基とを混合したものを対照とし、ペトリー皿、希釈液及び培養基の無菌であつたこと並びに操作が完全であつたことを確かめなくてはならない。

ペトリー皿は直径九cmから一〇cmまで、深さ一・五cmとする。

無糖練乳及び無糖脱脂練乳は調製した一〇倍希釈液一〇mlを二皿ずつ滅菌ペトリー皿五枚に採り、以下牛乳と同様に実施する。

細菌数算定は、次の要領による。

無糖練乳及び無糖脱脂練乳を除いては一平板の集落数三〇個から三〇〇個までの場合及び拡散集落があつてもその部分が平板の二分の一以下で他の集落がよく分散して、算定に支障のないものを選び出し、集落計算器を用いて常に一定した光線の下で集落数を計測し、一平板の集落数又は二枚以上の平均集落数に希釈倍数を乗じた数字を記載する場合、高位から三けた目を四捨五入して二けたのみを記載しそれ以下は〇を附する。

次の場合はこれを試験室内事故とする。

イ 集落の発生のなかつた場合(常温保存可能品、無糖練乳、無糖脱脂練乳及び摂氏一一五度で一五分以上加熱殺菌した乳飲料の場合を除く。)

ロ 二 (略)

9・10 (略)

別添一〜別添四 (略)

(2) (5) (略)

(新設)

b) 細菌試験

A) 試料の調製

恒温試験の結果陰性であった検体について、その開封部の表面をアルコール綿でよく拭き、滅菌した器具を用いて開封し、その内容物(内容物の全部又は一部が固形状のものである場合は、滅菌ハサミ等を用いて細切したもの)の全部を無菌的に混合した後、その二五gを無菌的に採り、滅菌リン酸緩衝希釈水二五mlを加えて細砕する。その一mlを滅菌ピペットを用いて滅菌試験管に採り、滅菌リン酸緩衝希釈水九mlを加えてよく混和し、これを試料とする。

B) 試験法

試料を一mlずつ五本のチオグリコール酸塩培養基に接種し、三五・〇度±一・〇度で四八時間(前後三時間の余裕を認める)培養する。この場合、培養基のいずれかに菌の増殖を認めたものは陽性とする。

チオグリコール酸塩培養基 L-シスチン〇・五g、ブドウ糖五g、酵母エキス五g、ペプトン一五g、チオグリコール酸塩〇・五g、食塩二・五g、レサズリン〇・〇〇一g及び粉末寒天〇・八gを精製水一、〇〇〇mlに加えて加温溶解し、これをpH七・〇、七・二に修正し、試験管に一〇mlずつ分注した後、一一一度で一分間滅菌する。

三 (略)

四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(一) (略)

(二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

- (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

1 (略)

- 2 調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装、金属缶又は組合せ容器包装(合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ)であつて、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

a) d (略)

3・4 (略)

(2) (略)

三 (略)

四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(一) (略)

(二) 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

- (1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

1 (略)

- 2 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装は、ガラス瓶、合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装、金属缶又は組合せ容器包装(合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。以下この号において同じ)であつて、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

a) d (略)

3・4 (略)

(2) (略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十四号

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月八日

環境大臣 中川 雅治

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆万田 康 会長が平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）等の被災地を訪問

全国保育協議会では、大阪府北部を震源とする地震や、西日本豪雨により被害にあわれた保育所・認定こども園等の被害状況の把握をするべく、全国保育協議会協議員や、都道府県・指定都市保育協議会事務局を通じて、災害発生直後から情報収集に努めました。

平成 30 年 7 月 12 日に開催した保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）代表者会議・実務者会議において、「大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）被災地支援募金」（以下、「保育三団体被災地支援募金」という）の実施が決定し、翌 13 日から保育三団体被災地支援募金専用口座を開設、募金を開始しています（本ニュース 8 ページ参照）。

西日本豪雨の発生から約 1 か月を迎えた平成 30 年 8 月上旬に、全国保育協議会の万田康会長は、とくに西日本豪雨の被害が甚大であった岡山県、広島県、広島市、愛媛県の各保育協議会を訪問し、このたびの被害をお見舞いするとともに、各県・市でとくに被害が大きかった園の被災状況と今後の方向性の聞き取りを行いました。

浸水被害を免れた園舎 2 階にて保育再開 （岡山県）

（平成 30 年 8 月 2 日訪問）

岡山県ではとくに倉敷市真備町の被害が大きく、万田会長は岡山県保育協議会の服部剛会長とともに倉敷市真備町で被災した 2 園を訪問しました。

真備かなりや保育園（私立）

真備かなりや保育園は、社会福祉法人倉敷



岡山県保育協議会の正副会長と意見交換をする全国保育協議会万田会長（左から 3 番目）

福德会が運営する、定員 150 名の認可保育所です。

2 階建ての園舎は、1 階部分がすべて浸水しました。1 階部分は修繕中のため、浸水の被害を受けなかった 2 階部分で平成 30 年 7 月 31 日から、保育を再開しています。

被災した園舎は今後修繕を行い、同じ場所での保育再開をめざしています。

まきびの里保育園（公立）

まきびの里保育園は、倉敷市真備町にある公立の認可保育所です（定員 200 名）。平屋建ての園舎は、軒下まで浸水し、万田会長が訪問したときは、園舎内のすべての部屋にまだ泥が残り、ボランティアの手も借りながら少しずつ復旧を進めているところでした。

豪雨の発生が土日であったこともあり、園舎内での人的被害の発生はなかったものの、同園に通う園児 1 名の尊い命が、失われてしまったとのことでした。

子どもたちは、市内の他園に分かれて保育を行っていたり、夏休み期間中の幼稚園園舎を借りて保育を行っています。子どもたちにあわせて保育士等も各園に派遣しています。

万田会長が訪問する数日前まで、園舎の屋根には浸水によって流された遊具が残された状態であったとのこと、浸水被害の大きさがうかがえます。今後は、園庭に仮園舎を建設し、同じ土地内にて保育再開をめざしています。



土砂の撤去作業が続く、まきびの里保育園

クラスごとに市内他園で受け入れ

（広島県）

（平成 30 年 8 月 6 日訪問）

広島県では、とくに呉市や三原市等の瀬戸内側の市町において浸水や土砂崩れ等の被害が大きく、保育所・認定こども園等の被害としては、県内 14 園にて床上浸水や土砂流入等の被害を受けました（7 月 18 日時点、広島県保育連盟連合会把握）。また、園へ続く道が土砂災害等により寸断され、子どもたちだけではなく職員の出勤も難しい状況があったとの報告もありました。園内での人的被害はなかったものの、熊野町と福山市において、園児 1 名ずつ（計 2 名）が自宅にて被災し、尊い命が失われてしまったとのことでした。

万田会長は、小川益丸全国保育協議会顧問と、広島県保育連盟連合会の綿貫博会長とともに、三原市で被災した本郷ひまわり保育所を訪問しました。

本郷ひまわり保育所（公立）

本郷ひまわり保育所は、三原市が運営する、定員 120 名の認可保育所です。

7月6日は朝から雨が多く降り続け、園長の判断により夕方には早めに迎えに来てもらえるよう、保護者に連絡をしました。すべての子どもの引き渡しが完了したのち、園長以下職員も 18 時 30 分までには園を退出しました。

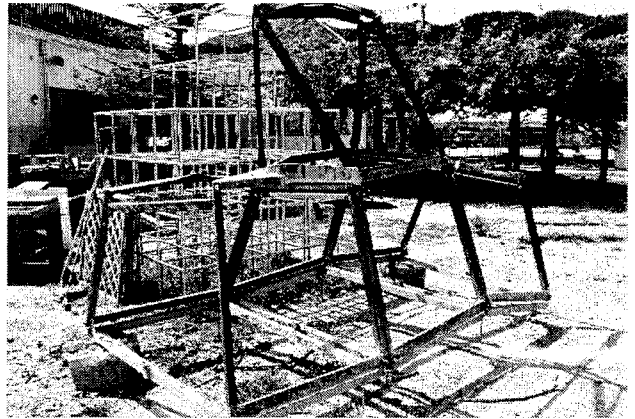
園の近隣に住む職員の連絡により、園の浸水が 6 日夕刻（職員の退出後）には始まっていたことを把握しています。また、7日・8日には地域全体が浸水したことによって園に近づくことができないとの報告を同職員から受け、園長が園に立ち入ることができたのは、9日の朝になってからでした。平屋建ての園舎は天井近くまで浸水し、部屋ごとに浸水した時刻にあわせて時計が止まっていました。園庭は土台から流された遊具等が散乱し、浸水被害の大きさがうかがえます。

現在、本郷ひまわり保育所に在籍していた子どもたちは、市内他園に分かれ、それぞれの園に職員も派遣し、保育を続けています。園長の意向により、子どもたちはクラスごと（年齢ごと）に受け入れてもらえるよう、市内で調整をしました。

園舎の復旧については、まだ三原市において正式な方針決定はなされておらず、これから検討が行われるとのことでした。



本郷ひまわり保育所にて、被害状況の聞き取りを行う、全国保育協議会小川顧問（一番左）と万田会長（一番右）



土台から流出した園庭の遊具。表面を覆っていた木製部分も浸水により流出（本郷ひまわり保育所）

床上浸水により1階保育室が使用不可 10月からの保育再開をめざす

(広島市)

(平成30年8月9日訪問)

広島市内の園では、とくに4園で被害が大きく、いずれも河川の氾濫による被害でした。園舎の被害により保育再開が困難な園では、私立の園の場合には同一法人内の他園や高齢者施設の一室を利用したり、公立の園では、市内他園に分散したりして、保育を継続していました。

万田会長は広島市保育連盟の伊藤唯道会長とともに、広島市内の^{ふかわ}深川保育園と、同園の子どもたちを受け入れている真亀保育園を訪問しました。

深川保育園(公立)・真亀保育園(公立)

深川保育園は、広島市が運営する、定員113名の認可保育所です。平成3年に建て替えを行っていた園舎は、1階の保育室や給食室が床上浸水により使用不可となり、浸水の高さを示す跡が訪問した日も残っていました。園舎内の土砂はある程度片づけられ、床の張替え作業が進んでいました。また、園舎内の遊具や絵本は、浸水によってその多くが流出し、本棚ごと倒れる等によって被害は大きかったものの、記録等の書類は、棚の中にとどまったまま被害にあっていたため流出等による紛失被害は比較的ありませんでした。万田会長が訪問した日には、園舎の2階で膨大な書類を乾燥させる作業がすすめられていました。

7月6日に大雨が続くことから、深川保育園では、昼過ぎころから自主的に園の2階へ避難し、保護者には早めに迎えに来ていただくよう、連絡をしました。しかしその後、雨量がますます多くなることから、15時頃には近隣の深川小学校の3階へ避難しました。すべて



書類を乾燥させる作業が進められている(深川保育園)



深川保育園の子どもたちを受け入れている真亀保育園を訪問する全国保育協議会万田会長(右)

の子どもの引き渡しが完了したのは夕方でした。園長によると園の浸水が始まったのはその後、同日18時30分ころでした。

翌日、園の様子を見に来た園長は、浸水により園に近づくことができず、付近の高台から園の一带が水没していることを確認しました。

現在、深川保育園に通っていた子どもたちは、主に近隣の真亀保育園と落合保育園にて受け入れ、保育を続けています。万田会長は、真亀保育園も訪問しました。

真亀保育園の元々の定員は187名で、現在はそこに深川保育園の子どもたち50名が加わって保育が行われています。

深川保育園の園舎は、9月末まで再開に向けた工事が続き、10月から元の園舎にて保育を再開することをめざしており、深川保育園に通うことを心待ちにしています

市内の児童館施設にて保育再開し、3年後に 新園舎での本格的な保育再開をめざす

(愛媛県)

(平成30年8月10日訪問)

愛媛県内は、宇和島市、大洲市、西予市の被害がとくに大きく、8園で床上浸水の被害が発生しました。

園児や職員の人的被害は、園や自宅においても報告されておらず、休園していた園も現在は、近隣園が受け入れする等により、保育は再開されています。

全国保育協議会の万田会長は、愛媛県保育協議会合田史宣会長とともに西予市の野村保育所を訪問し、宇都宮恵子所長（全国保育協議会公立保育所等委員会委員）から、当時の様子を聞き取りました。

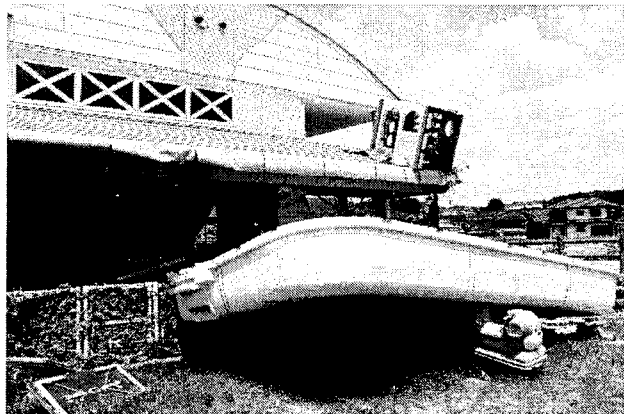
野村保育所（公立）

野村保育所は、西予市が運営する、定員120名の認可保育所です。7月17日から市内児童館の2階において、保育を再開しています。

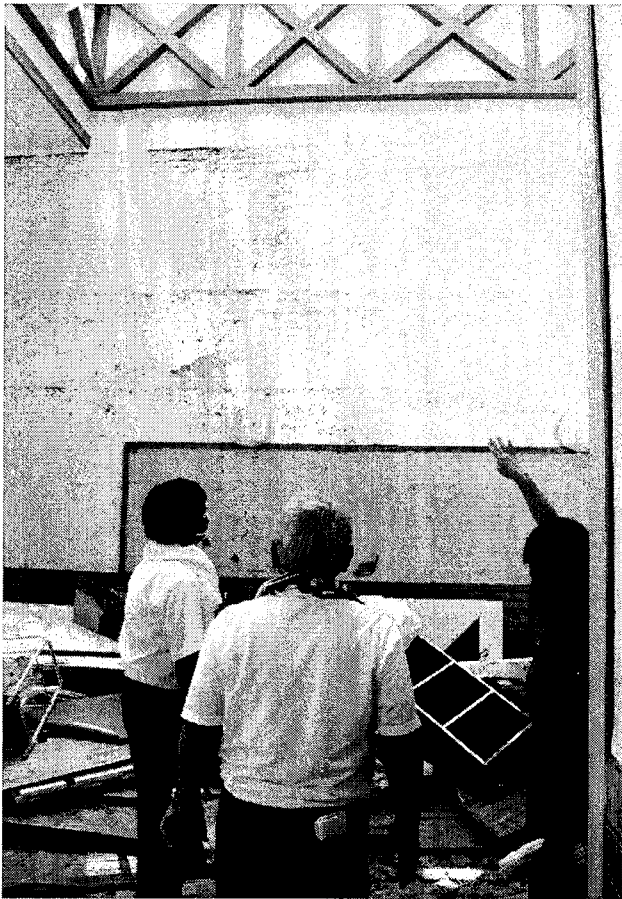
野村保育所の浸水は、上流にある野村ダムの緊急放流によるひじかわ肱川の増水によるものでした。

ダムからの緊急放流が7月7日午前6時20分ころでした。早朝に水位が上昇したため、園での子どもたちの被害はありませんでした。

しかし、宇都宮所長や園の職員は、7日の午前中に園の様子を見に来ていました。宇都宮所長が園を離れるときも、ひざ下まで水がすでに浸水しており、命からがら避難したとのことでした。



屋根の上に残る遊具と、20~30m流されてきた
プール（野村保育所）



浸水跡を示す宇都宮所長（右）と、説明を受ける全国保育協議会万田会長（中央）と愛媛県保育協議会合田会長（左）

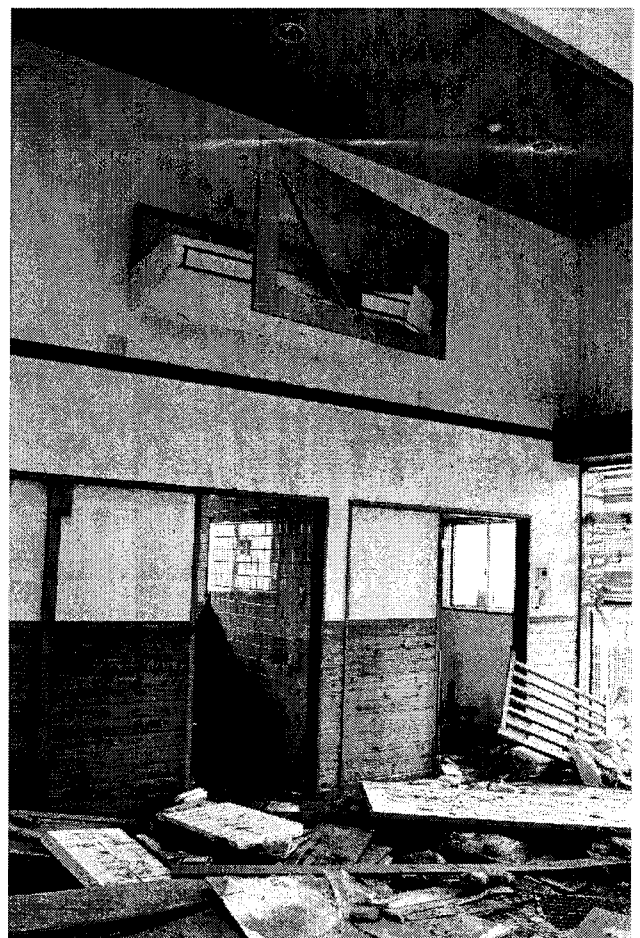
平成 31 年度からの 2 年間は仮園舎での保育を別の場所で行い、その間に新園舎を新たな土地に建設する予定です。平成 33 年度から新園舎での本格的な保育再開をめざします。

浸水被害が広がったとき、多く子どもたちは保護者とともに避難所へ避難しており、また、浸水被害が早朝であったこともあって、就寝中だった子どもたちは保護者に抱きかかえられて避難したために、目が覚めるといつの間にか避難所にいたと気づく子どもたちが多かったようです。そのためか、水かさが増えてくる様子を目の前で見た子どもたちは少なく、その結果として大きな心理的影響は現在のところ見られないと宇都宮所長は話します。しかし、この後、子どもたちの心のケア

野村保育所では、浸水する約 10 日前に、水害対応の避難訓練を実施していました。しかし、いざ浸水が始まると、訓練で想定していたような動きが十分にできず、もし園への浸水が昼間であったらと考えると、どのように逃げたらよいか不安になると宇都宮所長は振り返ります。

万田会長が訪問した 8 月 9 日時点では、まだ園舎内は浸水した当時のまま残されており、天井近くの空調に引っかかっている部屋の扉や、屋根の上に残る遊具が印象的でした。園庭に置かれたプールは 20～30m ほど移動しており、浸水被害の大きさを物語ります。

7 月 31 日、西予市は旧園舎の廃棄と旧地の廃棄を決定しました。一度浸水した土地に建つ旧園舎での保育再開を望まない保護者の声があがったためです。



天井近くの空調に引っかかる扉（野村保育所）

が必要になってくることは想像に難くありません。2～3 人の子どもは、頭を洗うときに水を掛けると怖がるようになってきたため、豪雨災害による心理的影響であるか、注視しているとのことです。

大阪府北部を震源とする地震の被害状況について、大阪府社協保育部会と意見交換 (大阪府)

(平成 30 年 8 月 9 日訪問)

平成 30 年 6 月 18 日午前 7 時 58 分に発生した大阪府北部を震源とする地震により、児童福祉施設では、大阪市が 735 施設、堺市 175 施設、東大阪市 107 施設等、府内で 2,075 施設が被災しました（大阪府社会福祉協議会調べ）。倒壊等の甚大な被害は報告されていないものの、ガスの停止や園舎のひび割れ、ブロック塀の倒壊等があったとの報告がありました。



被害状況や対応について意見交換を行う全国保育協議会万田会長（一番右）と、大阪府社会福祉協議会保育部会森田部会長（一番左）

地震の発生が午前 7 時 58 分であったことから電車内に閉じ込められる等により出勤できない職員が多くいました。地震が発生した当日は、多くの園で休園となりましたが、すでに登園していた子や、地震直後に登園した子等をすべて保護者に引渡し完了したのは、夕方であったとのことです。また、断水やガスの不通が生じたことにより、一部の園では給食の提供ができない等が 3 日程度続いたことから、非常食を提供した園もあったようです。

大阪府社会福祉協議会では、地震当日にあつたらよかったもの、あつてよかったもの等を全園対象にアンケート調査を実施しています。そのなかで、蓄電池や水、3 日分の非常食等の配備が必要であったと実感する声が多数寄せられました。

また、大阪府社会福祉協議会保育部会が運用しているメール配信システム「よい子ネット」（保護者が配信登録をすると登録園からの情報がメールで届くシステム）には、メールの開封確認ができる機能が搭載されています。これまであまり「よい子ネット」の普及が進んでいませんでしたが、今回の地震をきっかけとして、より活用を促すよう取り組んでいくとのことです。

なお、本ニュースNo.18-15にて、ご案内しております「大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金」につきまして、引き続き、下記により受付をいたしております。

皆さまのあたたかいご支援・ご協力、また県・市内の会員へのお声掛けを何卒よろしくお願ひ申しあげます。

保育三団体被災地支援募金

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金

会長 万田 康（マダ ヤスシ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

募金期間：平成30年7月13日（金）～平成30年8月31日（金）

【保育三団体被災地支援募金に関するお問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局

（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail：zenhokyo@shakyo.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金延長のご案内と協力について【お願い】 …… 1

◆大阪府北部を震源とする地震および平成30年7月豪雨（西日本豪雨）にかかる保育三団体被災地支援募金延長のご案内と協力について【お願い】

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）では、平成30年7月13日から被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金へのご協力をいただいております。平成30年8月29日現在、27,057,326円の募金が寄せられています。全国の保育関係者の皆さまよりいただいたご温情に、深く感謝申し上げます。

今後、早期に被災地域へ募金をお届けできるよう、保育三団体協議会において協議し、送金の準備を進めているところです。

また、平成30年8月31日に保育三団体協議会を開催し、募金期間を平成30年10月31日まで延長することを決定いたしました。つきましては、ひきつづき標記被災地支援募金について、皆さまのあたたかいご支援・ご協力、また貴都道府県・指定都市内の会員へのお声掛けを何卒よろしくお願い申し上げます。

送金については、組織単位でまとめていただいても、会員、個人で送金いただいても結構です。保育三団体協議会では都道府県・指定都市別の送金件数、送金金額等の集計を行う予定はございませんので、あらかじめご了解ください。

保育三団体被災地支援募金

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金
会長 万田 康（マンダ ヤスシ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

募金期間：平成30年7月13日（金）～平成30年10月31日（水）

※募金期間を延長いたしました。

- ※ 領収書の発行については、平成30年度保育三団体協議会事務局（全国保育協議会）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAXまたはE-mail等でお問い合わせください。
- ※ 平成30年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、領収書を発送いたします。
- ※ 現在、非常にたくさんのご支援を毎日いただいております。領収書の発行にお時間を要しております。現在ご入金を賜っております支援金に対する領収書は、平成30年11月末に発行をいたしますので、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。
- ※ 誠に恐れ入りますが、お振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。

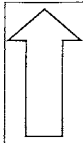
【保育三団体被災地支援募金に関するお問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局

（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp



平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局） 行

FAX 03-3581-6509

メール zenhokyo@shakyo.or.jp

大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）
保育三団体被災地支援募金
領収書発行依頼書

振 込 日	平成 年 月 日 ()
振込金額	円 【保育三団体被災地支援募金】 金融機関 三井住友銀行 東京公務部（店番号：096） 口座番号 普通預金 0177642 口座名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金 会長 万田 康
住 所 (領収書送付先)	〒 ー
お 名 前 (領収書宛名、 振込人名義)	(ふりがな)
ご連絡先 電話番号	
領収書記載の 但書について*	<input type="checkbox"/> 但し、大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）保育三団体被災地支援募金として (…A) <input type="checkbox"/> 但し、「大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）保育三団体被災地支援募金」の平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）分の募金として (…B)

※いずれかにをお願いします。とくに記載のない場合は、上段の記載（A）にて発行をいたします。

※平成 30 年度保育三団体協議会事務局にて入金を確認後、平成 30 年 11 月末に領収書を発送予定です。

照会先 平成 30 年度保育三団体協議会 事務局（全国保育協議会 事務局）

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509 / E-Mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 2019（平成31）年度予算概算要求（厚生労働省・内閣府）……………1
- ◆ 子ども・子育て支援新制度 市町村等職員向けセミナーが開催される
（内閣府）……………2
- ◆ 児童福祉施設等は敷地内禁煙に
—健康増進法の一部を改正する法律が公布される……………3
- ◆ 平成30年社会福祉施設等調査にご協力ください（厚生労働省）……………4
- ◆ 建設業の働き方改革の推進について（国土交通省）……………4
- ◆ 子どもの虐待死を悼み 命を讃える市民集会
（児童虐待防止全国ネットワーク）……………4
- ◆ 社会福祉法人経営者研修会（人事管理コース）受講者募集
（全社協・中央福祉学院）……………5

◆2019（平成31）年度予算概算要求 （厚生労働省・内閣府）

平成30年8月31日、2019（平成31）年度予算概算要求が公表されました。

厚生労働省は、保育関係予算として1,153億円（平成30年度予算1,051億円）、そのなかで「待機児童の解消に向けた取組の推進」として、保育園等整備交付金726億円（平成30年度予算664億円）、保育園等改修費等支援事業120億円（平成30年度予算202億円）等を計上しています。

内閣府は、少子化対策等のなかで、子ども・子育て支援新制度の実施について、「子ども

のための教育・保育給付」として9,031億円（平成30年度予算と同額）＋事項要求、「地域子ども・子育て支援事業」として1,356億円（平成30年度予算と同額）＋事項要求を計上し、事項要求として「社会保障の充実」「新しい経済政策パッケージ等の実施」をあげています。新しい経済政策パッケージ等の実施には、「幼児教育・保育の無償化」「保育士の処遇改善」が含まれます。

また、「企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援として、「企業主導型保育事業」に、1,697億円（平成30年度予算と同額）を計上しています。

厚生労働省の予算概算要求については、資料1・資料2を、内閣府の予算概算要求については、資料3をご参照ください。

厚生労働省トップページ > 政策について > 予算および決算・税制の概要

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/yosan/>

※本号発行時に、資料は掲載されていませんが、近日中に掲載される予定です。

内閣府トップページ > 情報提供 > 予算・決算・税制改正・機構定員

<http://www.cao.go.jp/yosan/yosan>

◆子ども・子育て支援新制度 市町村等職員向けセミナーが開催される（内閣府）

平成30年8月20日、内閣府は、標記セミナーを開催しました。

特にご確認いただきたいページは次のとおりです。

処遇改善の一層の推進に向けた対応について（別添の資料4の2ページ～資料1-1）、「1. 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底について」として、各自治体に対し、

- ①「特定教育・保育施設等指導指針」に基づく実地指導において、実績報告書と賃金台帳等から個人の賃金改善額が分かる資料、給与明細書、源泉徴収票と突合することなどにより、賃金改善の状況を適切に把握していただくとともに、キャリアパス要件に適合しているかの確認を行う。
- ②実地指導中に、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合は、直ちに「特定教育・保育施設等監査指針」に定めるところにより監査を行う。
- ③実地指導中に、①と併せて、「処遇改善等加算Ⅱ」の実際の配分状況と関連付けて副主任保育士等や職務分野別リーダー等に係る発令・職務命令の管理が行われているかの確認を行う。

ことにより、各教育・保育施設および地域型保育事業所において適切な運営がなされるよう確認の徹底と指導を求めています。

また、「2. 処遇改善等加算の実施に関する設置者・事業者への支援強化について」として、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱのさらなる円滑な実施を図るため、各自治体に対し、

- ①「処遇改善等加算」の仕組み全体について、設置者・事業者へ丁寧に周知を行う。その際、「処遇改善等加算Ⅱ」のみならず、「人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定準じた人件費の引き上げ」や、「処遇改善等加算Ⅰ」の「賃金改善要件分」及び「キャリアアップ要件分」についても、必要な要件、手続き等の周知を改めて行う。
- ②賃金改善はもとより、就業規則や給与規程の整備等について、各施設・事業所の実態に応じた適切な対応が進むよう、社会保険労務士等を活用した集団説明会の開催など、処遇改善の推進に向けたきめ細かな支援を行う。
- ③特に幼稚園や地域型保育等において、処遇改善の趣旨や手続きの理解が進むよう、各施設・事業所の個々の状況に配慮しながら相談に応じる。

ことにより、各教育・保育施設および地域型保育事業所において、処遇改善が着実にすすむよう支援の強化を行うこととされています。

処遇改善等加算Ⅱについては、「加算要件」があらためて整理されています（同資料 16 ページ～）。幼稚園関係の研修スキームのイメージ（同資料 22 ページ）が示されるとともに、「認定こども園に係る処遇改善Ⅱにおけるキャリアアップ研修（イメージ）」（同資料 24 ページ）が提示されました。

さらに、処遇改善等加算Ⅱに関する Q&A（「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答」平成 29 年 5 月 29 日、最終改定平成 30 年 5 月 30 日）について、質問の多い項目が再掲されています（同資料 25 ページ～）。内容の変更はありません。

資料として、都道府県別の保育士・幼稚園教諭と全産業の賃金比較が示されています（同資料 29・30 ページ）。

別添の資料 4 は抜粋です。

全資料は、内閣府のホームページに掲載されています。

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 自治体向け説明会等 > 子ども・子育て支援新制度 市町村等職員向けセミナー【東京会場】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h300820/index.html>

◆児童福祉施設等は敷地内禁煙に —健康増進法の一部を改正する法律が公布される

平成 30 年 7 月 25 日、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、保育所を含めた児

童福祉施設等について「敷地内禁煙」とされました。施行は「公布後1年6か月以内に政令で定める日」とされ、具体的な期日はこれから定められます。

別添の資料5をご参照いただき、法の趣旨、概要等についてご理解、ご対応の準備等の検討をお願い申し上げます。

◆平成30年社会福祉施設等調査にご協力ください (厚生労働省)

厚生労働省では、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握するため、標記調査を毎年実施しています。

本年(平成30年)から、「保育所」は都道府県および施設の規模を層とする層化無作為抽出法により抽出された施設を対象とすることとされました。同一法人内においても、調査対象となる保育所と、調査対象とならない保育所がある場合、対象となる保育所のみ調査票が送付されます。なお、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育事業所などについては、例年同様、全数調査が実施されます。

会員の皆さまに9~10月頃に調査票が届いた際には、回答へのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

調査票の送付時期などの詳細は、別添の資料6をご参照ください。

◆建設業の働き方改革の推進について(国土交通省)

政府の「働き方改革実行計画」において、建設業の働き方改革を実現するために、発注者の理解を促進する取り組みがすすめられています。厚生労働省から、別添の資料について、工事の発注者たる本会会員に対して周知依頼がありましたので、資料提供をいたします。

会員の皆さまにおかれては、労働基準法遵守について、工事の発注の際にもご留意くださいますようお願い申し上げます。詳細は、資料7をご参照ください。

◆子どもの虐待死を悼み 命を讃える市民集会 (児童虐待防止全国ネットワーク)

児童虐待防止全国ネットワークでは、平成30年11月18日に標記集会を開催いたします。本会も後援しておりますので、会員の皆さまにお知らせいたします。

プログラム等の詳細は、別添の資料8をご参照ください。

◆社会福祉法人経営者研修会（人事管理コース）受講者募集（全社協・中央福祉学院）

中央福祉学院では、人材の「確保・定着・育成」のプロセスと「働き方改革」への取り組み方を学ぶ標記研修会を開催いたします。

社会福祉法人がいま取り組むべき人材の確保・定着・育成のプロセスについて、講義・演習を通して学ぶとともに、人事管理の観点から「働き方改革」をとらえ、各法人において改革に取り組んでいくための環境整備等について学びます。

多くの皆様のお申込みをお待ちしております。

社会福祉法人経営者研修会（人事管理コース）

全社協・中央福祉学院

日 程：平成30年10月27日（土）～29日（月）

会 場：中央福祉学院（ロフォス湘南）

対 象：社会福祉法人の役員及び社会福祉法人運営に携わる者 200名

受 講 料：25,700円（旅費・宿泊代等別途）

プログラム：

- 人材確保・定着のための取り組み課題と施策推進
- 目標管理・人事考課制度の本格導入と適正運用
- 職員研修の計画的実施と研修管理サイクルの徹底
- 給与・処遇体系の再構築と人件費比率の適正化 など

申込方法：受講案内及び申込書を下記URLよりダウンロードのうえお申込みください。

申込締切：平成30年10月10日（水）（必着）

※受講案内は中央福祉学院ホームページに掲載しております。

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course313.html>

問合せ先：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院

電話 046-858-1355（平日9：30～17：30）Fax046-858-1356

2019（平成31）年度概算要求の概要 （子ども家庭局）

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 支援につながるための取組
- 2 生活を応援する取組
- 3 学びを応援する取組
- 4 仕事を応援する取組

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	2018年度 当初予算額	2019年度 概算要求	増▲減額	伸び率
一般会計	4,731	4,991	+260	+5.5%
東日本大震災復興 特別会計	1.3	5.0	+3.7	+276%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

2019年度概算要求における社会保障・税一体改革による社会保障の充実等

※ 消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費にかかる公経済負担をいう。)その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

また、消費税引き上げ以外の0.3兆円超の財源の確保などについても、予算編成過程で検討する。

児童虐待防止対策、社会的養育の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。

《新しい日本のための優先課題推進枠》

【別添 1】

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大等（330 億円）

最優先の課題である待機児童問題の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の活用や ICT 化（注）等による保育士の業務負担の軽減や、処遇改善のためのキャリアアップの促進を図る。

（注）保育園等における ICT 化については、推進枠外での要求

また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、保育園等における事故防止など保育の質の確保・向上を図るとともに、認可外保育施設に対する指導監督基準の遵守に関する助言・指導や認可保育園等への移行支援を加速化する。

さらに、子どもの放課後における多様な居場所の確保や、放課後児童クラブ等における ICT 化による業務の効率化等の更なる推進を図る。

【別添 2】

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進（77 億円）

児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進及び体制強化や、一時保護児童の受け入れ体制の充実を図るとともに、要保護児童等に係る情報を関係機関間で共有するシステム構築の推進を図る。

また、家庭養育優先原則に基づき特別養子縁組の推進や、里親リクルート活動の充実をはじめとする包括的な里親養育支援体制の構築を図る。

さらに、補助職員の活用や ICT 化を図ることにより、児童養護施設等における職員の離職防止や新規職員の確保等のための人材確保策を講じる。

【別添 3】

すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進（44 億円）

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を推進するため、産婦健康診査や産後ケアの充実、女性健康支援センターにおける特定妊婦支援の実施、不妊に悩む方への治療費助成の拡充等を図るとともに、母子保健情報の利活用を推進するための市区町村システムの改修を支援する。

また、ひとり親家庭等の自立を支援するため、地域の民間団体を活用した相談支援の充実を図る。

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

1. 保育の受け皿拡大・多様な保育等の充実

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度概算要求額)

1,076億円 → 1,214億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善等を実施する。

さらに、子どもの放課後における多様な居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

(1) 保育の受け皿拡大

- ・ 待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(2) 多様な保育の充実【一部拡充】

- ・ 保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施する。さらに、各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置するメニューを加え、保育園等における、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進する。

(3) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規・一部拡充】

- ・ 保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することにより、潜在保育士等の保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。
- ・ 保育人材の求職活動及び保育園等の採用活動の支援や、保育園等の勤務環境の改善のため、保育園等の勤務環境の指標の見える化を図る。
- ・ 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用などを補助する。

(4) 放課後児童対策の推進【一部新規】(一部推進枠)

- ・ 放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による子どもの放課後における多様な居場所の確保等を図る。
- ・ また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村に配置する事業等を実施する。

2. 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化への対応 (一部社会保障の充実)

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度概算要求額)

31億円 → 59億円

※上記のほかは内閣府において要求

(1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費) 等

② 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(2) 放課後児童クラブの拡充(一部社会保障の充実)

新たに策定するプランに掲げる2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(5) 幼児教育・保育の無償化への対応

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化を実施する。

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の市区町村への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)

215 億円 → 241 億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子 21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（一部推進枠）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
 - ※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ・ 女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。
- ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を推進することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

(2) 不妊治療への助成（一部推進枠）

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額となることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図る。

(3) 母子保健情報の利活用の推進（推進枠）

- ・ 乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市区町村システムの改修を支援する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に沿って、児童虐待防止対策・社会的養育を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)

1,475 億円の内数 → 1,550 億円の内数

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（一部推進枠）（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
- ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を推進することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。
- ・ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。

(2) 子育て家庭へのアウトリーチ【一部新規】（一部推進枠）（一部社会保障の充実）（再掲）

- ・ 家庭における子どもの適切な養育を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を新たに実施する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)

1,550 億円の内数 → 1,594 億円の内数

(1) 児童相談所の体制強化等【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 年内に策定予定の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に掲げる取組を強力に進めるため、国が中心となり、民間委託による学生向けセミナーの企画などを行い、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等を支援する。
- ・ 病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を児童相談所に配置する。
- ・ 虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときなどに、必要な通告・相談を行いやすい環境整備を図るため、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の無料化を行う。併せて、24時間対応強化のための体制を拡充する。
- ・ 未成年後見人が必要な子どもに対し、未成年後見人が選任され、適切な支援を受けられるよう、補助要件の見直しを行う。

（2）市区町村の体制強化等【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費などの補助の創設により市区町村の相談支援体制の強化を図る。また、当該拠点を通じたレスパイトケア等の実施により、在宅における養育支援の充実を図る。併せて、都道府県が市区町村職員に対して実施する研修事業を拡充する。
- ・ 市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

（3）一時保護児童の受入体制の充実【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 児童養護施設・乳児院等で賃貸物件による一時保護専用施設を設置するために必要な改修費用の補助を創設するとともに、一時保護所の整備の際に、個室化・ユニット化等を実施する場合の補助単価の充実を図る。

（4）子どもの権利擁護の推進【新規】（推進枠）

- ・ 子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)
1,498 億円の内数 → 1,582 億円の内数

（1）家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対

する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、里親リクルーターの配置及び委託児童数に応じた相談支援員の加配等により支援体制を大幅に拡充するとともに、フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。

併せて、地域の実情に応じて、養子縁組民間あっせん機関等の民間機関等の活用等を通じて、都道府県が行う養子縁組里親への支援を行う。

- ・ 特別養子縁組を推進するため、心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制の構築等、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助するとともに、養親希望者の負担軽減を図る。

（２）児童養護施設・乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進（一部社会保障の充実）【一部新規】（一部推進枠）

- ・ 児童養護施設・乳児院等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要となる人材を育成するため、研修事業の拡充を図る。
- ・ 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善を図るとともに、補助職員の活用による児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減や、タブレット端末の活用による情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化を推進する。
- ・ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。（再掲）
- ・ 施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等により、小規模かつ地域分散化に向けた取組を着実に実施する。

※ 児童虐待防止対策、社会的養育の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえ、財源と合わせて、予算編成過程で検討する。（再掲）

（３）自立支援の充実【一部拡充】

- ・ 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、自立に向けた支援の充実を図るため、措置解除後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養育自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの補助を新たに行う。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、地域の民間団体の活用等によるひとり親家庭等への相談支援の充実、児童扶養手当の支払回数の見直しの実施、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度概算要求額)

1,867億円の内数 → 1,868億円の内数

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 地域の民間団体を活用した相談支援の充実【一部拡充】(一部推進枠)

- ・ ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

③ 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

(後掲12ページ参照)

(2) 生活を応援する取組

① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

② 自立を促進するための経済的支援【一部拡充】

- ・ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校

などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

③ 養育費の確保等支援【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。
また、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座（仮称）」を新たに実施する。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【一部拡充】（一部推進枠）

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。
また、適切な事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。

（3）学びを応援する取組

○ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

（4）仕事を応援する取組

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進【一部拡充】

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)

182 億円の内数 → 230 億円の内数

- ・ 配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活が促進できるよう、婦人保護施設を退所した者に対し、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を緩和する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対応の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)
1.3 億円 → 5.0 億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、2019 (平成 31) 年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)
190 億円の内数 → 190 億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童養護施設等の耐震化等整備の推進

・次世代育成支援対策施設整備交付金【一部推進枠】

(2018 (平成 30) 年度当初予算額) (2019 (平成 31) 年度概算要求額)
71 億円の内数 → 104 億円の内数

児童養護施設等の防災対策を推進するため、各都道府県等に対して耐震化整備計画の策定等を求め、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を推進する。

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大等

【推進枠：330億円】

- 最優先の課題である待機児童問題の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育園等の整備を推進する。
- 合わせて、保育を支える保育人材の確保のため、処遇改善のためのキャリアアップ研修の実施体制の整備を進めるとともに、引き続き保育補助者雇い上げによる保育士の業務負担の軽減を図る。
- また、幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、保育の質の確保・向上を図るとともに、認可外保育施設における指導監督基準の遵守に関する助言・指導や認可保育園等への移行を加速化する。
- さらに、子どもの放課後における多様な居場所の確保や、放課後児童クラブ等におけるICT化による業務の効率化等の更なる推進を図る。

関連する政府の方針

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

- 「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。
- 第二に、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組み。
- 今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め認可施設への移行を加速化する。
- 女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。
- 従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。

児童相談所の体制強化等

- 年内に策定予定の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に掲げる取組を強力に進めるため、国が中心となり、民間委託による学生向けセミナーの企画などを行い、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等を実施する。
- 虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときなどに、必要な通告・相談を行いやすい環境整備を行うため、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちいちはやく）」を無料化するとともに、児童相談所における通告・相談に対応する体制を強化する。
- 病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を児童相談所に配置する。
- 中核市及び特別区等が児童相談所を設置することができるよう、設置を検討する中核市及び特別区等に対する財政支援を拡充する。
- 職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

市町村の体制強化等

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点について、設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設するなど体制の強化を図るほか、当該拠点を通じたレスパイトケア等の在宅における養育支援の充実を図る。併せて、都道府県が市町村職員に対して実施する研修事業を拡充する。
- 市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のある家庭への全戸訪問を実施する。
- 子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

家庭養育優先原則に基づく取組の推進

- 包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、補助事業を再編し、新たに「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」を創設し、里親リクルーターの配置及び委託児童数に応じた相談支援員の加配等により支援体制を拡充する。また、フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を担当職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。併せて、養子縁組里親への支援について、養子縁組民間あっせん機関等の民間機関の活用を促進する。
- 児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、補助職員の活用による児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減や、タブレット端末の活用による情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化を推進する。
- 心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制の構築等、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援を拡充する。

すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

【推進枠：44億円】

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を推進するため、産婦健康診査や産後ケアの充実、女性健康支援センターにおける特定妊婦支援の実施、不妊に悩む方への治療費助成の拡充等を図るとともに、母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。また、ひとり親家庭等の自立を支援するため、地域の民間団体を活用した相談支援の強化等を図るとともに、マイナンバー制度の利活用を進める。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

＜母子保健医療対策総合支援事業＞

○産前・産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健康診査事業【拡充】

家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る産前・産後サポート事業や、産後うつ等を予防する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業を推進する。

○女性健康支援センター事業【拡充】

女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

○不妊に悩む方への特定治療支援事業【拡充】

不妊治療について、夫婦ともに不妊治療が必要な場合の経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成を拡充する。

○データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に係る情報システム改修事業【新規】

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。



ひとり親家庭の自立支援

＜母子家庭等対策総合支援事業＞

○ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

○ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】

適切な事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図ることで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、家庭生活支援員の補助単価の充実を図る。

○マイナンバー情報連携体制整備事業【新規】

平成31年7月に行われるデータ標準レイアウトの改定にあわせて、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

保育の受け皿拡大・多様な保育の充実等

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大

【要求内容】

○保育の受け皿拡大

- 「子育て安心プラン」実施のための保育の受け皿整備
- 保育園や小規模保育等の施設整備費や改修費等について、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等 など
- 保育人材確保のための総合的な対策
- よりきめ細かなマッチングを行うための保育士・保育所支援センターの機能強化
- 保育園等の勤務環境の指標の見える化
- 保育園等において潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修の実施等を支援 など

多様な保育の充実

【要求内容】

- 医療的ケア児保育支援者の配置とともに、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等を支援し、医療的ケアを必要とする子どもへの受入体制の整備を推進 など

幼児教育・保育の無償化への対応

【要求内容】

- 認可外保育施設における保育の質の確保、向上を図る「巡回支援指導員」の追加配置
- 認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた助言・指導 など

関連する政府の方針

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

- 「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。
- 第二に、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む。
- 今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め認可施設への移行を加速化する。
- 従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。

子どもを産み育てやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す、母子保健にかかわる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

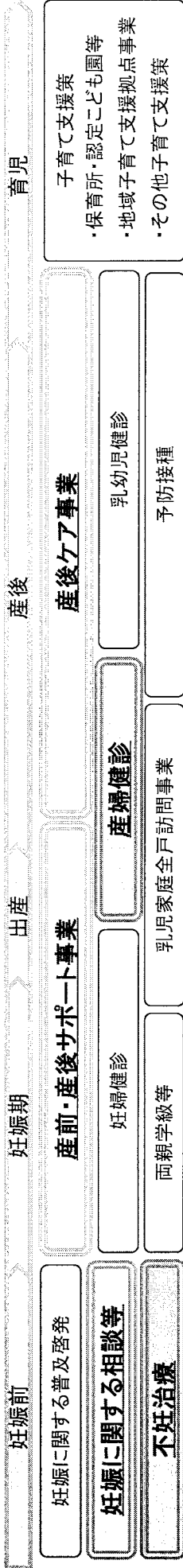
子育て世代包括支援センターの全国展開

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るための相談支援等を行うとともに、予期せぬ妊娠等の相談対応を行っている女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。



不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を行う。
また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額となることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図る。



子育て世代包括支援センターの整備を引き続き進めるとともに、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、産後うつ等を防ぐために母子への心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図る。



産婦健康診査事業

産後うつへの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する情報システム改修事業

乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市町村システムの改修を支援する。



児童虐待防止対策の強化

「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等に基づき、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図る。

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する。

児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- ・ 夜間・休日を問わず、児童相談所が対応するための通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制を拡充する。
- ・ 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を配置するための費用の補助を創設する。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業（仮称）【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（仮称）【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもたちの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」運用・保守等経費【拡充】

必要な通告を行いやすい環境整備を行うために、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちちはやく）」を無料化する。

市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
- ・ 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
（※）これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し、専門性の向上を図る。

未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等にいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間により効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人（子ども）の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

児童虐待防止のための広報啓発事業【拡充】

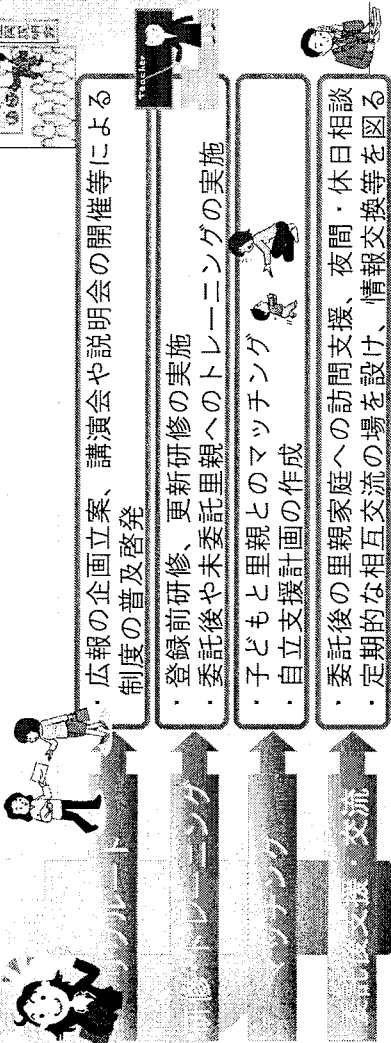
市町村での児童虐待防止のための広報活動の強化を図るため、事業の実施主体（都道府県、指定都市、児童相談所設置市）を全ての自治体に拡大する。

児童福祉司等専門職採用活動支援事業委託費（仮称）【新規】

民間委託により学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画などを行い、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等を支援する。

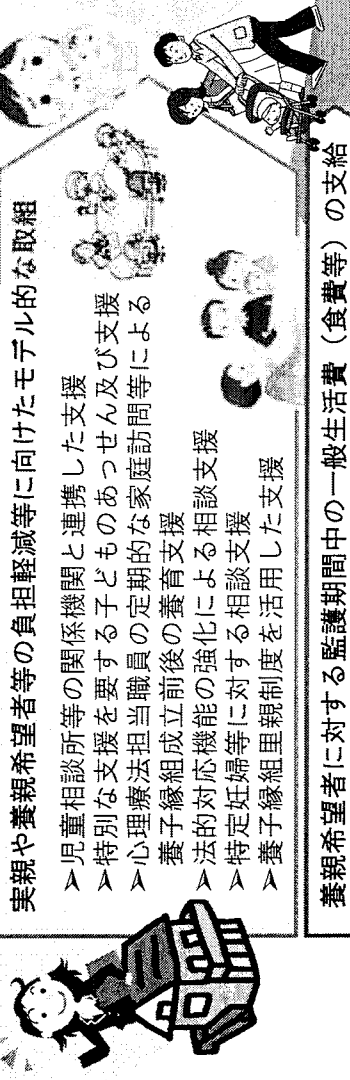
包括的な里親養育支援体制の構築

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、里親リクルーターの配置及び委託児童数に応じた相談支援員の加配等により支援体制を拡充するとともに、フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。併せて、養子縁組里親への支援について、養子縁組民間あっせん機関等の民間機関の活用を促進する。



特別養子縁組の推進

心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制の構築等、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助するとともに、養親希望者の負担軽減を図るなど、特別養子縁組を推進する。

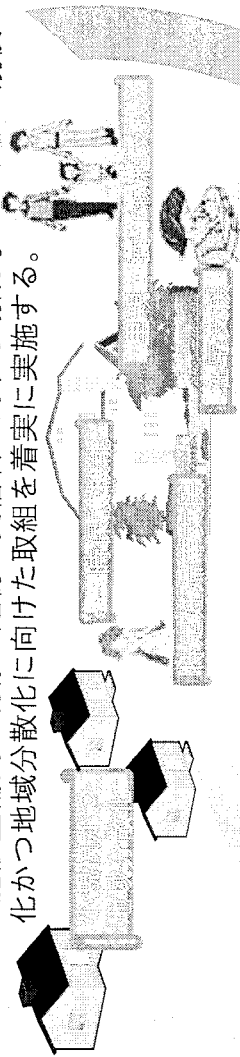


養親希望者に対する監護期間中の一般生活費（食費等）の支給

- ・児童入所施設措置費等1,268億円の内数
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業208億円の内数
- ・里親制度等広報啓発事業60百万円
- ・里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業32百万円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円

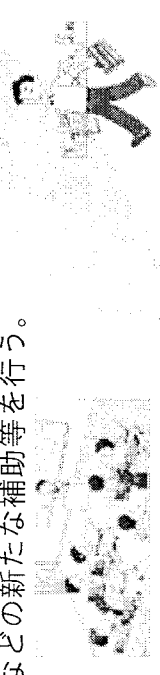
施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた取組の推進

- ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力に推進する。併せて、これを支える人材育成を進めるための研修事業の充実を図る。
- ・職員の人材確保に向けて、補助職員の活用による児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減や、タブレット端末の活用による情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化を推進する。
- ・特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。
- ・施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等により、小規模化かつ地域分散化に向けた取組を着実に実施する。



自立支援の充実

自立に向けた支援の充実を図るため、里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの新たな補助等を行う。



ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援を着実に実施するとともに、地域の民間団体の活用等による相談支援の充実などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆ 婦人保護事業について、配偶者からの暴力（DV）被害者等様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等対策総合支援事業
 - ◇ ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】
- ◇ 母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費等支援事業）【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座（仮称）」を実施する。

◇ ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】

適切な事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。

○ 児童扶養手当

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払分から実施する。

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業
 - ◇ 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活が促進できるよう、婦人保護施設を退所した者に対し、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を緩和する。

2019（平成31）年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省子ども家庭局保育課

(2018(平成30)年度予算) (2019(平成31)年度概算要求)

1,051億円 → 1,153億円 【厚生労働省予算】

- 「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備などによる受入児童数の拡大
- 必要となる保育人材を確保するため、勤務経験にブランクのある潜在保育士の再就職支援を行うとともに、保育士・保育園支援センターにおいて潜在保育士等のニーズに合わせたきめ細かなマッチング支援を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 「医療的ケア児保育支援モデル事業」における医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定、医療的ケア担当職員の処遇改善を支援
- 幼児教育・保育の無償化への対応として、認可外保育施設について、保育の質の確保・向上を図るための支援や、認可保育園等への移行に向けた支援を行う
- 「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化や保育士の処遇改善等について予算編成過程で検討（内閣府において要求）

（注）内閣府において要求する、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、平成30年度予算額と同額で要求し、増額分の取扱いは予算編成過程で検討

1 待機児童の解消に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善を実施する。

(1) 保育の受け皿拡大 89,757百万円 (88,917百万円)

① 保育園等の整備の推進 72,860百万円 (66,656百万円)
保育園等整備交付金
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）し、保育の受け皿の整備を推進する。

・ 保育園整備事業（※）

- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業（※）
- ・保育園等防音壁設置事業
- ・民有地マッチング事業

② 改修による保育園等の設置支援

11,957百万円（20,161百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等（※）を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- ・賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ・小規模保育改修費等支援事業（※）
- ・幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ・認可化移行改修費等支援事業（※）
- ・家庭的保育改修費等支援事業（※）

③ 賃貸方式による小規模保育等の推進

4,940百万円（2,100百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。

また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

（2）保育人材確保のための総合的な対策

14,399百万円（9,862百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

子ども・子育て支援対策推進事業委託費

4,750百万円の内数（2,213百万円の内数）

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することによる、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせたよりきめ細かなマッチングの実施、保育人材の求職活動及び保育園等の採用活動の支援や、保育園等の勤務環境の改善のため、保育園等の勤務環境の指標の見える化の実施や、長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するために、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用等の補助など、保育人材確保対策の充実を図る。

また、キャリアアップ研修や、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

<勤務環境の改善>

- ・保育人材勤務環境見える化事業【新規】

<新規資格取得支援>

- ・保育士資格取得支援事業
- ・保育士試験による資格取得支援事業
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・保育士試験追加実施支援事業

<就業継続支援>

- ・保育士宿舍借り上げ支援事業
- ・保育補助者雇上強化事業
- ・保育体制強化事業
- ・若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ・保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ・保育園等における業務集約化推進事業

<離職者の再就職支援>

- ・保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ・潜在保育士再就職支援事業【新規】

<その他、市区町村において総合的な人材確保が可能な事業>

- ・保育人材就職支援事業

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ・保育士等キャリアアップ研修事業
- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業

(3) 多様な保育の充実

9,517百万円 (5,815百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

医療的ケアを必要とする子どもの受入れや、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための送迎、複数の家庭的保育事業所による一部の業務の共同実施等、多様なニーズに対応するための体制整備を図る。

① 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

保育園等における医療的ケアに従事する看護師等の配置や、保育士の喀たん吸引等に係る研修受講等を支援し、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進める。

また、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者の配置やガイドラインの策定、医療的ケア担当職員の処遇改善等に必要となる費用を補助する。

② 広域的保育園等利用事業

近隣に入所可能な保育園等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育園等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

③ 3歳児受入れ等連携支援事業

(ア) サテライト型小規模保育事業

小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育園等（公立保育園を含む）に対して、小規模保育事業等から当該保育園等へ進級する前年に、小規模保育事業等に対する相談や助言、利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用の一部を補助する。

(イ) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成するとともに、「コンソーシアムコーディネーター」を配置し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で実施するために必要な費用を補助する。

④ 保育環境改善等事業

保育園等において、

- ・ 障害児を受け入れるために必要な改修等や、
- ・ 病児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等
- ・ 緊急一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等を行う場合や、
- ・ 放課後児童クラブにおいて乳幼児の受入れを行うために必要な設備の整備等を行う場合に必要な経費の一部を補助する。

⑤ 保育利用支援事業

保護者が育児休業終了後に保育の提供を受けることができるよう予約する仕組みを作るとともに、育児休業明けから保育園等の入園までの間の一時預かり等の代替保育の利用料の支援や、入園予約を行った子どもが入園するまでの間の保護者への相談対応や地方自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用の支援を行う。

⑥ 認可を目指す認可外保育施設等への支援等

認可保育園等への円滑な移行を支援するため、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

また、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用について財政支援を行う。

(4) 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策（一部再掲）

42,134百万円の内数【新規】

保育対策総合支援事業費補助金

市町村の待機児童解消等の取組を支援するため都道府県が組織する待機児童対策協議会について、当該協議会に参加する自治体が、一定の要件を満たす場合に、より強力に待機児童対策に取り組めるよう支援を行う。

《支援策》

I 受け皿確保等

- ① 保育園等の整備
 - ・ 保育園等改修費等支援事業の拡充
 - ・ 都市部における保育園への賃借料支援事業の拡充
- ② 保育園等の広域利用・受け皿確保のための広域調整・横展開

II 保育人材の確保

- ① 保育士の再就職支援・労働環境改善
 - ・ 保育士・保育園支援センター事業における潜在保育士の復帰促進の拡充
 - ・ 保育人材就職支援事業の拡充
- ② 新規保育士の資格取得・就職促進
 - ・ 保育園等保育士資格取得支援事業の拡充
 - ・ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業の拡充及び要件緩和
- ③ 保育園等におけるICT化推進事業

III 地方自治体からの提案型事業

市町村が実施する待機児童解消を図るための先駆的な取組等を支援する。

2 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化への対応 (一部社会保障の充実)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

(1) 子どものための教育・保育給付

※内閣府において要求

① 施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。
※公立分については、地方財政措置により対応。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※内閣府において要求

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

○利用者支援事業（保育コンシェルジュ等）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たって相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

○延長保育事業

就労形態の多様化等に伴う、通常の開所時間以外の保育ニーズに対応するため、開所時間を超えて保育を行うために必要な費用を補助する。

※公立分については、地方財政措置により対応。

○一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等における乳幼児の一時的な預かりに必要な費用を補助する。

○病児保育事業

保護者が就労している家庭において、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行うために必要な費用を補助する。

○その他（多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等）

（3）企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

※内閣府において要求

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

①企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

（4）認可を目指す認可外保育施設への支援等（内閣府分） ※内閣府において要求

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- ・認可化移行運営費支援事業
- ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

（5）幼児教育・保育の無償化への対応（再掲）

5,935百万円（3,077百万円）

保育対策総合支援事業費補助金

※一部内閣府において要求

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育園等への移行に向けた支援を行う。

① 保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施のための補助を行う。

② 保育施設・事業の届出促進事業【拡充】

認可外保育施設・事業の質の確保及び向上を図るため、施設・事業者から届出があった内容について、保育利用（希望）者に対する施設情報の提供を可能とするシステムの構築や届出の普及啓発・広報に必要な経費を補助する。

③ 認可化移行調査・助言指導事業【拡充】

認可外保育施設の認可保育園等への円滑な移行を支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行う。

指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対しても、指導監督基準、さらには認可基準を満たすために必要な助言指導を行うことで、円滑に認可保育園等へ移行できるよう支援する。

④ 保育園等における事故防止等推進事業【新規】

保育の質の確保・向上を図るために必要な備品等の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

3 その他の保育の推進

(1) 子育て支援員研修

502百万円 (460百万円)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

(2) 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

538百万円の内数 (412百万円の内数)

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
経済協力開発機構等拠出金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

2019年度(平成31年度)保育対策関係予算
概算要求の概要
(参考資料)

保育園等整備交付金

(平成30年度予算) (平成31年度概算要求)
663.7億円 → 725.6億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業 (幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村 (特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4
※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

平成30年度予算:381.4億円 → 平成31年度概算要求:421.3億円額

【事業内容】

- ▶ 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

- Ⅰ 保育士確保対策 143億円(98億円)
- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
 - ②潜在保育士再就職支援事業【新規】
 - ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ④保育士資格取得支援事業
 - ⑤保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分)
 - ⑥保育士宿舍借り上げ支援事業
 - ⑦保育体制強化事業【拡充】
 - ⑧保育士試験による資格取得支援事業
 - ⑨保育士養成施設に対する就職促進支援事業
 - ⑩保育士試験追加実施支援事業
 - ⑪保育補助者雇上強化事業
 - ⑫若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【拡充】
 - ⑬保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
 - ⑭保育園等における業務集約化推進事業
 - ⑮保育人材就職支援事業【拡充】
 - ⑯保育士勤務環境見える化事業【新規】
- Ⅱ 小規模保育等の改修等 169億円(223億円)
- ①賃物件の活用による保育園改修費等支援事業
 - ②小規模保育改修費等支援事業
 - ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- Ⅲ その他事業 109億円(61億円)
- ①民有地マッチング事業
 - ②認可化移行調査・助言指導事業【拡充】
 - ③認可化移行移転費等支援事業
 - ④広域的保育園等利用事業
 - ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
 - ⑥保育環境改善事業
 - ⑦家庭支援推進保育事業
 - ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
 - ⑨保育利用支援事業(予約制)
 - ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
 - ⑪保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
 - ⑫保育施設・事業の届出促進事業
 - ⑬保育園等における事故防止等推進事業
 - ⑭待機児童対策協議会参加自治体支援施策【新規・拡充】
 - ⑮放課後居場所緊急対策モデル事業(仮称)【新規】
 - ⑯放課後児童クラブ連携支援事業(仮称)【新規】
 - ⑰小規模多機能・放課後児童支援事業(仮称)【新規】

保育士・保育所支援センター設置運営事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。
 - ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施【拡充】

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助単価】

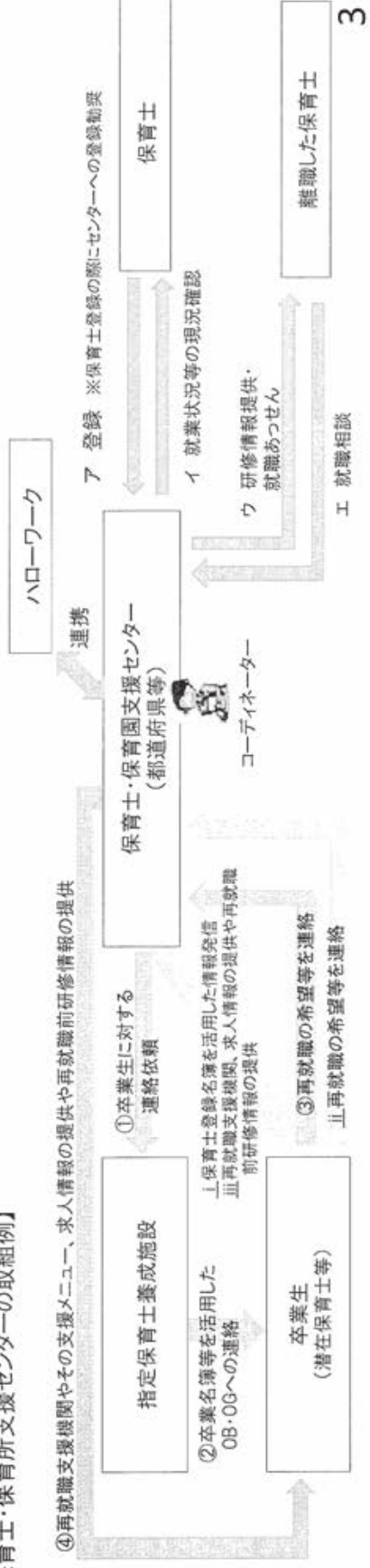
保育士・保育園支援センター運営費：4,300千円
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

復職前研修実施経費：422千円
 離職した保育士等に対する再就職支援：3,912千円
 保育士登録簿を活用した就職促進：2,971千円
 マッチングシステム導入経費：7,000千円【拡充】

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



潜在保育士等マッチング強化事業

- 保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。

現在の課題

- 窓口やFAX等で求人・求職情報を受け付けるため、紙の資料が多く、データ化が困難
- 紙媒体で情報を保管しているため、検索が困難。
- 限られた人員の中で、窓口対応や研修の企画を行っている。

導入による効果

- マッチング時間の短縮
- 情報管理業務の軽減
- 窓口対応の効率化



潜在保育士再就職支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【事業概要】

- 離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】

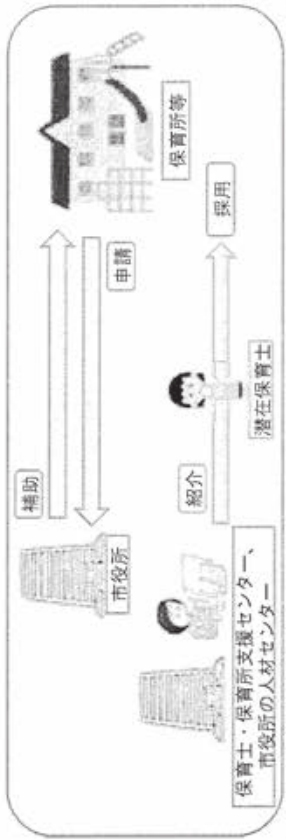
- 市区町村

【補助単価】

- 10万円

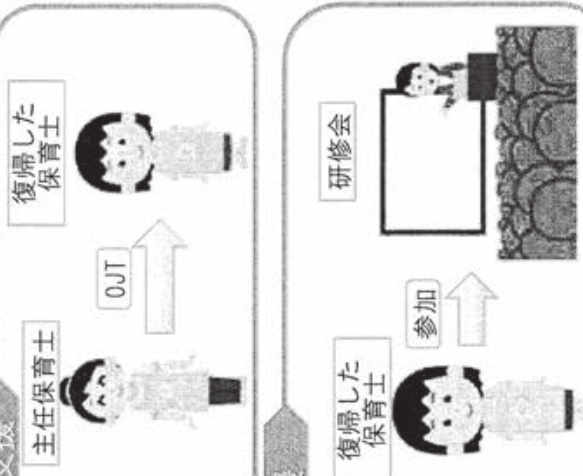
【補助率】

- 国1/2、市区町村1/2



1. 保育所等におけるOJT等を支援

採用された保育所等で、主任保育士などがOJTを行う場合に生じる超過勤務や、主任保育士が実施する地域子育て支援の代替職員にかかる費用を補助



2. 研修へ参加する費用を支援

潜在保育士向けの研修（キャリアアップ研修の「保育実践」など）を受講する際に要する交通費等を補助

- ※勤務する保育所等を通じて支給
- ※保育所等においては、復帰した保育士

【潜在保育士へのメリット】

- 職場復帰への不安を軽減
- 研修等を通じて、最新の保育に係る知識や技術を習得

【保育所等へのメリット】

- 潜在保育士を雇う際に、よりきめ細かな支援が可能
- 潜在保育士の職場定着を促進

の研修参加を必須とする

保育人材勤務環境見える化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

求職中の保育人材が希望に応じた勤務先を選択しやすい環境を整備することや、保育所等による採用活動を支援し、また、保育所等の勤務環境を改善するため、市区町村管内の**勤務環境の指標**見える化し、**市区町村HPで公開**する際に要する経費について、補助を行う。

【実施主体】市区町村 【補助率】国1/2、市区町村1/2 【補助単価(案)】30万円

市区町村 事業実施の流れ

- 市区町村において、保育所等の勤務環境の指標を設定
- 管内の保育所等に、勤務環境の指標の見える化について協力を呼びかけ、データ入力
- 勤務環境について、「グラフ」や「リーダーチャート」などにより数値化し、HPで公開

見える化



勤務環境の指標見える化し、市区町村HPで公開

※勤務環境の指標については、市区町村で任意に設定

○ 保育の基本理念

○ 労働環境

- 指標(例)
- 職種別の従業者の数
 - 従業者の勤務携帯
 - 従業者の労働時間
 - 従業者1人当たりの小学校就学前子どもの数
 - 採用者数の実績
 - 平均勤続勤務年数
 - 時間外勤務の状況(休日勤務を含む)
 - 年次休取の所得率

○ 給与

指標(例)

- 賃金
- 支給している手当の種類とその金額
- 昇級
- ボーナス(金額及び何ヶ月分か)

○ 研修関係

指標(例)

- 研修の種類
- 年間研修日数

○ 保育士等に係る指標

指標(例)

- 潜在保育士の就職件数
- 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
- 従業者の有する教育または保育に係る免許、資格の状況

○ その他

指標(例)

- その他都道府県が必要と認める事項



保育所等

※勤務環境の指標を、保育事業者コンサルタントによる保育所等の勤務環境などの分析・助言指導の実施にも活用することが可能。
(若手保育士や保育事業者への巡回支援事業)

勤務環境について、指標による客観的な把握が可能
⇒**保育所の勤務環境の改善が促進される。**



保育人材
(求職中)

気軽に勤務先の保育所の勤務環境等の確認が可能
⇒**保育人材の求職活動が促進される。**



人材センター等

保育所等の勤務環境の詳細を把握した上で、紹介が可能
⇒**これまで以上のきめ細かなマッチング支援が推進される。**

医療的ケア児保育支援モデル事業

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

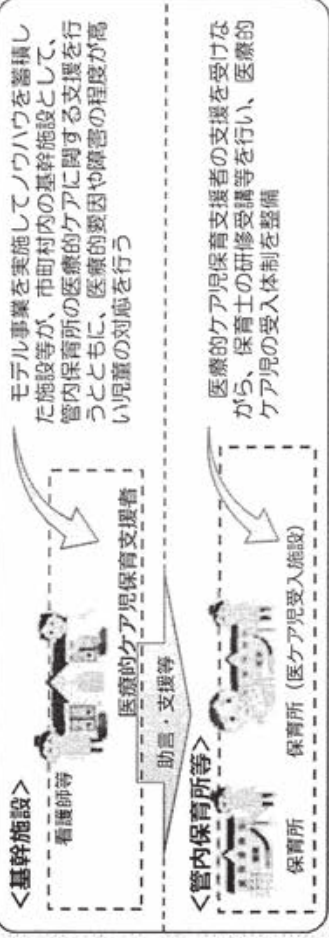
事業概要

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積してノウハウを蓄積した施設等を市町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行うとともに、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言を行うとともに、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨することで、市町村として継続的に安定した医療的ケア児への支援体制を構築する。
- さらに、医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定、医療用消耗品の購入や医療的ケア児の受入れ及び支援内容等に関する検討会開催するための事業費、喀痰吸引等研修の受講を修了した者に対する処遇改善及び損害賠償保険等へ加入に要する費用の補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助率】 国 1 / 2 (都道府県・指定都市 1 / 2)、(都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4)

事業イメージ



<支援者の主な業務内容>

- ・ 保育所等への医療的ケア児の受入れ等に関する支援や助言
- ・ 保育所に勤務する保育士に対する喀痰吸引等研修の受講勧奨
- ・ 医療的ケア児の受入れを予定している保育所等の保育士が、喀痰吸引等研修を修了するまでの間の医療的ケア
- ・ 障害児通所支援事業所等に配置されている「医療的ケア児等コーディネーター」との連携 等

補助単価

基本分単価	[1市町村当たり年額 750万円]
① 看護師等の配置 (510万円)	
② 補助者の配置 (200万円)	
③ 事業費 (40万円)	
加算分単価	
④ 研修の受講支援	[1人当たり年額 15万円]
⑤ 処遇改善	[1人当たり月額 0.5万円]
⑥ 支援者の配置	[1市町村当たり年額 510万円]
⑦ ガイドラインの策定	[1市町村当たり年額 50万円]

事業実績

平成29年度 (実績ベース) : 22か所

栃木県宇都宮市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、千葉県福生市、東京都八王子市、福井県永平寺町、三重県名張市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県近江八幡市、京都府長岡京市、大阪府箕面市、大阪府茨木市、大阪府交野市、大阪府堺市、岡山県津山市、広島県府中市、高知県三原村

平成30年度 (申請ベース) : 38か所

埼玉県坂戸市、千葉県松戸市、千葉県習志野市、千葉県浦安市、千葉県山武市、東京都八王子市、東京都福生市、神奈川県川崎市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県小浜市、福井県鯖江市、福井県永平寺町、長野県松本市、三重県伊勢市、三重県名張市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県東近江市、愛知県豊橋市、京都府京都市、京都府長岡京市、京都府亀岡市、大阪府大阪市、大阪府交野市、大阪府茨木市、大阪府箕面市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、奈良県橿原市、岡山県津山市、広島県東広島市、広島県府中市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県久留米市

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

- 待機児童対策協議会では、待機児童解消に向けた取組の達成状況を評価するため、各協議事項について、評価指標(KPI)を設定し、KPIの達成状況の見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。
- 設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものととして、以下のようなものと考えられる。
 - (1) 受け皿整備の推進に関するKPI
 - ① 待機児童数(対前年度減)(市町村)
 - ② 認可保育所等に移行した認可外保育施設数(市町村)
 - ③ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数(都道府県、市町村)
 - (2) 保育人材の確保に関するKPI
 - ④ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数(都道府県)
 - ⑤ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数(都道府県)
 - ⑥ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数(都道府県)
 - ⑦ 保育士の平均勤続年数(都道府県、市町村)

《支援策》

I 受け皿確保等

○ 都市部における保育所設置

(1) 保育所等改修費等支援事業(市町村)

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修等に要する経費の補助について、補助基準額の引き上げを行う。
※補助基準額(案): 3,500万円(通常2,700万円)

(2) 都市部における保育所への賃借料支援事業(市町村)

賃貸物件において保育所等を運営しており、公定価格の賃借料加算と実際の建物借料に乖離がある場合の補助について、新設の場合に限り、対象事業者の要件を緩和し、「建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設」から「2倍を超える施設」とする。

※補助基準額(案): 1,200万円(通常2,200万円)

○保育所等の広域利用・受け皿確保のための広域調整・横展開(都道府県)

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・県内の市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置する。

※補助基準額(案):2,623千円(新設)

II 保育人材の確保

○潜在保育士の再就職支援・保育士の労働環境改善

(1)保育士・保育所支援センター事業における潜在保育士の復帰促進(都道府県、指定都市、中核市)

- ① 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士等マッチング強化事業を行う場合に、事業開始に係る初期費用(ICT機器の導入経費)を補助する。

※補助基準額(案):1,000千円(新設)

- ② 保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の復帰促進として、管内の潜在保育士の把握やよりきめ細かな保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置(2人→3人)に必要な費用を加算する。

※加算額(案):4,000千円(新設)

(2)保育人材就職支援事業(市町村)

- ① 市町村において、保育士労働環境見える化事業を行う場合に、事業開始に係る初期費用(ICT機器の導入経費)を補助する。

※補助基準額(案):1,000千円(新設)

- ② 市町村において、潜在保育士の復帰促進として、管内の潜在保育士の把握やよりきめ細かな保育人材の掘り起こしを担う就職支援コーディネーターの追加配置(1人→2人)に必要な費用を加算する。

※加算額(案):4,000千円(新設)

○新規保育士の資格取得・就職促進

(1)保育所等保育士資格取得支援事業の拡充(都道府県、指定都市、中核市)

保育所等が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得することについては、受講中の代替保育従事者の確保が負担となっていることから、

① 受講を支援するため、代替職員雇上費を補助するとともに、

② 補助基準額の引上げを行い、

保育士資格の取得を促進する。

※補助基準額(案):①代替保育従事者雇上費 1人1日当たり6,790円(新設)

②(通常)指定保育士養成施設の受講に要した費用の1/2。上限30万円。

→指定保育士養成施設の受講に要した費用の2/3。上限40万円。

(2)保育士養成施設に対する就職促進支援事業の拡充及び要件緩和(都道府県)

保育士養成施設において、卒業予定者の卒業後の保育所等への就職促進(注)を支援する事業。

(注)卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業生(OB・OG)との交流会開催

卒業予定者を対象とした就職説明会

※補助基準額(案):(通常)指定保育士養成施設1か所当たり260千円

→指定保育士養成施設1か所当たり380千円

従前の「卒業予定者に占める保育所等への就職内定の割合が前年度の全国平均を上回ること」という補助要件を緩和し、「協議会において設定した保育人材の確保に関するKPIの達成状況の見える化」により補助することとする。

○保育業務のICT化

(1)保育所等におけるICT化推進事業(市町村)

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

※補助基準額(案):1施設当たり 1,000千円(新設)

Ⅲ 地方自治体からの提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が、協議会に諮り必要と認められたものとして実施する待機児童解消に向けた取り組みについて、財政支援を行う。

※補助基準額(案):厚生労働大臣が認めた額(上限1,000万円の定額補助)

認可外保育施設の質の確保・向上

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書」では、無償化の対象となる認可外保育施設を指導監督の基準を満たす施設としつつ、5年間の経過措置として、指導監督基準を満たさない施設でも無償化の対象としているため、認可外保育施設の質の確保・向上を図る必要があることから、認可外保育施設が遵守すべき基準に関する助言・指導や届出を促進するための取り組みを行う。

1. 認可外保育施設の質の確保・向上のための取組強化 4.2. 5億円 (2.3. 7億円)

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止、無償化に伴う乗値上げの防止に関する助言・指導を行う「巡回支援指導員」の配置を拡充（現行の1名から管内の施設に応じた配置）する。
- 重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保を目的として行う研修の実施を支援するとともに、研修の項目に保育所等が遵守・留意すべき内容等を追加することにより、適切な指導につなげていく。

※ 全ての認可外保育施設に対して指導監督を実施するための監査体制の構築を目的として、各自治体の監査職員を増員する。（交付税要望）

2. 認可外保育施設の届出の促進 1.1. 8億円 (6.9億円)

- 認可外保育施設から届出や運営状況報告があった内容についてデータベース化を図ることで、指導の効率化につなげるとともに、保育利用（希望）者に対する施設等の情報を提供可能とするシステムの構築を支援する。
- 認可外保育施設に対して届出を促すために、普及啓発を実施する。

3. 保育所等における事故防止の推進 4.6億円 (新規)

- 安全かつ安心な保育の環境の確保を図るために必要な備品等の導入を支援する。

4. 認可化移行に向けての調査等の実施 0.5億円 (0.1億円)

- 指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して、指導監督基準、さらには認可基準を満たすために必要な助言・指導を行い、円滑に認可保育所等へ移行できるよう支援する。

保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業 (旧：保育所等の事故防止の取組強化事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【事業内容】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価(案)】 ・ 研修事業：1回当たり 302千円 (220千円)

・ 巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円 (管内の施設数等に応じた配置)

【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



- ・ 保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- ・ 研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加 (拡充)

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導 (従来)
- ・ 保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施 (拡充)

保育施設・事業の届出促進事業（旧：保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数）

【概要】

認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

<事業内容の拡充>

- ・届出をしていない認可外保育施設等に対して届出を促すための普及啓発・広報を実施
- ・利用（希望）者に対する施設情報の提供（見える化）を実施

※ 施設情報の提供（見える化）については、認可保育園等を含むことも可とする

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村（都道府県から市町村に権限委譲している場合）

【補助率】 国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
 （都道府県から市町村に権限委譲している場合） 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【補助単価(案)】

① システム構築等経費 40,000千円（40,000千円）、② 届出促進経費 5,000千円（－）

※ 構築経費に初期のデータ入力に必要な経費を含む。



保育所等における事故防止等推進事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数)

【概要】

保育の質の確保・向上を図るために必要な備品等の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図ることを目的とする。例えば、事故防止や防犯対策等の強化のためのカメラの設置や保育士の安心・安全に係る業務を補助的に支援することにより、効果的に事故予防・安全対策を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価】 カメラ設置等：最高 10万円（1か所当たり）

備品購入：児童 1 人あたり 3 万円

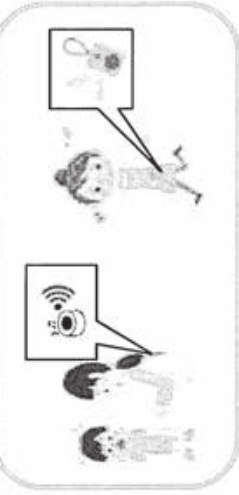
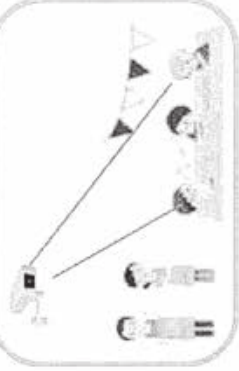
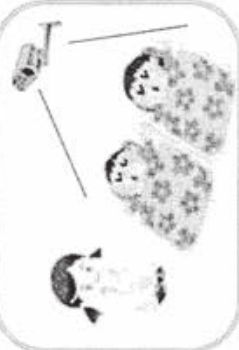
【補助率】 国 1 / 2 都道府県・市区町村 1 / 2

保育園等（認可外保育施設含む）

(例)

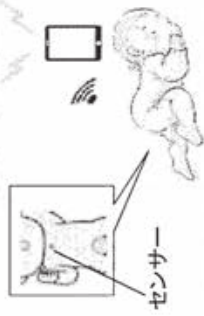
＜午睡中や水遊び中の見守り等＞

＜非常時の職員呼出し＞



カメラの設置等

(例)＜乳児：午睡チェックセンサー＞
(睡眠中の事故防止)



備品の購入

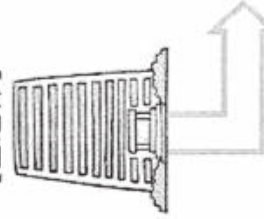
＜幼児：転落時衝撃吸収マット＞【その他の備品の例】

(骨折防止)

- ・指つめ防止カバー（ドア開閉時の指つめ防止）
- ・コーナーガード（机等の角での事故防止）
- （誤飲・誤嚥防止）
- ・誤飲チェッカー（誤飲しそうな物のチェック）

など

【自治体】



費用の補助

認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 421億円の内数）

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ体制の整備を目的として、
 ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となつている事由を調査・診断するほか、
 ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）

移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。
 <拡充の内容>

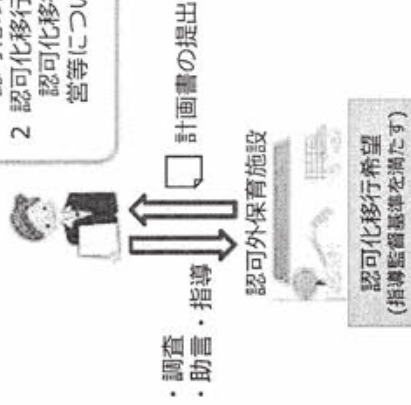
「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助単価（案）】
 1. 認可化移行可能性調査支援 1か所当たり 542千円
 2. 認可化移行助言指導支援 1施設当たり 484千円
 3. 指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 754千円 【拡充】

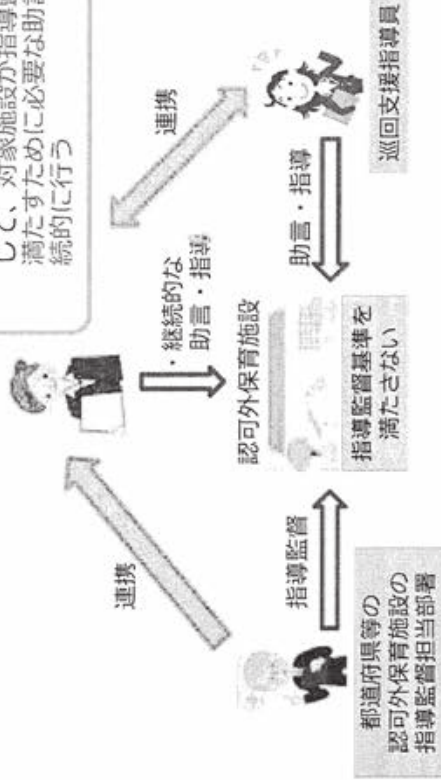
○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合

- 1 認可化移行可能性調査支援
認可化の障害となつている事由を診断
- 2 認可化移行助言指導支援
認可化移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導



○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】

- 3 指導監督基準遵守助言指導支援
都道府県等の①認可外保育施設の担当者や②巡回支援指導員と連携して、対象施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行う



平成 31 年度
予算概算要求の概要



平成 30 年 8 月
内 閣 府

平成31年度予算概算要求総表

(単位：億円)

区 分	平成30年度 予算額 (A)	平成31年度 要求額 (B)	優先課題 推進枠 (C)	平成31年度 要求額等 (D)=(B+C)	対前年度 増減額 (E)=(D-A)
内 閣 府 本 府	31,951 (25,994)	31,106 (25,773)	1,466 (55)	32,572 (25,828)	621 (△166)
〔主な内訳〕					
1 経済財政政策の推進	31	29	4	32	1
2 少子化対策、女性の活躍、 暮らしと社会等	25,931	25,700	33	25,732	△198
(1)子ども・子育て支援新制度の 実施	25,884 (25,884)	25,658 (25,658)	- -	25,658 (25,658)	△226 (△226)
(2)少子化対策の総合的な推進等	15	14	23	37	22
(3)子供・若者育成支援施策の 総合的な推進	16	15	2	17	0
(4)共生社会の形成・男女共同 参画社会の実現	14	12	8	20	6
3 科学技術イノベーション 政策等の推進	572	516	170	686	114
(1)科学技術イノベーション 政策の戦略的推進	559	504	167	671	112
(2)原子力利用に関する政策の 検討及び適切な情報発信等	2	2	0	2	△0
(3)匿名加工医療情報に関する 施策の推進	0	0	2	2	2
(4)日本学術会議活動の推進	10	10	0.2	10	0.3
4 宇宙空間の開発・利用の 戦略的な推進	162	122	162	284	122
(1)宇宙開発利用の推進	9	10	-	10	1
(2)実用準天頂衛星システムの 開発・整備・運用の推進	153	112	162	274	120
5 地方創生、国家戦略特区、 地方分権改革の推進等	1,058	953	285	1,238	180
(1)地方創生の推進	1,046	943	283	1,225	180
(2)「国家戦略特区」の推進	2	2	0	2	△0
(3)「総合特区」の推進	10	8	2	10	0.4
(4)地方分権改革の推進等	0.4	0.4	0.0	0.4	△0.0
6 沖縄政策・北方対策の推進	3,027	2,640	568	3,209	181
(1)沖縄振興への取組	3,010	2,625	565	3,190	180
(2)北方領土問題の解決の促進	17	15	3	19	2

区 分	平成30年度 予算額 (A)	平成31年度 要求額 (B)	優先課題 推進枠 (C)	平成31年度 要求額等 (D)=(B+C)	対前年度 増減額 (E)=(D-A)
7 国民の安全・安心の確保	183	185	66	251	68
(1)防災対策の充実	62	59	10	69	7
(2)原子力災害対策の充実・ 強化	109 (109)	115 (115)	55 (55)	170 (170)	61 (61)
(3)食品の安全性の確保	10	9	1	10	0
(4)消費者委員会の運営	1	1	0	1	0
8 行政制度の運用、情報発信等	118	103	41	144	26
(1)政府広報・広聴活動の推進、 国際広報の強化	84	70	34	104	21
(2)規制改革、公益法人制度の 適正な運営の推進等	8	7	-	7	△1
(3)公文書管理制度の推進	24	23	7	30	6
(4)官民の人材交流の円滑な実施 のための支援、国家公務員の 再就職支援	3	3	-	3	0
9 その他の主な政策					
(1)拉致被害者等への支援	4	4	-	4	0
(2)社会保障・税番号制度の導入 及び円滑な運用への対応	96	50	44	93	△2
(3)消費税価格転嫁等対策の実施	2	2	0	2	△0
(4)化学兵器禁止条約の実施	393	428	-	428	35
(5)死因究明等の推進	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
(6)栄典事務の適切な遂行	27	27	-	27	0
(7)迎賓館の管理・運営等	36	29	15	44	8
(8)知的財産戦略の推進	2	1	1	3	1
(9)総合海洋政策の推進	52	47	14	61	9
(10)国際平和協力業務等の実施	6	6	-	6	0
○カジノ管理委員会の設置等	-	-	60	60	60

(注1) 四捨五入の関係等で、計数は必ずしも一致しない。

(注2) 国費による事業費ベースの計数であり、()内は特別会計の計数であり内数。

<参考>内閣府における特別会計は、エネルギー対策特別会計及び年金特別会計である。

<「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討するもの>

○子ども・子育て支援新制度において、平成31年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費(消費税引上げ以外の財源も含む)

○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」に必要な経費

<「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会(仮称)」における検討結果を踏まえ、予算編成過程で検討するもの>

○天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に必要な経費

= 目 次 =

1. 経済財政政策の推進	1
2. 少子化対策、女性の活躍、暮らしと社会等	5
(1) 子ども・子育て支援新制度の実施	
(2) 少子化対策の総合的な推進等	
(3) 子供・若者育成支援施策の総合的な推進	
(4) 共生社会の形成・男女共同参画社会の実現	
3. 科学技術イノベーション政策等の推進	18
(1) 科学技術イノベーション政策の戦略的推進	
(2) 原子力利用に関する政策の検討及び適切な情報発信等	
(3) 匿名加工医療情報に関する施策の推進	
(4) 日本学術会議活動の推進	
4. 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進	23
(1) 宇宙開発利用の推進	
(2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	
5. 地方創生、国家戦略特区、地方分権改革の推進等	25
(1) 地方創生の推進	
(2) 「国家戦略特区」の推進	
(3) 「総合特区」の推進	
(4) 地方分権改革の推進等	
6. 沖縄政策・北方対策の推進	34
(1) 沖縄振興への取組	
(2) 北方領土問題の解決の促進	
7. 国民の安全・安心の確保	41
(1) 防災対策の充実	
(2) 原子力防災対策の充実・強化	
(3) 食品の安全性の確保	
(4) 消費者委員会の運営	
8. 行政制度の運用、情報発信等	48
(1) 政府広報・広聴活動の推進、国際広報の強化	
(2) 規制改革、公益法人制度の適正な運営の推進等	
(3) 公文書管理制度の推進	
(4) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援、国家公務員の再就職支援	
9. その他の主な政策	51
(1) 拉致被害者等への支援	
(2) 社会保障・税番号制度の推進	
(3) 消費税価格転嫁等対策の実施	
(4) 化学兵器禁止条約の実施	
(5) 死因究明等の推進	
(6) 栄典事務の適切な遂行	
(7) 迎賓館の管理・運営等	
(8) 知的財産戦略の推進	
(9) 総合海洋政策の推進	
(10) 国際平和協力業務等の実施	
○カジノ管理委員会の設置等	58

[単位：百万円]

1. 経済財政政策の推進

3,222(3,138)

経済再生を実現するため、骨太方針や予算編成の基本方針などで示された経済財政政策に関する重要課題への対応、経済・社会活動等に関する研究等の実施に取り組む。

・ 経済財政諮問会議における調査審議の充実 36(42)

・ 中長期の経済財政運営と経済財政の展望、経済対策、政府経済見通し、対日直接投資の推進等、我が国における重要な経済財政政策に係る事項の推進 300*(319)

※うち優先課題推進枠:30

▶ 経済財政政策の企画立案機能強化 30*(13)

※優先課題推進枠

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「骨太方針 2018」という。）において掲げた「2019 年 10 月 1 日における消費税率の 10%への引上げを確実に実現できる経済環境」の整備及び「財政健全化目標（2021 年度に中間指標）」のより正確な評価に向けた経済見通し等の精密化のため、国内外の有識者から知見を得て、経済財政諮問会議等の議論を活性化し、経済財政政策の企画立案機能を強化する。

[単位：百万円]

- ・ 景気の総括的判断、経済財政政策に係る調査及び分析の実施 347* (339)
※うち優先課題推進枠:23

- ▶ 経済情勢変化の早期把握のための景気動向分析 16* (新規)
※優先課題推進枠

時宜を得た経済財政分析を行うため、統計の景気分析への活用方法を開発するほか、分析に適した統計について研究する体制を確立する。具体的には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、ビックデータやAI等の機械学習を活用し公的統計の公表がなされていない直近の景気動向を分析する。特に骨太方針2018において消費税率引上げと需要変動の平準化について記されており、実現する経済財政運営に資するべく、精度や速報性の高い分析を行う。

- ▶ 行動経済学に基づく新手法開発 8* (新規)
※優先課題推進枠

骨太方針2018の「新経済・財政再生計画」において、歳出改革に向けて「広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組」の活用が明記されたところ、実験的な環境下で、インセンティブや情報を与えられた人々の行動変化を予測するなど、従来のEBPM（証拠に基づく政策立案）の枠組みにとどまらない行動経済学の知見に基づく新たな分析手法を開発する。

〔単位：百万円〕

・ 経済社会活動の研究・GDP統計の改善に関する研究等統計改革への対応 297(258)

※うち優先課題推進枠:163

▶ GDP統計の改善に関する研究等統計改革への対応 163※(140)

※優先課題推進枠

骨太方針2018等に基づき、GDP統計の改善に関する研究、GDP統計に関する国際基準策定プロセスへの参画等を推進する。加えて、「第Ⅲ期公的統計基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を踏まえた統計委員会における審議を受け、特に四半期別GDP速報（QE）の包括的見直しを推進する。

・ 国民経済計算の作成、国民経済計算の体系の整備及び改善の推進 80(59)

・ 景気統計の作成・公表及び景気予測力の改善のための研究の実施 188(220)

〔単位：百万円〕

・ 共助社会づくりの推進、特定非営利活動促進法の適切な運用 151 (131)

・ 地方公共団体におけるPPP／PFI事業の促進、アクションプランの推進に係る調査・分析等、PPP／PFIの推進 203※ (175)

※うち優先課題推進枠:142

▶ PPP／PFI事業の案件形成機能の強化・充実 142※ (135)

※優先課題推進枠

アクションプランを確実に推進するため、案件形成に資する事業モデルを新たに構築するために必要な検討を行うとともに、地域企業のノウハウ習得や地域人材育成に向けた産官学金からなる地域プラットフォームの形成を支援する。また、コンセッション事業の具体化を促進するために会計・税務等の高度な専門家チームの派遣を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

〔単位：百万円〕

2. 少子化対策、女性の活躍、暮らしと社会等 2,573,232(2,593,081)
(うち年金特別会計 2,565,776+事項要求(2,588,466))

少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、新たに策定するプランに掲げる放課後児童クラブの拡充などにより、子供を生み育てやすい環境を整備する。

子供・若者育成支援施策の総合的な推進をはじめ、男女共同参画社会の形成、高齢社会対策、障害者施策、交通安全対策、子供の貧困対策等、我が国の直面する社会的課題の変化に対応し、自立と共助の精神に基づく社会の形成を図る。

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施（年金特別会計に計上）（一部社会保障の充実）
2,565,776+事項要求(2,588,371)

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）
1,038,711+事項要求(1,038,711)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善等を実施する。

・子どものための教育・保育給付 903,115+事項要求(903,115)

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）

地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

・地域子ども・子育て支援事業 135,596+事項要求(135,596)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

平成 31 年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

・保育士の処遇改善

[単位：百万円]

② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援 170,113(170,113)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

・ 企業主導型保育事業 169,733(169,733)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 381(381)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

〔単位：百万円〕

③ 児童手当

1,356,951(1,379,547)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上(社会保障の充実)

○量的拡充

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

○質の向上

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現のための質の向上に向けた取組を実施する。

〔単位：百万円〕

(2) 少子化対策の総合的な推進等

3,724 (1,549)

・ 地域少子化対策重点推進交付金

3,001※(999)

※うち優先課題推進枠: 2,101

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。

また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。

・ 新たな少子化社会対策大綱の策定に向けた検討

21 (17)

新たな少子化社会対策大綱の策定に向け、有識者を構成員とする検討会を開催するとともに、前回大綱に掲げられた関連施策の進捗状況の把握、数値目標の点検・評価、施策の進捗を阻害している要因等について各種調査・分析を行う。

〔単位：百万円〕

- ・子育て応援コンソーシアムの推進 28※(新規)
※優先課題推進枠

子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、子育てにやさしいサービス・機能面の充実に関する取組推進や全国キャンペーンを展開する。

- ・少子化に関する国際連携の推進 8※(新規)
※優先課題推進枠

フランスやスウェーデンをはじめとする欧州諸国で少子化を克服した先進国や社会的・文化的類似性を有するアジア諸国における少子化対策の実情に関する政策協議を行う。特に、日中韓の枠組みでは、「日中韓少子化及び高齢化セミナー」の開催及び同枠組みでの共同研究を推進する。

- ・少子化対策の効果的な推進を図るため、結婚支援者連携事業、「さんきゅうパパプロジェクト」（男性の出産直後の休暇取得促進）の推進や子育て支援パスポート事業の充実強化のほか、「家族の日」「家族の週間」など理解促進に向けた普及啓発活動等を展開 71(84)

- ・子ども・子育て支援新制度について、円滑な実施を図るために必要な広報・啓発活動等を実施 289※(153)
※うち優先課題推進枠:151

- ▶ 子ども・子育て支援全国総合システム 188※(41)
※うち優先課題推進枠:151

効果的な子育て支援等の実施が図られるよう、子ども・子育て支援全国総合システムを改善する。

〔単位：百万円〕

(3) 子供・若者育成支援施策の総合的な推進 1,697(1,649)

- ・子供・若者支援のための体制整備など、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく取組の推進 208※(198)

※うち優先課題推進枠:40

▶ 子ども・若者総合相談センター強化推進事業 40※(新規)

※優先課題推進枠

子供・若者の育成支援に関する相談機関が子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターとしての機能を担うために必要なノウハウを普及する取組及び同ノウハウを高度化させる取組を支援する。

- ・青少年のインターネット利用に関する調査の実施や検討会の開催など、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び基本計画に基づく取組の推進 41(41)

〔単位：百万円〕

- ・ASEAN各国と共同実施する「東南アジア青年の船」事業等の実施による青年リーダーの育成 1,448※(1,410)

※うち優先課題推進枠:137

▶ 「世界青年の船」事業

517※(498)

※うち優先課題推進枠:137

日本青年が世界各地から集まった青年と船上等で集中的にディスカッションや文化交流等を行うことにより、国際社会・地域社会で活躍できる次世代リーダーを育成するとともに、国境を超えた人的ネットワークを構築する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技夏季大会開催前の機会を捉え、大会機運の醸成はもとより、オリンピック・パラリンピックの「レガシー」を考える実践的な学習の機会を日本青年に提供する。

[単位：百万円]

(4) 共生社会の形成・男女共同参画社会の実現 2,034(1,417)

① 共生社会の形成 947(603)

・高齢社会対策総合調査の実施、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業など、高齢社会対策の推進 33(33)

・障害者政策委員会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に係る理解促進及び地域協議会体制整備の支援、障害者週間を通じた広報・啓発、及び障害者基本計画の推進状況等について把握するための調査研究など、障害者施策の推進 126*(125)

※うち優先課題推進枠:20

▶ 障害者基本計画の推進等に関する調査 20*(新規)

※優先課題推進枠

新たな障害者基本計画（第4次）の決定を踏まえ、障害者差別の解消や障害者統計の充実など、重要性が高い分野を中心とした取組の進捗やデータの効率的な把握等のための課題や改善方策等の整理・検討のための調査研究を実施する。

・高齢運転者による交通事故防止対策を推進するための調査・普及啓発、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査、地域の実情等を踏まえた交通安全活動の支援、交通指導員等の素質向上のための研修、先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査など、交通安全対策の推進 97*(90)

※うち優先課題推進枠:15

▶ 先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査 15*(新規)

※優先課題推進枠

交通に関わる先端技術は、事故を未然に防いだり、負傷の程度を軽減したりすることができる一方、的確に理解・活用されないと、事故を引き起こしたり、負傷の程度を悪化させたりする可能性があるところ、実用化され普及しつつある先端技術について、交通安全運動等を通じて国民にわかりやすく伝える観点から、調査整理し、周知していく。

〔単位：百万円〕

- ・官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の推進、子どもの貧困対策会議の開催、子供の貧困に関する調査研究、地方における連携体制支援事業、地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）など、子供の貧困対策の推進 650※(310)

※うち優先課題推進枠:413

- ▶子供の貧困対策推進のための官公民連携プロジェクト・国民運動の展開 124※(124)

※うち優先課題推進枠:120

各地域において、地方公共団体や民間企業・団体による子供の貧困対策推進のための連携ネットワーク体制を通じた取組を加速させるとともに、確実に支援を届けるための各種支援情報等の収集・提供や基金に関する情報発信を通じて、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として推進する。

- ▶子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業 491※(151)

※うち優先課題推進枠:293

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、ニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方自治体の取組の立ち上げ期を支援する。

[単位：百万円]

② 男女共同参画社会の実現

1,087(814)

・あらゆる分野における女性の活躍

535* (446)

※うち優先課題推進枠:171

政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供、資本市場における女性活躍情報の活用状況見える化事業、女性活躍推進法サイトの活用促進、女性活躍推進法に係る取組促進、理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム及び調査研究、STEM Girls Ambassadors による全国理工系女性人材育成、「理工チャレンジ」に係る情報発信、仕事と生活の調和に関する調査研究、地域女性活躍推進交付金など、あらゆる分野における女性の活躍。

▶ 政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供

39* (24)

※うち優先課題推進枠:26

平成30年5月に公布・施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）において定められた国の責務を受け、政治分野における男女共同参画の推進のため、諸外国における議会への女性の参画拡大のための取組等の調査及び政党等への情報提供、地方公共団体の女性の参画状況の「見える化」の促進並びに国民に対する啓発活動等を行う。

▶ 理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム、調査研究、情報発信、STEM Girls Ambassadors による人材育成

29* (20)

※うち優先課題推進枠:13

理工系女性人材の層を厚くするため、進路検討前段階にある女子児童・生徒が科学技術に興味を持つ端緒となる機会及びプログラムの調査研究を行う。またSTEM Girls Ambassadors（理工系女子応援大使）による理工系女性人材の育成のほか、女子生徒等及び保護者・教師に対する情報提供等を総合的に実施。

〔単位：百万円〕

- ▶ 地域女性活躍推進交付金 240※(200)

※うち優先課題推進枠:92

地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が行う、継続就業促進など女性の雇用創出等につながる地域の実情に応じた取組を支援する。

- ▶ 男女共同参画社会づくり総合推進、女性活躍推進法に係る取組促進、仕事と生活の調和に関する調査研究等 215※(202)

※うち優先課題推進枠:40

男女共同参画基本計画の改定、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定、女性活躍推進法施行後3年の見直しの結果等を踏まえた各特定事業主及び各地域の取組促進、ワーク・ライフ・バランスに関する調査及び企業における好事例等の情報の収集・提供を行う。

- ・ 国際的な取組の推進 119※(109)

※うち優先課題推進枠:2

国際協調情報交換経費、アジア・太平洋輝く女性の交流事業、女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査、男女共同参画社会の国際的発信経費、国連における国際会議出席経費、地域会合に関する経費。

- ▶ 女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査 32※(20)

※うち優先課題推進枠:2

平成28年度に作成した「女性リーダーの育成に向けたモデルプログラム」について、平成29・30年度の試行実施の結果も踏まえつつ、新たな地域での検証に取り組む。また、多様な受講生に対応するため、広範な選択制プログラムの導入を可能とする大学等と共催した研修などを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を拡充・加速する。さらに当該研修の修了者とのマッチング促進のため、修了者のリストを掲載したWebサイトの更なる活用促進を図る。

〔単位：百万円〕

・女性に対する暴力の根絶

434※(260)

※うち優先課題推進枠:176

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター運営に係る性犯罪・性暴力被害者支援交付金、若年層における女性に対する暴力の予防啓発活動の拡充及び若年層の被害者が相談しやすい体制づくりの促進を図るための経費、性犯罪被害者等支援の充実を図るための検討及び相談員等を対象とした研修等に係る経費、配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究、『AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間』等の広報啓発に係る経費など、女性活躍の推進のための大前提となる女性に対する暴力の根絶。

▶ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金

346※(187)

※うち優先課題推進枠:159

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、24時間対応化や拠点となる病院の整備促進等により、センターの運営の安定化及び質の向上が図られるよう、本交付金によりセンターの整備等に取り組む都道府県を支援し、性犯罪・性暴力被害者支援の更なる拡充を図る。

▶ 女性に対する暴力の防止等に関する経費

88※(73)

※うち優先課題推進枠:18

若年層における被害の潜在化の防止に向け、SNS等インターネットを活用した、被害者が相談しやすい体制づくり、ワンストップ支援センターの実態把握、性犯罪被害者等支援の充実を図るための検討及び支援機関の相談員等を対象とした研修、加害者プログラムの位置づけ及び被害者の安全確保に向けた機関連携の促進を図る等、女性に対する暴力の根絶の推進を図る。

[単位：百万円]

3. 科学技術イノベーション政策等の推進

68,579 (57,192)

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）及び「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）等に基づき、総合科学技術・イノベーション会議の下で、成長戦略の鍵となる科学技術イノベーション政策を強力に推進するとともに、国全体として基礎から実用化までを通じて成果の最大化を図るためのシステムを構築する。

原子力政策について、安全確保、国民理解、平和利用等に向けた取組を着実に実施する。

(1) 科学技術イノベーション政策の戦略的推進

67,107* (55,944)

※うち優先課題推進枠:16,738

第5期科学技術基本計画及び統合イノベーション戦略等に基づく政策の展開を図るため、総合科学技術・イノベーション会議が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」及び「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）」を継続・発展させるとともに、新たに「ムーンショット型研究開発プログラム（仮称）」を創設する。

また、引き続き総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮するための調査・審議の充実、適切かつ十分なエビデンスの収集・分析などによる産学官一体となった科学技術イノベーション達成に向けた推進体制の強化等を推進する。

・科学技術イノベーション創造推進費

65,205* (55,500)

※うち優先課題推進枠:15,255

総合科学技術・イノベーション会議が主導し、府省・分野の枠を超えた横断型プログラムである戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）及び民間投資誘発効果の高い領域に各省庁施策を誘導する官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進する。また、より野心的な構想の下、関係府省庁が一体となって集中・重点的に研究開発を推進するムーンショット型研究開発プログラム（仮称）、国立大学及び国立研究開発法人の民間資金の獲得のためのインセンティブを与え、好循環を創出するイノベーション創出環境強化費の創設等を図る。

〔単位：百万円〕

・総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化に係る調査・分析等

1,455※(171)

※うち優先課題推進枠:1,318

第5期科学技術基本計画及び統合イノベーション戦略を踏まえ、司令塔機能の強化に必要な調査分析、目標値・指標等に関する各種データの調査分析等を実施する。また、大学改革促進のための産学官による意見交換・情報共有の場を設置する。

〔単位：百万円〕

(2) 原子力利用に関する政策の検討及び適切な情報発信等 244※(244)

※うち優先課題推進枠:28

原子力の研究、開発及び利用に関する取組に対する提言や、原子力に関する活動の国内及び国際社会への情報発信等を着実に実施する。

・原子力発電等原子力の平和利用に関する状況調査 19※(19)

※うち優先課題推進枠:7

海外における原子力政策の動向や福島第一原発事故対応の状況など、特定事項に対する詳細な情報収集が必要となることから、これら情報の収集、整理、分析を強化して行うとともに、発信の強化を図る。

・原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する調査 21※(21)

※うち優先課題推進枠:7

先般我が国との間で原子力協定が発効したインドや、今後原子力協定の締結が見込まれる国々については、特に原子力施設の主要資機材の輸出の機運が高まっており、これらに対応した安全配慮等確認の実態調査を拡充して実施する。

・「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に向けた総合調査 10※(新規)

※優先課題推進枠

平成 29 年度 7 月に閣議決定した「原子力利用に関する基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)は、原子力委員会にてフォローアップを行い、5 年目となる平成 33 年に改訂を行うこととしている。このため、「基本的考え方」に記載されている各項目について総合的な調査を行い、自主的安全性向上や廃止措置・放射性廃棄物対応等の現状を把握するとともに、次の「基本的考え方」策定に向けた総合的な調査を実施する。

[単位：百万円]

(3) 匿名加工医療情報に関する施策の推進

202^{*}(6)

※うち優先課題推進枠:185

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律が施行され、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会を実現するため、「新しい健康・医療・介護システム」の実現に向けたオールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、産学官による匿名加工医療情報の積極的な利活用を推進するための施策を推進する。

▶ 次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解の増進

67^{*}(新規)

※優先課題推進枠

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針（平成30年4月27日閣議決定）、付帯決議及び未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、国民・患者向けポスター、広報動画、医療機関向けや自治体向けの研修教材等の作成・展開を通じて、普及啓発を図る。

▶ 匿名加工医療情報の利活用の推進

118^{*}(新規)

※優先課題推進枠

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針及び未来投資戦略2018を踏まえ、匿名加工医療情報の潜在的な利活用先などを分析・把握するための調査等を実施する。

[単位：百万円]

(4) 日本学術会議活動の推進

1,026※(998)

※うち優先課題推進枠:18

我が国の科学者の内外に対する代表機関として、政府・社会等に対する政策提言のための審議の充実、Gサイエンス学術会議・アジア学術会議への参画及び国際会議の国内開催による国際学術活動の実施、科学・技術コミュニケーション活動の充実強化や地方も含めた科学者のネットワークの構築等を着実に実施する。

・事務室照明のLED化

3※(新規)

※優先課題推進枠

「内閣官房及び内閣府本府が定めるその事務および事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」において目標とされている、LED照明の導入率 50%以上の達成を目指し事務室照明のLED化を図る。

・日本学術会議ホームページ改善

15※(新規)

※優先課題推進枠

日本学術会議ホームページ利用者の利便性の向上を図るため、モバイル端末対応をはじめとしたホームページの改善を行う。

[単位：百万円]

4. 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進 28,390(16,195)

宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整、宇宙開発利用の推進、公共の用又は公用に供される人工衛星等の整備及び管理を行う。

(1) 宇宙開発利用の推進等 1,006 (861)

・宇宙利用拡大の調査研究 524(430)

「宇宙基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用の推進」及び「宇宙産業及び科学技術基盤の維持・強化」の推進を決定。宇宙基本計画を実行するための「宇宙基本計画工程表」(平成29年度は同年12月宇宙開発戦略本部決定)は、計画の進捗状況や国内外の動向等に対応して毎年改訂している。工程表に掲げた項目のうち、内閣府が中心となって取り組むべき重要項目について具体的検討を進めるために必要な調査を行う。

(2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進 27,384*(15,335)

うち優先課題推進枠:16,204

宇宙基本計画に基づき、準天頂衛星の4機体制の運用を実施するとともに、7機体制(平成35年度目処)の確立に向けて、機能・性能向上を図り、着実に開発・整備を進める。

・実用準天頂衛星システムによるサービス提供 7,604(7,604)

測位衛星の補完機能、測位の精度や信頼性を向上させる補強機能や災害関連情報の伝送機能等を有する実用準天頂衛星システムの運用を行う。

[単位：百万円]

・みちびきの開発・整備・打上げ

- ▶ 準天頂衛星初号機「みちびき」の設計寿命が到来する平成 32 年度以降も確実に 4 機体制を維持するため、みちびき初号機後継機の開発・整備等を行うとともに、持続測位が可能となる 7 機体制の構築に向けて、みちびき 5 号機の開発・整備等を行う。
6,840※(7,370)

※うち優先課題推進枠 3,714

- ▶ 持続測位が可能となる 7 機体制の構築に向けて、みちびき 6 号機、7 号機の開発・整備等の加速化を行うとともに、開発中の 5 号機も含め機能性能向上の加速化を行う。
12,490※(新規)

※優先課題推進枠

・実用準天頂衛星の運用

451(361)

実用準天頂衛星システムの利用促進のための検討、必要な周波数の獲得のための国際調整等を行う。

[単位：百万円]

5. 地方創生、国家戦略特区、地方分権改革の推進等 123,839(105,832)

まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域活性化のため、地方の創意工夫をいかした自主的な取組を政府一体となって支援するとともに、地方分権改革を推進する。また、大胆な規制改革等により「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くため国家戦略特区の取組を推進する。

(1) 地方創生の推進 122,516*(104,551)

※うち優先課題推進枠：28,261

骨太方針 2018、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等に基づき、次に掲げる事業等により地方創生の推進を図る。

・地方創生の充実・強化を図るための地方創生推進交付金 115,000*(100,000)

※うち優先課題推進枠：25,200

地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度に渡り取り組む先導的な事業、特に UIJ ターンによる起業・就業者創出、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こしを安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する。

・地方大学・地域産業創生交付金 4,000*(2,000)

※うち優先課題推進枠：2,000

地方大学・産業創生法（平成 30 年法律第 37 号）に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援し、地域における若者の修学・就業を促進する。

※このほか、地方創生推進交付金活用分（100 億円）、文部科学省計上分（25 億円）を合わせ、合計額 165 億円。

[単位：百万円]

・地方大学・産業創生のための調査・支援事業

210※(100)

※うち優先課題推進枠:120

地方大学・地域産業創生交付金における地域の取組について、海外の先進事例等を踏まえ、専門的観点からエビデンスに基づき調査・評価・伴走支援を実施し、地域における若者の修学・就業の促進に資する真に優れた取組を支援する。

・地方と東京圏の大学生対流促進事業

500※(330)

※うち優先課題推進枠:203

地方公共団体等の協力も得つつ、地方と東京圏の大学が連携し、東京圏の学生に地方の魅力を体験できるプログラムなどを実施する取組を支援する。

・地方創生インターンシップ事業

90※(60)

※うち優先課題推進枠:37

地方企業でのインターンシップに関して東京圏の大学等と地方公共団体間の連携の支援や情報の集約・発信を担うプラットフォームを本格的に運営するとともに、受入れ企業の開拓等の際に活用できる資料の作成や全国各地の研修会の開催などを行い、地方創生インターンシップを推進する。

・地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業 175※(137)

※うち優先課題推進枠:45

地方創生の取組を情報面から支援するため、地域経済分析システムの一層の普及・活用を推進することを目的とした有識者の派遣や内閣府及び関係省庁の地方局に活用支援業務を補佐できる政策調査員の配置、地方自治体職員等に向けた説明会の開催等を実施。また、次期地方版総合戦略の策定・実施に向け、地方公共団体による「地域経済分析システム」の活用を促進するため、利便性向上の対応を行う。

〔単位：百万円〕

・地方創生リーダーの人材育成・普及事業

306※(302)

※うち優先課題推進枠:33

「地方創生人材支援制度」に基づいて市町村に派遣されている派遣人材の情報交換、意見交換等の機会の拡充、報告会の内容の充実により派遣人材の取組内容についての周知を図るとともに、地域企業の成長を実現するプロフェッショナル人材の就業機会の拡充を目的とする「プロフェッショナル人材事業」、地方創生の推進に必要な実践的知識を幅広く提供し人材の育成を支援する「地方創生カレッジ事業」により、地方創生を担うリーダーの人材育成・普及を実施する。

・地方版総合戦略推進事業

179※(143)

※うち優先課題推進枠:22

地方公共団体におけるKPIに基づく実効的なPDCAサイクルの構築や先進・優良事例の掘出し・横展開を更に推進するため、代表的な事例について外部有識者による効果検証や課題分析を実施する。

地方に国のサテライトオフィスを設置し、ここを拠点に国の職員自ら地方公共団体に出向き、意見交換・相談対応等を行う。

・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）普及促進事業

97※(47)

※うち優先課題推進枠:55

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。

〔単位：百万円〕

- ・ 地域再生計画に基づく民間事業を支援するための地域再生支援利子補給金 272※(239)

※うち優先課題推進枠:5

UIJターン者の住まいの確保を図るため、地域で連携した事業者が、ニーズに応じて遊休不動産を活用する場合の民間金融機関からの融資に対し、地域再生計画に基づく利子補給により支援する。

- ・ 社会性認定制度に係る調査・分析事業 35※(30)

※うち優先課題推進枠:8

事業性と社会性を両立させつつ、民の力で課題解決を図る社会的事業を育成するため、事業の社会性を認定する制度の望ましいあり方について、より多角的な観点から調査・分析等を行う。

- ・ 中心市街地活性化推進事業 10※(8)

※うち優先課題推進枠:3

中心市街地活性化制度のPDCAサイクルの強化を図るため、中心市街地活性化基本計画の効果分析・評価手法の検証を実施するとともに、稼げるまちづくりの実践的な取組みを支援するためのガイドブックを作成する。

[単位：百万円]

・地方創生に向けた自治体SDGs推進事業／「環境未来都市」構想推進事業

745※(532)

※うち優先課題推進枠：266

環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進するとともに、地方公共団体におけるSDGs達成に向けて、先進的な取組、他の模範となる取組を支援して先導的なモデル事例を創出する。また、先進事例の取組手法や効果の分析や普及展開活動及び国外への情報発信を通じて、SDGsを地方公共団体の業務に広く浸透させ、中枢中核都市の機能強化を含め、地方創生の深化を図る。さらに、SDGsの活用による官民連携の促進のためのFS支援を実施する。

・「明治日本の産業革命遺産」をはじめとする産業遺産に関する総合的な情報を集約して発信する拠点となる産業遺産情報センターの整備等を実施

452※(387)

※うち優先課題推進枠：104

・民間投資を呼び込む都市再生の推進

123※(50)

※うち優先課題推進枠：104

中枢・中核都市等への質の高い民間投資の一層の促進に向けて、都市再生を「見える化」する情報基盤（i-都市再生）を構築、活用、普及するため、まちが持続的に発展できるのか、数理的な納得を得るための都市収支分析に関するモジュールの作成のうち、IoT、ビックデータ等に係る情報収集、都市収支分析に最適なデータ比較分析等の実施、システムインプットデータの調整・作成等に取り組む。

〔単位：百万円〕

・近未来技術の実装推進事業

30※(17)

※うち優先課題推進枠:2

近未来技術等の実装による新しい地方創生の取組を更に推進するため、地方公共団体から提案を募集し、地方創生の視点（革新性、先導性、横展開可能性等）に優れた提案の選定支援を行うとともに、ワンストップ支援や実装に向けた総合調整等を行う「近未来技術地域実装協議会」の運営支援等を実施する。

・スーパー・メガリージョン関連都市再生調査事業

30※(新規)

※優先課題推進枠

リニア中央新幹線等の整備効果を広く全国に波及させ、諸都市の活性化及び東京一極集中を是正するため、都市再生に関連する調査に対して補助を行い、今後の民間都市再生開発事業等の組成、推進につなげる。特にリニア中央新幹線の駅の設置が予定されている地域を中心に補助を行う。

・地域活性化プラットフォームの推進事業

28※(4)

※うち優先課題推進枠:22

選定団体において5カ年計画を作成して進めている地域活性化プラットフォームの取組について、取組手法の分析や効果検証を行うとともに、事例集の作成等取組の普及展開活動を通じて、全国への横展開を図る。

[単位：百万円]

(2) 「国家戦略特区」の推進

238* (239)

※うち優先課題推進枠:27

- ・国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき設置された国家戦略特別区域諮問会議等における、区域計画の認定や規制改革事項の追加等に係る調査・審議
41 (41)

- ・国家戦略特区の取組を推進するため、経済波及効果、規制緩和の効果や目標達成に向けての課題、全国展開に係る分析・評価や、プロモーションの推進を行うことを目的とした調査等を実施。また、対日直接投資の観点からも開業しやすい環境を整備するとともに、全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案にスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するための検討・調整を実施

122* (122)

※うち優先課題推進枠:27

- ・区域計画に基づく事業を実施するベンチャー企業等を支援するための国家戦略特区支
援利子補給金

74 (76)

〔単位：百万円〕

(3) 「総合特区」の推進

1,042※(998)

※うち優先課題推進枠:200

- ・産業の国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し総合的に支援する総合特区計画の実現のため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する総合特区推進調整費を活用して支援

400※(400)

※うち優先課題推進枠:200

- ・総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するための総合特区支援利子補給金

626(584)

〔単位：百万円〕

(4) 地方分権改革の推進等

43※(44)

※うち優先課題推進枠:4

やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、地方公共団体等から募集した提案の最大限の実現を図ることにより、地方に対する権限移譲及び、義務付け・枠付けの見直し等を力強く推進。このうち、法律改正により措置すべき事項については所要の法律案を提出。また、地方分権改革の成果を国民に還元するため、地方の優良事例の展開を目指し基礎自治体における提案募集方式の担い手の強化・支援を図る取組を新たに行うとともに、国民が地方分権改革の成果を一層実感できるよう各種情報発信等の取組を充実する。

▶ サテライトオフィスへの派遣

4※(1)

※優先課題推進枠

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 において、「中央省庁のサテライトオフィスの実施」について定められており、平成 31 年度については、まち・ひと・しごと創生事務局主体で行うサテライトオフィスに参加し、地方にて地方分権の窓口を開設し、提案募集についての講義や研修会などを実施し広く周知する。

[単位：百万円]

6. 沖縄政策・北方対策の推進

320,852(302,722)

沖縄は、成長が著しいアジアの玄関口に位置付けられるという地理的特性や全国一高い出生率など、大きな優位性と潜在力を有している。これらを活かし、日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

北方対策については、北方領土問題についての国民世論の高揚を図るための次世代啓発・教育機会の強化、返還要求運動の原点の地である北方領土隣接地域への訪問客拡大、元島民の高齢化等の下での身体的負担軽減に配慮した四島交流事業の安定的な実施を推進する。

(1) 沖縄振興への取組

319,001(301,034)

※うち優先課題推進枠：56,496

・公共事業関係費等

141,998(142,017)

沖縄の観光や日本とアジアを結ぶ物流の発展、県民の暮らしの向上を支える道路や港湾、空港[※]、農林水産振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備とともに、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体等への補助事業に係る公共事業関係費等を計上する。

※那覇空港滑走路増設事業については、東アジアの中心に位置する沖縄の優位性・潜在力を生かした観光客の受入体制の強化や国際物流拠点の形成等のため、平成32年3月末の供用開始に向けて整備を促進する。

・沖縄振興一括交付金

125,300(118,780)

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金制度。

▶ 沖縄振興特別推進交付金（ソフト）

63,600(60,840)

▶ 沖縄振興公共投資交付金（ハード）

61,700(57,940)

[単位：百万円]

- ・ 沖縄科学技術大学院大学（OIST） 20,307(20,307)

世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際拠点となるため、新たな研究棟の建設や新規教員の採用などOISTの規模拡充に向けた取組を支援するとともに、OIST等を核としたイノベーション・エコシステム形成の推進を図る。

- ・ 沖縄健康医療拠点整備経費 8,782(305)

西普天間住宅地区跡地において、琉球大学医学部及び同附属病院の移設を中心とする、国際性・離島の特性を踏まえた、沖縄健康医療拠点の整備を推進する。

- ・ 北部振興事業（非公共） 3,450(2,572)

県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業を実施する。

〔単位：百万円〕

・ 沖縄産業イノベーション創出事業 1,683 (1,366)

国際物流拠点を活用した先進的なものづくり産業等の創出、生産性を向上させる産業人材の育成、沖縄・日本の魅力発信の拠点化等を通じ、産業イノベーションの創出を図る。

▶ 沖縄国際物流拠点活用推進事業 940 (939)

▶ 沖縄型産業中核人材育成事業 368 (367)

▶ 沖縄・日本の魅力発信拠点化推進事業 300 (新規)

▶ 沖縄力発見創造事業 74 (60)

・ 沖縄子供の貧困緊急対策事業 1,309 (1,202)

沖縄の将来を担う子供達の深刻な貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた支援員の配置や居場所づくりを集中的に実施する。

[単位：百万円]

- ・ 駐留軍用地跡地利用の推進 1,255* (1,255)

西普天間住宅地区跡地を始め、市町村の跡地利用の取組の支援や、拠点返還地跡地利用推進交付金を引き続き計上するなど、駐留軍用地の跡地利用の推進を図る。

※うち拠点返還地跡地利用推進交付金 1,000 (1,000)

- ・ 沖縄離島活性化推進事業 1,200 (1,153)

厳しい自然的社会的条件に置かれている沖縄の離島市町村の先導的な事業を支援する。

- ・ 沖縄製糖業体制強化対策事業 1,173 (244)

沖縄の地域経済で重要な役割を担う製糖業の働き方改革を踏まえた新たな操業体制に対応するため、人材確保対策、市町村による季節工の宿舎整備等を支援し、沖縄製糖業の体制強化を推進する。

[単位：百万円]

- ・ 沖縄における観光防災力強化市町村支援事業 1,000(新規)

有数の観光地である沖縄において、大規模災害時に想定される観光避難民への市町村の対応を支援する。

- ・ 沖縄・地域安全パトロール事業 868(868)

犯罪を抑止し、沖縄県民の安全・安心を確保するため、平成28年度から実施している青色パトカーを使用した防犯パトロールを引き続き行う。

- ・ 沖縄の人材育成事業 287(210)

沖縄における人材育成を推進するため、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した学生に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金や、観光産業分野の社会人の海外留学の支援を実施するとともに、ICTを活用した離島における高校教育の実証実験とその将来像の検討等を行う。

〔単位：百万円〕

- ・ 交通環境創造推進事業 150(新規)

自動車利用の依存度が高い沖縄において、ビックデータ等を活用した調査・分析等を基に、住民にも観光客にも利用しやすく、かつ魅力的な交通環境を創造し、深刻な交通渋滞を緩和するための取組等を推進する。

- ・ 沖縄酒類製造業の自立的経営促進事業 112(33)

泡盛製造業の自立的経営を促進するため、モデル事業の実施により事業者が行う海外販路開拓等の取組を支援する。

- ・ 鉄軌道等導入課題詳細調査 100(100)

鉄軌道等の導入に係る諸課題について詳細調査を実施する。

[単位：百万円]

(2) 北方領土問題の解決の促進

1,851※(1,688)

※うち優先課題推進枠:311

・若い世代等に対する啓発・教育機会の充実

79※(29)

※うち優先課題推進枠:37

北方領土隣接地域を訪問する修学旅行生への学習機会の一層の充実を図る他、北方領土教育関係に関する調査研究やシンポジウム等を実施する。

・四島交流事業の安定的な実施

96※(74)

※うち優先課題推進枠:56

参加者の身体的負担軽減にも配慮した形で四島交流事業を円滑に実施するために必要な航空機の運航や北方四島交流等事業使用船舶の改修等に必要な経費

・若者向け情報発信拡充等経費

79※(新規)

※優先課題推進枠

導入済みの SNS コンテンツの他、新たな SNS コンテンツによる情報発信量の増大やホームページの質の向上及びセキュリティの強化に必要な経費

・地域連携体験型啓発事業の実施

138※(新規)

※優先課題推進枠

関係団体と連携し、集客性の高い施設において若年層の関心を高める参加型イベントの実施、自治体と協力し地域イベントとのコラボレーションイベントを実施する。

[単位：百万円]

7. 国民の安全・安心の確保

25,067(18,278)

(うちエネルギー対策特別会計 17,009(10,943))

地震・津波対策や火山防災対策の推進、大規模水害からの避難対策の推進、災害復旧・復興施策の推進など防災対策の充実を図る。

また、地域の原子力防災対策の充実・強化支援、食品の安全性の確保、消費者委員会の運営といった国民が安心して暮らしていくための基盤である国民の安全の確保に向けた取組を総合的に推進する。

(1) 防災対策の充実

6,920(6,232)

① 災害予防

1,026*(815)

※うち優先課題推進枠:268

- ・相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動、帰宅困難者対策、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応、首都直下地震緊急対策推進基本計画のフォローアップ等の地震対策を検討・推進する。
- ・火山専門家の育成や火山監視・観測体制の整備、広域噴火災害時の防災対応、突発噴火時の緊急避難対策等の火山災害対策を検討・推進する。
- ・洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難及び平成30年7月豪雨を踏まえた自治体と連携した住民避難の実効性を高めるための検討を行う。
- ・事前防災・減災推進のため、地震・津波防災に係る国民運動の推進、防災スペシャリストの人材育成、訓練の充実等を図る。

[単位：百万円]

② 災害応急対応

2,204※(1,835)

※うち優先課題推進枠:763

- ・ 現地対策本部設置に係る施設の改修、中央防災無線網の整備、災害対策本部予備施設（立川）等の維持管理等、物資調達・輸送調整等支援システムの拡張や、総合防災情報システムと他機関システムとの連携強化等を行う。

- ・ 災害対応にあたる関係者それぞれが体系的に状況把握するための ICT を活用した情報共有の仕組みや、災害情報の収集・整理を支援する仕組みについて検討を行う。

- ・ 南海トラフ地震、首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証にあたっての調査・検討を行う。

〔単位：百万円〕

③ 災害復旧・復興

2,944(2,844)

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の促進や、避難行動要支援者名簿の活用の推進を図る。
- ・被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく各種補助等を行う。

[単位：百万円]

④ その他

745 (739)

- ・「仙台防災枠組 2015－2030」の普及・定着を始め、国際防災協力の推進を図る。

[単位：百万円]

(2) 原子力防災対策の充実・強化（エネルギー対策特別会計に計上） 17,009(10,943)

・ 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援 16,530*(10,510)

※うち優先課題推進枠:5,466

地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う原子力災害時の防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材や、医療設備の整備等を支援する。また、要配慮者等の一時的な屋内退避場所を確保するため、放射線防護対策事業を支援する。さらに、避難をより円滑に実施するための「モデル実証事業」の一層の推進による原子力災害時の防護対策の多重化・充実化を支援する。

▶ 放射線防護対策事業 2,966*(新規)

※優先課題推進枠

無理に避難することにより健康リスクが高まる要配慮者等について、避難準備が整うまでの間、被ばくのリスクを下げながら、安全に一時的な屋内退避を行うための施設等の整備を支援する。

▶ 被ばく医療体制の充実・強化 2,500*(900)

※優先課題推進枠

原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等の体制整備の加速化を図るとともに、緊急時における医療従事者の人材育成、医療提供体制の確保などの充実強化を図り、原子力災害医療の質の向上を図る。

[単位：百万円]

(3) 食品の安全性の確保

995※(962)

※うち優先課題推進枠:107

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、国民の健康保護を第一に食品の安全を確保するため、食品健康影響（リスク）評価、リスクコミュニケーション等を実施する。

- ・食品のリスク評価に係る新たな課題等への対応に必要な評価体制や研究調査の充実

97※(新規)

※優先課題推進枠

農薬取締法改正に伴う農薬の再評価制度の導入、食品衛生法改正に伴う食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等食品安全をめぐる最近の動向や課題に対応したリスク評価、研究調査を推進し、我が国の農産物を含む食品の安全性向上と食産業の競争力強化に貢献する。

- ・健康食品に関する情報発信の強化

10※(新規)

※優先課題推進枠

健康食品に関する科学的な知識の普及を図るため、パンフレットや研修会などの様々な手段を用いてわかりやすく情報発信を行う。

〔単位：百万円〕

(4) 消費者委員会の運営

142※(141)

※うち優先課題推進枠:8

消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた消費者行政全般に対し監視機能を有する、独立した第三者機関として調査審議等を行う「消費者委員会」を運営する。

- ▶ 消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組に関する成果の検証及び助言・提言
8※(6)

※優先課題推進枠

「政府関係機関の地方移転にかかる取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、平成31年度日途の検証・見直しに当たって消費者行政の進化等の観点から意見表明を行う。

[単位：百万円]

8. 行政制度の運用、情報発信等

14,418(11,774)

政府広報・広聴活動を推進するとともに、国際広報を機動的に実施する。規制改革推進会議において、経済の活性化のための規制改革等を引き続き継続する。公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を推進する。官民の人材交流の支援の推進や職員の離職に際しての就職を援助する。

(1) 政府広報・広聴活動の推進、国際広報の強化

10,423*(8,351)

※うち優先課題推進枠：3,383

骨太方針 2018 で掲げられたとおり、政府の取組に関する国民からの十分な理解や、世界に対する発信強化が重要であることから、人づくり革命や働き方改革を含む一億総活躍社会の実現等の内閣の基本方針について、更に理解が深められることを目的とした内外広報の積極的展開の実現のため、効果的な広報媒体や重要広報機会を活用した広報活動を行う。特に、国際社会における事実関係に関する正しい認識と、我が国の立場や政策に関する理解の浸透を図るため、あらゆる広報ツールを通じた対外発信力を強化し、戦略的な国際広報を実施する。

- ▶ テレビや新聞、インターネット等を通じた広報活動、世論調査等を通じた広聴活動

6,225*(4,753)

※うち優先課題推進枠：2,787

- ▶ 親日感の醸成や、国際社会における我が国の基本的立場・政策等に関する理解の浸透を図るため、国際広報を機動的に実施

4,198*(3,598)

※うち優先課題推進枠：596

[単位：百万円]

(2) 規制改革、公益法人制度の適正な運営の推進等 706(768)

・ 規制改革推進会議における調査審議 101(107)

・ 新公益法人制度による公益法人の認定等の審査及び公益法人等の監督（立入検査等）の
実施、情報システムの適切な運用、都道府県との連携、法人関係者等への制度の周知・
相談対応など、公益法人制度の適正な運営の推進 605(661)

(3) 公文書管理制度の推進 3,000※(2,372)

※うち優先課題推進枠:685

・ 一連の公文書をめぐる問題に対応するための「公文書管理の適正の確保のための取組
について」（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）
に基づき、コンプライアンスの確保を確実にを行うための研修の実施や体制の強化

136(新規)

※独立行政法人国立公文書館運営費交付金により実施する施策(126)を含む

・ 行政文書管理の適正確保のための監察等の実施 27(新規)

・ 新たな国立公文書館建設に向けた取組の推進 432※(302)

※うち優先課題推進枠:23

・ 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討、公文書管理制度の適正かつ
円滑な運用のための公文書管理委員会の運営等 27(26)

・ 独立行政法人国立公文書館運営費交付金等 2,502※(2,044)

※うち優先課題推進枠:662

〔単位：百万円〕

(4) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援、国家公務員の再就職支援 289 (282)

官民の人材交流の円滑な実施のための支援や職員の離職に際しての就職の援助を行う。特に職員の離職に際しての就職の援助については、早期退職募集に応募して早期退職する職員に対する民間の再就職支援会社を活用した再就職支援に加えて、再就職規制違反事案の再発を防止するとともに、公務部門で培ってきた能力や経験の活用を促進する観点から、より公正・透明な再就職活動を円滑化するための新たな支援として、国家公務員の再就職に係る求人・求職情報の提供を行う。

9. その他の主な政策

(1) 拉致被害者等への支援 362 (357)

帰国拉致被害者の高齢化に対応し、新たな拉致被害者の帰国に向けた準備に遺漏がなきよう、拉致被害者等給付金、老齢給付金をはじめとした各種給付金の支給や地方公共団体を通じた自立・社会適応促進事業を実施する。

(2) 社会保障・税番号制度の推進 9,346* (9,572)

※うち優先課題推進枠:4,376

・マイナポータル整備等 8,996* (9,184)

※うち優先課題推進枠:4,273

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき設置した、マイナポータルの整備等を実施する。

▶ マイナポータルの機能拡充等 4,273* (2,683)

※優先課題推進枠

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）では、マイナポータルを活用して官民のシームレスな連携を可能とするため、マイナポータルのAPI連携を活用し「法人設立ワンストップサービス」など各種ワンストップサービスを2019年以降に順次実現することとされている。

そのため、マイナポータルの機能拡充やクラウド化、API連携基盤の整備などを実施する。

・コールセンターの運営及び普及・広報 326* (368)

※うち優先課題推進枠:103

マイナンバー制度に対する理解を促進するため、様々な問合せへの対応のためのコールセンターの体制を確保するとともに、引き続き普及・広報を図る。

▶ 国民・民間事業者等向け広報 103* (新規)

※優先課題推進枠

マイナンバー制度やマイナンバー制度を活用した各種施策に対する更なる認知・理解を促進するため、国民及び民間事業者等に対し、普及・広報を図る。

〔単位：百万円〕

(3) 消費税価格転嫁等対策の実施

176※(204)

※うち優先課題推進枠:19

消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図るため、転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」を運営する。

(4) 化学兵器禁止条約の実施

42,781 (39,330)

「化学兵器禁止条約」に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の処理事業を着実に推進する。

▶ ハルバ嶺事業関連経費(ハルバ嶺での発掘・回収、廃棄処理等) 28,590(24,904)

▶ その他各地事業関連経費(中国各地の発掘・回収、移動式処理設備の運転等)
10,425(10,891)

[単位：百万円]

(5) 死因究明等の推進

12※(11)

※うち優先課題推進枠:2

骨太方針 2018 に基づき、死因究明体制の強化を図るため、国内外における先進的な死因究明等の取組を調査し、新たな死因究明等推進計画の策定に向けた有識者等による会議を計画的に開催する。

▶ 死因究明制度の先進国における調査

1※(新規)

※優先課題推進枠

死因究明の専門家（メディカル・イグザミネーなど）による死因の決定、子供の死を検証するチャイルド・デス・レビューの導入など、先進的な取組を行っている諸外国の死因究明制度・運用を実地調査し、我が国の制度改善や新たな死因究明等推進計画の策定に活用する。

▶ 新たな死因究明等推進計画策定に向けた有識者会合の開催

1※(新規)

※優先課題推進枠

新たな死因究明等推進計画を策定するため、各分野の有識者等から構成される本部会合・検討会を計画的に開催する。

(6) 栄典事務の適切な遂行

2,737(2,701)

春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、死亡叙勲、春秋褒章等の栄典事務を適切に実施する。

[単位：百万円]

(7) 迎賓館の管理・運営等

4,412* (3,603)

※うち優先課題推進枠:1,489

各国賓客の接遇にふさわしい迎賓館としての施設面、運営面の整備・充実。接遇等に支障のない範囲で可能な限り一般公開を通年で実施。併せて、周辺施設も含め、魅力向上を図る。

・迎賓施設の一般公開の実施

1,101 (1,144)

未来投資戦略 2018 等に基づき、観光資源として魅力的な一般公開を通年で実施する。

・迎賓館の魅力向上に向けた施設整備

1,490* (499)

※うち優先課題推進枠:1,489

迎賓館参観者の利便性・満足度の向上を図るため、観光の呼び水となるカフェ・休憩・広報等の機能を備えた新たな施設を整備する。

[単位：百万円]

(8) 知的財産戦略の推進

279 (152)

※うち優先課題推進枠:137

知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的として設置されている知的財産戦略本部等の運営やクールジャパン戦略を推進する。

・ 知的財産戦略推進経費

93※ (24)

※うち優先課題推進枠:82

知的財産戦略本部等の運営・開催、知的資産プラットフォームに係る調査、知財教育に係る調査、ロケ誘致に係る実証調査、デジタルアーカイブに関する産学官フォーラムの開催を実施する。

・ クールジャパン戦略推進経費

104※ (58)

※うち優先課題推進枠:54

「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の運営、クールジャパン戦略の推進に関する調査、クールジャパン外国人材の受入に関する調査・実証、クールジャパン発信イベント等を実施する。

[単位：百万円]

(9) 総合海洋政策の推進

6,084^{*}(5,209)

※うち優先課題推進枠:1,393

第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）に基づき、海洋に関する重要施策について、必要な企画、立案及び総合調整を実施。有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）などに基づく国境離島政策の企画、立案及び総合調整、特定有人国境離島地域の地域社会維持を推進する。

① 海洋政策の推進等

190^{*}(158)

※うち優先課題推進枠:40

・海洋状況把握（MDA）の能力強化に関する施策

25^{*}(17)

※うち優先課題推進枠:20

第3期海洋基本計画に基づく海洋状況把握（MDA）の能力強化の一環として、海洋情報を効果的に集約・共有する海洋状況表示システムへの更なる利活用を推進するため、外国、地方公共団体及び民間を含めたニーズ調査等を実施する。

・北極政策の推進

20^{*}(新規)

※優先課題推進枠

我が国のプレゼンスの向上に資するため、北極に関する民間等の取組を把握するとともに、各国の動向について情報収集・分析を行う。また、得られた情報に加え、日本の北極政策に関する情報、各府省や関係機関の取組等の情報を統合のうえ情報発信し、総合的な情報共有・広報活動を強化する。

[単位：百万円]

② 国境離島の保全・地域社会の維持のための取組の推進

5,894※(5,051)

※うち優先課題推進枠:1,353

・ 特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金

5,850※(5,000)

※うち優先課題推進枠:1,350

特定有人国境離島地域の地方公共団体が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進の取組について引き続き支援を行う。特に、観光客の誘客を図るための取組を拡大する。

・ 国境離島政策の推進に係る調査等

40※(24)

※うち優先課題推進枠:3

特定有人国境離島地域の地方公共団体において、地域社会維持に係る取組の強化を図る観点から、現地調査、地元関係者との調整等を行う。

(10) 国際平和協力業務等の実施

622(612)

国際社会において責任ある役割を果たすため、国際連合平和維持活動等に対する協力を実施。また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）の一部改正に伴う協力対象の拡大、業務の拡充等に適切に対応する。

[単位：百万円]

○カジノ管理委員会の設立等 5,994(新規)

① カジノ管理委員会の設立準備 740(新規)

※優先課題推進枠

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）に基づき内閣府の外局として設置される「カジノ管理委員会」の設立の準備に関する事務を行う。

② カジノ管理委員会の運営 5,254*(新規)

※優先課題推進枠

カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とする「カジノ管理委員会」を運営する。

※「カジノ管理委員会」は特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、内閣府の外局として設置。

連絡先一覧

区 分	担当局・課	連絡先
1. 経済財政政策の推進		
経済財政政策の推進	政策統括官(経済財政運営担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1528
	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1498
	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(共助社会づくり推進担当)	(直)03-6257-1517
	民間資金等活用事業推進室	(直)03-6257-1654
	休眠預金等活用担当室	(直)03-6257-1171
	政策統括官(経済財政分析担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1567
	経済社会総合研究所総務部総務課	(直)03-6257-1603
2. 少子化対策、女性の活躍、暮らしと社会等		
(1)子ども・子育て支援新制度の実施	子ども・子育て本部統括官付 参事官(子ども・子育て支援担当)	(直)03-6257-3082
(2)少子化対策の総合的な推進	子ども・子育て本部統括官付 参事官(少子化対策担当)	(直)03-6257-3089
(3)子供・若者育成支援施策の総合的な推進	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1429
(4)共生社会の形成、男女共同参画社会の実現	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1429
	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
3. 科学技術イノベーション政策等の推進		
(1)科学技術イノベーション政策の戦略的推進	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1327
(2)原子力利用に関する政策の検討及び適切な情報 発信等	原子力政策担当室	(直)03-6257-1315
(3)匿名加工医療情報に関する施策の推進	日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当 室	(直)03-3539-2644
(4)日本学術会議活動の推進	日本学術会議事務局管理課	(直)03-3403-5086
4. 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進		
(1)宇宙開発利用の推進等	宇宙開発戦略推進事務局	(直)03-6205-7036
(2)実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	宇宙開発戦略推進事務局	(直)03-6257-1778
5. 地方創生、国家戦略特区、地方分権改革の推進等		
(1)地方創生の推進	地方創生推進事務局(交付金)	(直)03-6257-1416
	地方創生推進事務局(地域再生)	(直)03-5510-2474
	地方創生推進室(地域経済分析システム)	(直)03-3581-4541
	地方創生推進室(地方創生リーダーの人材 育成・普及事業)	(直)03-6257-1412
	地方創生推進事務局(中心市街地活性化)	(直)03-5510-2209
	地方創生推進事務局(都市再生)	(直)03-6206-6174
(2)「国家戦略特区」の推進	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2468
(3)「総合特区」の推進	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2467

区 分	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
(4)地方分権改革の推進等	地方分権改革推進室	(直)03-3581-2426
6. 沖縄政策・北方対策の推進		
(1)沖縄振興への取組	政策統括官(沖縄政策担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1679
	沖縄振興局総務課	(直)03-6257-1658
(2)北方領土問題の解決の促進	北方対策本部	(直)03-6257-1298
7. 国民の安全・安心の確保		
(1)防災対策の充実	政策統括官(防災担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-3501-5408
(2)原子力防災対策の充実・強化	政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-3581-0373
(3)食品の安全性の確保	食品安全委員会事務局総務課	(直)03-6234-1166
(4)消費者委員会の運営	消費者委員会事務局	(直)03-3581-9176
8. 行政制度の運営、情報発信等		
(1)政府広報・広聴活動の推進、国際広報の強化	大臣官房政府広報室	(直)03-3581-6467
(2)規制改革、公益法人制度の適正な運営の推進等	規制改革推進室	(直)03-6257-1484
	公益認定等委員会事務局総務課	(直)03-5403-9555
(3)公文書管理制度の推進	大臣官房公文書管理課	(直)03-6257-1376
(4)官民の人材交流の円滑な実施のための支援、国家公務員の再就職支援	官民人材交流センター	(直)03-6268-7675
9. その他の主な政策		
(1)拉致被害者等への支援	大臣官房拉致被害者等支援担当室	(直)03-3581-3274
(2)社会保障・税番号制度の導入及び円滑な運用への対応	大臣官房番号制度担当室	(直)03-6441-3457
(3)消費税価格転嫁等対策の実施	大臣官房消費税価格転嫁等相談対応室	(直)03-3539-2610
(4)化学兵器禁止条約の実施	遺棄化学兵器処理担当室	(直)03-3581-2569
(5)死因究明等の推進	死因究明等施策推進室	(直)03-5501-1834
(6)栄典事務の適切な遂行	賞勲局総務課	(直)03-3581-6537
(7)迎賓館の管理・運営等	迎賓館総務課	(直)03-3478-1162
	迎賓館京都事務所庶務課	(直)075-223-2214
	大臣官房企画調整課	(直)03-6257-1391
(8)知的財産戦略の推進	知的財産戦略推進事務局	(直)03-3581-0324
(9)総合海洋政策の推進	総合海洋政策推進事務局	(直)03-6257-1767
(10)国際平和協力業務等の実施	国際平和協力本部事務局	(直)03-3581-7341
○カジノ管理委員会の設置等	大臣官房カジノ管理委員会設立準備室	(直)03-6205-7170

【「優先課題推進枠」(「要望」事項)】

事 項	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
1. 経済財政政策の推進		
経済財政政策の企画立案機能強化	政策統括官(経済財政運営担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1528
経済情勢変化の早期把握のための景気動向分析	政策統括官(経済財政分析担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1567
行動経済学に基づく新手法開発とEBPM手法の整備	政策統括官(経済財政分析担当)付 参事官(企画担当)	(直)03-6257-1572
GDP統計の改善に関する研究等統計改革への対応	経済社会総合研究所総務部総務課	(直)03-6257-1603
PPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実	民間資金等活用事業推進室	(直)03-6257-1654
2. 少子化対策、女性の活躍、暮らしと社会等		
地域少子化対策重点推進交付金	子ども・子育て本部統括官付 参事官(少子化対策担当)	(直)03-6257-3089
子育て応援コンソーシアムの推進	子ども・子育て本部統括官付 参事官(少子化対策担当)	(直)03-6257-3089
少子化に関する国際連携の推進	子ども・子育て本部統括官付 参事官(少子化対策担当)	(直)03-6257-3089
子ども・子育て支援全国総合システム	子ども・子育て本部統括官付 参事官(子ども・子育て支援担当)	(直)03-6257-3082
子ども・若者総合相談センター強化推進事業	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(青少年支援担当)	(直)03-6257-1439
「世界青年の船」事業	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(青年国際交流担当)	(直)03-6257-1434
障害者基本計画の推進等に関する調査	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(障害者施策担当)	(直)03-6257-1458
先端技術の進展を踏まえた交通安全対策に係る調査	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(交通安全対策担当)	(直)03-6257-1448
子供の貧困対策推進のための官公民連携プロジェクト・国民運動の展開	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(子どもの貧困対策担当)	(直)03-6257-1438
子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(子どもの貧困対策担当)	(直)03-6257-1438
政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム、調査研究、情報発信、STEM Girls Ambassadorsによる人材育成	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
地域女性活躍推進交付金	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
男女共同参画社会づくり総合推進、女性活躍推進法に係る取組促進、仕事と生活の調和に関する調査研究等	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
性犯罪・性暴力被害者支援交付金	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354
女性に対する暴力の防止等に関する経費	男女共同参画局総務課	(直)03-6257-1354

事 項	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
3. 科学技術イノベーション政策等の推進		
科学技術イノベーション創造推進費	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付 参事官(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)担当)	(直)03-6257-1332
総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化に係る調査・分析等	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1327
原子力発電等原子力の平和利用に関する状況調査	原子力政策担当室	(直)03-6257-1315
原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する調査	原子力政策担当室	(直)03-6257-1315
「原子力利用に関する基本的考え方」の改定に向けた総合調査	原子力政策担当室	(直)03-6257-1315
次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解の増進	日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当 室	(直)03-3539-2644
匿名加工医療情報の利活用の推進	日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当 室	(直)03-3539-2644
事務室照明のLED化	日本学術会議事務局管理課	(直)03-3403-5086
日本学術会議ホームページ改善	日本学術会議事務局管理課	(直)03-3403-5086
4. 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進		
みちびき初号機後継機の開発・整備・打上げ	宇宙開発戦略推進事務局	(直)03-6257-1778
みちびき5号機の開発・整備・打上げ	宇宙開発戦略推進事務局	(直)03-6257-1778
5. 地方創生、国家戦略特区、地方分権改革の推進等		
地方創生の充実・強化を図るための地方創生推進交付金	地方創生推進事務局	(直)03-6257-1416
地方大学・地域産業創生交付金	地方創生推進事務局	(直)03-6257-1405
地方大学・産業創生のための調査・支援事業	地方創生推進事務局	(直)03-6257-1405
地方と東京圏の大学生対流促進事業	地方創生推進室	(直)03-6257-1405
地方創生インターンシップ事業	地方創生推進室	(直)03-6257-1405
地域経済分析システム(RESAS)による地方版総合戦略支援事業	地方創生推進室	(直)03-3581-4541
地方創生リーダーの人材育成・普及事業	地方創生推進室(地方創生人材支援制度)	(直)03-6257-1421
	地方創生推進室(プロフェッショナル人材事業)	(直)03-6257-1412
地方版総合戦略推進事業	地方創生推進事務局	(直)03-6257-1412
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)普及促進事業	地方創生推進事務局	(直)03-6257-1421
地域再生支援利子補給金	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2473
社会性認定制度に係る調査・分析事業	地方創生推進室	(直)03-6257-1417
中心市街地活性化推進事業	地方創生推進事務局(中心市街地活性化)	(直)03-5510-2209

事 項	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
地方創生に向けた自治体SDGs推進事業	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2175
産業遺産情報センターの整備等の実施	地方創生推進事務局	(直)03-6206-6176
民間投資を呼び込む都市再生の推進	地方創生推進事務局	(直)03-6206-6174
近未来技術の実装推進事業	地方創生推進事務局	(直)03-6206-6175
スーパー・メガリージョン関連都市再生調査事業	地方創生推進事務局	(直)03-6206-6175
地域活性化プラットフォームの推進事業	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2175
国家戦略特別区域推進費	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2465
総合特区推進調整費	地方創生推進事務局	(直)03-5510-2468
サテライトオフィスへの派遣	地方分権改革推進室	(直)03-3581-2426
6. 沖縄政策・北方対策の推進		
沖縄振興の推進	政策統括官(沖縄政策担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-6257-1679
	沖縄振興局総務課	(直)03-6257-1658
若い世代等に対する啓発・教育機会の充実	北方対策本部	(直)03-6257-1298
四島交流事業の安定的な実施	北方対策本部	(直)03-6257-1298
若者向け情報発信拡充等経費	北方対策本部	(直)03-6257-1298
地域連携体験型啓発事業の実施等	北方対策本部	(直)03-6257-1298
7. 国民の安全・安心の確保		
防災対策の充実	政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-3581-0373
放射線防護対策事業	政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-3581-0373
被ばく医療体制の充実・強化	政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(総括担当)	(直)03-3581-0373
食品のリスク評価に係る新たな課題等への対応に必要な評価体制や研究調査の充実	食品安全委員会事務局総務課	(直)03-6234-1166
健康食品に関する情報発信の強化	食品安全委員会事務局総務課	(直)03-6234-1166
消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組に関する成果の検証及び助言・提言	消費者委員会事務局	(直)03-3581-9176
8. 行政制度の運用、情報発信等		
内閣の基本方針の理解増進に関する広報の実施	大臣官房政府広報室	(直)03-3581-6467
新たな国立公文書館建設に向けた取組の推進	大臣官房公文書管理課	(直)03-6257-1376
独立行政法人国立公文書館運営費交付金等	大臣官房公文書管理課	(直)03-6257-1376

事 項	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
9. その他の主な政策		
マイナポータル機能拡充等	大臣官房番号制度担当室	(直)03-6441-3457
国民・民間事業者等向け広報	大臣官房番号制度担当室	(直)03-6441-3457
消費税価格転嫁等対策の実施	大臣官房消費税価格転嫁等相談対応室	(直)03-3539-2610
死因究明制度の先進国における調査	死因究明等施策推進室	(直)03-5501-1834
新たな死因究明等推進計画策定に向けた有識者会合の開催	死因究明等施策推進室	(直)03-5501-1834
迎賓館の魅力向上に向けた施設整備	大臣官房企画調整課	(直)03-6257-1391
知的財産戦略推進経費	知的財産戦略推進事務局	(直)03-3581-0324
クールジャパン戦略推進経費	知的財産戦略推進事務局	(直)03-3581-0324
海洋状況把握(MDA)の能力強化に関する施策	総合海洋政策推進事務局	(直)03-6257-1767
北極政策の推進	総合海洋政策推進事務局	(直)03-6257-1767
特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金	総合海洋政策推進事務局	(直)03-6257-1767
国境離島政策の推進に係る調査等	総合海洋政策推進事務局	(直)03-6257-1767
カジノ管理委員会の設立経費	大臣官房カジノ管理委員会設立準備室	(直)03-6205-7170
カジノ管理委員会の運営経費	大臣官房カジノ管理委員会設立準備室	(直)03-6205-7170

平成 30 年度

子ども・子育て支援新制度

市町村向けセミナー資料

内閣府子ども・子育て本部

目次

1. 処遇改善等加算Ⅱの取得促進について	1
1. 1 民間保育所等の賃金に関する基礎知識	31
1. 2 事例紹介	49
1. 2. 1 福島県	50
1. 2. 2 埼玉県戸田市	51
1. 2. 3 埼玉県	52
1. 2. 4 神奈川県川崎市	54
1. 2. 5 静岡県	59
1. 2. 6 大分県	60
1. 3 給付事務に係る請求書等の様式の標準化について	61
1. 3. 1 保育所用請求書標準様式(案)	64
1. 3. 2 保育所用加算適用申請書標準様式(案)	65
2. 保育事故についての報告制度の周知	71
3. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて	82
3. 1 事例紹介 大阪市	102
4. 幼児教育の無償化について	110
5. その他	115

1. 処遇改善等加算Ⅱの取得促進について

1. 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底について

総務省が実施する行政評価・監視において、平成28年度分の処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況についても調査が行われ、

- ・一部の保育従事者等に偏った賃金改善がなされているなど処遇改善等加算の目的に照らし不適切と考えられる事案
- ・制度の認識不足からパート職員を正規職員に雇い替えしたことによる賃金昇給分を賃金改善実績としていた事案などを市町村において把握していた例がある旨、総務省から報告を受けている。

各自治体における対応

上記調査を契機とし、平成27年度に導入された「処遇改善等加算Ⅰ」及び平成29年度に導入された「処遇改善等加算Ⅱ」に係る賃金改善確認の徹底を図るため、

- ① 「特定教育・保育施設等指導指針」に基づく実地指導において、実績報告書と賃金台帳等から個人の賃金改善額が分かる資料、給与明細書、源泉徴収票と突合することなどにより、賃金改善の状況を適切に把握していただくとともに、キャリアパス要件に適合しているかの確認を行う。
- ② 実地指導中に、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合は、直ちに「特定教育・保育施設等監査指針」に定めるところにより監査を行う。
- ③ 実地指導中に、①と併せて、「処遇改善等加算Ⅱ」の実際の配分状況と関連付けて副主任保育士等や職務分野別リーダー等に係る発令・職務命令の管理が行われているかの確認を行う。

ことにより、各教育・保育施設及び地域型保育事業所において適切な運営がなされるよう確認の徹底と指導をお願いする。

1

2. 処遇改善等加算の実施に関する設置者・事業者への支援強化について

処遇改善については、これまでの「人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定準じた人件費の引き上げ」を適切に給与に反映すること、「処遇改善等加算Ⅰ」の賃金改善要件分(キャリアパス要件分を含む)の実施を更に推進すること、平成29年度に導入された「処遇改善等加算Ⅱ」の更なる周知を徹底すること等の課題がある。

このため、処遇改善の全般に関し、設置者・事業者からの相談体制を強化する必要があると考えており、そうした支援を適切に行うことができる自治体職員を育成するため、国としても、情報の提供やセミナーの開催を強化していく方針。

各自治体における対応

上記を踏まえ、平成27年度に導入された「処遇改善等加算Ⅰ」及び平成29年度に導入された「処遇改善等加算Ⅱ」の更なる円滑な実施を図るため、

- ① 「処遇改善等加算」の仕組み全体について、設置者・事業者へ丁寧に周知を行う。その際、「処遇改善等加算Ⅱ」のみならず、「人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定準じた人件費の引き上げ」や、「処遇改善等加算Ⅰ」の「賃金改善要件分」及び「キャリアアップ要件分」についても、必要な要件、手続き等の周知を改めて行う。
- ② 賃金改善はもとより、就業規則や給与規程の整備等について、各施設・事業所の実態に応じた適切な対応が進むよう、社会保険労務士等を活用した集団説明会の開催など、処遇改善の推進に向けたきめ細かな支援を行う。
- ③ 特に幼稚園や地域型保育等において、処遇改善の趣旨や手続きの理解が進むよう、各施設・事業所の個々の状況に配慮しながら相談に応じる。

ことにより、各教育・保育施設及び地域型保育事業所において処遇改善が着実に進むよう支援の強化をお願いする。

2

2

平成29年度処遇改善等加算Ⅱの実施状況(速報値)

資料1-2

平成29年度に導入した保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の技能・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」について、施設から提出された平成29年度計画に基づき、各自治体が加算認定した状況を調査。

1. 各市町村における認定状況

1,309	1,173	136	89.6%	※全国の市町村数は1,741。
-------	-------	-----	-------	-----------------

2. 各施設・事業所における認定状況

● 認定状況

	民間施設	幼稚園	認定こども園	家庭型保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
民間施設数	14,543か所	869か所	4,245か所	913か所	3,637か所	470か所	10か所
うち加算施設数	11,650か所	458か所	3,485か所	331か所	2,197か所	179か所	2か所
	80.1%	52.7%	82.1%	36.3%	60.4%	38.1%	20.0%

● 4万円の対象者数・配分状況(副主任保育士/専門リーダー/中核リーダー)

	民間施設	幼稚園	認定こども園	家庭型保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
加算対象人数A	61,402人分	1,609人分	26,411人分	269人分	4,264人分	416人分	2人分
実際の配分人数	94,840人	2,437人	38,702人	336人	6,821人	694人	2人
配分状況							
4万円	33,843人 (55.1%)	929人 (57.7%)	14,695人 (55.6%)	236人 (87.7%)	2,772人 (65.0%)	244人 (58.7%)	2人 (100%)
0.5~4万円未満	60,997人	1,508人	24,007人	100人	4,049人	450人	0人

※4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の職員にも配分可能。

● 5千円の対象者数・配分状況(職務分野別リーダー/若手リーダー)

	民間施設	幼稚園	認定こども園	家庭型保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
加算対象人数B	36,720人分	962人分	15,796人分	62人分	2,227人分	234人分	0人分
実際の配分人数	37,664人	982人	16,187人	63人	2,323人	247人	0人

※年度途中に加算対象職員が産休等により休職し、別の職員を発令したことがあるため、実際の配分人数は加算対象人数より多い。

1

(参考)

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの実施状況の全体像(ステージ別実施状況)

	加算Ⅰ 基礎分		加算Ⅰ 賃金改善 要件分		加算Ⅰ キャリアパス 要件分		加算Ⅱ
施設型給付	99.8%		95.1%		84.3%		79.3%
幼稚園	98.4%	-12.8%	85.6%	-28.2%	57.3%	-4.6%	52.7%
保育所	99.8%	-4.4%	95.5%	-9.4%	86.0%	-5.9%	80.1%
認定こども園	99.9%	-4.5%	95.3%	-12.8%	82.6%	-0.5%	82.1%
地域型保育給付	99.3%		85.8%		65.8%		53.9%
家庭的保育事業	99.4%	-31.6%	67.8%	-27.0%	40.9%	-4.6%	36.3%
小規模保育事業	99.3%		91.9%		74.0%		74.5%
A型	99.4%	-6.2%	93.2%	-15.0%	78.3%	-13.3%	65.0%
B型	99.0%	-11.1%	87.9%	-25.1%	62.8%	-16.9%	45.9%
C型	99.2%	-6.7%	92.4%	-21.8%	70.6%	-24.1%	46.5%
事業所内保育事業	99.7%		86.9%		67.0%		67.2%
A型	99.5%	-10.7%	88.8%	-21.0%	67.8%	-25.1%	42.7%
B型	100.0%	-9.4%	90.6%	-22.6%	67.9%	-50.5%	17.4%
20人以上	100.0%	-18.9%	81.1%	-16.0%	65.1%	-25.2%	39.9%
居宅訪問型保育事業	69.2%	-23.1%	46.2%	-7.7%	38.5%	-18.5%	20.0%
合計	99.7%		93.4%		81.0%		74.1%

※1 加算Ⅰは平成28年度、加算Ⅱは平成29年度の数値(内閣府・文部科学省・厚生労働省調べ)。

※2 赤字は各ステージ間での減少割合が15%以上、太字は減少割合が各施設・事業所で最も大きいステージ。

2

処遇改善等加算 I・II に関する 参考資料集

子ども・子育て支援新制度における 処遇改善の動向

保育士及び幼稚園教諭の平均賃金等の推移(平成29年度)

	きまって支給する 現金給与額(月額)①	年間賞与その他 特別給与額(年額)②	年間給与額 (①×12+②)	年齢	勤続年数
保育士	229.9千円	662.5千円	3,421千円	35.8歳	7.7年
(うち女性)	228.2千円	658.3千円	3,397千円	36.1歳	7.8年
幼稚園教諭	231.6千円	637.7千円	3,417千円	33.3歳	7.3年
(うち女性)	228.9千円	630.4千円	3,377千円	33.2歳	7.3年
全職種	333.8千円	905.9千円	4,912千円	42.5歳	12.1年
(うち女性)	263.6千円	615.0千円	3,778千円	41.1歳	9.4年

【資料出所】平成29年度賃金構造基本統計調査(平成30年2月28日公表)

○調査時期

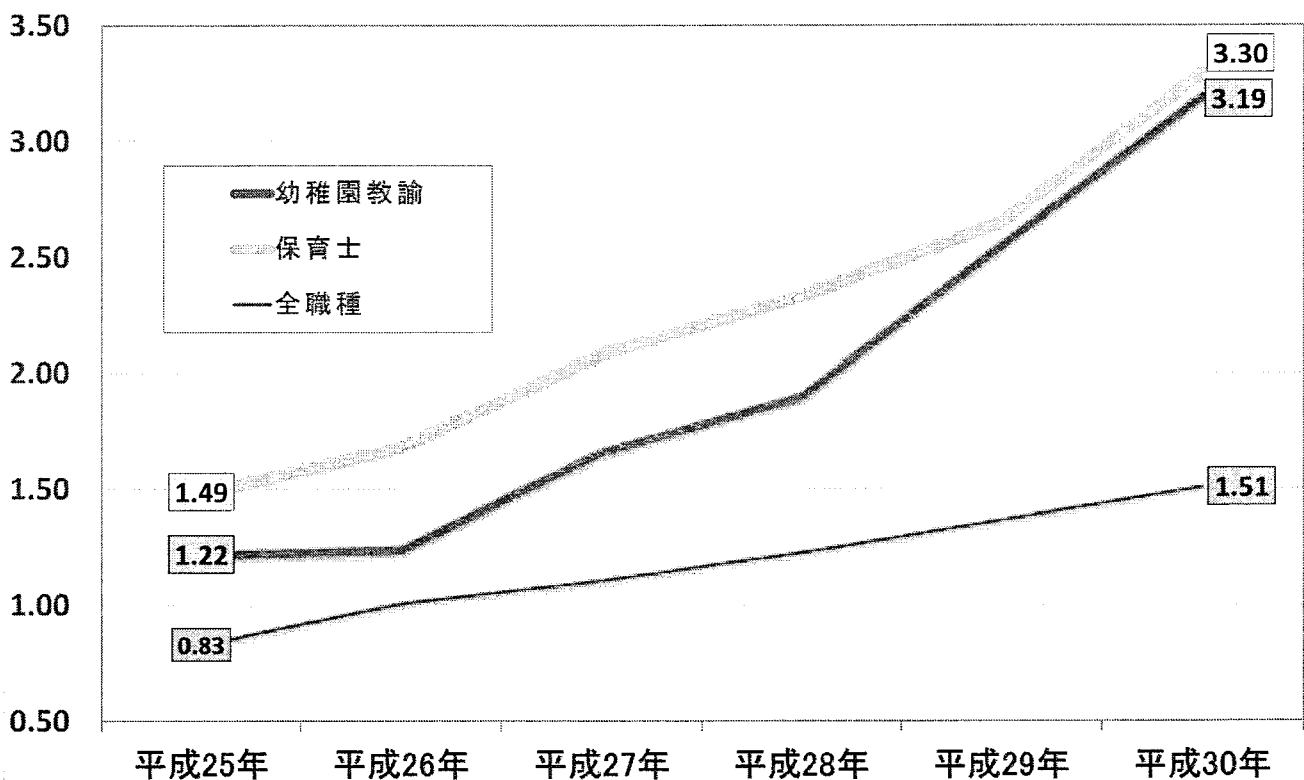
平成29年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については平成28年1年間)について、平成29年7月に調査を実施。

○調査対象事業所

10人以上の常用労働者を雇用する事業所(民間)が対象。

3

保育士及び幼稚園教諭の有効求人倍率の推移(平成25~30年度)

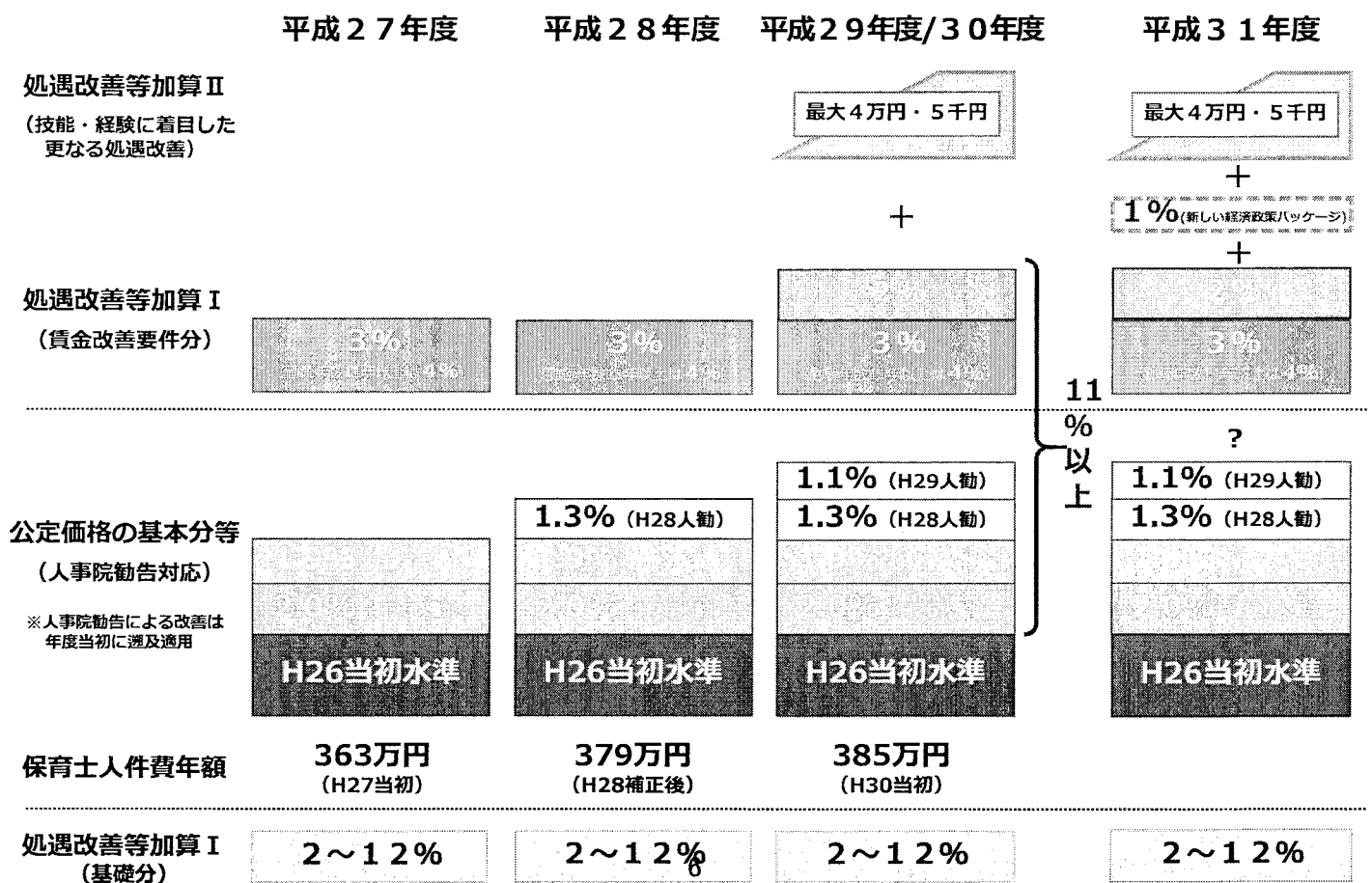


※資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」
※数値は原数値であり、毎年2月時点のもの

各種の処遇改善の概要

	内容	対象者	支給方法	理由	手続
処遇改善等加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員の追加的な人件費 「基準年度の賃金」（加算Ⅰを含む）に対する賃金改善分	定額加算 4万円×職員数の約1/3 5千円×職員数の約1/5 ※配分人数・配分額の柔軟な運用可 ※基準年度は、加算Ⅱ取得初年度の前年度	副主任保育士等及び職務分野別リーダー等（職位発令、経験年数等を満たす者） ※2022年度から研修要件必須化を目指す ※園長は配分不可	確実に賃金改善に充当（役職手当・職務手当又は基本給） ※20%の範囲内で同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可（2022年度までの時限措置）	計画書 実績報告書
処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）	賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費 「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対する賃金改善分	定率加算 5%（平均勤続年数が11年以上の場合は6%、キャリアパス要件を満たさない場合は▲2%） ※基準年度は、確認を受けた年度の前年度（H26年度以前開設の保育所は、H24年度）	非常勤職員を含む全職員	確実に賃金改善に充当（基本給、手当、一時金等） ※同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可	計画書 実績報告書
処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）	職員の平均経験年数に応じた人件費	定率加算 平均勤続年数に応じ2～12%	非常勤職員を含む全職員	適切に昇給（勤続年数の長い職員の基本給、手当）等に充当	加算率の認定
人件費単価（人事院勧告対応分）	人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に準じた人件費の引き上げ分 「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」に上乗せする「人件費の改定状況を踏まえた部分」	公定価格単価内に織り込み済みの基準年度別「人件費の改定状況を踏まえた水準」（平成30年度当初） H24 6.3%（H26以前開設保育所） H26 4.3% H27 2.4% H28 1.1% H29 0.0% ※基準年度は加算Ⅰと同じ	公定価格上算定される常勤職員	適切に給与（基本給、手当、一時金等）に反映 ※改定直後は通常、選及支給	なし ※加算Ⅰ賃金改善要件分の算定の前提

処遇改善の公定価格に於ける措置の推移



公定価格における人件費単価

公定価格における人件費単価（平成30年度当初）

保育所については、委託費（私立）としての性格に鑑み、毎年度、公定価格の単価の内訳を通知しており、基本分単価や各種加算等における保育士等の人件費は、以下のとおり。

なお、給付費を受ける幼稚園・認定こども園や地域型保育事業についても、基本分単価や所長設置加算、チーム保育加配加算等の内訳として、保育所と同等の人件費を措置している。処遇改善等加算のような直接の用途制限はないが、人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に準じた人件費の単価の引き上げが毎年度続いていることを踏まえ、適切に給与（基本給、手当、一時金等）に反映することが必要。

「平成30年度における私立保育所の運営に要する費用について」平成30年6月29日付け 内閣府参事官・厚生労働省課長連名通知

3 人件費関係（抜粋）

職 種	格 付	本俸基準額	人件費（年額）
所 長	(福)2-33	255,600円	約485万円
主任保育士	(福)2-17	237,252円	約455万円
保 育 士	(福)1-29	202,470円	約385万円
調理員等	(行二)1-37	173,100円	約318万円

(注)

- 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
- 5 地域区分について別途加味する必要がある。
- 6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。
- 7 この表における人件費（年額）には、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。

※ 地域手当の全国平均値 6/100地域相当

処遇改善等加算 I

処遇改善等加算 I の仕組み

①基礎分

職員 1 人当たり平均経験年数に応じて加算率を設定（2～12％）。

※ ①の加算額については、適切に昇給等に充てること。当該施設内のみ充当可。

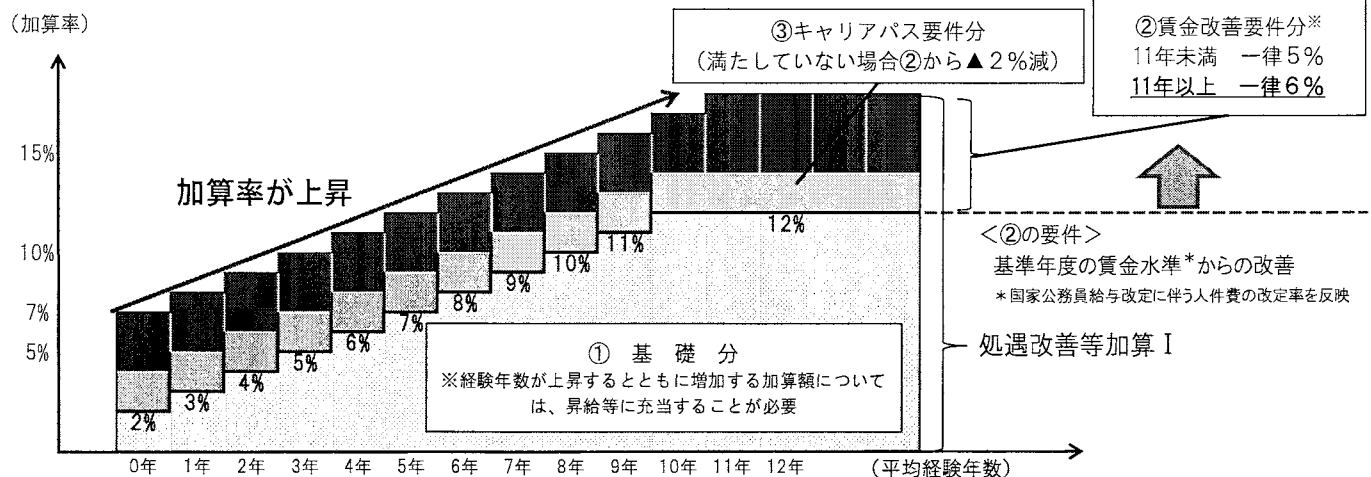
②賃金改善要件分

賃金改善計画・実績報告が必要。「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行うことが要件（5％。平均勤続年数11年以上の施設は6％）。

※ ②の加算額については、確実に職員の賃金改善に充てること。法人内の他の施設への充当も可。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2％減）。



※ 平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が5%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。（平成26年度と比較して平均経験年数が同様又は下回る施設に限る。）
※ 基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

処遇改善等加算Ⅰの主なポイント

加算率の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定
加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員
平均勤続年数の算定対象職員	全ての常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む）
平均経験年数の算定	現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での経験年数も合算可 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・社会福祉事業を行う施設・事業所 ・児童相談所における児童を一時保護する施設 ・認可外保育施設 ・病院、診療所、介護老人保健施設、助産所
賃金改善要件（キャリアパス要件分を含む）	○基準年度からの職員の賃金改善に確実に充てること（法人内の他の教育・保育施設への充当も可） 【基準年度】 ・支援法による確認の効力が発生する年度の前年度 ・平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設は平成24年度 ○賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出 ○賃金改善要件分にはキャリアパス要件分を含むこと（下記要件を満たさない場合は2%減） ・役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等
賃金改善の方法	○賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であること。 ○賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。 ○処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと。 ○賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい。 【賃金改善方法の例示】 ・給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善 ・定期昇給すべき号給の改善（定期昇給による昇給を1号給→2号給の昇給に改善） など

処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）の取扱い

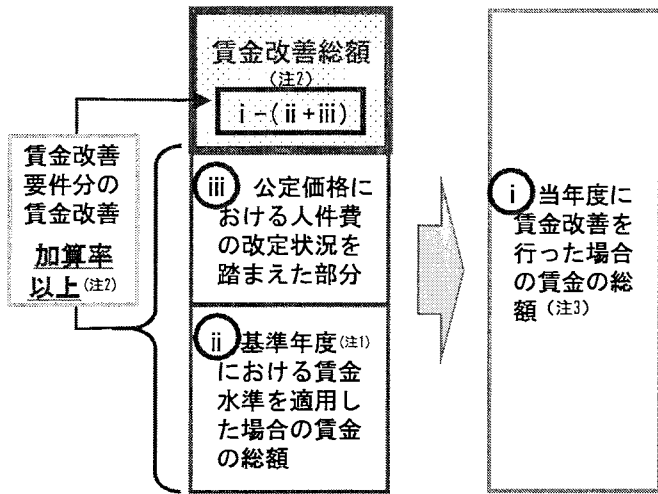
「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の取扱いについて」平成27年8月28日付け内閣府事務連絡

1. 基本的考え方
 - 賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であることが必要。
 - 賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。
 - 処遇改善等加算は、定期昇給の上乗せとして賃金改善を行うもの。
 - 賃金改善の対象項目としては基本給とすることが望ましい。
 - 賃金改善の起点となる賃金
 =「基準年度における水準を適用した場合の賃金総額」+「公定価格における人件費改定状況を踏まえた水準」
2. 賃金改善に係る留意事項
 - 新設園等における基準年度の賃金総額の設定方法は、同一法人内における他施設での給与水準や所在する地域の水準を参考に行うこと。
 - 処遇改善等加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増は、賃金改善総額に含めて差し支えない。
 ※ ただし、社会保険料率の変更に伴う事業主負担増は、賃金改善総額に含めてはならない。
3. 「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方
 - 国家公務員の給与と改定に伴う公定価格の改定を踏まえた後の人件費の水準を反映した賃金の総額。
4. 私学助成等を受けていた場合の特例の取扱い
 - 基準年度以前に私学助成を受けていた場合の特例の適用に際しては、基準年度における私学助成等による収入額に人件費の改定状況を踏まえた部分を加えた上で、公定価格による見込み額と比較する。
 - 私学助成等を受けていた場合の収入額については収入額の一般補助及び保育料等で構成する。この場合の保育料等は、保育料や入園料等(特定負担額、実費徴収額、入園受入準備費等を除く)の保護者からの納付金とする。
 ※ 幼保連携型認定こども園が私学助成等を受けていた場合の特例の適用については、私学助成等による収入額のほか、保育所運営費も含めて、公定価格による見込み額と比較を行うこととする。

処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）による賃金改善の具体的な取扱い

(1) 賃金改善の全体イメージ

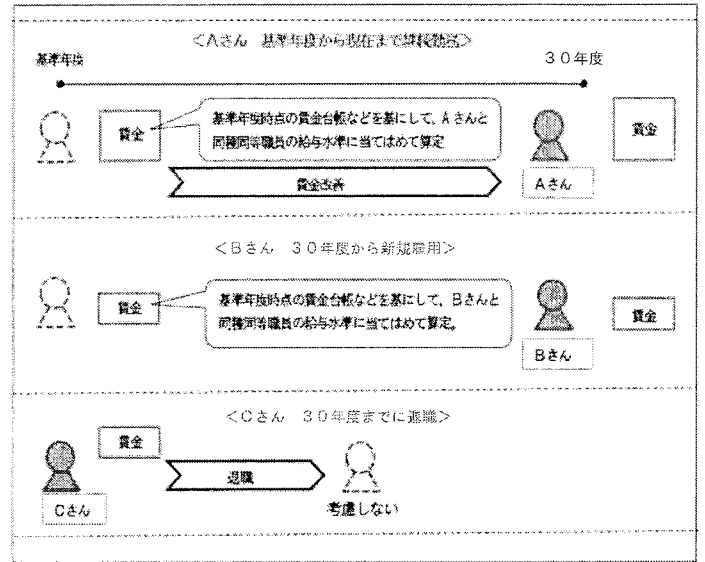
$$\frac{i - (ii + iii)}{ii + iii} \geq \text{賃金改善要件分の加算率}$$



- (注1) 基準年度とは、以下のいずれかを指す。
 a) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度の賃金水準
 b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時特例事業による賃金改善の部分を除く）
- (注2) 賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の加算見込額以上とすることが必要。
- (注3) 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増額額を含み、保険料率変更に伴うものを除く。また、処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善額を除く。

(2) 「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」(ii)のイメージ

- ① 現在いる職員について、基準年度の同種同等職員の給与水準に当てはめて足し上げる。
 ※継続勤務者の給与を基準年度までさかのぼるのではない。



- ② 基準年度の1人当たり人件費を用いて簡易に算定。

13

(3) 計画作成モデル例

基準年度の同種同等職員の給与水準に当てはめ

(1人当たり人件費による簡便な算定方法も可(後掲))

NO	職員※1	勤続年数	基準年度における賃金台帳等により算出された額※2
1	園長	25年目	650万円
2	副園長	25年目	650万円
3	主幹教諭A	15年目	550万円
4	主幹教諭B	12年目	500万円
5	保育教諭A	12年目	480万円
6	保育教諭B	12年目	480万円
7	保育教諭C	10年目	460万円
8	保育教諭D	10年目	460万円
9	保育教諭E	8年目	440万円
10	保育教諭F	8年目	440万円
11	保育教諭G	8年目	440万円
12	保育教諭H	8年目	440万円
13	保育教諭I	5年目	400万円
14	保育教諭J	5年目	400万円
15	保育教諭K	3年目	380万円
16	保育教諭L	3年目	380万円
17	チーム保育A	1年目	350万円
18	チーム保育B	1年目	350万円
19	学級編制	1年目	350万円
20	調理員A	20年目	320万円
21	調理員B	非常勤	160万円
	合計		9,080万円

ii

人事院勧告など人件費の改定状況を踏まえた賃金改善額 ※3		人動影響額
基準年度給与総額の割合		
212万円 × (650万円 / 9,080万円) =	15万円	
212万円 × (650万円 / 9,080万円) =	15万円	
212万円 × (550万円 / 9,080万円) =	13万円	
212万円 × (500万円 / 9,080万円) =	12万円	
212万円 × (480万円 / 9,080万円) =	11万円	
212万円 × (480万円 / 9,080万円) =	11万円	
212万円 × (460万円 / 9,080万円) =	11万円	
212万円 × (460万円 / 9,080万円) =	11万円	
212万円 × (440万円 / 9,080万円) =	10万円	
212万円 × (440万円 / 9,080万円) =	10万円	
212万円 × (440万円 / 9,080万円) =	10万円	
212万円 × (440万円 / 9,080万円) =	10万円	
212万円 × (400万円 / 9,080万円) =	9万円	
212万円 × (400万円 / 9,080万円) =	9万円	
212万円 × (380万円 / 9,080万円) =	9万円	
212万円 × (380万円 / 9,080万円) =	9万円	
212万円 × (350万円 / 9,080万円) =	8万円	
212万円 × (350万円 / 9,080万円) =	8万円	
212万円 × (350万円 / 9,080万円) =	8万円	
212万円 × (320万円 / 9,080万円) =	7万円	
212万円 × (160万円 / 9,080万円) =	4万円	
児童数 × 処遇改善等加算Ⅰ単価合計 × 2% × 12月 ⇒	212万円	iii

基準年度に応じた人事院勧告対応の累計上昇率

- (平成30年度当初時点)
- 平成24年度 6.3%
 - 平成26年度 4.3%
 - 平成27年度 2.4%
 - 平成28年度 1.1%
 - 平成29年度 0.0%

+

処遇改善等加算(基礎分)の加算率の上昇分

当年度と基準年度の処遇改善等加算Ⅰの加算率(基礎分)の差

人件費の改定状況(人事院勧告)などを踏まえた増額分を算定
 (事例は2%のケース)



$$\frac{i - (ii + iii)}{ii + iii} \geq \text{賃金改善要件分の加算率}$$

を満たすような賃金改善総額 (i) の計画を策定 (事例は加算率 3% (キャリアパス要件なし) の場合)

① 全職員を定率 (3%以上) で改善する方法

賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4		
基準年度の給与総額+人件費特別	賃金改善要件分の加算率 (3%)	改善後給与総額
(650万円 + 15万円) ×	103%	= 685万円
(650万円 + 15万円) ×	103%	= 685万円
(550万円 + 13万円) ×	103%	= 580万円
(500万円 + 12万円) ×	103%	= 527万円
(480万円 + 11万円) ×	103%	= 506万円
(480万円 + 11万円) ×	103%	= 506万円
(460万円 + 11万円) ×	103%	= 485万円
(460万円 + 11万円) ×	103%	= 485万円
(440万円 + 10万円) ×	103%	= 464万円
(440万円 + 10万円) ×	103%	= 464万円
(440万円 + 10万円) ×	103%	= 464万円
(440万円 + 10万円) ×	103%	= 464万円
(400万円 + 9万円) ×	103%	= 421万円
(400万円 + 9万円) ×	103%	= 421万円
(380万円 + 9万円) ×	103%	= 401万円
(380万円 + 9万円) ×	103%	= 401万円
(350万円 + 8万円) ×	103%	= 369万円
(350万円 + 8万円) ×	103%	= 369万円
(350万円 + 8万円) ×	103%	= 369万円
(350万円 + 8万円) ×	103%	= 369万円
(320万円 + 7万円) ×	103%	= 337万円
(160万円 + 4万円) ×	103%	= 169万円
合計		9,572万円

i

② 全職員を定額で改善する方法

$$(ii + iii) \times 3\% \text{以上} \div \text{職員数}$$

③ 施設の方針に基づき個別に決定する方法

$$(ii + iii) \times 3\% \text{以上 の総額の中で調整}$$

調整の観点 (例)

- ア 若手への配分を厚くする
- イ 経験・ブランクを勘案する
- ウ 朝夕の勤務などの貢献を重視する

その他の観点

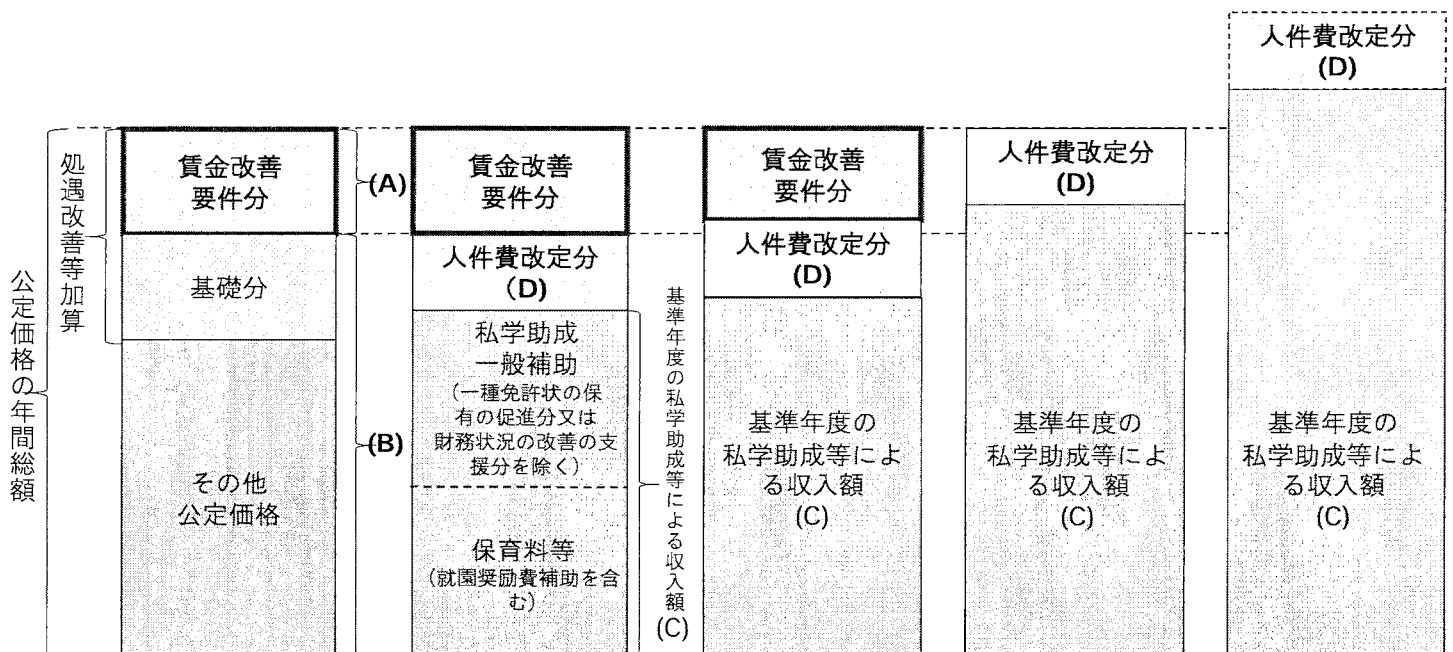
処遇改善等加算Ⅱの不均衡を微調整する



立案した改善内容について、具体的な支給方法を検討 (基本給、手当等の月給や、賞与等の一時金など)

これらを「賃金改善計画書」に反映

基準年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園・認定こども園に係る特例のイメージ



【原則】

基準年度の賃金水準に対する賃金改善所要額の取扱い

(A)

【特例①】

(C)+(D) > (B) の場合

(A)+(B)-(C)-(D)

【特例②】

(C)+(D) ≥ (A)+(B) の場合

基準年度の賃金水準の維持・向上の努力義務

【特例③】

(C) > (A)+(B) の場合

基準年度の賃金水準の維持・向上の努力義務

「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日付3府省連名事務連絡）

3. 賃金改善要件分による賃金改善に係る留意事項について

① 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額について

「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」は、当年度における各職員について基準年度の賃金水準に当てはめて計算した場合の賃金の総額をいうが、全ての職員について基準年度の賃金水準に当てはめる作業を行うと、施設・事業所の規模等によっては多大な事務負担が発生する恐れがあることから、各施設・事業所の判断により、以下の簡便な算定方法による算定も可能とすること。

〔簡便な算定方法〕

基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額

$$= \text{基準年度の1人当たり人件費}^{\ast 1} \times (1 + \text{処遇改善等加算(基礎分)上昇率}^{\ast 2}) \times \text{当年度の職員数(常勤換算)}$$

※1 基準年度の賃金総額 ÷ 基準年度の職員数（常勤換算）

※2 当年度の加算率（基礎分）－ 基準年度の加算率（基礎分）*

* 新制度の施行前から運営していた保育所については、平成24年度における民間施設等給与改善費の加算率とする。

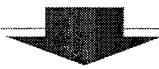
それ以外の施設については、基準年度における職員の平均勤続年数をもとに、仮定の数値として算出する。

17

「『平成29年の地方からの提案等に関する対応方針』に基づく処遇改善等加算Ⅰに係る様式の記載方法の取扱いについて」（平成30年3月30日付内閣府事務連絡）

処遇改善等加算Ⅰに係る様式の記入の際に、「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」について、「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」（平成28年6月17日付3府省連名事務連絡）の3. ①の簡便な方法を用いて算出を行う場合においては、下記の取扱いとすること。

- ・別紙様式2において、(2)・(3)の内容をまとめて(2)に記載することが可能であること。
- ・別紙様式3において、(2)・(3)の内容をまとめて(2)アに記載することが可能であること。



簡便な算定方法を利用する場合の賃金改善計画書・賃金改善報告書の様式の記載方法について、教育・保育従事者とそれ以外を区別せず、職員全体の賃金改善をまとめて記載する方法を明確化

簡便な算定方法の利用に係る留意事項

簡便な算定方法を利用すると、「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」が過大に算定されることがありうるため、各施設の判断で算定方法を選択。

（例）世代交代等により、当年度の職員の年齢構成が基準年度の年齢構成よりも極端に若返っているような場合

公定価格における人件費の累次の改定状況は適切に給与（基本給、手当、一時金等）に反映することが必要。

平成30年度当初時点 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準

基準年度が平成24年度の施設・事業所	6.3%
基準年度が平成26年度の施設・事業所	4.3%
基準年度が平成27年度の施設・事業所	2.4%
基準年度が平成28年度の施設・事業所	1.1%
基準年度が平成29年度の施設・事業所	0%

「平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」（平成30年2月9日付内閣府事務連絡）

3. 処遇改善等加算の取扱いについて

今回の引き上げ分については、改定がこの時期であるという事情に鑑み、平成29年度における処遇改善等加算の処理に当たって、賃金の改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準）に含ませることはせず、今回の引き上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること（なお、平成30年度においては、1.1%を含めた水準とする予定）。

〔参考〕平成29年度 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準

施設・事業所ごとに、以下に定める率

基準年度が平成24年度の施設・事業所	5.2%
基準年度が平成26年度の施設・事業所	3.2%
基準年度が平成27年度の施設・事業所	1.3%
基準年度が平成28年度の施設・事業所	0%

処遇改善等加算 II

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設する。

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算Ⅰと同様）。
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上の研修を修了していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野の研修を修了していること

※ 経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

※ 研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、2022年度を目途に研修受講の必須化を目指す。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を加算対象人数の1/2（端数切り捨て）以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（月額5千円～4万円未満）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（2022年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

公定価格上の職員総数に応じた加算対象職員数・加算額及び配分人数

公定価格上の職員総数※1	加算対象職員数※2 人数A 又は 人数B	加算総額※3	副主任保育士等の人数 (うち4万円の改善を行う数)	職務分野別 リーダー等の人数
2人	人数A (4万円) 1人 人数B (5千円) 1人	4.5万円	1人以上 (0人)	1人以上
5人	人数A (4万円) 2人 人数B (5千円) 1人	8.5万円	1人以上 (1人)	1人以上
10人	人数A (4万円) 3人 人数B (5千円) 2人	13万円	1人以上 (1人)	2人以上
15人	人数A (4万円) 5人 人数B (5千円) 3人	21.5万円	2人以上 (2人)	3人以上
20人	人数A (4万円) 7人 人数B (5千円) 4人	30万円	3人以上 (3人)	4人以上
30人	人数A (4万円) 10人 人数B (5千円) 6人	43万円	5人以上 (5人)	6人以上
40人	人数A (4万円) 13人 人数B (5千円) 8人	56万円	6人以上 (6人)	8人以上

※1 園長及び主任保育士（主幹保育教諭等）を除く、公定価格上の保育士（保育教諭等）、事務職員、調理員等の総数。

※2 4万円又は5千円の加算対象職員数は、公定価格上の職員総数×1/3又は1/5（小数点第1位四捨五入）。

※3 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増分を除いた賃金改善額。

(1) 加算額 (公定価格単価月額)

【認定こども園(教育標準時間認定)】 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ-① $49,650 \times \text{人数A} \times 1/2$ ・処遇改善等加算Ⅱ-② $6,210 \times \text{人数B} \times 1/2$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては別に定める
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

40,000円・5,000円のほか法定福利費等の事業主負担額を含む

認定こども園は教育標準時間認定と保育認定に半分ずつ計上

人数A 公定価格上の職員総数 $\times 1/3$
人数B 公定価格上の職員総数 $\times 1/5$
(小数点第1位四捨五入)

※園長・主任保育士(主幹保育教諭等)以外

【認定こども園(保育認定)】 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ-① $49,650 \times \text{人数A} \times 1/2$ ・処遇改善等加算Ⅱ-② $6,210 \times \text{人数B} \times 1/2$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては別に定める
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

23

(2) 公定価格上の職員総数、加算対象職員数

- 公定価格上の職員総数は、下表(通知)の右欄により算出(公定価格の基本分と取得した各種加算を全て加味した職員数から園長・主任保育士(主幹保育教諭等)を除いた人数。)
- 加算額の算定の基礎となる加算対象職員数は、以下により算出(小数点第1位四捨五入)。

人数A (4万円) 公定価格上の職員総数 $\times 1/3$

人数B (5千円) 公定価格上の職員総数 $\times 1/5$

※いずれも児童数と加算等の状況を計算ソフト2種類に入力することで自動計算

認定こども園	以下のaからmの合計に、 定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は2.2を加え nからpの合計を減じた人数 a 年齢別配置基準による職員数(略) ※3歳児配置改善加算・満3歳児対応加配加算を含む b 非常勤講師(1号定員35人以下及び121人以上に限る) 0.8 c 休けい保育士 2・3号定員90人以下は1、91人以上は0.8 d 調理員 2・3号定員40人以下は1、41人以上150人以下は2、151人以上は3 e 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4 f 学級編制調整加配加算を受けている場合 1 g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数 h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5 i 給食実施加算を受けている場合 1号定員150人以下は1、定員151人以上は2 j 休日保育加算を受けている場合 0.5 k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8 l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8 m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8 n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1 o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数(必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数) p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)	基本分に含まれる「事務職員・調理員等」-主幹教諭2人分
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

24

【参考】児童数計算表・対象職員数計算表(自動計算ソフト)

平均年齢別児童数計算表(認定こども園、保育所等)

施設・事業所名 ○○○○

黄色セルは入力項目、青色(オレンジ)セルは自動計算。
児童数は、月初日付用児童数を入力すること。
小規模保育所、事業所向保育所については、1、2歳児、0歳児欄に記入すること。

(1) 平成29年度実績

29年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均児童数
4歳以上児	児童数	40人	42人	43人	44人	45人	46人	47人	48人	49人	50人	51人	52人	48人
	保育士	1.05	1.08	1.10	1.13	1.15	1.18	1.20	1.23	1.25	1.28	1.30		
3歳児	児童数	30人	31人	32人	33人	34人	35人	36人	37人	38人	39人	40人	41人	36人
	保育士	1.03	1.07	1.10	1.13	1.17	1.20	1.23	1.27	1.30	1.32	1.37		
うち第3歳児(認定こども園のみ)	児童数	15人	16人	17人	18人	19人	20人	21人	22人	23人	24人	25人	26人	18人
	保育士	1.07	1.10	1.13	1.20	1.27	1.33	1.40	1.47	1.53	1.60	1.67	1.73	
1、2歳児	児童数	20人	21人	21人	22人	22人	23人	23人	24人	24人	25人	25人	26人	23人
	保育士	1.05	1.05	1.10	1.10	1.15	1.15	1.20	1.20	1.25	1.25	1.30		
0歳児	児童数	10人	11人	12人	12人	13人	13人	13人	13人	14人	15人	16人	14人	13人
	保育士	1.10	1.10	1.20	1.20	1.30	1.30	1.30	1.40	1.50	1.60	1.40		
合計		100人												118人

(2) 前年度実績による平成30年度見込み年齢別平均児童数

30年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均児童数
4歳以上児	児童数	38人	40人	41人	42人	43人	44人	45人	46人	47人	48人	48人	49人	44人
	保育士	31人	32人	33人	34人	35人	36人	37人	38人	39人	40人	41人	42人	
うち第3歳児(認定こども園のみ)	児童数	12人	13人	14人	14人	15人	16人	17人	18人	18人	19人	20人	21人	16人
	保育士	12人	13人	14人	14人	15人	16人	17人	18人	18人	19人	20人	21人	
1、2歳児	児童数	20人	21人	21人	22人	22人	23人	23人	24人	24人	25人	25人	26人	23人
	保育士	9人	10人	11人	11人	12人	12人	12人	13人	14人	14人	15人	16人	
0歳児	児童数	9人	10人	11人	11人	12人	12人	12人	13人	13人	14人	14人	15人	12人
	保育士	9人	10人	11人	11人	12人	12人	12人	13人	13人	14人	14人	15人	
合計		98人												116人

※各月の初日人数は各施設の面積基準を下回らないこと

上記計算では実数と大きく異なる場合(面積基準を下回る場合含む)
【上記算出結果と使用する場合は以下入力不要】

(3) 前年度実績による見込みによりがたい場合の年齢別平均児童数

30年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均児童数
4歳以上児	児童数	36人												3人
	保育士	31人												
うち第3歳児(認定こども園のみ)	児童数	12人												3人
	保育士	12人												
1、2歳児	児童数	20人												2人
	保育士	9人												
0歳児	児童数	9人												1人
	保育士	9人												
合計		98人												9人

※各月の初日人数は各施設の面積基準を下回らないこと

前年度実績による見込みによりがたい場合、その理由 (3)の算出結果を使用する場合は入力必須
例: 近隣の保育園が、10月に閉園予定であり、その児童数の○○人を受け入れる予定であるため。

処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表(認定こども園)

施設・事業所名 ○○○認定こども園

0. 経費情報

区分	区分	入力	入力	区分	入力
区分	区分	区分	区分	区分	区分
利用定員数	90	90	90	90	90
1号	35	35	35	35	35
2・3号	45	45	45	45	45
4号分団児童	100	100	100	100	100
3歳児	40	40	40	40	40
うち第3歳児	10	10	10	10	10
1、2歳児	20	20	20	20	20
0歳児	10	10	10	10	10

※ 科目別の特種加算等を使用する場合は、別途配布している「特種加算等計算表」により算出した児童数を入力すること。
0歳児は必ず入力すること。

1. 加算対象人数の基礎となる職員数

区分	本園		別区分	
	区分	入力	区分	入力
a 年長児童(延長)による加算	あり	4.3	あり	1.3
b 4歳以上児	あり	2.8	あり	2.6
c 3歳児(第3歳児含む)	あり	2.8	あり	2.6
d 第3歳児(延長)による加算	あり	2.8	あり	2.6
e 1、2歳児	あり	2.8	あり	2.6
f 0歳児	あり	2.8	あり	2.6
合計(中規模以下)向け児童		11.0		9.0
b 非常勤職員		0.0		0.0
c 休職中職員		1.0		1.0
d 退職中		1.0		1.0
e 保育士(延長)による加算	あり	1.4	あり	1.4
f 事務職員(延長)による加算	あり	1.0	あり	1.0
g 事務職員(延長)による加算	あり	2.0	あり	2.0
h 事務職員(延長)による加算	あり	0.8	あり	0.8
i 延長による加算	あり	1.0	あり	1.0
j 休日交代による加算	あり	0.5	あり	0.5
k 事務職員(延長)による加算	あり	0.8	あり	0.8
l 事務職員(延長)による加算	あり	0.8	あり	0.8
m 事務職員(延長)による加算	あり	0.8	あり	0.8
n 事務職員(延長)による加算	あり	1.0	あり	1.0
主任保育士(延長)による加算	あり	2.0	あり	2.0
主任保育士(延長)による加算	あり	2.0	あり	2.0
主任保育士(延長)による加算	あり	2.0	あり	2.0
合計		19.5		13.8
職員数(1人未満を数 四捨五入)		20.0		14.0

2. 加算対象職員数(人)

人数A(職員数の1/3)	11
うち4万円以内の配分を行う必要のある人数	5
人数B(職員数の1/5)	7

(参考) 加算見込額(円)

49,650円 × 人数A	546,150
6,210円 × 人数B	43,470
合計	589,620

(3) 加算要件(主なもの) ①

ア 「賃金改善計画書」・「賃金改善実績報告書」の提出

- ・ 基準年度(加算Ⅱ取得初年度の前年度)の賃金(注1)に対して改善するものであること。
- ・ 賃金改善額 ≥ 加算額 となること(注2)。
- ・ イ～キなどを満たすこと。

(注1) 基準年度の翌年度以降に採用された職員については、当該職員に基準年度の賃金算定ルールを適用した場合の賃金。

(注2) 賃金改善額には、改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、加算Ⅰの賃金改善要件分に係る賃金改善額を除く。

(3) 加算要件（主なもの）②

イ 発令・職務命令

- ・ 加算対象職員について、一定の職位の発令・職務命令が行われていること。

(注1) 加算対象職員は、施設・事業所の種類に応じ、以下に定める職位。

- (i) 幼稚園 中核リーダー、専門リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位(教務主任、学年主任等を含む。)
- (ii) 保育所及び地域型保育事業所 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位
- (iii) 認定こども園 (i)又は(ii)に相当する職位

(注2) 保育士や幼稚園教諭に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となる。なお、法人の役員等を兼務している者も対象になり得る。

27

(3) 加算要件（主なもの）③

ウ 加算対象職員の要件

【副主任保育士等(中堅)】

- ①概ね7年以上の経験年数を有するとともに、②別に定める研修を修了していること。

【職務分野別リーダー等(若手)】

- ①概ね3年以上の経験年数を有し、②「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー等については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、③別に定める研修を修了していること。

(注1) 「経験年数」は、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能(家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外)。過去に勤務していた施設等における経験年数を合算する。

(注2) 「別に定める研修を修了」に係る要件は、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さない。幼稚園団体、認定こども園団体等が実施する既存の研修を活用。分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可。詳細は、「別の定め」を現在検討中。

(3) 加算要件 (主なもの) ④

平成30年度から運用を弾力化 (33頁も参照)

エ 賃金改善額・配分人数

- ・ 副主任保育士等(中堅)に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。
 - ・ 職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A」に2分の1を乗じて得た人数(1人未満の端数は切り捨て)確保した上で、「その他の技能・経験を有する職員」(園長以外の管理職(幼稚園等の副園長・教頭・主幹教諭、保育所等の主任保育士)、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に限る。)について月額5千円以上月額4万円未満とすることができること。
 - ・ 園長以外の管理職については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえて必要な場合に限って処遇改善を行うことが可能であること。
- ・ 職務分野別リーダー等(若手)に係る賃金改善額は月額5千円とすること。
 - ・ 「その他の技能・経験を有する職員」として配分を受ける場合は、月額5千円以上とすることができ、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち最も低い額を超えないこと。
 - ・ 職務分野別リーダー等の人数は、「人数B」以上とすること。

オ 他の施設への配分

- ・ 2022年度までの間の特例として、加算見込額の20%(10円未満の端数切捨て)については、同一の事業者が運営する他の施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む。)に配分することができること。

29

(3) 加算要件 (主なもの) ⑤

カ 賃金改善方法

- ・ 賃金改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。
- ・ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動する賞与等についてはこの限りでない。

キ キャリアパスの整備

- ・ 職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件(賃金に関するものを含む。)及びこれに応じた賃金体系を定め、全ての職員に周知していること。
- ・ 「賃金改善計画書」の内容を職員に周知を行うこと。

⇒ キの要件に鑑み、処遇改善等加算Ⅱを取得している施設について、処遇改善等加算Ⅰにおいてキャリアパス要件が自動的に満たされる取扱いとなっている。

(4) 地域型保育事業に係る加算要件の取扱い ①

ア 加算対象職員数・配分人数

- ・ 人数A・人数Bが四捨五入により「ゼロ」となる場合は「1」とする(最低1人分を保障)。
- ・ 家庭的保育事業所・利用定員5人以下の事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業所については、人数A・人数Bのいずれかを「1」とする。
- ・ 人数Aが1人の場合は、4万円の賃金改善を行う職員を確保しなくとも差し支えない(「人数A×1/2」の端数切捨てが「0」)。

公定価格上の職員総数*1	加算対象職員数*2 人数A 又は 人数B	加算総額*3	副主任保育士等の人数A (うち4万円の改善を行う数)	職務分野別リーダー等の人数B
家庭的保育・定員5人以下の事業所内保育・居宅訪問型保育事業所	人数A (4万円)・人数B (5千円) <u>いずれかを1人</u> ←いずれも0人	4万円 又は5千円	Aを1人とした場合 1人以上 (0人)	Bを1人とした場合 1人以上
1人 (上記以外)	人数A (4万円) 1人 人数B (5千円) 1人←0人	4.5万円	1人以上 (0人)	1人以上
2人	人数A (4万円) 1人 人数B (5千円) 1人←0人	4.5万円	1人以上 (0人)	1人以上

31

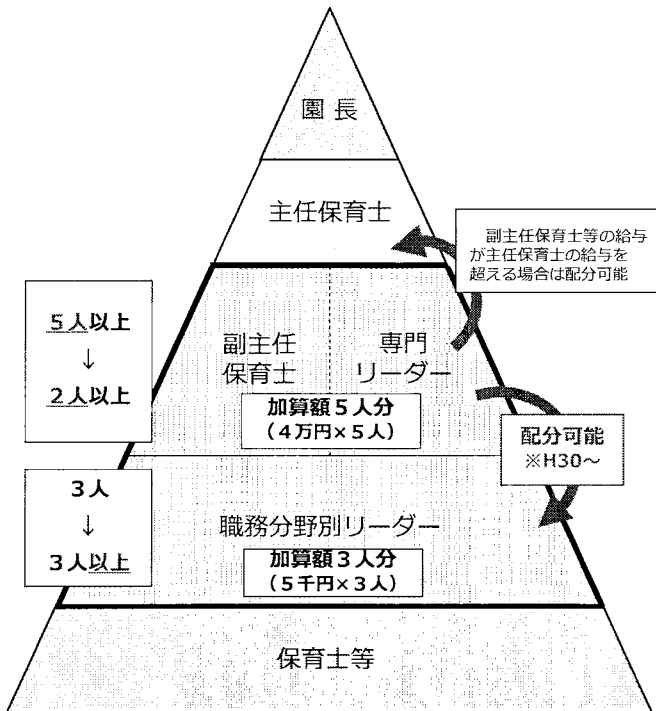
(4) 地域型保育事業に係る加算要件の取扱い ②

イ 発令・職務命令、加算対象職員要件

- ・ 家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業所については、副主任保育士等(中堅)及び職務分野別リーダー等(若手)の発令・職務命令は不要。
- ・ 家庭的保育事業所・居宅訪問型保育事業所については、副主任保育士等(中堅)の経験年数は「7年以上」、職務分野別リーダー等(若手)の経験年数は「3年以上」とし、経験年数に係る要件を事業所の判断で柔軟に扱うことは不可。

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>
 ※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人） >

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

< 職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人） >

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の20%について、同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

処遇改善等加算Ⅱの研修

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、
キャリアアップ

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、
大学等が実施する、保育者としての
資質向上のための既存の研修をキャリア
アップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の
研修修了の効力は引き続き有効

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の
研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③~⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

- ※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可。
- ※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可。
- ※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
- ※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職
する場合:以前の研修修了の
効力は引き続き有効

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

新 副主任保育士 ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野
の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

- ※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可。
- ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
- ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)）

・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。

- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

- ・ 1分野15時間以上とする。

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	・ 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 乳児保育の意義 ・ 乳児保育の環境 ・ 乳児への適切な関わり ・ 乳児の発達に応じた保育内容 ・ 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 幼児教育の意義 ・ 幼児教育の環境 ・ 幼児の発達に応じた保育内容 ・ 幼児教育の指導計画、記録及び評価 ・ 小学校との接続
③障害児保育	・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 障害の理解 ・ 障害児保育の環境 ・ 障害児の発達の援助 ・ 家庭及び関係機関との連携 ・ 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 栄養に関する基礎知識 ・ 食育計画の作成と活用 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 保育所における食事の提供ガイドライン ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 保健計画の作成と活用 ・ 事故防止及び健康安全管理 ・ 保育所における感染症対策ガイドライン ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 保護者支援・子育て支援の意義 ・ 保護者に対する相談援助 ・ 地域における子育て支援 ・ 虐待予防 ・ 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	・ 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	・ マネジメントの理解 ・ リーダーシップ ・ 組織目標の設定 ・ 人材育成 ・ 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
保育実践	・ 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	・ 保育における環境構成 ・ 子どもとの関わり方 ・ 身体を使った遊び ・ 言葉・音楽を使った遊び ・ 物を使った遊び

認定こども園に係る処遇改善Ⅱにおけるキャリアアップ研修（イメージ）

1. 実施主体

①「保育士等のキャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号 平成29年4月1日厚労省雇用均等・児童家庭局保育課長）及び②「追加的な処遇改善における研修スキームのイメージ（幼稚園関係）」（平成29年10月2日）において示されている実施主体。

なお、全国的な規模で研修を実施している認定こども園団体の研修についても、対象に含める。

2. 基本的な考え方

（1）研修内容

認定こども園（幼保連携型認定こども園だけでなく全類型）については、1号から3号の子供が対象となり、その保育教諭等に求められる知見・技能も多様であることから、処遇改善等加算Ⅱに係るキャリアアップ研修については、1. ①②の研修及び認定こども園団体の実施する研修（※教育関係の研修に限る）のいずれを受講しても有効とする（ただし、内容が重複する研修を複数受講した場合には、一方の研修のみが有効）。

なお、当然のことではあるが、各職員が現在及び将来の職務内容（就く可能性のある場合を含む。）に関連する内容の研修を受講することとなるよう、各園で適切な配慮を行うことが望まれる。

（注）現在、満3歳児未満の保育にのみ従事する職員など、1号認定の園児のみ、あるいは2・3号認定の園児のみ担当する職員についても、人事のローテーションで1号と2・3号の双方を担当する可能性があるため、例えば以下のような対応をとることが望ましい。

41

- ・ 3号認定の園児の保育を行う施設において「副主任保育士」、「中核リーダー」及び「専門リーダー」になる場合、必要に応じて①の研修のうち「乳児保育」の分野の研修を受講すること。

（2）所要時間数

- ・ 分野別研修を受ける場合には、「副主任保育士」、「中核リーダー」及び「専門リーダー」は4分野（「副主任保育士」及び「中核リーダー」はマネジメントが必須）、「職務分野別リーダー」及び「若手リーダー」は1分野の研修を修了する必要。
- ・ 分野別研修以外の研修を組み込む場合には、研修時間数の合計により加算要件を満たすか判断することとするが、具体的な時間数については検討中。

（例）

「副主任保育士」、「中核リーダー」及び「専門リーダー」は概ね40～80時間、「職務分野別リーダー」及び「若手リーダー」は概ね10～20時間を想定。

3. 研修受講歴の管理

- ・ 個人管理を基本（都道府県が情報を管理する場合には要検討）

技能・経験に応じた追加的な処遇改善 (処遇改善等加算Ⅱ)に関する よくあるご質問への回答

平成29年5月29日(最終改定平成30年5月30日)

対象職員が休業となった場合の取扱い(Q&A)

(問17-2)

処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中で計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいでしょうか。

(答)

その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。

ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等を行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。

例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載してください。

発令の時期(Q&A)

(問21)

職務・給与体系の整備がされておらず、発令等に時間を要する見込みですがこの場合でも、平成29年4月から支給されるのでしょうか。

(答)

対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4月から保育園等において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給が可能です。

(問21-2)

改正後の運用について、職務・給与体系の整備がされていない場合、平成30年4月に遡及して支給されるのでしょうか。

(答)

対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、平成30年4月から保育園等において職務に応じた職員体制が整備されている実態がある場合には、平成30年4月に遡及して支給が可能です。

(※)通常、加算Ⅱの対象となる職員は、発令前から園の中核として業務を行って頂いていると考えられるため、その旨を名簿や業務分担表等で確認することを想定。

45

法定福利費等の事業主負担額が少なく 残額が生じる場合の取扱い(Q&A)

(問26)

法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことにより、加算(見込)額を下回る場合の差額は、どのように対応すればよいでしょうか。

(答)

その場合、当該差額分は、施設職員の賃金改善に確実に充てる必要がありますが、対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行っていただくことが可能です。例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。

なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありません。

また、職務分野別リーダー等に対しては、平成30年度より月額5千円以上の配分が可能となっていますが、それに上乗せして配分することも構いません。

ただし、その場合には法定福利費等による差額調整であることが分かるように改善計画書・実績報告書等に記載してください。

法定福利費等の取扱い(Q & A)

(問27)

処遇改善等加算Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものですか。

(答)

法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。

- 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分
- 法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分
- 退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分

47

(問28)

法定福利費等の事業主負担増加額の計算方法はどのように行えばよいですか。例えば、職員一人ひとりについて計算する必要があるか。

(答)

法定福利費については、

- ①職員の就業形態・収入等により加入する社会保険が異なること、
- ②加入する保険者によって適用される保険料率などが異なること、
- ③計算方法についても制度ごとに様々であること

から、各施設の実態に応じて合理的と判断される方法により、算定していただきたいと考えています。合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。

したがって、事務負担の軽減の観点から、必ずしも職員一人ひとりの具体的な法定福利費等の事業者負担増加分を算出する必要はなく、当該事業所全体の賃金改善所要額に実態上の社会保険料率を乗じたものを算出し、当該額と加算(見込)額との差額を算出することで足ります。

職員間のバランス(Q&A)

(問29)

処遇改善等加算Ⅱにより職員間の給与に不合理な差が生じるのですが、どのように対応すればいいでしょうか。

(答)

処遇改善等加算Ⅱにおいても、月4万円の賃金改善を行う職員を「人数A÷2(一人未満の端数切り捨て)」人確保していただければ、残りの額は柔軟に活用することが可能であることから、各施設の実情を踏まえた対応が可能であると考えています。

また、仮に、そのような柔軟な配分を行ってもなお、不合理な給与差が生じる場合には、各施設の判断で自由な配分が可能である処遇改善等加算Ⅰの充実分を活用して、調整いただくことなどが考えられます。

ただし、当然ですが、処遇改善等加算Ⅱの対象職員については、基準年度の月額給与水準(処遇改善等加算Ⅰによる月額給与水準の改善を含み、賞与・一時金等による改善は含まない)に比して、処遇改善等加算Ⅱによる改善分(4万円等)の賃金改善が行われている必要があることについてご留意ください。

※ 加算Ⅱの配分に当たって加算Ⅰを活用した調整を行う場合であっても、前年度支給した加算Ⅰ(賃金改善要件分)による改善額を引き下げるなど、加算Ⅱによる賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させることは認められません。

49

都道府県別 保育士・幼稚園教諭と全産業の賃金比較(男女計)

資料 1 - 4 ①

	保育士(男女計)							幼稚園教諭(男女計)							全産業(男女計)						
	年齢【歳】	勤続年数【年】	きまって支給する現金給与額【千円】	全産業との差【千円】	年間賞与その他特別給与額【千円】	月収【万円】	年収【万円】	年齢【歳】	勤続年数【年】	きまって支給する現金給与額【千円】	全産業との差【千円】	年間賞与その他特別給与額【千円】	月収【万円】	年収【万円】	年齢【歳】	勤続年数【年】	きまって支給する現金給与額【千円】	年間賞与その他特別給与額【千円】	月収【万円】	年収【万円】	
0 全国	35.8	7.7	229.9	△ 103.9	662.5	28.5	342.1	33.3	7.3	231.6	△ 102.2	637.7	28.5	341.7	42.5	12.1	333.8	905.9	40.9	491.2	
1 北海道	32.6	6.8	211.2	△ 77.4	588.8	26.0	312.3	33.5	7.5	212.0	△ 76.6	575.0	26.0	311.9	43.4	11.1	288.6	687.9	34.6	415.1	
2 青森県	38.4	8.1	199.7	△ 55.2	542.4	24.5	293.9	36.6	9.0	199.4	△ 55.5	496.4	24.1	288.9	43.6	11.9	254.9	535.8	30.0	359.5	
3 岩手県	40.1	10.3	224.6	△ 36.1	657.9	27.9	335.3	36.7	11.4	199.7	△ 61.0	528.9	24.4	292.5	43.6	11.9	260.7	590.1	31.0	371.9	
4 宮城県	34.3	5.4	224.3	△ 86.7	385.3	25.6	307.7	33.4	9.4	222.8	△ 88.2	668.8	27.9	334.2	42.7	12.6	311.0	780.6	37.6	451.3	
5 秋田県	39.8	10.9	213.9	△ 47.8	605.0	26.4	317.2	34.7	8.1	195.0	△ 66.7	618.9	24.7	295.9	44.2	13.1	261.7	594.9	31.1	373.5	
6 山形県	37.7	9.2	206.7	△ 63.7	653.8	26.1	313.4	33.8	9.9	200.6	△ 69.8	533.6	24.5	294.1	43.0	12.9	270.4	617.8	32.2	386.3	
7 福島県	33.8	7.7	213.5	△ 76.1	497.7	25.5	306.0	34.1	8.3	201.8	△ 87.8	567.2	24.9	298.9	43.0	11.9	289.6	671.5	34.6	414.7	
8 茨城県	36.9	4.1	206.7	△ 126.1	486.5	24.7	296.7	32.2	6.8	217.4	△ 115.4	631.5	27.0	324.0	42.7	13.1	332.8	895.3	40.7	488.9	
9 栃木県	36.5	6.9	227.5	△ 101.6	628.6	28.0	335.9	37.6	8.2	226.0	△ 103.1	611.9	27.7	332.4	42.7	13.2	329.1	836.0	39.9	478.5	
10 群馬県	35.6	9.0	218.2	△ 95.6	803.6	28.5	342.2	33.3	8.6	212.3	△ 101.5	708.2	27.1	325.6	42.7	12.2	313.8	835.3	38.3	460.1	
11 埼玉県	38.1	6.9	222.7	△ 104.8	645.3	27.6	331.8	31.9	7.3	242.4	△ 85.1	758.8	30.6	366.8	42.5	11.6	327.5	795.6	39.4	472.6	
12 千葉県	35.3	6.5	238.0	△ 100.6	436.6	27.4	329.3	32.9	7.4	238.9	△ 99.7	666.4	29.4	353.3	42.2	11.4	338.6	799.6	40.5	486.3	
13 東京都	35.1	6.9	269.0	△ 138.0	748.4	33.1	397.6	32.9	6.9	251.6	△ 155.4	698.6	31.0	371.8	42.0	12.2	407.0	1271.6	51.3	615.6	
14 神奈川県	34.0	5.9	244.3	△ 118.5	655.9	29.9	358.8	30.9	6.8	240.3	△ 122.5	702.0	29.9	358.6	42.6	12.0	362.8	965.4	44.3	531.9	
15 新潟県	36.5	10.2	222.2	△ 62.0	621.8	27.4	328.8	37.4	12.9	231.4	△ 52.8	502.0	27.3	327.9	42.9	12.7	284.2	640.6	33.8	405.1	
16 富山県	32.5	8.3	211.4	△ 82.6	734.4	27.3	327.1	35.5	10.0	213.7	△ 80.3	808.6	28.1	337.3	42.9	12.6	294.0	749.3	35.6	427.7	
17 石川県	37.2	11.9	219.9	△ 85.1	550.5	26.6	318.9	37.7	10.3	230.3	△ 74.7	603.9	28.1	336.8	42.9	12.5	305.0	794.3	37.1	445.4	
18 福井県	36.0	10.6	215.8	△ 82.7	802.2	28.3	339.2	32.3	6.3	196.4	△ 102.1	461.6	23.5	281.8	42.8	13.2	298.5	781.7	36.4	436.4	
19 山梨県	34.4	9.5	218.1	△ 91.7	854.9	28.9	347.2	31.5	8.2	221.8	△ 88.0	542.3	26.7	320.4	43.0	11.8	309.8	857.0	38.1	457.5	
20 長野県	33.1	6.7	226.5	△ 77.4	702.1	28.5	342.0	32.0	5.0	233.5	△ 70.4	484.7	27.4	328.7	43.0	12.4	303.9	770.1	36.8	441.7	
21 岐阜県	36.5	8.8	219.4	△ 88.9	543.6	26.5	317.6	37.0	6.8	212.5	△ 95.8	580.3	26.1	313.0	42.5	11.9	308.3	766.4	37.2	446.6	
22 静岡県	34.6	6.2	224.5	△ 98.6	719.1	28.4	341.3	35.4	6.2	209.3	△ 113.8	522.1	25.3	303.4	43.2	12.9	323.1	890.9	39.7	476.8	
23 愛知県	33.1	8.0	251.5	△ 106.3	759.6	31.5	377.8	33.1	6.1	248.2	△ 109.6	771.5	31.2	375.0	41.6	12.7	357.8	1105.0	45.0	539.9	
24 三重県	31.9	7.1	208.3	△ 125.2	540.0	25.3	304.0	32.5	7.7	231.8	△ 101.7	599.2	28.2	338.1	42.2	13.0	333.5	909.4	40.9	491.1	
25 滋賀県	32.0	8.2	238.7	△ 91.4	721.5	29.9	358.6	35.6	6.9	234.9	△ 95.2	577.8	28.3	339.7	42.4	12.2	330.1	878.0	40.3	483.9	
26 京都府	35.9	8.9	270.2	△ 69.7	793.7	33.6	403.6	34.5	8.3	237.4	△ 102.5	648.5	29.1	349.7	42.7	11.9	339.9	908.4	41.6	498.7	
27 大阪府	33.4	6.6	233.8	△ 121.9	712.9	29.3	351.9	33.2	7.4	242.3	△ 113.4	544.5	28.8	345.2	42.3	12.0	355.7	1014.4	44.0	528.3	
28 兵庫県	35.5	8.5	241.0	△ 87.0	676.8	29.7	356.9	31.8	6.5	247.7	△ 80.3	775.7	31.2	374.8	42.6	12.1	328.0	881.5	40.1	481.8	
29 奈良県	37.5	5.4	225.1	△ 101.1	476.1	26.5	317.7	32.5	7.6	247.7	△ 78.5	759.3	31.1	373.2	42.2	11.1	326.2	786.0	39.2	470.0	
30 和歌山県	34.3	10.5	216.2	△ 93.8	674.8	27.2	326.9	32.5	7.9	244.0	△ 66.0	546.1	29.0	347.4	42.6	12.4	310.0	813.1	37.8	453.3	
31 鳥取県	36.6	7.2	204.1	△ 71.6	536.1	24.9	298.5	31.9	7.9	203.6	△ 72.1	438.1	24.0	288.1	43.0	12.1	275.7	656.6	33.0	396.5	
32 島根県	32.7	4.6	189.7	△ 88.5	538.3	23.5	281.5	33.6	5.4	208.5	△ 69.7	631.6	26.1	313.4	43.0	11.9	278.2	703.0	33.7	404.1	
33 岡山県	37.0	8.5	236.8	△ 62.1	820.9	30.5	366.3	35.3	8.7	234.6	△ 64.3	788.9	30.0	360.4	42.8	12.1	298.9	732.5	36.0	431.9	
34 広島県	36.5	5.8	219.7	△ 110.4	592.1	26.9	322.9	34.7	8.8	238.5	△ 91.6	665.5	29.4	352.8	42.7	13.1	330.1	904.9	40.6	486.6	
35 山口県	35.9	10.1	231.0	△ 72.7	768.6	29.5	354.1	33.7	9.4	222.2	△ 81.5	639.4	27.5	330.6	43.2	12.0	303.7	808.7	37.1	445.3	
36 徳島県	38.1	9.1	219.5	△ 78.1	590.6	26.9	322.5	35.8	11.1	225.8	△ 71.8	655.4	28.0	336.5	42.4	12.4	297.6	833.3	36.7	440.5	
37 香川県	37.6	13.4	223.2	△ 79.6	627.8	27.6	330.6	36.9	10.0	215.1	△ 87.7	620.3	26.7	320.2	42.7	12.5	302.8	784.8	36.8	441.8	
38 愛媛県	35.5	6.6	195.5	△ 90.7	504.9	23.8	285.1	32.2	6.2	205.1	△ 81.1	442.5	24.2	290.4	42.9	11.8	286.2	713.1	34.6	414.8	
39 高知県	36.6	8.4	222.8	△ 53.1	597.2	27.3	327.1	39.5	8.2	226.4	△ 49.5	544.2	27.2	326.1	43.3	11.6	275.9	632.5	32.9	394.3	
40 福岡県	36.7	8.5	227.3	△ 83.0	781.6	29.2	350.9	31.7	7.2	238.1	△ 72.2	609.4	28.9	346.7	42.4	10.9	310.3	778.1	37.5	450.2	
41 佐賀県	39.5	8.9	207.5	△ 64.0	611.3	25.8	310.1	33.3	5.2	233.0	△ 38.5	607.8	28.4	340.4	42.9	11.6	271.5	657.6	32.6	391.6	
42 長崎県	37.3	10.7	221.4	△ 57.5	585.7	27.0	324.3	33.4	7.1	214.2	△ 64.7	572.3	26.2	314.3	43.1	11.6	278.9	700.2	33.7	404.7	
43 熊本県	40.4	9.4	219.3	△ 59.7	756.8	28.2	338.8	34.5	5.9	212.2	△ 66.8	581.5	26.1	312.8	43.3	11.4	279.0	664.5	33.4	401.3	
44 大分県	36.4	7.6	198.0	△ 88.0	602.1	24.8	297.8	31.7	5.6	206.4	△ 79.6	577.1	25.4	305.4	43.0	11.7	286.0	689.3	34.3	412.1	
45 宮崎県	43.2	10.7	234.8	△ 20.1	723.7	29.5	354.1	34.7	7.9	203.8	△ 51.1	508.3	24.6	295.4	43.3	11.2	254.9	598.8	30.5	365.8	
46 鹿児島県	38.2	8.6	201.6	△ 67.7	526.5	24.5	294.6	38.8	4.9	186.2	△ 83.1	371.7	21.7	260.6	43.9	11.3	269.3	603.6	32.0	383.5	
47 沖縄県	38.3	6.4	202.1	△ 59.5	470.5	24.1	289.6	40.9	3.2	185.8	△ 75.8	0.0	18.6	223.0	42.0	9.4	261.6	522.7	30.5	366.2	

(出所)平成29年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)による。

都道府県別 保育士・幼稚園教諭と全産業の賃金比較(女のみ)

資料1-4②

	保育士(女)						幼稚園教諭(女)						全産業(女)							
	年齢【歳】	勤続年数【年】	きまって支給する現金給与額【千円】	年間賞与その他特別給与額【千円】	月収【万円】	全産業との差【万円】	年齢【歳】	勤続年数【年】	きまって支給する現金給与額【千円】	年間賞与その他特別給与額【千円】	月収【万円】	全産業との差【万円】	年齢【歳】	勤続年数【年】	きまって支給する現金給与額【千円】	年間賞与その他特別給与額【千円】	月収【万円】	全産業との差【万円】		
0 全国	36.1	7.8	228.2	658.3	28.3	△ 3.2	339.7	33.2	7.3	228.9	630.4	28.1	△ 3.3	337.7	41.1	9.4	263.6	615.0	31.5	377.8
1 北海道	32.5	6.7	211.0	581.4	25.9	△ 1.8	311.3	32.5	6.5	204.6	527.2	24.9	△ 2.9	298.2	41.5	8.5	236.0	495.3	27.7	332.7
2 青森県	38.7	8.2	200.3	546.0	24.6	0.0	295.0	36.5	8.8	197.7	485.2	23.8	△ 0.7	285.8	43.2	10.2	209.9	427.0	24.5	294.6
3 岩手県	40.9	11.0	224.1	694.1	28.2	3.0	338.3	37.4	11.9	200.1	529.3	24.4	△ 0.7	293.1	42.0	9.9	212.4	469.0	25.1	301.8
4 宮城県	34.6	5.4	224.1	385.5	25.6	△ 3.0	307.5	33.1	9.4	223.0	670.2	27.9	△ 0.8	334.6	40.7	9.9	241.8	538.5	28.7	344.0
5 秋田県	40.4	11.2	215.3	620.5	26.7	0.8	320.4	35.0	8.3	195.5	622.9	24.7	△ 1.1	296.9	43.5	11.6	219.1	475.7	25.9	310.5
6 山形県	38.1	9.3	208.4	667.9	26.4	0.3	316.9	33.8	9.8	197.5	524.8	24.1	△ 2.0	289.5	42.7	11.5	220.3	489.6	26.1	313.3
7 福島県	33.2	7.5	208.9	478.1	24.9	△ 2.0	298.5	33.4	8.2	197.5	529.8	24.2	△ 2.7	290.0	41.8	10.1	229.9	460.2	26.8	321.9
8 茨城県	37.1	4.1	206.7	495.7	24.8	△ 5.1	297.6	32.3	6.9	216.6	626.8	26.9	△ 3.0	322.6	42.0	9.9	251.4	568.8	29.9	358.6
9 栃木県	36.8	6.7	224.7	613.2	27.6	△ 2.4	331.0	35.9	7.9	218.2	585.9	26.7	△ 3.2	320.4	41.7	10.3	252.0	569.7	29.9	359.4
10 群馬県	35.4	9.1	217.9	798.7	28.4	△ 0.5	341.4	33.4	8.9	213.2	725.7	27.4	△ 1.5	328.4	41.7	9.3	242.9	554.1	28.9	346.9
11 埼玉県	38.1	7.0	219.8	643.2	27.3	△ 3.4	328.1	31.4	7.3	238.4	750.4	30.1	△ 0.6	361.1	41.2	8.6	261.0	552.9	30.7	368.5
12 千葉県	35.9	6.6	237.4	425.6	27.3	△ 5.5	327.4	32.4	7.2	235.2	637.1	28.8	△ 4.0	346.0	40.7	8.9	280.0	579.7	32.8	394.0
13 東京都	35.6	6.9	267.4	734.7	32.9	△ 6.7	394.4	32.8	6.8	247.4	687.2	30.5	△ 9.1	365.6	39.5	9.3	324.9	853.6	39.6	475.2
14 神奈川県	34.4	6.1	243.9	658.8	29.9	△ 4.0	358.6	30.6	6.7	238.3	698.3	29.6	△ 4.2	355.8	40.8	8.9	286.2	631.5	33.9	406.6
15 新潟県	36.8	10.4	222.5	629.7	27.5	0.4	330.0	37.3	13.1	231.7	505.4	27.4	0.3	328.6	42.5	11.0	229.2	498.3	27.1	324.9
16 富山県	33.0	8.6	211.4	742.3	27.3	△ 0.8	327.9	35.3	9.9	212.9	797.1	27.9	△ 0.2	335.2	42.3	10.8	233.9	574.2	28.2	338.1
17 石川県	37.6	12.3	219.9	566.7	26.7	△ 2.4	320.6	37.8	10.4	229.2	603.9	28.0	△ 1.1	335.4	41.6	10.5	242.2	585.6	29.1	349.2
18 福井県	36.2	10.8	216.4	800.6	28.3	△ 0.1	339.7	32.4	6.3	196.2	460.3	23.5	△ 5.0	281.5	42.3	11.5	235.2	590.2	28.4	341.3
19 山梨県	34.5	9.6	212.9	819.1	28.1	△ 0.7	337.4	31.5	8.2	221.8	542.3	26.7	△ 2.1	320.4	42.0	8.9	243.8	534.0	28.8	346.0
20 長野県	33.0	6.8	224.1	688.2	28.1	△ 0.3	337.7	32.7	5.2	226.5	476.7	26.6	△ 1.8	319.5	41.9	9.7	239.4	535.4	28.4	340.8
21 岐阜県	37.2	9.1	218.1	534.8	26.3	△ 2.2	315.2	37.7	7.0	213.1	577.8	26.1	△ 2.3	313.5	41.9	9.3	240.0	536.2	28.5	341.6
22 静岡県	34.8	6.2	224.0	709.0	28.3	△ 0.8	339.7	35.9	5.4	197.0	487.5	23.8	△ 5.3	285.2	42.4	10.1	243.3	568.1	29.1	348.8
23 愛知県	33.2	8.0	248.9	741.4	31.1	△ 2.0	372.8	32.5	6.0	246.2	762.5	31.0	△ 2.1	371.7	39.7	9.3	272.9	695.4	33.1	397.0
24 三重県	31.5	7.3	208.9	529.6	25.3	△ 5.1	303.6	32.4	7.5	230.7	603.9	28.1	△ 2.3	337.2	41.3	9.8	253.2	614.0	30.4	365.2
25 滋賀県	32.2	8.4	238.4	729.7	29.9	0.1	359.1	35.1	6.3	233.8	577.1	28.2	△ 1.7	338.3	41.5	9.5	252.1	558.0	29.9	358.3
26 京都府	36.1	8.9	269.0	783.8	33.4	0.3	401.2	34.5	8.1	236.2	643.9	29.0	△ 4.1	347.8	41.1	9.1	277.6	640.2	33.1	397.1
27 大阪府	33.5	6.8	234.1	728.3	29.5	△ 4.9	353.8	33.7	7.6	241.7	557.1	28.8	△ 5.5	345.8	40.1	9.1	285.4	695.0	34.3	412.0
28 兵庫県	35.2	8.4	235.2	644.3	28.9	△ 2.7	346.7	31.8	6.5	247.6	770.5	31.2	△ 0.4	374.2	41.4	9.3	265.0	609.6	31.6	379.0
29 奈良県	38.0	5.2	225.8	464.8	26.5	△ 5.8	317.4	32.4	7.5	244.5	752.4	30.7	△ 1.5	368.6	41.0	8.5	272.1	600.9	32.2	386.6
30 和歌山県	34.0	10.6	212.0	679.4	26.9	△ 3.1	322.3	32.7	8.2	244.7	563.5	29.2	△ 0.7	350.0	41.7	9.6	252.8	556.0	29.9	359.0
31 鳥取県	37.0	7.3	203.3	520.1	24.7	△ 3.3	296.0	31.4	7.3	199.5	424.0	23.5	△ 4.5	281.8	42.3	10.9	233.5	551.1	27.9	335.3
32 鳥獣県	33.1	4.5	188.6	534.4	23.3	△ 3.7	279.8	33.8	5.4	208.3	637.7	26.1	△ 0.8	313.7	42.3	10.0	225.8	527.0	27.0	323.7
33 岡山県	37.3	8.4	235.6	810.2	30.3	2.4	363.7	35.0	8.3	230.3	768.3	29.4	1.6	353.2	42.5	9.9	235.9	512.8	27.9	334.4
34 広島県	36.6	5.5	218.3	581.3	26.7	△ 4.4	320.1	34.1	8.5	230.7	660.3	28.6	△ 2.5	342.9	41.2	10.1	257.7	641.6	31.1	373.4
35 山口県	37.0	10.8	231.7	776.1	29.6	△ 0.1	355.7	33.5	9.2	220.4	632.2	27.3	△ 2.4	327.7	42.4	10.0	246.6	604.1	29.7	356.3
36 徳島県	38.4	9.2	219.3	592.0	26.9	△ 1.7	322.4	35.7	11.0	219.7	624.6	27.2	△ 1.4	326.1	42.0	10.2	240.8	542.7	28.6	343.2
37 香川県	37.5	13.2	221.7	616.0	27.3	△ 2.2	327.6	36.9	10.0	215.1	620.3	26.7	△ 2.8	320.2	42.0	10.5	246.2	582.5	29.5	353.7
38 愛媛県	36.0	6.8	195.0	501.6	23.7	△ 2.6	284.2	31.8	6.3	204.8	445.4	24.2	△ 2.1	290.3	42.1	9.2	222.4	486.6	26.3	315.5
39 高知県	37.8	9.3	225.6	615.8	27.7	△ 0.3	332.3	41.0	8.0	223.7	532.4	26.8	△ 1.1	321.7	43.6	9.9	236.1	520.7	27.9	335.4
40 福岡県	36.8	8.6	227.9	790.0	29.4	0.4	352.5	31.7	7.3	238.4	617.1	29.0	△ 0.0	347.8	41.0	8.5	246.4	525.1	29.0	348.2
41 佐賀県	41.0	9.3	203.2	633.8	25.6	0.1	307.2	32.7	5.3	221.1	610.3	27.2	1.7	326.4	42.4	10.5	216.7	464.2	25.5	306.5
42 長崎県	37.5	10.8	219.9	573.7	26.8	0.0	321.3	33.3	7.1	210.1	559.6	25.7	△ 1.1	308.1	41.8	9.7	226.6	489.7	26.7	320.9
43 熊本県	40.5	9.4	218.9	756.9	28.2	1.1	338.4	34.8	5.9	212.2	565.3	25.9	△ 1.1	311.2	42.9	9.9	228.2	510.2	27.1	324.9
44 大分県	36.6	7.5	196.7	594.4	24.6	△ 2.8	295.5	31.6	5.6	206.5	582.0	25.5	△ 1.9	306.0	42.2	9.5	230.6	523.1	27.4	329.0
45 宮崎県	44.4	10.7	228.7	703.9	28.7	3.5	344.8	34.7	8.0	203.9	507.9	24.6	△ 0.6	295.5	42.5	9.7	211.7	482.5	25.2	302.3
46 鹿児島県	38.4	8.6	199.0	513.7	24.2	△ 1.6	290.2	38.6	4.9	186.2	366.6	21.7	△ 4.1	260.1	42.7	9.2	219.2	467.1	25.8	309.8
47 沖縄県	38.6	6.4	201.5	469.7	24.1	△ 2.5	288.8	40.9	3.2	185.8	0.0	18.6	△ 8.0	223.0	40.8	8.0	229.1	435.9	26.5	318.5

(出所)平成29年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)による。

1. 1 民間保育所等の賃金に関する基礎知識

民間保育所等の賃金に関する基礎知識

AIP経営労務コンサルティング
代表 大澤 範恭

自己紹介

おおさわ のりやす

大澤範恭 AIP経営労務コンサルティング 代表
(医療・介護・保育専門の社会保険労務士・行政書士事務所)

【URL】<https://www.aip-sr.jp>

AIP経営



特定社会保険労務士 行政書士 認定医業経営コンサルタント
埼玉県社会保険労務士会賃金管理部会所属

愛知県名古屋市出身

1982年 東京大学法学部卒業、厚生省(当時)入省

1992年 滋賀県庁に出向し、障害福祉課長として障害福祉行政を担当
～95年

2007年 厚生労働省老健局介護保険課長・総務課長として介護保険法改正
～11年 を担当

2017年 厚生労働省を退職

2018年 さいたま市浦和区において、AIP経営労務コンサルティングを設立

本日本話したいこと

- 1 保育所等の賃金をめぐる課題
- 2 民間労働者の賃金に関する基本的な枠組み
 - (1) 法規制の概要
 - (2) 賃金の基本的な構造
- 3 ある保育所の場合
- 4 結びに

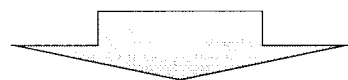
2

- 1 保育所等の賃金をめぐる課題

市町村職員の皆様にとっての当面の課題

処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱが、個々の保育士等の賃金改善に結びついているか？

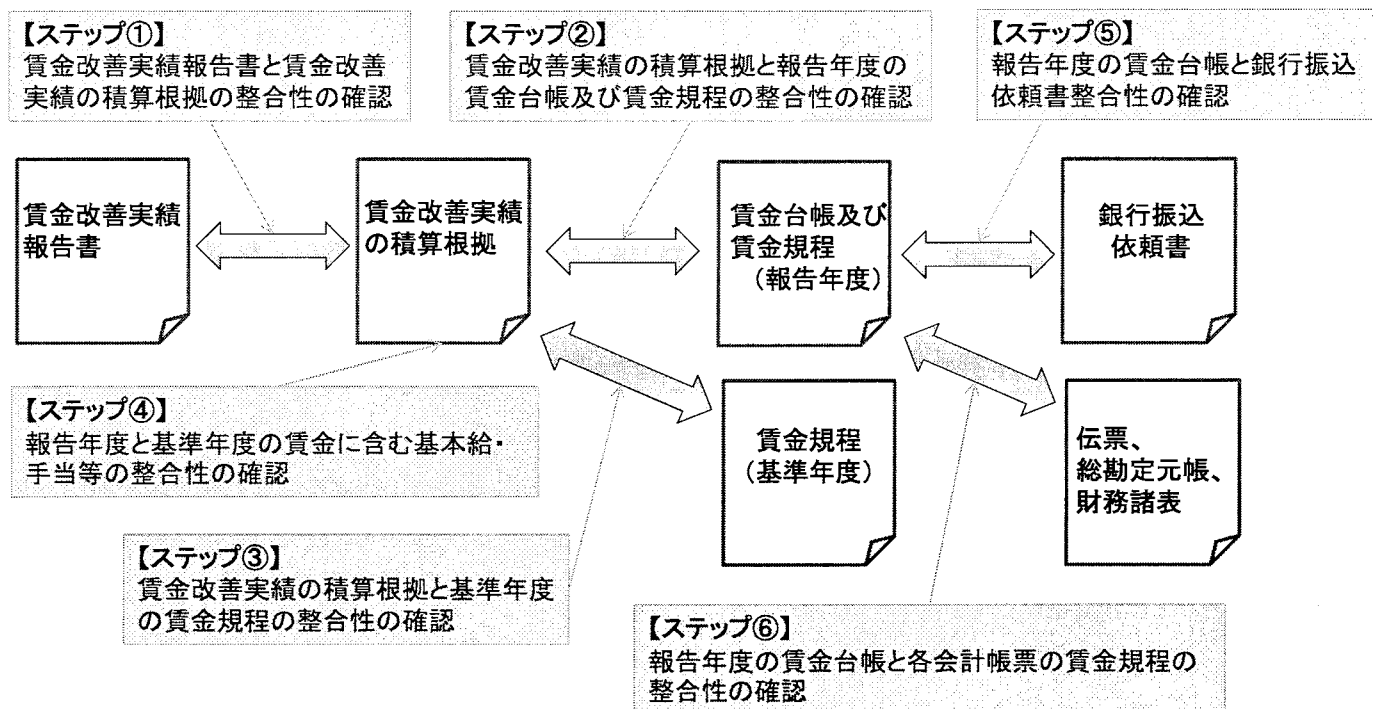
- ☞ 実地指導において、実績報告書と賃金台帳等から個人の賃金改善額が分かる資料等との突合により、賃金改善の状況を適切に把握するとともに、キャリアパス要件に適合しているかを確認。
- ☞ 実地指導中に、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合は、直ちに監査を実施。
- ☞ 研修の受講歴の管理や職員の計画的受講の状況確認。



これらの課題を解決するに当たり、民間保育所等の賃金に関する基礎知識が不可欠。

K市における平成27・28年度の処遇改善等加算の賃金改善要件分の実績報告に係る調査結果より

《調査のためのステップの全体像》



検出されたリスクの一覧

項目	検出されたリスク
① 賃金改善実績報告書と賃金改善実績の積算根拠の整合性の確認	報告年度の賃金総額が不一致 基準年度の賃金総額が不一致
② 賃金改善実績の積算根拠と報告年度の賃金台帳及び賃金規程の整合性の確認	報告年度の各職員の賃金総額が不一致 等級・号俸が不一致 勤務月数が不一致 職員が不一致
③ 賃金改善実績の積算根拠と基準年度賃金規程の整合性の確認	基準年度の基本給・手当が不一致
④ 報告年度と基準年度の賃金に含む基本給・手当等の整合性の確認	報告年度と基準年度の賃金に含む範囲が不一致 公定価格の改定を未考慮 報告年度の賃金情報を検証するための情報の網羅的な入手が不可 基準年度の賃金情報を検証するための情報の網羅的な入手が不可
⑤ 賃金台帳と銀行振込依頼書の整合性の確認	支給額と振込金額が不一致
⑥ 報告年度の賃金台帳と各会計帳票の整合性の確認	賃金台帳と計上金額が不一致

6

2 民間労働者の賃金に関する基本的な枠組み

(1) 法規制の概要

賃金に関する労働法の規制

賃金は労働契約の基本的要素であり、その額・基準・支払方法などは原則として労働者と使用者の合意にゆだねられる。

ただし、例外的に、次のような労働法の規制がある。

- ① 賃金の決定が労使対等に行われるように労使交渉の法的基礎を整えること。
(団結権・団体交渉権・団体行動権の保障等)
- ② 労働市場における賃金の底抜けを防ぐために、賃金の最低基準額を定める仕組みを設定し、それによって定められた最低賃金の実効を図ること。(最低賃金法)
- ③ 通常時および企業倒産時の賃金の支払の確保のための方策。
(賃金支払の5原則(労働基準法第24条)、非常時払の義務(同法第25条)等)
- ④ 労働不能の場合の賃金の保障。
(休業手当(労働基準法第26条)、休業補償給付(労災保険法第14条)等)
- ⑤ 国籍・信条・社会的身分、性別、労働組合の正当な活動、育児・介護の支援措置、法違反の申告等の一定事由による不利益取扱いの禁止

(参考)菅野和夫「労働法(第10版)」

8

賃金とは

賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの

(労働基準法第11条)

賃金支払の5原則

賃金は、

- ① 通貨で、
- ② 直接労働者に、
- ③ その全額を支払わなければならない(同法第24条第1項)
- ④ 毎月1回以上
- ⑤ 一定の期日を定めて、支払わなければならない(同条第2項)

就業規則

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。変更した場合も同様とする。

※労働者の過半数代表者等の意見書を添付、労働者への周知義務あり
(労働基準法第89条)

就業規則の記載事項

【絶対的必要記載事項】

- ① 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等
- ② 賃金(臨時の賃金等を除く)の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り、支払の時期及び昇給
- ③ 退職(解雇の事由を含む)

【相対的必要記載事項】

- ① 退職手当、② 臨時の賃金等(退職手当を除く)及び最低賃金額、③労働者に負担させる食費、作業用品等、④ 安全及び衛生、⑤ 職業訓練、⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助、⑦ 表彰及び制裁、⑧その他、当該事業場の労働者のすべてに適用される定め

【任意的記載事項】

絶対的必要記載事項と相対的必要記載事項以外の事項

10

モデル就業規則(賃金規程) (厚生労働省)

第〇章 賃金

- | | | | |
|------|---------------------------|-------|------------------|
| 第X1条 | 賃金の構成 | 第X10条 | 代替休暇 |
| 第X2条 | 基本給 | 第X11条 | 休暇等の賃金 |
| 第X3条 | 家族手当 | 第X12条 | 臨時休業の賃金 |
| 第X4条 | 通勤手当 | 第X13条 | 欠勤等の扱い |
| 第X5条 | 役付手当 | 第X14条 | 賃金の計算期間及び
支払日 |
| 第X6条 | 技能・資格手当 | 第X15条 | 賃金の支払と控除 |
| 第X7条 | 精勤手当 | 第X16条 | 賃金の非常時払い |
| 第X8条 | 割増賃金 | 第X17条 | 昇給 |
| 第X9条 | 1年単位の変形労働時
間制に関する賃金の精算 | 第X18条 | 賞与 |

いわゆる法定3帳簿(労働基準法)

帳簿の名称	記載項目	保存期間 起算日
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、③履歴、④性別、 ⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇入年月 日、⑧退職や死亡年月日、その理由や原因	3年 労働者の死 亡・退職・解 雇の日
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、 ④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時 間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、 ⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と 額	3年 労働者の最 後の賃金に ついて記入し た日
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムレコーダー等の記録、②使用 者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残 業命令及びその報告書、④労働者が記録した 労働時間報告書等	3年 労働者の最 後の出勤日

12

賃金台帳 例

【氏名】賃金太郎 【性別】男

賃金計算期間	4月	分	分	分	分	分	分
労働日数	22	日	日	日	日	日	日
労働時間数	171	時間	時間	時間	時間	時間	時間
休日労働時間数	-	時間	時間	時間	時間	時間	時間
早出残業時間数	4.5	時間	時間	時間	時間	時間	時間
深夜労働時間数	-	時間	時間	時間	時間	時間	時間
基本賃金	230000	円	円	円	円	円	円
所定時間外割増賃金	7810	円	円	円	円	円	円
手 当	職 務 手 当	10000	円	円	円	円	円
	家 族 手 当	2000	円	円	円	円	円
	通 勤 手 当	3000	円	円	円	円	円
小計	252810	円	円	円	円	円	円
臨時の給与	-	円	円	円	円	円	円
賞与	-	円	円	円	円	円	円
合計	257810	円	円	円	円	円	円
社 会 保 険 料 控 除	健康保険	5000	円	円	円	円	円
	厚生年金保険	5000	円	円	円	円	円
	雇用保険	200	円	円	円	円	円
	小計	10200	円	円	円	円	円
差引残	247610	円	円	円	円	円	円
控 除 金	所得税	2000	円	円	円	円	円
	市町村民税	2000	円	円	円	円	円
	小計	4000	円	円	円	円	円
実物給与	-	円	円	円	円	円	円
差引支払金	243610	円	円	円	円	円	円

2 民間労働者の賃金に関する基本的な枠組み

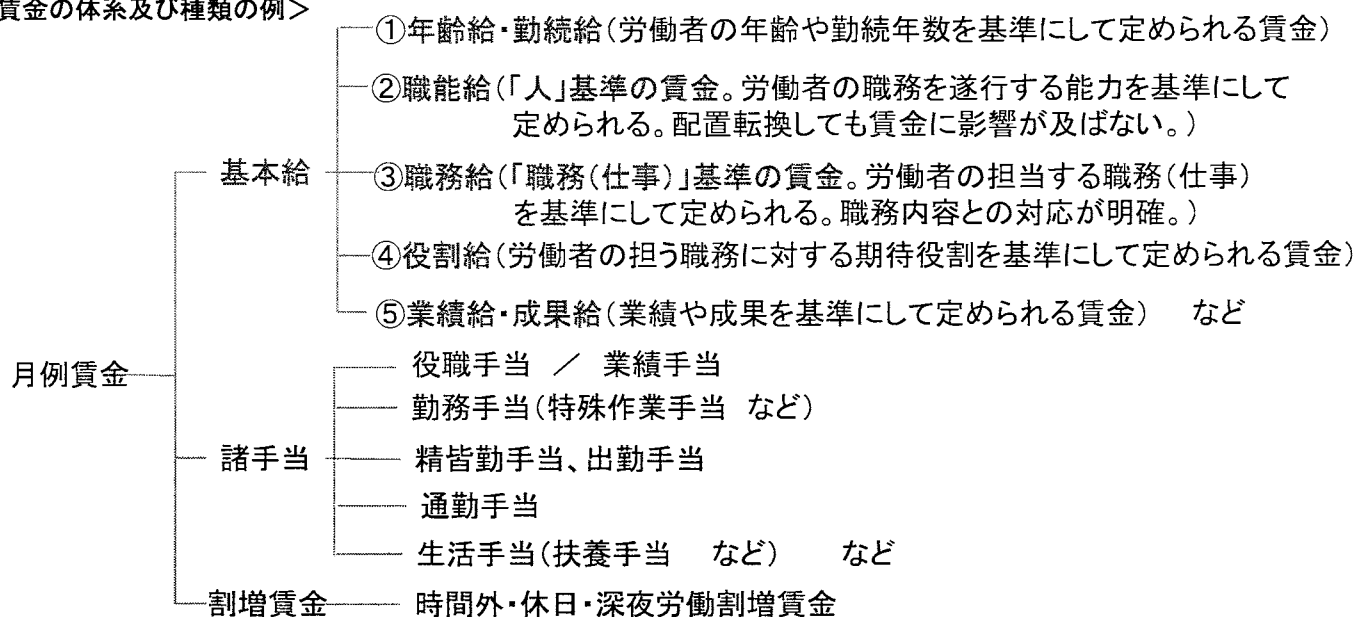
(2) 賃金の基本的な構造

14

賃金体系及び種類

- 賃金は、月例賃金、賞与・一時金、退職金から構成される。
このうち、月例賃金は、基本給と各種手当などから構成されることが一般的。
- 基本給には、職能給、役割給、職務給など複数の種類(賃金項目)があり、事業所によっては単一あるいは複数の賃金項目から成る。
- 各賃金項目の呼称は、事業所によって様々である。

<月例賃金の体系及び種類の例>



(資料出所)「第4回同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」厚生労働省提出資料(平成28年5月24日)を加工

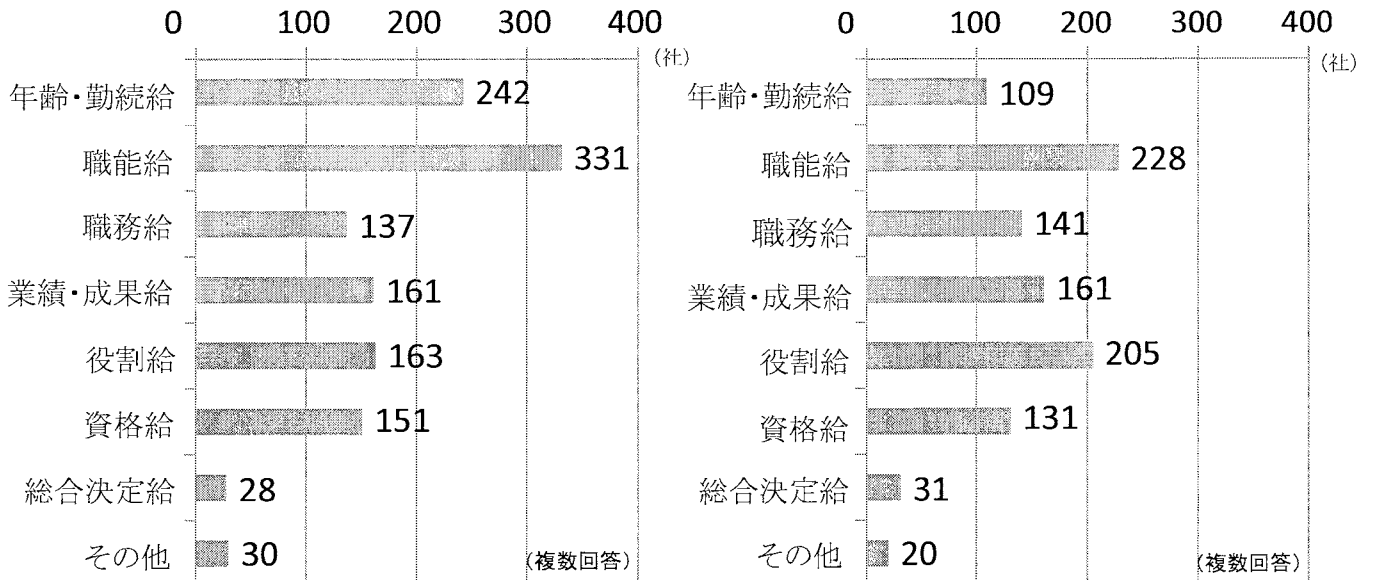
15

基本給の賃金項目の構成状況(経団連調査)

- 非管理職では、職能給が最も多く、次いで年齢・勤続給が多くなっている。
- 管理職では、職能給が最も多く、次いで役割給が多くなっている。

〈非管理職〉(集計対象企業数:497社)

〈管理職〉(集計対象企業数:437社)



(資料出所)一般社団法人日本経済団体連合会「2014年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査結果」

職能給

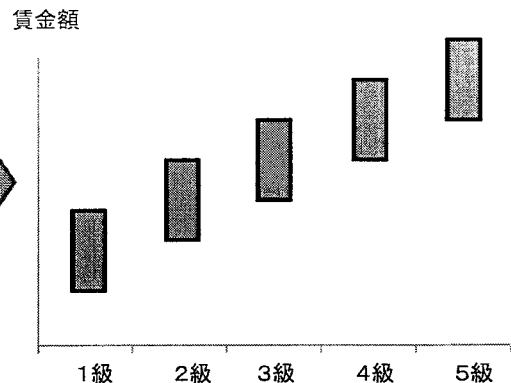
- 「労働者の職務を遂行する能力」を基準にして定められる賃金。「人」基準の賃金。長期雇用を前提。
 - 「職能資格制度」により社員を格付けし、格付けに応じて賃金を支給。
- 【指摘されている主な特徴】
- ・柔軟な配置転換によるキャリア形成が可能(配置転換をしても賃金に影響が及ばない)。
 - ・保有能力を高めようとする動機付けにより、社員の能力開発を促進する仕組み。
 - ・平均年齢の上昇等により人件費がかさむ傾向が生じる。

→ デメリットを緩和する様々な工夫
 (人事評価による昇給、同一等級内での上限設定、昇給額の逡減の設定(賃金が高い人ほど昇給額が抑制される)等)

〈職能資格制度の例〉

等級	職能レベル	業務遂行要件
1級	比較的単純定型的業務を遂行する能力を有するもの	担当業務についての基礎知識を有する
2級	やや複雑な定型的業務や非定型的業務を遂行する能力を有するもの	一部非定型的業務を遂行しうる程度の基礎知識、実務知識を有する
3級	熟練的定型的業務や非定型的業務を遂行できる能力を有するもの	一部判断業務を遂行しうる程度のやや広範な実務知識を有する

〈職能給の例〉



(資料出所)「第4回同一労働同一賃金の実現に向けた検討会 厚生労働省提出資料(平成28年5月24日)」

<賃金表の種類と特徴>

種類	運用	運用	運用
号俸表	能力評価 ↓ 昇格	査定なし	明示型 公務員型
昇給表	成績評価 ↓ (昇給)査定	査定累積型	非明示型 (中途採用×) 大企業型
段階号俸表	成績評価 ↓ (昇給)査定	査定累積型	明示型 (中途採用○) 中堅企業型
複数賃率表	成績評価 ↓ (賃率)査定	完全 キャンセル型	明示型 (中途採用○) 商業型

(資料出所)「改訂新版 賃金表の作り方(楠田丘)」

18

【号俸表】

(単位:円)

号・級	J-1	J-2	J-3	S-4	S-5	S-6	M-7	M-8	M-9
1	31700	44800	58600	77800	98200	127000	175100	230100	294100
2	34200	47600	61800	81400	102200	131500	180100	234100	297100
3	36700	50400	65000	85000	106200	136000	185100	238100	300100
4	39200	53200	68200	88600	110200	140500	190100	242100	303100
5	41700	56000	71400	92200	114200	145000	195100	246100	306100
6	(42950)	(57400)	74600	95800	118200	149500	200100	250100	309100
7	(44200)	(58800)	77800	99400	122200	154000	205100	254100	312100
8			(79400)	(101200)	126200	158500	210100	258100	315100
9			(81000)	(103000)	130200	163000	215100	262100	318100
10			(82600)	(104800)	(132200)	167500	220100	266100	321100
11					(134200)	172000	225100	270100	324100
12					(136200)	(174250)		274100	327100
13					(138200)	(176500)		278100	330100
14						(178750)			333100
15						(181000)			336100
16						(183250)			

(資料出所)「改訂新版 賃金表の作り方(楠田丘)」

41

19

【昇給表<1割展開の場合>】

(単位:円)

級・ランク	S	A	B	C	D
J-1	3,100	2,800	2,500	2,200	1,900
2	3,400	3,100	2,800	2,500	2,200
3	4,000	3,600	3,200	2,800	2,400
S-4	4,400	4,000	3,600	3,200	2,800
5	4,800	4,400	4,000	3,600	3,200
6	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500
M-7	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000
8	4,800	4,400	4,000	3,600	3,200
9	3,600	3,300	3,000	2,700	2,400

(資料出所)「改訂新版 賃金表の作り方(楠田丘)」

20

【段階号俸表<標準5号昇給>】

(単位:円)

号・級	J-1	J-2	J-3	S-4	S-5	S-6	II-7	II-8	II-9
1	31700	44800	58600	77800	98200	127000	175100	230100	294100
2	32200	45300	59200	78500	99000	127900	176100	230900	294700
3	32700	45800	59800	79200	99800	128800	177100	231700	295300
4	33200	46400	60400	79900	100600	129700	178100	232500	295900
5	33700	47000	61100	80600	101400	130600	179100	233300	296500
6	34200	47600	61800	81400	102200	131500	180100	234100	297100
7	34700	48100	62400	82100	103000	132400	181100	234900	297700
8	35200	48600	63000	82800	103800	133300	182100	235700	298300
9	35700	49200	63600	83500	104600	134200	183100	236500	298900
10	36200	49800	64300	84200	105400	135100	184100	237300	299500
11	36700	50400	65000	85000	106200	136000	185100	238100	300100
12	37200	50900	65600	85700	107000	136900	186100	238900	300700

(資料出所)「改訂新版 賃金表の作り方(楠田丘)」

42

21

【複数賃率表〈S-5級〉〈4段階一致の場合〉】

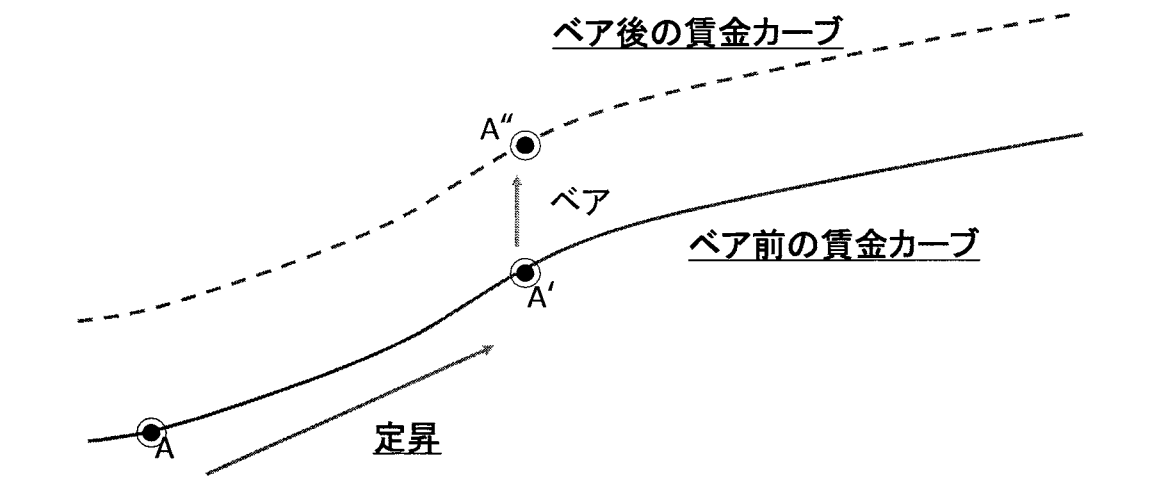
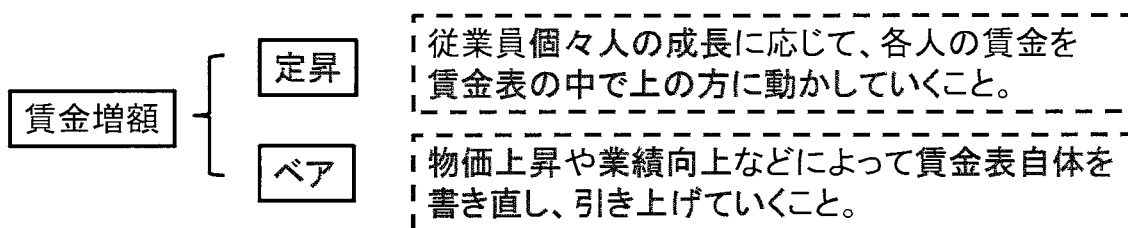
(単位:円)

号ランク	S	A	B	C	D
1	100,200	99,200	98,200	97,200	96,200
2	104,200	103,200	102,200	101,200	100,200
3	108,200	107,200	106,200	105,200	104,200
4	112,200	112,200	110,200	109,200	108,200
5	116,200	115,200	114,200	113,200	112,200
6	120,200	119,200	118,200	117,200	116,200
7	124,200	123,200	122,200	121,200	120,200
8	128,200	127,200	126,200	125,200	124,200
9	132,200	131,200	130,200	129,200	128,200

(資料出所)「改訂新版 賃金表の作り方(楠田丘)」

22

定期昇給(定昇)とベースアップ(ベア)の違い



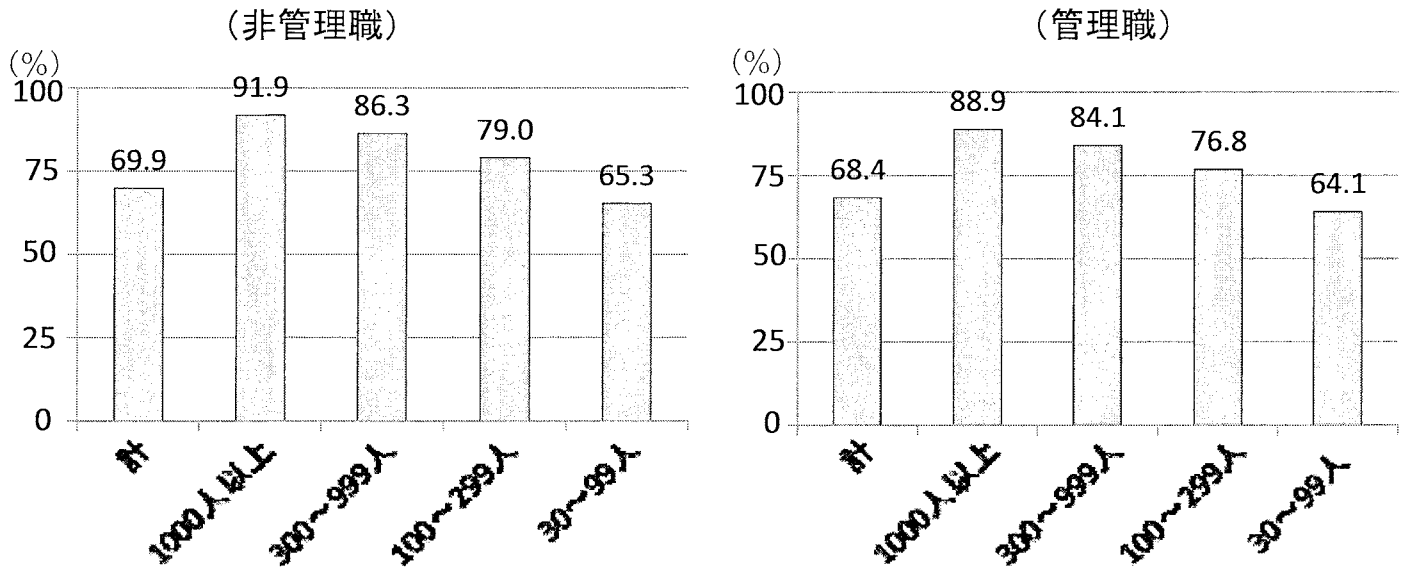
(資料出所)「改訂新版 賃金表の作り方(楠田丘)」

43

23

賃金表がある企業の割合（企業規模別）

- 賃金表がある企業の割合は約7割で、約3割の企業には賃金表がない。
- 企業規模が小さくなるほど賃金表がある企業の割合は低下。



(資料出所) 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」

※ 本調査において賃金表とは、「基本給額、あるいは昇給額が明確に定められているもの」をいう。
表になっていなくても、例えば勤続1年について金額を定めたもの、職務の内容により金額を設定するなど、基本給の額がどのくらいになるか明確にしたものがあれば「賃金表有」と回答することとされている。

24

3 ある保育所の場合

【前提】

- 1法人が、最近、認可保育所と小規模保育所を数か所経営。
- 従業員数 約80名(常勤・非常勤を含む。)

【賃金の現状】

- 基本給は、一定額に、勤続年数と保育士等の経験年数(他の保育所における経験を含む。)に応じた額を加算した額。
- 賃金表や職能資格制度はない。
- 人事評価結果が昇格・昇給に反映することはない。
- 諸手当として、職務責任者手当(園長、主任、主担任等)、資格手当(保育士、看護師、栄養士等)、通勤手当、住宅手当等を支給。

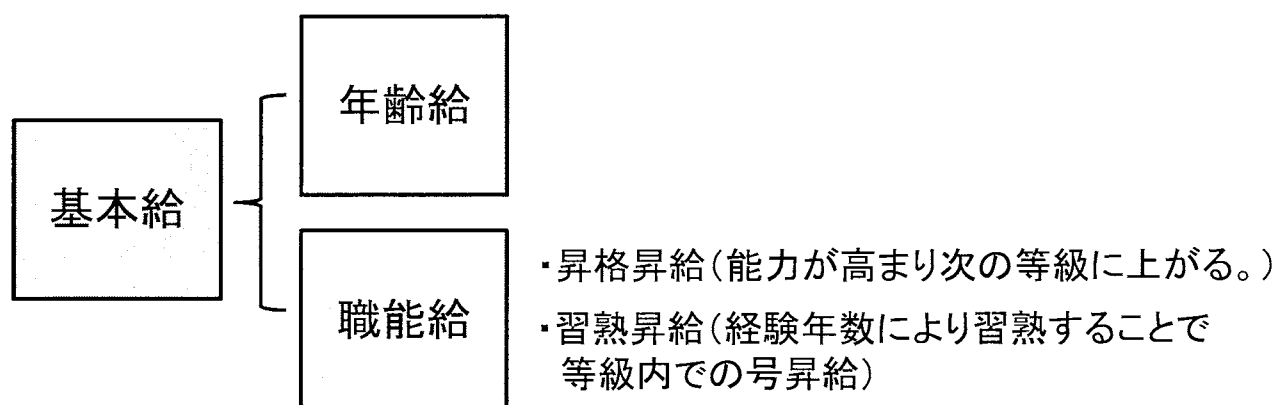
【問題意識】

- 従業員は、22歳から56歳までの幅広い年齢層にわたり、園長～主任～主担任といった役職がある。
しかし、賃金額は、年齢に応じた生活費の上昇が考慮されておらず、職務等級や昇格基準がないため、キャリアパスが明らかではない。
- 職務責任者手当はあり、基本給に勤続年数や保育士等の経験年数に応じた加算はあるが、職務能力を問わず昇給されることになっており、従業員のモチベーション上、問題である。
- 処遇改善等加算Ⅱと職務能力とのリンクが不明確である。

26

<基本給の見直し>

次のように、年齢と職務能力に応じたものに見直す。



※ 年齢給は、年齢により、賃金に格差をもたせて一定の生活保障を行うためのもの。

※ 職能給は、新たに職務等級を定め、職務等級に応じたものとし、人事評価結果等に基づき、昇給させるものとする。

<職能資格制度の整備>

全従業員に対する仕事調べ(職務調査)等を通じて、各等級の職務内容、習熟要件(どのような仕事をどの程度できる必要があるか)、修得要件(どのような知識・技能を習得する必要があるか)等を具体化する。

【職務等級のイメージ】

職務等級	職務名称	昇格の主な要件
5級	管理職 (総合)	地域統括責任者の職にある者 理事長が特に必要と認めた者
4級	管理職 (一般)	園長の職にある者 理事長が特に必要と認めた者
3級	指導職員	一般職員(上級)としての勤務成績が良好であり、かつ、上級歴が5年以上で原則として選考に合格した者 主任の役職の地位にある者【副主任保育士・専門リーダー(月額4万円の処遇改善)】
2級	一般職員 (上級)	一般職員(初級)としての勤務成績が良好であり、かつ、初級歴が3年以上の者 主担任の役職の地位にある者【職務分野別リーダー(月額5千円の処遇改善)】
1級	一般職員(初級)	

28

4 結びに

社労士とは

社労士は、社会保険労務士法に基づいた国家資格者です。

企業の成長には、お金、モノ、人材が必要とされておりますが、社労士はその中でも人材に関する専門家であり、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として、業務を行っております。

社労士は、企業における採用から退職までの「労働・社会保険に関する諸問題」や「年金の相談」に応じるなど、業務の内容は広範囲にわたります。

(資料出所)全国社会保険労務士会連合会ホームページより

30

【労務管理の相談指導業務】

社労士は、「ヒトを大切に経営」を実現するため、良好な労使関係を維持するための就業規則の作成・見直しをお手伝いします。

また、労働者の皆さまが納得して能力を発揮できるような賃金制度の構築に関するアドバイスなど、人事・労務管理の専門家の目でそれぞれの職場にあった、きめ細やかなアドバイスをしています。

雇用管理・人材育成などに関する相談

社労士は、人事労務管理の専門家として、適切な労働時間の管理や、優秀な人材の採用・育成に関するコンサルティングをご提供し、企業の業績向上に繋がるご提案をします。

人事・賃金・労働時間の相談

社労士は、豊富な経験に基づき、企業や職場の実情に合わせた人事、賃金、労働時間に関するご提案をします。

経営労務監査

社労士は、就業規則や法定帳簿等の書類関係の他、実際の運用状況についてまで監査を行うことで、企業のコンプライアンス違反だけでなく、職場のトラブルを未然に防止することができます。

(資料出所)全国社会保険労務士会連合会ホームページより

47

31

ご清聴ありがとうございました。

1. 2 事例紹介

1. 2. 1 福島県

1. 2. 2 埼玉県戸田市

1. 2. 3 埼玉県

1. 2. 4 神奈川県川崎市

1. 2. 5 静岡県

1. 2. 6 大分県

保育士の就労環境改善の取組

福島県の待機児童数
H29.4 616人 全国11位 東北2位

H30.4 372人
施設整備の伸び

「ふくしま新生子ども夢プラン」(H27.3)
平成31年度末までに解消

保育の受け皿
の確保

① 施設整備支援

② 小規模保育事業整備支援

③ 幼稚園との連携

保育士の確保

① 新卒者の確保

② 潜在保育士の掘り起こし

③ 就労環境改善による就労継続

ア 保育人材対策連絡会の開催(H29～)

○ 養成校、保育事業者、労働局、社協、市町村と連携

カ 子育て支援員の活用

○ 福島県保育士・保育所支援センターでのマッチング実施(H30)

50

イ 保育士登録者アンケートの実施(H29)

○ 県内登録者約2万人を対象に、現況調査と実態調査を実施

キ 処遇改善加算Ⅱの推進

○ 市町村・保育事業者向け説明会の開催 (H29.8 H30.4)

○ H29処遇改善加算Ⅱの実施状況 178/264 67.4%

ウ 保育士等キャリアアップ研修会の開催(H29～)

○ 県内4カ所で7分野延べ4000人定員規模の研修会を実施

ク 保育士向け相談窓口の開設(H30.7)

○ 「福島県保育士悩みごと相談室」(福島県保育協議会事務局内)

エ 保育士就職セミナーの開催

○ 県内養成校と連携した保育士専用の就職セミナーの開催(H29～)

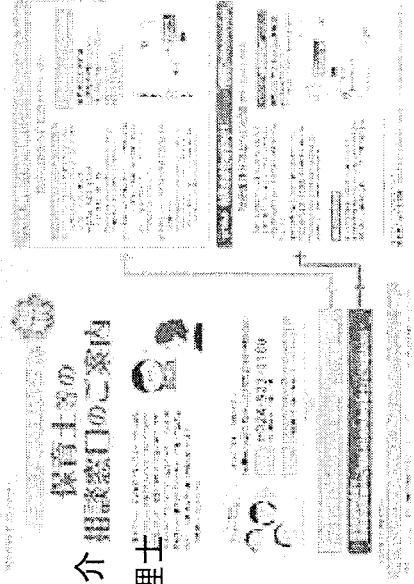
○ 県外開催の保育士就職セミナーへの出展(H30.7)

オ 将来の保育人材育成

○ 高校生向け保育士養成校進学ガイドブック(H29)

○ 中高生の保育現場体験(H30)

○ 修学資金貸付の拡充(H30)



保育士の
相談窓口のご案内

○ 保育士からの電話、メール
相談に対応し、専門機関を紹介

○ 希望する保育士に臨床心理士
によるカウンセリングを提供

○ 希望する施設管理者に
社会保険労務士による
相談・助言を提供

産学官協働による保育人材確保・定着化事業をスタート

— 「とだの保育創造プロジェクト」を設置し、地域全体で保育の魅力アップを目指す—

①市勢(人口) ポイント『人口増加が続き保育重要が高まっている』

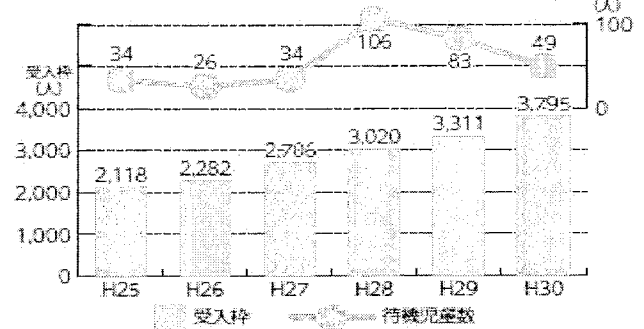
埼玉県戸田市(人口139,513人(平成30年7月1日現在))は、人口減少社会の中にあっても今後2045年までに2015年比で人口が15.8%増加すると推計されている。平均年齢は40.5歳で県内で23年連続して一番低く、特に、子育て世代を中心とした転入等により、保育需要が高まっている。

②待機児童対策

ポイント『量の拡充により着実に減少』

平成28年4月の待機児童数は106人(旧定義)で埼玉県でワースト1となった。これを受け、平成28年6月に「待機児童緊急対策本部」を設置、同年10月には「待機児童緊急対策アクションプラン」を策定し、保育人材確保及び処遇改善のほか、量の拡充として平成31年4月までに約1,200人の受入枠拡大を計画した。この着実な取り組みにより、平成30年4月の待機児童数は49人(新定義)となり、埼玉県でワースト11、対前年減数では第1位となった。(右図参照)

(図) 児童の受入枠と待機児童数の推移



③現状 ポイント『私立認可保育所等の保育士は「戸田市での保育士を辞める意向」が約4割』

戸田市の公定価格(6/100)は都内(20/100)や近隣自治体と比較し大幅に低い状況から、その地域間格差を埋めるべく「就職支援給付金」「宿舍借上支援」等の保育士確保策を講じている。また、保育人材の確保・定着化の基礎資料とするため、平成29年8月に市内私立認可保育所、小規模保育事業所A・B型、事業所内保育事業所の保育士に対し「戸田市保育士アンケート調査」を実施(回収率65.6%)した。その結果、満足度では、収入に関して「やや不満」「不満」を合わせると50.4%と半数を占め、継続意向では、「今後は市外で保育士として働きたい」「今後は保育士を辞め、保育士以外の職種で働きたい」を合わせると43.1%と4割を超える結果となり、働く上で収入等の「処遇」や「職場環境」「やり甲斐」を重視していることが明らかとなった。

【課題解決のための新たな先進的取り組み】

上記アンケート結果を踏まえ、長期的・安定的な保育人材の確保や定着化を図るためには、経済的支援だけでなく、戸田市の保育を魅力あるものとしていくことが重要と考え、平成30年8月2日に「とだの保育創造プロジェクト」を設置。産学官協働で協議を行い、保育士の処遇改善だけでなく、職場環境の充実や戸田の保育の魅力アップ、保育の質の向上等について立案・実践する。

独自の方法を考える
「協議の場」
 (プラットフォーム)
 立案・進捗管理

事業の「球出し」
 実施主体として参画

実践する
「実践の場」
 企画・実践



取組状況の「フィードバック」
 (進捗状況や課題の確認、成功事例の共有)

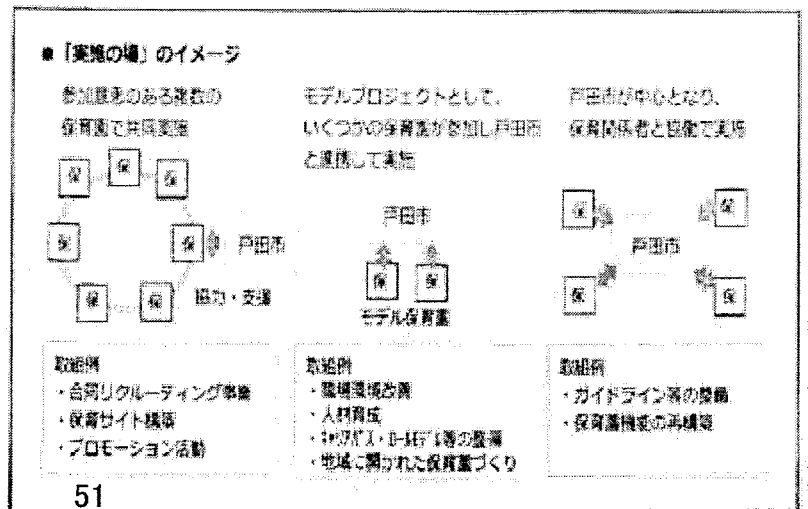
【基本的な考え方とメンバー】

◆「協議の場」

「戸田市の保育を魅力あふれるものにする」という共通ビジョンをもち、課題を共有し、その解決に向けて効果のある取組を出し合い、実践につなげる「場所」。保育事業者と市を中心に、助言をいただく学識経験者などを加えた会議体。

◆「実践の場」

「協議の場」で検討・立案した具体的な取組を、具体的に企画・実現する実行部隊となる「場所」。取組ごとに、場を作る。テーマや取組の性質に合わせて人選。参加したい保育園が参加可能。

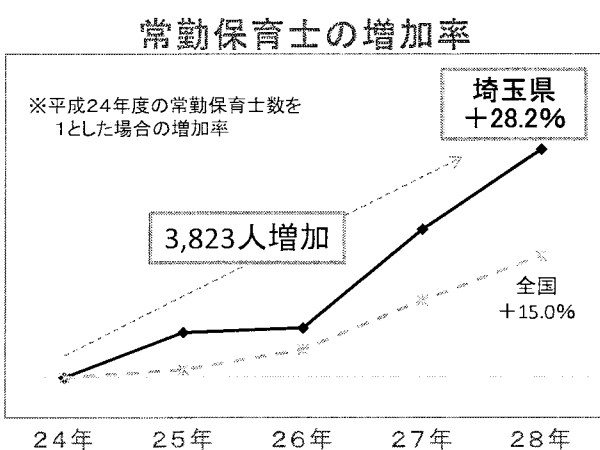


常勤保育士数

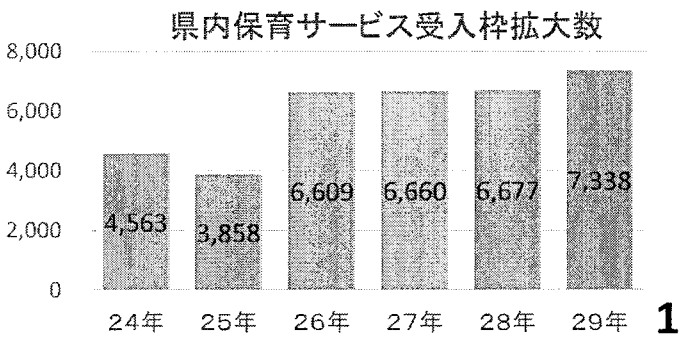
平成28年10月1日現在

17,371人

▶ 過去5年間(※)で
増加数・増加率
全国3位 (※平成24年→28年)



- ▶ 保育の質向上として、低年齢児や障害児の保育士加配 (平成15年度～)
- ▶ 県内の実情に即した対策の事業化や好事例の横展開のため、少子化対策協議会の設置 (平成28年度～)
- ▶ 職場環境の改善や保育士の働き方改革に向けて、管理者セミナーや新人保育士等の研修 (平成29年度～)



【事業委託者】
日本社会事業大学
⇒ 県内の保育士養成施設と連携実施

【研修実施期間】
約3か月間(平成29年12月～平成30年3月)

【研修科目】
3科目 { 乳児保育, 幼児教育, マネジメント }

【現場からの声】
・研修を受講した保育士が活き活きして帰ってきた
・県内保育士養成校と連携して、埼玉県の現場に即した研修となった
・マネジメントには、主任保育士も研修対象にしてほしい

受講者数：3,210名
⇒ 約8割の参加率

北部
(立正大学)

(参加率)
乳児保育: 92%
幼児教育: 68%
マネジメント: 52%

東部
(埼玉県立大学等)

(参加率)
乳児保育: 97%
幼児教育: 89%
マネジメント: 73%

西部
(日本社会事業大学等)

(参加率)
乳児保育: 95%
幼児教育: 68%
マネジメント: 63%

南部
(聖学院大学等)

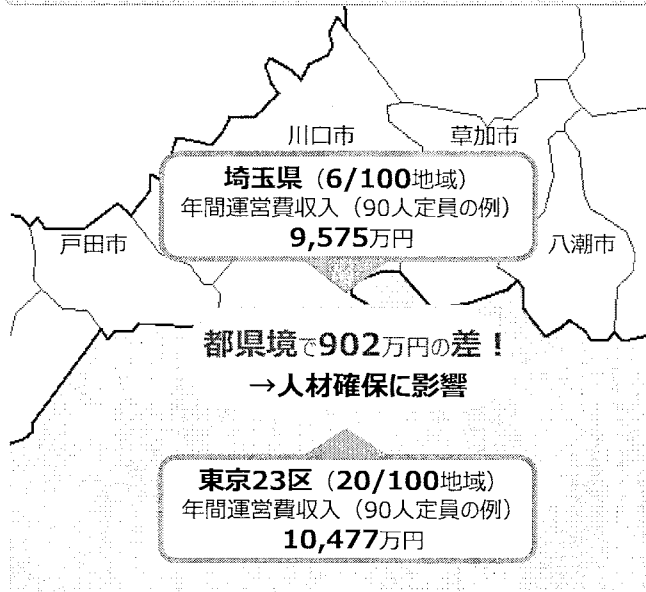
(参加率)
乳児保育: 96%
幼児教育: 93%
マネジメント: 80%

参加者の96%以上が有意義と回答

- 平成30年度研修についても、日本社会事業大学に委託実施(県内の保育士養成施設と連携)
- 研修実施期間は約9か月間(平成30年6月～平成31年2月)
上半期研修の受講申込者数は、平成30年6月時点で、予定していた枠の約9割
- 研修科目は8科目全て実施

保育士の確保と保育の質の向上

保育所運営公定価格の地域区分



保育の質に関する国の制度(例)

【低年齢児保育の職員配置の現状】

- 1歳児**6**人に保育士1人

※消費税率の引上げを含む恒久財源の確保による改善が先送りとなっている

補完

埼玉県の取組(例)

【低年齢児保育を独自に充実】

- 1歳児**4**人に保育士1人 (補助)

→国が安定財源を確保し、
公定価格の改善等に対応すべき

要旨

- ・保育の実情を反映した公定価格とすること。特に、隣接自治体の間で大きな差が生じないように、介護や障害の地域区分の見直しを踏まえ、保育も早急に見直すこと
- ・保育士の確保と保育の質の向上のため、十分な財源を確保すること

3

平成27・28年度の処遇改善等加算による賃金改善実績の調査結果について

<目次>

- 1 処遇改善等加算による賃金改善の仕組み
- 2 調査の目的及び対象
- 3 検証に用いた資料と調査の観点
- 4 調査のステップ
- 5 調査の結果と検出されたリスク
- 6 調査結果に基づく指導監査のあり方
- 7 平成27・28年度の賃金改善実績

平成30年8月

川崎市子ども未来局

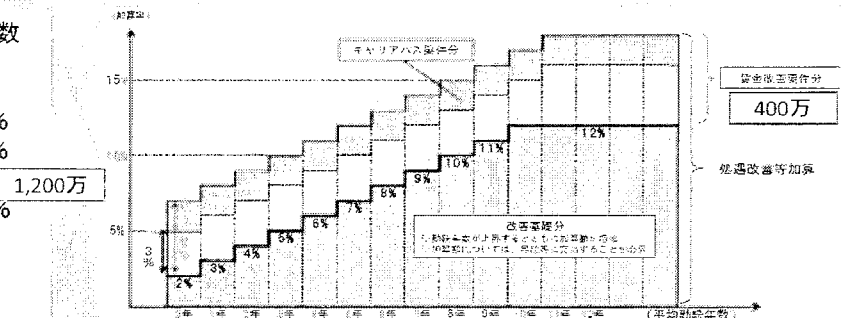
1 処遇改善等加算による賃金改善の仕組み

基本理念:「質の高い保育の安定的供給」→「長く働くことができる職場」→「給付費中に以下の処遇改善の仕組み」

(1) 処遇改善等加算Ⅰ: 職員の平均勤続年数と賃金改善やキャリアアップの取組に応じて人件費を加算

<90人定員/平均勤続年数が8年の施設の場合>

- ・処遇改善等加算Ⅰ
乳児(標) 1,680円×15%
乳児(短) 1,630円×15%
- ・所長設置加算
基本分単価+50円×15%
- ・3歳児配置改善加算
- ・主任保育士専任加算
- ・事務職員雇上費加算 等



(2) 処遇改善等加算Ⅱ: 技能・経験を積んだ職員に対し追加的な人件費を加算(ただし平成29年度から実施)

研修による技能の習得により、キャリアアップが促される仕組みを構築

① キャリアアップ研修の構築

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

1. 乳児保育
2. 幼児教育
3. 障害児保育
4. 食育・アレルギー
5. 保健衛生・安全対策
6. 保護者支援・子育て支援
7. 保育実践
8. マネジメント

② 研修の実施主体: 都道府県等

③ 研修終了の効力: 全てで有効

④ 研修終了者が転職後再就職する場合: 以前の研修終了の効力は引き続き有効

② 職責の明確化(処遇の向上)と職員等
の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

③ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

④ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑤ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑥ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑦ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑧ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑨ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑩ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑪ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑫ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑬ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑭ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑮ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑯ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑰ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

⑱ 職責の明確化(処遇の向上)と職員等の処遇改善(賃金改善)の仕組みを構築

園長
<平均勤続年数24年>

主任保育士
<平均勤続年数24年>

副主任保育士
<平均勤続年数24年>

専門リーダー
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

職員
<平均勤続年数24年>

2 調査の目的及び対象

(1) 調査の目的

処遇改善等加算における賃金改善により、本当に各職員の処遇改善が図られているかを調査。

(2) 調査の対象

平成27・28年度に実施された処遇改善等加算Ⅰの賃金改善実績を調査(加算Ⅱは平成29年度から実施のため調査の対象外とする)。

管轄する施設数が多いため、各法人1施設を選定し、これを母集団として、この母集団の中から無作為に抽出した施設について調査を実施。各年度の調査対象件数は以下の表のとおり。

<平成27年度の調査対象>

30法人 (30施設)	85法人 (212施設)	35.3%
6法人 (6施設)	9法人 (14施設)	66.7%
1施設	5施設	20.0%
8人	26人	30.8%

<平成28年度の調査対象>

64法人 (64施設)	96法人 (243施設)	66.7%
8法人 (8施設)	13法人 (22施設)	61.5%
1施設	5施設	20.0%
8人	24人	33.3%


※今回、調査対象とならなかった施設は、平成30年度実施の調査において、優先度を上げて実施。

3 調査に用いた資料と調査の観点

(1) 調査に用いた資料

調査は、各施設が市に年度ごとに提出した「賃金改善実績報告書」により行う。

報告書には、以下の図のとおり、年度ごとに「D当年度の賃金改善総額」が示されており、「A当年度における賃金改善後の賃金総額」から「B基準年度における賃金水準を適用した賃金総額」と「C公定価格における人件費改定分」を控除した額が「E加算実績により賃金改善に充てるべき額」以上となる必要がある。

A	当年度における 賃金改善後の 賃金総額	=	B	「基準年度」における賃金水準を 適用した場合の賃金の総額	<small>※詳細は内閣府HPで下記通知等参照 ○平成27年3月3日付の府省庁長通知「処遇改善給 付算等に係る処遇改善等加算について」 ○平成27年6月28日付の府省庁長通知「児童 福祉施設給付算等に係る処遇改善等加算について の取扱いについて」 ○平成28年6月17日付の府省庁長通知 「平成28年度における処遇改善等加算の取扱い について」</small>
C	公定価格における 人件費の改定部分	-	D	当年度の賃金改善総額 A-(B+C)	
					
E	加算実績額 計算上の賃金 改善に充てる額				
A	<small>当年度における当該施設の賃金改善後の賃金総額であり、当該施設の歳計賃金費(人件費(基礎手当を控除))と職員の一部が原則、 積算の対象となる職員は、取扱いに関わらず、また、賃金改善の有無に関係なく、非常勤、派遣職員、役員(固定費)の賃金(固定費)を含むものとする。また、対象となる賃金は、基本給、手当、賃手、一時金のはがき(労働組合)の賃金(固定費)を合算し、賃金改善額は、</small>				
B	<small>【基準年度】 ○子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度(67か所) 即ち、H27開設⇒H26、H28開設⇒H27 ○平成27年3月31日以前に既に保有所として運営していた施設については平成24年度(184か所) 即ち、H24以前開設(H24以前)⇒H24、H25・26開設⇒H24 ※上記基準年度に存在しなかった施設(H25以降開設の115か所)は、同一法人内の他施設の給与水準を参考に基準年度の賃金を算出 ※それにも拠り難い場合は、開設当初から同一法人の給与水準に基づき(ただし、地域の賃金水準と均衡を図られていること)。</small>				
C	<small>「基準年度」から当年度までの公定価格における人件費の改定状況を反映する部分 ※平成28年度の発表報告では次の算式により、2%(H26人数)、0%(H27人数)、9%(H28人数)を乗じた額となる見込み。 算式「各月の平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×5、2(%)×開所月数」</small>				
D	<small>AからB及びCを控除した(=元々の定期昇給分や公定価格の改定に伴うベースアップ分等を取り除いた)賃金改善額</small>				
E	<small>加算実績額計算書によって算出された、給付給等の処遇改善等加算のうち、確実に賃金改善に充てるべき金額であり、<u>これを上回るように、必要な賃金改善がなされている状態</u>となる。</small>				

3 調査に用いた資料と調査の観点

(1) 調査に用いた資料

前述のとおり、調査においては、報告書のA・B・Cの額の正確性を検証する必要があることから、報告書に加え、以下の①～⑦の挙証資料についても調査を実施。

No.	資料名	説明
①	賃金改善実績の積算根拠(平成28年度の場合、「賃金改善実績積算表」を用いることもある)	報告年度及び基準年度の職員毎の賃金総額、またその計算過程となる給与(基本給・手当等)、社会保険料等の事業主負担分の集計表
②	給与規程	報告年度及び基準年度の職員給与(基本給・手当等)、給与表(等級・号俸)、計算方法、支払方法などが規定されているもの
③	給与(賃金)台帳	給与の総支給額(基本給・手当等)から個人負担分の社会保険料等の控除項目を差し引き、給与の差引支給額が計算されているもの
④	銀行振込依頼書(明細書含む)	実際に職員へ給与を振り込んだ結果が記載されているもの
⑤	伝票	給与の支払い結果をその都度、帳簿へ記帳した会計書類
⑥	総勘定元帳	施設の財務諸表を作成するために取引の都度、記帳された会計書類の集計表
⑦	財務諸表	施設の会計上の開示書類

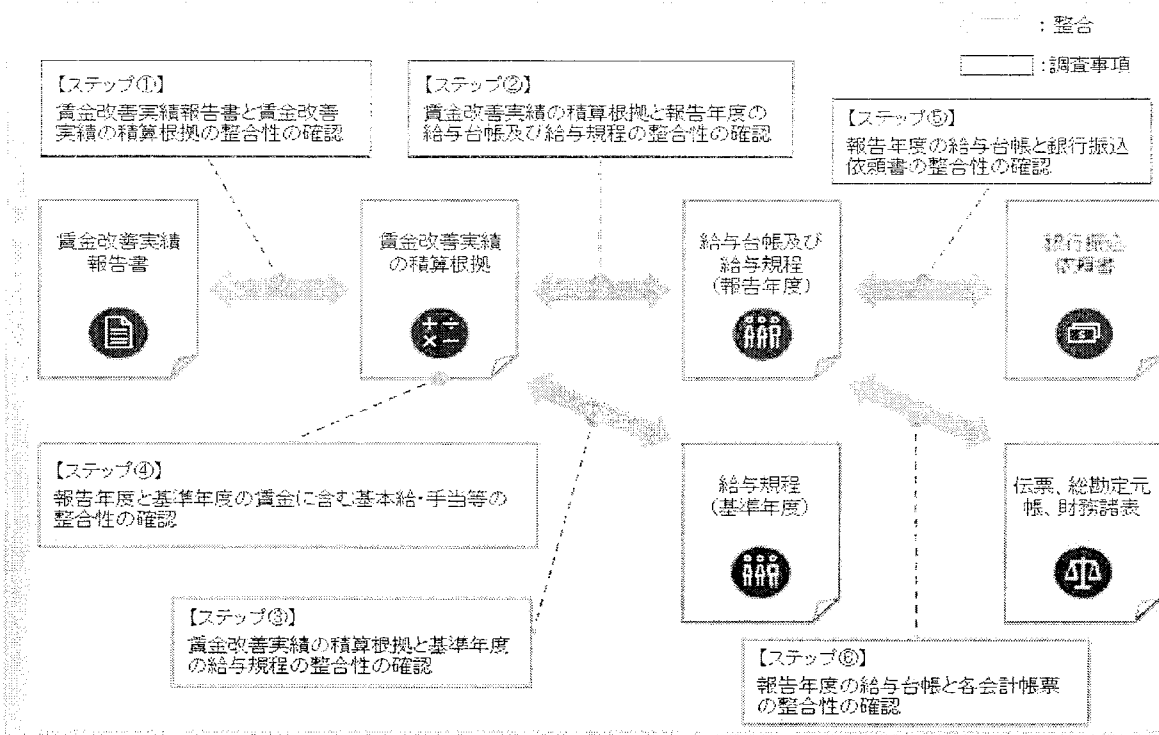
(2) 調査の観点

報告書及び挙証資料の確認にあたっては、以下の観点に沿って調査を実施。

- ・**実在性**：実際に職員に対して給与の支払いがなされているか
- ・**網羅性**：賃金改善の対象者が漏れなく集計されているか
- ・**権利と義務の帰属**：職員の等級・号俸が給与規程に基づき計算されているのか
- ・**期間配分の適切性**：報告の集計期間が正確か
- ・**評価の妥当性**：報告書に正しく転記されているのか
- ・**表示の妥当性**：決算書類を通して正しく開示されているか

4 調査のステップ

報告書の賃金改善総額の検証にあたっては、提出された挙証資料に基づき、以下の6つのステップで調査を実施。



5 調査の結果と検出されたリスク

(1) 調査結果の総括

調査の結果、報告書に記載されている賃金改善総額及びその積算が**全く誤っていない施設は余りなし**。即ち、処遇改善等加算による賃金改善の考え方がまだ**十分に浸透しているとはいえない状況**。調査ステップごとに検出されたリスクを取りまとめると以下の表のとおり。

①	賃金改善実績報告書と賃金改善実績の積算根拠の整合性の確認	報告年度の賃金総額が不一致 基準年度の賃金総額が不一致 報告年度の各職員の賃金総額が不一致
②	賃金改善実績の積算根拠と報告年度の給与台帳及び給与規程の整合性の確認	等級・号俸が不一致 勤務月数が不一致 職員が不一致
③	賃金改善実績の積算根拠と基準年度の給与規程の整合性の確認	基準年度の基本給・手当が不一致
④	報告年度と基準年度の賃金に含む基本給・手当等の整合性の確認	報告年度と基準年度の賃金に含む範囲が不一致 公定価格の改定を未考慮 報告年度の賃金情報を検証するための情報の網羅的な入手が不可 基準年度の賃金情報を検証するための情報の網羅的な入手が不可
⑤	給与台帳と銀行振込依頼書の整合性の確認	支給額と振込金額が不一致
⑥	報告年度の給与台帳と各会計帳票の整合性の確認	給与台帳と計上金額が不一致

(2) リスクの分類

検出されたリスクは数が多く、内容も多岐にわたるため、**賃金改善総額の過大報告となり得るか**による「重要度」と、**多くの施設で類似事例が生じているか**による「緊急度」によって分類、「重要度」と「緊急度」がともに高いリスクから優先的に改善すべきものと判定。

5 調査の結果と検出されたリスク

(3) 調査ステップごとの調査結果とリスク分類(抜粋)

【ステップ① 実績報告書とその積算根拠の整合性の確認】

報告年度、基準年度ともに一致している施設は余りなし。賃金改善額を過少報告している施設も多くあり、**2つの資料の整合意識が浸透していない状況**(重要度「高・低」、緊急度「高」)。

【ステップ② 改善実績の積算根拠と報告年度の給与台帳・給与規程の整合性の確認】

多くの施設で、改善実績の積算根拠と報告年度の給与台帳・給与規程との数値に不一致あり。施設によっては、ほぼ全員の賃金総額が不一致で**給与台帳を基に積算を行っていない疑いあり**(重要度「高・低」、緊急度「高」)。

【ステップ③ 改善実績の積算根拠と基準年度の給与規程の整合性の確認】

多くの施設で、改善実績の積算根拠と基準年度の給与規程上の基本給・手当等に不一致あり。積算根拠に記載の等級・号俸が**報告年度の等級・号俸と一致しておらず、基準年度当時の等級号俸を記載している施設が多数あり**(重要度「高」、緊急度「高」)。

【ステップ④ 報告年度と基準年度の賃金に含む基本給・手当等の整合性の確認】

報告年度と基準年度の賃金に含む基本給・手当等が**整合していることを確認できた施設は余りなし**。また、賞与や残業手当、通勤手当、社会保険料の事業主負担額、あるいは、大幅な給与表の見直し、定期昇給の繰上げ等は、**提出された挙証資料だけでは、正確性の検証が困難**であることが判明(重要度「高・低」、緊急度「高」)。

【ステップ⑤ 報告年度の給与台帳と銀行振込依頼書の整合性の確認】

給与台帳上の支給額と実際の振込額の一部が不一致となっている施設が多数あり。ただし、特定月の特定職員のみで不一致であり、金額も僅かなため、交通費の精算等の可能性あり。

また、**給与振込が一括処理で個人別明細がない場合は検証不可**(重要度「高」、緊急度「高」)。

【ステップ⑥ 報告年度の給与台帳と各会計帳票の整合性の確認】

台帳と各会計帳票について、一部不一致の施設が多数あり(処遇改善に直接影響するものでないため、重要度「低」、緊急度「低」とする)。

6 調査結果に基づく指導監査のあり方

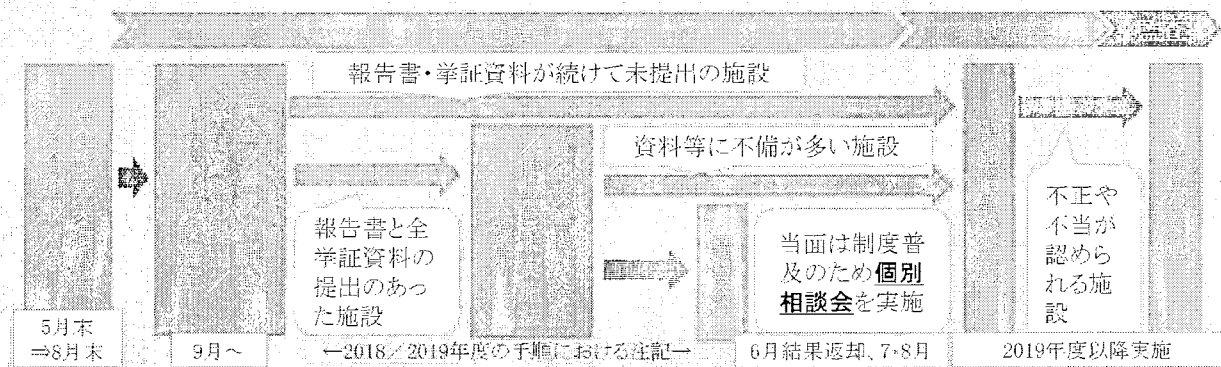
(1) 指導監査の枠組み

以上の調査結果を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善がより適正かつ円滑に執行されるためには、以下のとおり、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査」の枠組みの中で、その確認と指導、改善が図られていくことが必要。

指導	<p>集団指導 他の確認事項と併せて処遇改善等加算による賃金改善の遵守状況を調査・検証し、結果について、特定教育・保育施設の設置者等を1か所に集め講習等を実施。</p> <p>実地指導 上記遵守状況、集団指導等の状況を勘案して、実地により、関係書類の閲覧、関係者との面談等を実施。</p>
監査	上記指導等により、不正又は著しい不当が認められる場合に、報告や帳簿書類等の提出、出頭、関係箇所への立入検査等を実施。

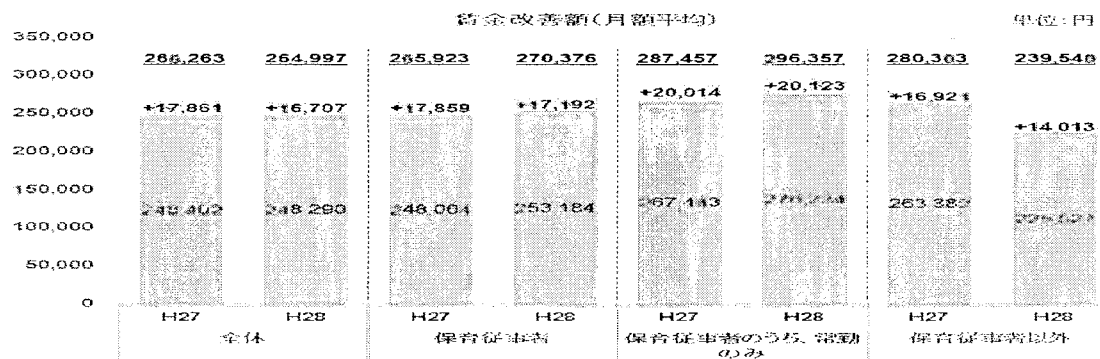
(2) 指導監査の手順

上記枠組における当面(2018/2019年度)の具体的指導監査手順は以下のとおり。



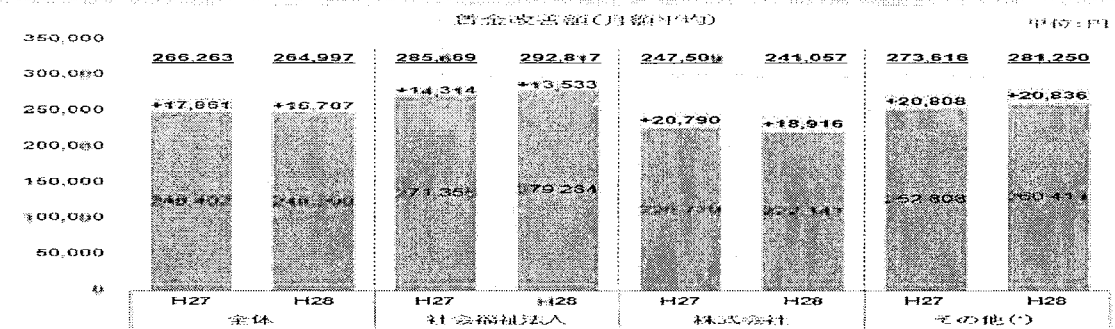
7 平成27・28年度の賃金改善実績(参考値)

(1) 従事業務・勤務形態ごとの賃金改善実績



※平成27年度より平成28年度の方が賃金改善額が少額なのは、計算対象が任意から全職員となったため。

(2) 法人種別ごとの賃金改善実績

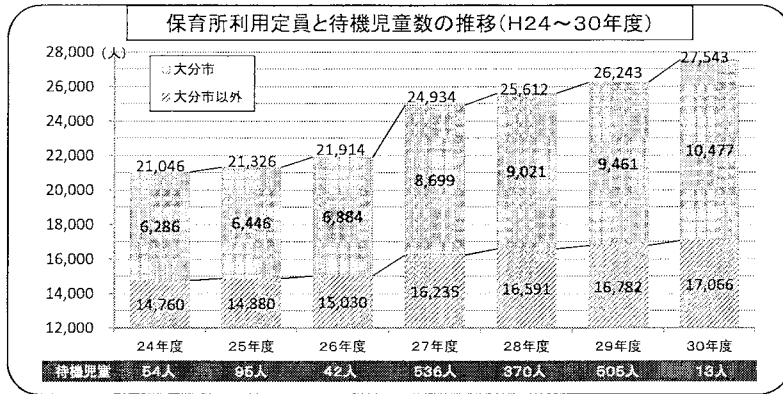


(〃) 学校法人、宗教法人、公益財団法人、特定非営利活動法人

平成29年度子ども・子育て支援推進費補助金 事例調査票
 (保育士等の処遇改善導入円滑化特別対策事業)

自治体名	静岡県
担当課	こども未来課
1) 実施事業の概要	<p>●事業者に対する助言・指導</p> <p>①「保育所等経営者セミナー」の開催（県内2か所） ・処遇改善等加算Ⅱの周知 ・保育所等経営者による講演及び処遇改善等についての意見集約</p> <p>②「保育士キャリアアップ制度検討会議」の開催 ・有識者による保育士のキャリアアップの仕組みの検討</p> <p>③保育士キャリアアップ制度導入支援セミナー・個別相談会開催（県内3か所） ・社会保険労務士による講演及び個別相談会</p> <p>④保育士キャリアアップ制度導入支援個別訪問相談の実施 ・法人等への社会保険労務士の派遣</p> <p>⑤保育士キャリアアップ制度理解促進に係る冊子の作成 ・保育所等への取材記事及び保育士のキャリアアップの仕組みの掲載</p> <p>⑥保育士キャリアアップ講演会開催 ・講師による基調講演及び講師と若手保育士による座談会</p>
2) 事業実施の目的（ねらい）	<p>①保育士のキャリアアップ及び処遇改善に係る理解促進 ②保育士のキャリアアップの仕組みの構築 ③及び④法人等の運営主体に対し、キャリアアップ制度の導入支援 ⑤保育士キャリアアップの仕組みの理解及び導入促進 ⑥保育士のキャリアアップに係る理解促進</p>
3) 事業実施にあたって工夫した点	<p>・経営者、保育士、学生等、幅広い対象に対して事業を実施 ・保育団体と連携し事業を実施</p>
4) その他	<p>①保育所等経営者セミナー参加者数…東部地区：110人、西部地区：172人 ③保育士キャリアアップ制度導入支援セミナー参加者… 東部地区：74人、中部地区：108人、西部地区：62人 個別相談会参加者…東部地区：6組、中部地区：9組、西部地区：5組 ④保育士キャリアアップ制度導入支援個別訪問相談…平成30年1月10日～3月16日までの 期間で実施 ⑤保育士キャリアアップ制度理解促進に係る冊子… 各市町、私立保育所及び認定こども園、保育団体、県社会福祉協議会、養成施設等へ配布 ⑥保育士キャリアアップ講演会参加者…69人</p>

大分県の保育人材確保対策（H30年度）



大分県保育士登録者数 (単位:人)

	登録数(累計)	対前年増加数
H27.3.31	13,234	567
H28.3.31	13,844	610
H29.3.31	14,489	645

資料:大分県こども未来課調べ

大分県保育所等就業保育士数

	就業保育士数	対前年増加数
H26.10.1	4,382	268
H27.10.1	4,539	157
H28.10.1	4,968	429

資料:社会福祉施設等調査(厚生労働省)

A 資格取得と県内就職支援

- ①保育士・保育所支援センターの運営(H27～)
 - ・県内・県外養成校生の確保(採用・実習情報の提供等)
 - ・保育のしごと就職フェア(大分・福徳)
- ②修学資金貸付(H28～)
 - ・県内保育所の就職継続の確保(5年勤務で返済免除)
- ③保育士試験(年2回)

B 保育士のサポート体制

- ①子育て支援員の養成
 - ・養成研修(H28～)
H30受講者数400人(うち約7割が保育従事)
 - ・フォローアップ研修(H29～)
- ※保育士配置要件の弾力化(H28～当分の間)
保育士をサポートする人材として子育て支援員研修を修了した者を朝夕の時間帯等に活用可能

C 潜在保育士の再就職支援

- ①保育士・保育所支援センターの運営(H27～)
 - ・ハローワークとの連携による就職あっせん、相談支援
 - ・再就職支援体験実習
- ②就職準備金貸付(H28～)
 - ・再就職に必要な費用の一部を支援(2年勤務で返済免除)
- ③再就職に導く情報発信
 - ・保育士登録名簿を活用し、就職フェア、賞付金制度、県内施設の情報等をDMで送付

D 就業継続支援

- ①保育士の処遇改善(H29～)
 - ・副主任保育士等 十月額4万円(経験年数概ね7年以上)
 - ・職務分野別リーダー 十月額5万円(経験年数概ね3年以上)
- ②保育現場の働き方改革
 - ・保育現場の働き方改革研究会(研究、議論、改善策の提言)
 - ・離職防止研修会等による横展開

大分県保育現場の働き方改革研究会の概要(H30新規)

研究会の目的

保育現場で働く一人ひとりがモチベーションを高め希望を持って働ける環境づくりに向け、保育現場の働き方改革の促進を図る

構成メンバー(9名)

- 保育関係団体:大分県保育連合会
- 保育園、認定こども園:園長等(2名)
- 保育士(2名)
- 社会保険労務士
- 労働局:大分県労働局雇用環境・均等室
- 市町村:大分市子どもすこやか部子ども企画課
- 大分県:雇用労働政策課

事務局:大分県福祉保健部こども未来課

研究会の主なテーマ

- 働き方に関する課題等の調査・研究
- 働き方改革の促進に係る施策の検討
- その他研究会の目的を達成するための必要な事項

研究会のスケジュール(案)

- 第1回研究会(H30.6.25)
 - ・大分県の現状と課題
 - ・保育現場の実態調査(アンケート)の結果
 - ・委員からの事例発表、提言、意見交換
 - ・主要課題の整理
- 第2回研究会(H30.7.23)
 - ・先進優良事例研究
 - ・主要課題に対する保育現場独自の原因と改善策(仕事量・内容、休暇・休憩時間、現場や県民の意識)
- 第3回研究会(H30.9月上旬)
 - ・主要課題に対する改善策の掘り下げ
- 第4回研究会(H30.10)
 - ・31年度事業化に向けた施策案
- 第5回研究会(H30.12)
 - ・報告書まとめ、県への提言

◆保育現場の働き方改革報告書

提言

◆保育現場の働き方改革促進に向けた31年度事業化
◆働き方改革の普及・啓発

1. 3 給付事務に係る請求書等の様式の標準化について
 1. 3. 1 保育所用請求書標準様式(案)
 1. 3. 2 保育所用加算適用申請書標準様式(案)

給付事務に係る請求書様式等の標準化について

- 「子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業」（平成 29 年度実施）
（調査の概要）

平成 27 年度から施行された新制度下において、地方自治体が行っている給付事務の実態を把握し、負荷がかかっている箇所を明らかにするとともに、その改善策を検討するために調査を行ったもの。

（調査結果の概要）

- ・自治体毎に給付申請の様式や方法が異なっていることについて、
→複数の自治体で運営する大規模法人にとって事務負担が大
→複数の自治体から子どもを受入れる法人にとって事務負担が大

- 「子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の改善等に関する調査研究事業」（平成 30 年度実施）
PwC コンサルティング合同会社委託

◇対象となる様式

- ・請求書様式（保育所用）
- ・加算適用申請書様式

（参考）「規制改革推進に関する第 3 次答申～来るべき新時代へ～（平成 30 年 6 月 4 日）」

「施設型給付費等の請求（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条・附則第 6 条第 1 項）については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されている「施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成 31 年 4 月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。」

◇様式案の作成にあたっての考え方

（両様式共通）

- ・たたき台を作成し、必要な項目、不用な項目の整理を行うために、各自治体で現在使用されている様式との比較を実施。

（請求書様式）

- ・幼稚園と認定こども園に関しての様式を基に、公定価格単価表を参照しながら保育所向けの様式のたたき台を作成。
- ・基本分単価ならびに各加算の単価について、歳児ごと・認定時間区分ごとの欄の数値を自動的に計算した結果を表示する。
- ・入力シートに必要事項を入力することで、請求明細書の様式に計算結果を反映する。

◇標準化様式のメリット

- ・複数の自治体で運営する大規模法人の事務負担軽減
- ・複数の自治体から子どもを受け入れる法人の事務負担軽減
- ・広域利用の子どもが所在する自治体の事務負担軽減（他自治体様式への対応）

◇スケジュール

8月～9月 様式案について自治体等ヒアリング

10月中旬 様式案公表予定

※ 当月の開催日数: 28 日

No	支局認定番号	漢字氏名	生年月日	性別	認定	負担区分		保護者負担額	開始日(特等) 在籍日数	備考
						第1号	第2号			
1	123456789012	●●●●	2014/4/21	4歳児	第1号	第1号	第1号	28日 / 28日		
2	23456789012	●●●●	2016/3/13	3歳児	第2号	第2号	第2号	18日 / 28日		5月18日退席
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

集計表

区分	乳児		1, 2歳児		3歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
保護者負担額合計						
在籍人数						
公定価格計算用人数						
区分	4, 5歳児		合計		合計	
保護者負担額合計	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
在籍人数						
公定価格計算用人数						

種別	標準時間	短時間	合計	備考
標準時間				
短時間				
合計				

備考欄

No	支局認定番号	漢字氏名	生年月日	性別	認定	負担区分		保護者負担額	備考
						第1号	第2号		
1	123456789012	●●●●	2014/4/21	4歳児	第1号	第1号	第1号	28日 / 28日	
2	23456789012	●●●●	2016/3/13	3歳児	第2号	第2号	第2号	18日 / 28日	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

集計表

区分	乳児		1, 2歳児		3歳児		4, 5歳児		合計	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
保護者負担額合計										
在籍人数										
公定価格計算用人数										

備考欄

種別	標準時間	短時間	合計	備考
標準時間				
短時間				
合計				

(様式：保育所)

平成 年度施設型給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書
第 平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

法人名
理事長名
印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

I 総括表

平成 年 月初日現在

施設名					
所在地					
利用定員	名	分園を設置する場合	本園	名	分園
利用子ども数 (12/31)	名				

申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算 I		
2	所長設置加算		
3	3歳児配置改善加算		
4	休日保育加算		
5	夜間保育加算		
6	減価償却費加算		
7	賃借料加算		
8	チーム保育推進加算		
加減調整部分			
9	分園の場合		
10	常態的に土曜日に閉所する場合		
乗除調整部分			
11	定員を恒常的に超過する場合		

特定加算部分	
12	主任保育士専任加算
13	療育支援加算
14	事務職員雇上費加算
15	処遇改善等加算 II
16	冷暖房費加算
17	除雪費加算
18	降灰除去費加算
19	入所児童処遇特別加算
20	施設機能強化推進費加算
21	小学校接続加算
22	栄養管理加算
23	第三者評価受審加算

※ 加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

II 個票

1. 処遇改善等加算 I
「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙様式1~4参照

2. 所長設置加算
※ 分園が設置されている場合、中心園に所長を設置し所長設置加算の適用を受けているときは、分園においても当該加算が適用されること。

従事経験等	<input type="checkbox"/> 児童福祉事業等の従事経験2年以上 ^{※1} <input type="checkbox"/> 上記と同等以上の能力を有すると認められる者(公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等)
専従・非専従	<input type="checkbox"/> 専従 ^{※2} <input type="checkbox"/> 非専従(兼務の状況) ^{※3}
委託費からの給与支出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
所長就任年月日	
添付書類 ^{※4}	所長の履歴書等

※1 児童福祉事業等に従事した等の例示
児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等。
 ※2 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していること。
 ※3 2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は次員とみなして加算は適用しない。
 ※4 平成27年3月31日以前に、保育所運営費における所長設置の保育単価の適用を受けており、所長の配置状況に変更がない保育所については、加算の認定を簡略化することができる。

3. 3歳児配置改善加算

添付書類	・常勤換算人数による配置保育士の数が分かる資料(参考様式参照) ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---------------------------------------------------------

4. 休日保育加算

1 休日等を全めて年間を通じて開所
 2 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置

該当する道・市・区・町・村にレ印をすること

利用子ども数(見込)		保育士の配置状況(見込)	
乳児	名	△	名
1. 2歳児	名		
3歳児	名		
4歳以上児	名		
計	名		名

3. 適宜、間食又は給食等を提供
 4. 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども

前年度延べ利用子ども数 ^{※1,2} (実績)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当該年度延べ利用子ども数 ^{※1,2} (見込)													

※1 延べ利用子ども数は、1人の子どもが4日利用した場合4名と計算すること。
 ※2 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもをも含むこと。

添付書類 休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図等

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込) ^{※1}	年間延べ利用子ども数(実績) ^{※2}	年間実利用児童数 ^{※3}	年間実利用児童数のうち平日は他の施設・事業所を利用する実利用児童数 ^{※4}	加算実施月数
人	人	人	人	月

※1 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合30人と計算すること。
 ※2 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。
 ※3 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。
 ※4 ※3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること。

5. 夜間保育加算

夜間保育を実施する施設(「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設。)に加算する。

6. 減価償却費加算

加算要件	<p>1 保育所の用に供する建物が自己所有である。(施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)</p> <p>2 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。</p> <p>3 建物の設備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。</p> <p>上記「3」に該当しない施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物については、整備後一定年数が経過したものであり、かつ、右欄の要件を理由として改修等が必要であったと認められる場合</p> <p>① 老朽化等として改修等が必要であったと認められている場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない</p> <p>③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	<p>4. 償借料加算の対象となっていない。</p> <p>建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(写)</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

7. 賃借料加算

加算要件	<p>1 保育所の用に供する建物が賃貸物件である。(施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)</p> <p>2 保育所の用に供する建物に対する賃借料が発生している。</p> <p>3 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。</p> <p>4 減価償却費加算の対象となっていない。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	賃借料契約書等(写)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

8. チーム保育推進加算

保育士数 ^{※2}	年次別配置基準 ^{※1}	休けい保育士 ^②	標準時間対応保育士 ^③	主任保育士代替保育士 ^④
	必要保育士数 ^⑤ (①～④の合計)	実員数 ^⑥	差引 ^⑦ (⑥-⑤)	人
平均勤続年数	人	人	人	人
チーム保育体制の取組内容	年	<p>(記載例) キャンプを積んだ保育士が、若手保育士とともにチーム保育を実践 (年間平均利用児童数) (加算単価) (月数) (加算見込額) 人 × 円 × 月 = 円</p>		
加算見込額	<p>(加算見込額の使途) ※両方選択可 <input type="checkbox"/> 保育士の増員 <input type="checkbox"/> 職員の見直し (具体的に使途内容) (記載例) ・ 必要保育士数しか載っていないため、当該加算を活用して保育士を1名増員 ・ 既に必要保育士数を越えて配置しているため、職員のうち若手保育士の賃金改善に充当 など</p>			
加算額(実績)A	円	円	実支出額B	円
加算額の残額(A-B)	<p>(残額が生じた理由) ・ 〇年〇月に全ての職員に対し、一時金として支給 など</p>			

※1 「保育士数」欄の「年齢別配置基準^①」は、3歳児配置改善加算の適用がある場合には、3歳児の配置を20:1から15:1に置き換えて算定すること。
 ※2 「保育士数」欄について、短時間勤務保育士を充てる場合には常勤換算数を用いること。

9. 分園の場合

「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号)に定める「保育所分園設置運営要綱」に該当する分園に適用する。

10. 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

11 定員を恒常的に超過する場合

平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
平成 年度 月 初日 在籍 子 ども 数														
平成 年度 月 初日 利 用 定 員														
平成 年度 月 初日 在籍 子 ども 数														
平成 年度 月 初日 利 用 定 員														
平成 年度 月 初日 在籍 子 ども 数														
平成 年度 月 初日 利 用 定 員														
平成 年度 月 初日 在籍 子 ども 数														
平成 年度 月 初日 利 用 定 員														

12 主任保育士専任加算

主任保育士の配置	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
代替保育士の配置	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （掲載実施すること）	<p>1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以外の各月において当該要件を満たしているもの） （取り扱う。）</p> <p>2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもつて4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）） ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られ、実施しているものも含むこととされること。 （月 初 日 現 在 利 用 児 童 数 名）</p> <p>3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） （乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月）から当該要件を満たしているものとする。） （月 初 日 現 在 利 用 児 童 数 名）</p> <p>4 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月）から当該要件を満たしているものとする。） （月 初 日 現 在 利 用 児 童 数 名）</p> <p>5 子育て支援活動等の実施状況が分かる資料等</p>

※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

13 療育支援加算

主任保育士専任加算(12)の対象施設	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
主幹教諭等補助者の配置	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
受入障害児 [※] 数	特別児童扶養手当支給対象児童 それ以外の対象子ども
添付書類	療育支援の取組が分かる資料

※ 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

14. 事務職員雇上費加算

事務職員 の配置	□ 適	□ 否
事業の実施状況(実施している事業の番号に○印をすること)	1	延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以降の各月において、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていること)を取り扱う。
(いづれかの事業を実施すること)	2	一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合し、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月以降の各月において当該要件を満たしていること)をもち、4月以降の各月において当該要件を満たしていること)を取り扱う。ただし、当該要件を満たしていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。
	3	病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以降の各月において当該要件を満たしていること)を取り扱う。ただし、当該要件を満たしていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。
	4	乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
	5	障害児(軽度障害児を含む。)*2が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月から、年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
添付書類		事業等の実施状況が分かる資料

※1 施設長等の職員が事務職員としての業務を兼務する場合は業務委託する場合は、その旨を記載する。
 ※2 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

15 処遇改善等加算II
 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙様式5～7参照

特段、添付書類は不要。

特段、添付書類は不要。

18 降灰除去費加算
 特段、添付書類は不要。

19 入所児童処遇特別加算

職員数	配置基準数	実人員	常勤	非常勤	人
事業の実施状況(実施している事業の番号に○印をすること)	1	延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以降の各月において、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていること)を取り扱う。	人	非常勤	()人
(いづれかの事業を実施すること)	2	一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合し、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月以降の各月において当該要件を満たしていること)をもち、4月以降の各月において当該要件を満たしていること)を取り扱う。ただし、当該要件を満たしていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	人	非常勤	()人
	3	病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以降の各月において当該要件を満たしていること)を取り扱う。ただし、当該要件を満たしていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。	人	非常勤	()人
	4	乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)	人	非常勤	()人
	5	障害児(軽度障害児を含む。)*2が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)	人	非常勤	()人
「特定就職困難者雇用開発補助」の状況(右欄の番号に○印をすること。)	1	受けている	人	非常勤	()人
	2	受ける予定	人	非常勤	()人

※1 非常勤職員()に加算対象人員を再掲すること。
 ※2 「職員数」欄は、4月1日現在で記入のこと。
 ※3 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

【入所児童処遇特別加算職員】

氏名	年齢	雇用契約期間	年間雇用時間(予定)数	業務内容	備考
		～	時間		
計	—	—	—	—	—
業務内容				雇用契約書、本加算の効果・必要性等が分かる資料等	

※1 身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の別を備考欄に記載すること。(ただし、身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。)
 ※2 業務内容については、詳細に記入すること。

20 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

実施時期	事業内容	支出予定（済）額		積算内訳
		金額	円	
		一計		
		印刷製本費 旅費 光熱費 消耗品費 委託		
1	延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以降の各月において、同年度内に限り、事業を実施する体制が取り扱われていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）	（ 月）初日現在利用児童数（名）	一計	一
2	一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月以降の各月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）ただし、当該要件を満たした月以降の各月において、同年度内に限り、事業を実施する体制が取り扱われていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）	（ 月）初日現在利用児童数（名）		
3	病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たした月以降の各月において、同年度内に限り、事業を実施する体制が取り扱われていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）	（ 月）初日現在利用児童数（名）		
4	乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）	（ 月）初日現在利用児童数（名）		
5	障害児（軽度障害児を含む。） [*] が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）	（ 月）初日現在利用児童数（名）		

※ 支出予定（済）額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがある場合は、適宜記入すること。
 ※ 市町村が認める障害児として、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

21 小学校接続加算

加算要件

1	小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌明確にする。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
2	授業・行事・研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員との交流活動を実施している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
3	小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な平成に向けての研究に着手していると認められる場合を含む。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	添付書類 上記取組等の実施状況がわかる資料等	

22 栄養管理加算

※ 年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）

栄養士の配置 [*]	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
栄養士を活用した継続的指導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

添付書類 嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等

※ 雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

23 第三者評価受審加算

※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件	1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に従って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
該当する適・否にレ印をすること	2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
(1・2の要件に該当する場合に加算)		
添付書類 ^{**}	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていたことが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

健発 0725 第 1 号
平成 30 年 7 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者等に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第 1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

第 2 改正法の主な内容

1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。 (第 25 条関係)
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(第 26 条関係)

- (3) 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとする。 (第 41 条関係)

2 定義

(1) たばこ

たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。 (第 28 条第 1 号関係)

(2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙 (蒸気を含む。以下同じ。) が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。 (附則第 3 条第 1 項関係)

(3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。 (第 28 条第 2 号関係)

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。 (第 28 条第 3 号関係)

(5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。 (第 28 条第 4 号関係)

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。) をいうものとする。 (第 28 条第 5 号関係)

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。 (第 28 条第 6 号関係)

(8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。 (第 28 条第 7 号関係)

(9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 (次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。) をいうものとする。 (附則第 2 条第 2 項関係)

ア 大規模会社 (資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。イに

において同じ。)

- イ 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を有する会社
 - (イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を有する会社（(ア) に掲げるものを除く。）

(10) 旅客運送事業自動車等

旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。 (第 28 条第 8 号関係)

(11) 特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。 (第 28 条第 13 号関係)

(12) 喫煙関連研究場所

たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいうものとする。 (第 28 条第 14 号関係)

3 特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項

- (1) 何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならないものとする。 (第 29 条第 1 項並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)

ア 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

- (ア) 特定屋外喫煙場所
- (イ) 喫煙関連研究場所

イ 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

- (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
- (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所
- (ウ) 5 の (4) の喫煙可能室の場所
- (エ) 喫煙関連研究場所

ウ 喫煙目的施設 5 の (2) の喫煙目的室以外の屋内の場所

エ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

オ 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所

- (ア) 5 の (1) の喫煙専用室の場所
- (イ) 5 の (3) の指定たばこ専用喫煙室の場所

- (2) 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1) に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は (1) のアからウまでに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとする。 (第 29 条第 2 項関係)

- (3) 人の居住の用に供する場所、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとする。こと。（第40条関係）
- (4) 何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
- (5) 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）

4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項

特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。こと。（第30条第1項関係）

5 喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項

- (1) 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（1）において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）及び喫煙専用室（喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとする。こと。（第33条第1項から第3項まで関係）
- (2) 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（2）において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙を目的とする場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室標識」という。）及び喫煙目的室（喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫

煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (第35条第1項から第3項まで関係)

- (3) 第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(3)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(3)において同じ。)をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。)及び指定たばこ専用喫煙室(指定たばこ専用喫煙室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (附則第3条第1項関係)

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(4)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室標識」という。)及び喫煙可能室(喫煙可能室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (附則第2条第1項関係)

- (5) 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。)又は喫煙可能室が設置されている既存特定飲食提供施設(以下「喫煙可能室設置施設」という。)の管理権原者は、喫煙専用室等(喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室をいう。以下同じ。)の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとする。 (第33条第4項及び第35条第5項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

- (6) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（6）及び（7）において単に「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者等は、20歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとする。こと。（第33条第5項及び第35条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (7) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等（喫煙専用室標識、喫煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。）を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第6項及び第35条第9項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (8) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第7項及び第35条第10項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (9) 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が2の（8）の政令で定める要件を満たすように維持しなければならないものとする。こと。（第35条第4項関係）
- (10) 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。（12）において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の2の（8）の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。（第35条第6項関係）
- (11) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとする。こと。（附則第2条第3項関係）
- (12) 喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（12）において単に「喫煙目的室設置施設等」という。）の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設

等である旨を明らかにしなければならないものとする。 (第 35 条第 8 項並びに附則第 2 条第 4 項及び第 3 条第 2 項関係)

6 都道府県知事による勧告、命令等に関する事項

- (1) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が 4 に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第 32 条関係)
- (2) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が 5 の (1) から (4) までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が 2 の (8) の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第 34 条及び第 36 条並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)

7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとする。 (第 76 条から第 78 条まで関係)

8 その他

- (1) 特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとする。 (附則第 5 条関係)
- (2) その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成 32 年 4 月 1 日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第 1 条関係)

- (1) 第 2 の 1、第 2 の 2 (一部の事項に限る。) 及び第 2 の 3 (一部の事項に限る。) 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第 2 の 2 (一部の事項に限る。)、第 2 の 3 (一部の事項に限る。)、第 2 の 4 (一部の事項に限る。)、第 2 の 6 の (1) (一部の事項に限る。)、第 2 の 7 (一部の事項に限る。)、第 2 の 8 の (1) (一部の事項に限る。) 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第 8 条関係)

3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所

要の改正を行うこと。(附則第4条、第6条、第7条及び第9条から第14条まで関係)

※ なお、条や項の番号については、改正法による全ての改正規定の施行後のものを記載している。

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
 (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	別に法律で定める日までの間の措置 【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可) 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下 ※3) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)
	飲食店	

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこは、厚労省が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができない場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売)によるものを含む。)を設けることなど、一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
 (4) 喫煙をすることができない室には20歳未満の者を立ち入らせなければならないものとする。
 (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。
 (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
 (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
 (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

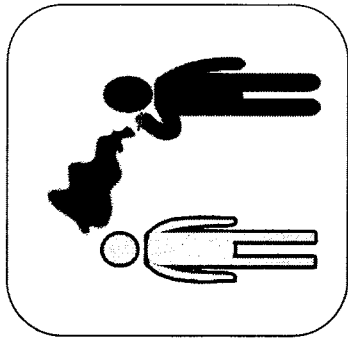
施行期日

2020年4月1日(ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
 - ・ 非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
 - ・ 喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

学校・病院・児童福祉施設等

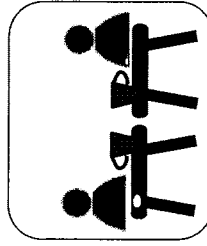
○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

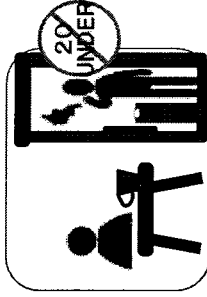
【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

事務所・飲食店等

○ 屋内禁煙

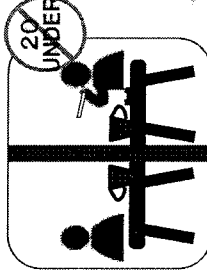


○ 喫煙専用室設置(※)



掲示義務
室外への煙の流出防止措置

○ 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



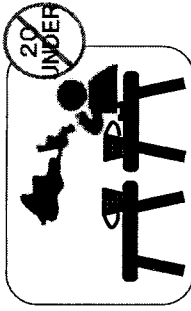
掲示義務

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



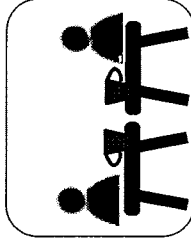
※ 全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

○ 喫煙可能(※)



掲示義務

○ 屋内禁煙



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

＜考え方＞

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求め、ことが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象か否かが変動することがないよう配慮することが必要であることから、「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。

- 「資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。

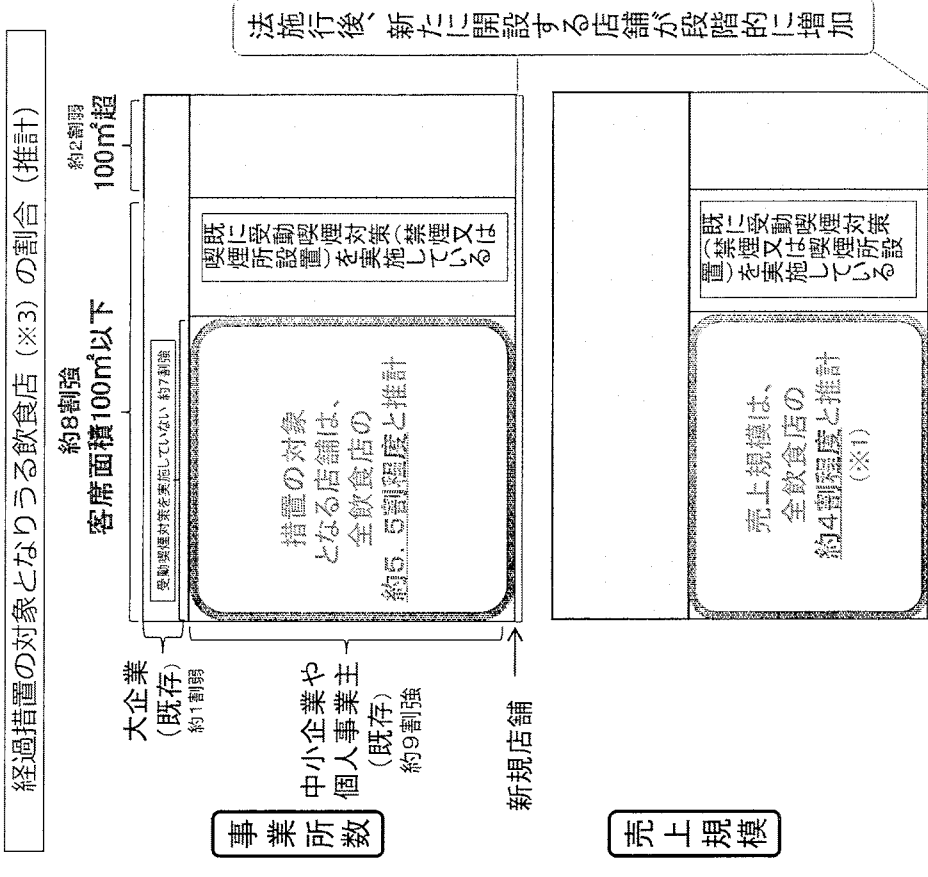
※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「客席面積100㎡以下」を要件とする。

- また、「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

＜範囲＞

- 既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）として、措置の対象となる店舗は、最大で飲食店全体の約5.5割程度と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに开店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。



※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

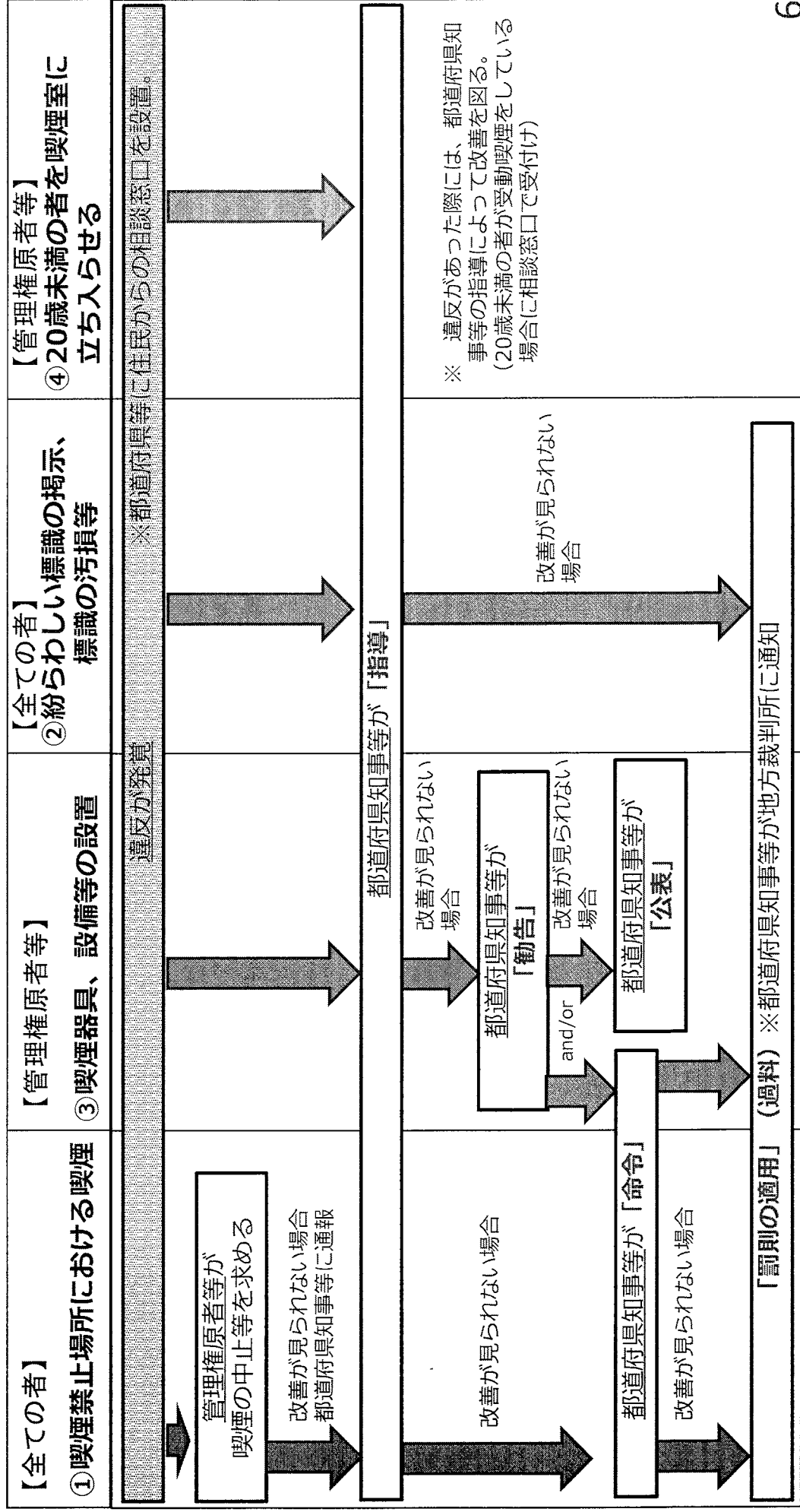
※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。

※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】 ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】 ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



○ 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づき対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

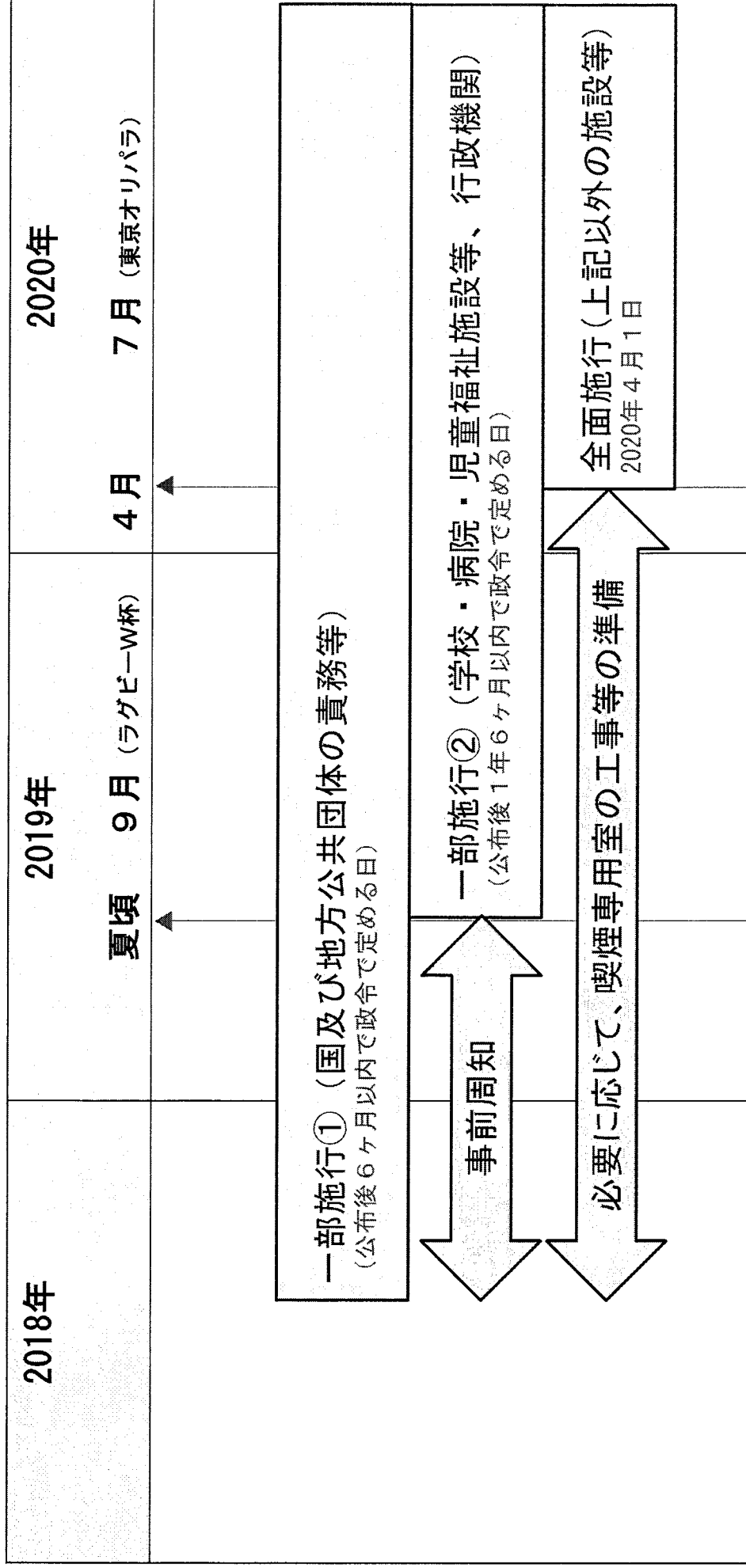
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考）ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員にならうとすることを明示する等の保護のための措置

施行スケジュールについて

○ 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

社会福祉施設等調査

介護サービス施設・事業所調査

調査対象施設・事業所の皆さまへ


平成30年 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 調査票の送付時期について

当調査では、事業の開始（都道府県等による指定）日により、調査票が2回送付される場合があります。

【 事業開始（指定）日と送付時期の関係 】

事業開始（指定）日	調査票送付時期
① 平成30年5月1日まで	9～10月 ※施設・事業所名等の印字のある事業のみご回答いただき、 印字のない事業の追記はしないでください。 注1 指定情報登録時のタイムラグにより、送付されないことがありますが、この場合も11月に送付されます。 注2 申請の時期によっては、②の場合であっても送付されることがあります。 注3 これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりますが、一部のサービスでは無作為に選んだ施設・事業所を調査の対象とするため、事業を実施していても、調査の対象とならない施設・事業所があります。
②平成30年5月2日以降 9月30日まで	11月 ※施設・事業所名等の印字のない事業について、 9～10月送付分への追記はしないでください。
③平成30年10月1日以降	調査対象外のため、送付なし ※送付があった場合は、お手数ですが、調査事務局 (フリーコール：0120-577-714) までご連絡をお願いいたします。

2回送付の対象となる施設・事業所の皆さまにおかれましては、ご面倒でも、該当する時期に送付された調査票に印字のある事業のみご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

 厚生労働省

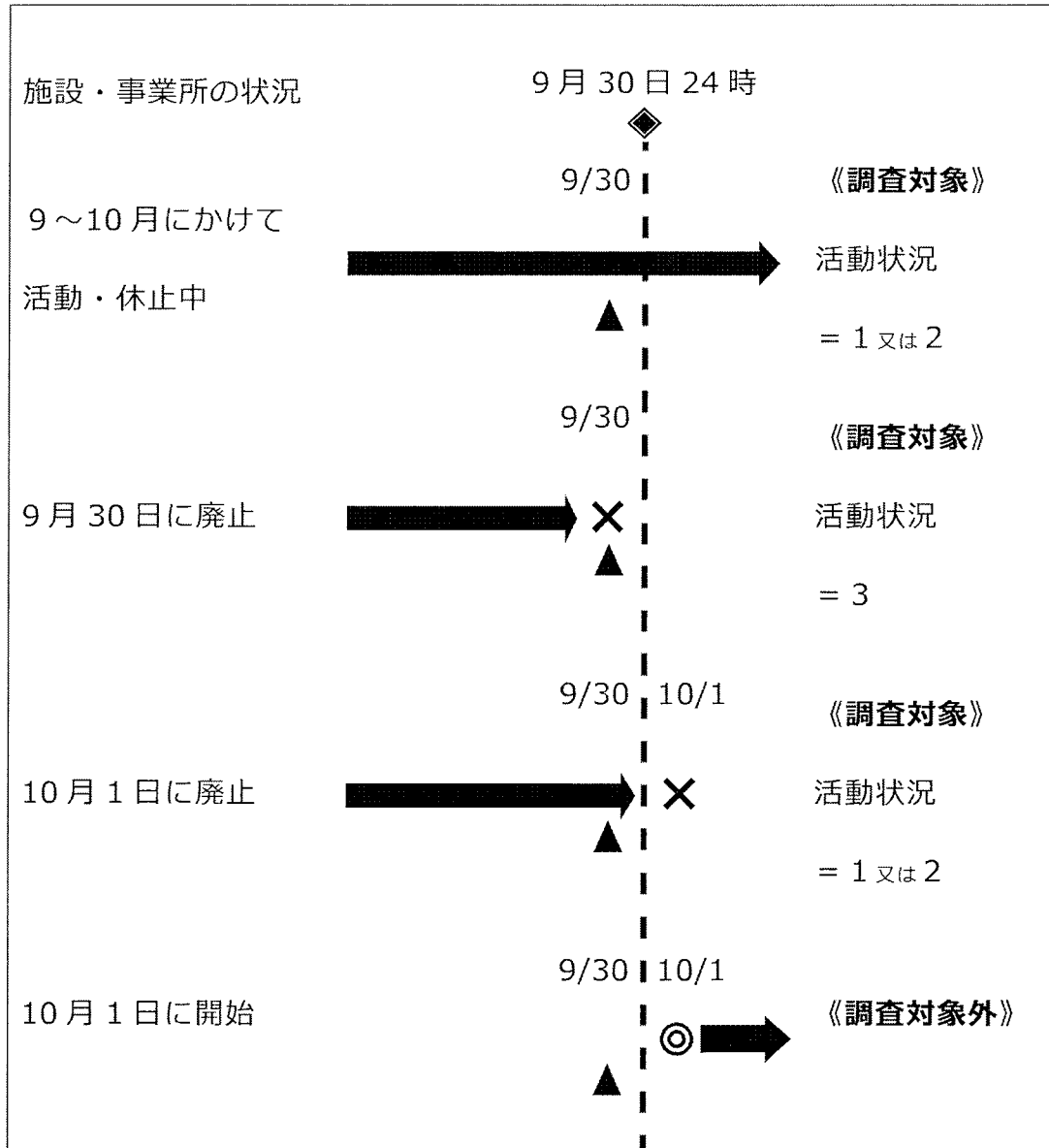
(裏面もご確認ください。)

(ご参考) 調査対象施設・事業所について

・基準時点 = 平成 30 年 9 月 30 日 24 時現在

【凡例】 ➡ : 活動中又は休止中 ▲ : 記入時点

◎ : 新規事業開始 × : 廃止



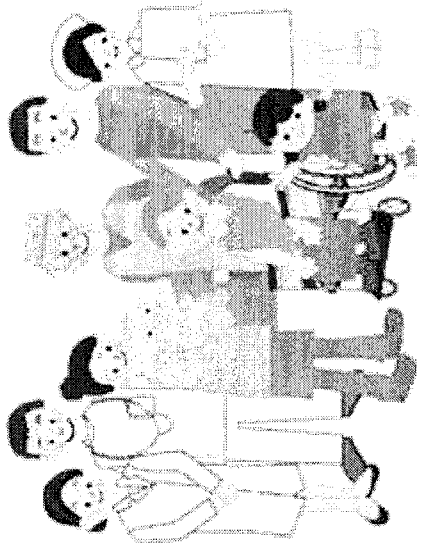
※調査票では、活動状況 = 1 は「活動中」、= 2 は「休止中」、= 3 は「廃止」を表します。



平成30年

社会福祉施設等調査

社会福祉行政推進のために実施します



調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力
いただけますようお願い申し上げます。

平成30年調査より、調査方法を変更*したため、調査票が送付
されない施設があります。

※これまですべての施設に記入していただいておりましたが、一部のサービス(保育所、有料老人ホーム)では無作為に選んだ施設を調査の対象としたため、事業を実施していても調査の対象とならない施設があります。



厚生労働省

A. 社会福祉法に定める第1種または第2種社会福祉事業を行う全国の社会福祉施設等の全てを対象に、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としています。

A. 施設数、在所者、従事者について毎年10月1日時点の状況を調査しています。また、3年周期で施設の構造、運営の実態、在所者の状況等の詳細な調査も行っています。

A. 調査日はさむ9月下旬～10月上旬または11月中旬に調査事務局より調査票を郵送します。調査票が届かない場合は調査事務局までご連絡ください。

※ 調査事務局： TEL 0120-577-714
開設期間：平成30年9月21日(金)～12月28日(金)
月～金(祝日除く)10時～18時

A. 法的には義務として定められていませんが、よりよい政策・サービスのためにも調査にご協力をお願いいたします。

A. 待機児童解消加速化プラン推進、障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策の基礎資料として幅広く活用されています。調査結果等は<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>からご覧いただけます。

社会福祉施設等調査



平成 30 年 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

調査票への記入方法が変わります

平成 30 年調査より、調査方法を変更[※]したため、調査票が送付されない施設・事業所や、送付されても回答していただく必要が無い場合があります。

※ これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりますが、一部のサービス(保育所、有料老人ホーム、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援)では無作為に選んだ施設・事業所を調査の対象としたため、事業を実施していても、調査の対象とならない施設・事業所があります。

① 事業を実施していても、調査の対象とならなかった場合は、調査票は送付されません。

(例) 有料老人ホームと特定施設入居者生活介護を実施している事業所で、有料老人ホームが調査の対象とならなかった場合

保護施設・老人福祉施設等調査票	
施設名	有料老人ホーム「ひまわり」

調査の対象とならなかったため、調査票は送付されません。

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
特定施設入居者生活介護	1111111111	特定施設入居者生活介護事業所

調査の対象となっているため、調査票が送付されます。

② 同じサービスで複数の事業所を運営している場合で、一方が調査の対象とならなかった場合は、調査の対象とならなかった事業所の調査票は送付されません。

(例) 通所介護サービスを複数実施している場合で、一方が調査の対象とならなかった場合

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
通所介護	1111111111	さくら通所介護事業所

調査の対象とならなかったため、調査票は送付されません。

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
通所介護	1122222222	ひまわり通所介護事業所

調査の対象となっているため、調査票が送付されます。

③ 調査票の「事業所名」に「****」が印字されているサービスは、回答していただく必要はございません。

居宅サービス事業所(福祉関係)票		
サービスの種類	事業所番号	事業所名
通所介護	1111111111	さくら通所介護事業所
訪問介護	1111111111	**** 回答不要です ****

調査対象です。2ページ以降にもご回答ください。

調査対象外です。2ページ以降は回答していただく必要はございません。

調査票が送付された施設・事業所におかれましては、引き続き、調査にご協力いただきますよう、お願いいたします。



平成30年3月22日

民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設業の働き方改革の推進について

政府の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においては、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされております。

こうした中、建設業の働き方改革を実現するためには、個々の建設企業や建設業界全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組等と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が不可欠であることから、公共・民間発注を問わず、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されたところです。

貴団体におかれましては、同ガイドラインの趣旨等を踏まえ、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向け、下記の取組等についてご協力をお願いするとともに、傘下の会員企業に対し、周知徹底方よろしくお願い致します。

記

1. ICTの活用等による生産性向上の推進について

i-Constructionの推進により、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性の一層の向上を図る観点から、受注者の選定や工事成績評定などの手続きにおいて、建設企業によるICT活用等の計画や提案に対し、積極的な導入の推進や評価を行っていただくようお願いします。

また、必要な提出書類の簡素化を図るとともに、施工条件の明確化や、請負契約締結後における設計変更の必要最小限化など、工事の手戻り防止を徹底していただくようお願いします。

2. 週休2日工事の推進について

建設現場の週休2日に取り組む旨を契約図書（特記仕様書など）に明記する等により、「週休2日工事」の検討・実施を図っていただくようお願いします。

また、週休2日工事の検討・実施に当たり、労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要経費にしわ寄せが生じないよう配慮し、実態に即した経費の見直しを図っていただくようお願いします。

なお、国土交通省直轄工事では、平成30年4月1日以降に入札手続を開始する週休2日工事において、現場閉所の状況に応じ、所定の経費に補正係数を乗じることとしています。

【参考】国交省直轄工事における週休2日工事の考え方

- 1 本工事は、週休2日を達成することを目的として、発注者と受注者の双方において工程調整を行い、工事を実施するものとする。
- 2 各用語の定義は、次の各号のとおりとする。
 - 一 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
 - 二 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 三 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が、工期内の中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態
- 3 発注方式は、次のいずれかによる方式を基本とする。
 - 一 発注者指定方式 発注者が、週休2日の取組を指定する方式
 - 二 受注者希望方式 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
- 4 受注者は、発注者が別途定める現場閉所の状況が分かる書類を、発注者に提出するものとする。

- 5 発注者は、発注者指定方式にあつては、当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- ・労務費 1.05
 - ・共通仮設費 1.04
 - ・機械経費(賃料) 1.04
 - ・現場管理費 1.05
- 6 発注者は、受注者希望方式にあつては、現場の閉所状況に応じ、あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更を行う（営繕工事では、労務費は次の補正係数による補正を行い、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出する）ものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。
- 一 4週8休以上（週休2日）
 - ・労務費 1.05
 - ・共通仮設費 1.04
 - ・機械経費(賃料) 1.04
 - ・現場管理費 1.05
 - 二 4週7休以上8休未満（現場閉所率 25%（7/28日）以上 28.5%未満）
 - ・労務費 1.03
 - ・共通仮設費 1.03
 - ・機械経費(賃料) 1.03
 - ・現場管理費 1.04
 - 三 4週6休以上7休未満（現場閉所率 21.4%（6/28日）以上 25%未満）
 - ・労務費 1.01
 - ・共通仮設費 1.01
 - ・機械経費(賃料) 1.01
 - ・現場管理費 1.02
- 7 上記の考え方について、地域の実情等により対応が困難な場合等には、これによらないことができる。
- 8 発注者は、受注者の現場閉所の状況に応じ、本工事の工事成績における評価の対象とする。

3. 公共工事設計労務単価の活用等について

公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格の積算に用いる労務費の単価であり、全国の技能労働者を対象とした賃金実態調査に基づいて、原則として毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

国土交通省においては、工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成という観点から、これまでも公共工事設計労務単価の改訂に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官より建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保などを直接要請してきたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価（別添1参照）を積極的に活用していただくようお願いします。

また、上記の労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）のほかにも、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に見込んだ適正価格での請負契約を締結していただくようお願いします。

4. 社会保険への加入徹底等について

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって、法令上の義務です。国土交通省では、平成29年度までに、建設業許可業者の社会保険加入率を100%にすること等を目標に掲げ、官民を挙げて社会保険の加入促進に取り組んできた結果、加入率は着実に上昇している一方で、未だ加入していない事業者も存在しています。

このため、建設現場からの社会保険等未加入建設業者の排除を徹底する観点から、国土交通省発注工事では、工事請負契約書において、全ての下請業者も含めた施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、受注者は、一定の要件の下に、違約罰として、発注者（国土交通省）の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととしています。

つきましては、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、受注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」（別添2参照）を提出するよう働きかけ、受注者から誓約書の提出がなされた場合には受領いただくなど、ご協力をお願いします。

また、民間工事標準請負契約約款（平成29年7月25日改正）を踏まえ、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載欄を明示いただくようお願いします。加えて、受注者に対して、下請業者への法定福利費の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、上記3.の労務単価を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導していただくようお願いします。

5. 建設業退職金共済制度の普及推進について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、国が創設した退職金制度であり、建設業を営む事業主が、対象となる雇用者の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、当該雇用者が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部から退職金が支払われるものです。

公共工事においては、これまで各発注機関に対し、請負契約を締結した場合には、同制度に係る発注者用の「掛金収納書」（別添3参照）を受注者から提出させるよう徹底を図ってきたところですが、公共・民間工事を問わず、工事を請け負う全ての建設業者及び労働者について同制度への更なる加入等を促す観点から、傘下の会員企業に周知していただくようお願いします。

6. 行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事について

補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、行政機関から補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に適正な工期を確保する観点から、当該補助事業等を適切に執行する中で、やむを得ない事由（計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など）により年度内に完成しないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないよう、適正な措置を講じていただくようお願いいたします。

なお、国や地方公共団体等の行政機関に対しても、上記の民間工事について、繰越制度を適切に活用するなどの適正な措置を講じるよう、併せて通知を行っています。

(※)「民間工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」に該当し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「公共工事」に該当しないものをいいます。

7. 施工時期等の平準化に配慮した工事の発注について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、工事の品質確保や担い手の処遇改善などに資するものであり、公共工事の発注においては、年度当初に工事が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、以下の取組等の徹底を図ることとしています。

つきましては、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、施工時期等の平準化への配慮に努めていただくようお願いいたします。

【参考】公共工事の発注機関に対する施工時期等の平準化対策の要請内容

(1) 国庫債務負担行為制度の適切な活用

複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、適正な工期を確保する観点から、債務負担行為（「2か年国債」や「ゼロ国債」など）等を適切に活用すること。

なお、国土交通省発注工事では、工期12ヶ月未満の工事についても、同様の観点から、国庫債務負担行為により複数年度にまたがる契約とするなど、計画的な事業執行に取り組むこととしている。

(2) 繰越制度の適切な活用

工事や業務を実施する中で、計画や設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難など、やむを得ない事由により当初想定していた内容を

変更する必要が生じたことに伴い、工期の見直しを行った結果、年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(※) 補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに鑑み、補助金等の交付を受けて発注される民間工事については、公共工事と同様に、適正な工期を確保する観点から、当該補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定を行うまでの間、迅速な事務処理に努めるとともに、当該補助事業等の執行状況を的確に把握し、やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度を適切に活用するなど、年度内完成に固執するが故に建設現場の長時間労働を生じさせることがないように、適正な措置を講じること。

(3) 余裕期間の積極的な設定

余裕期間を積極的に設定し、柔軟な工期設定等を通じて、建設企業が人材・資機材を十分に確保できるよう努めること。

なお、国土交通省発注工事では、契約締結から工事着手までの期間のうち、契約ごとに、工期の30%以内かつ4ヶ月以内の範囲で設定される期間を「余裕期間」とし、余裕期間を設定する場合には、入札説明書及び特記仕様書に、「余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない」等の旨を記載することとしている。

(4) 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表

建設企業が地域の実情等に応じて計画的に施工体制を確保できるよう、国や地方公共団体等の各発注者が連携して発注見通しを統合・公表する取組（国土交通省とりまとめ）について、積極的に参画すること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、国及び地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項（少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、当該事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項）を公表することが義務づけられている。

8. 就労環境の改善について

建設工事に従事する者の安全及び健康の確保は、工事の品質を確保する上での大前提であり、最優先事項でもあることを踏まえ、受注者と協力し、安全で快適な労働環境づくりに努めていただくようお願いします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である新国立競技場建設工事の現場においては、発注者と元請業者が協力し、例えば、作業員の健康管理体制の整備（健康相談室の設置等）や、時間外労働の短縮化の促進（原則20時閉所の徹底等）、疲労蓄積度の確認（ストレスチェックの実施等）などの取組が行われており、必要に応じて参考としていただくようお願いします。

以上

1. 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

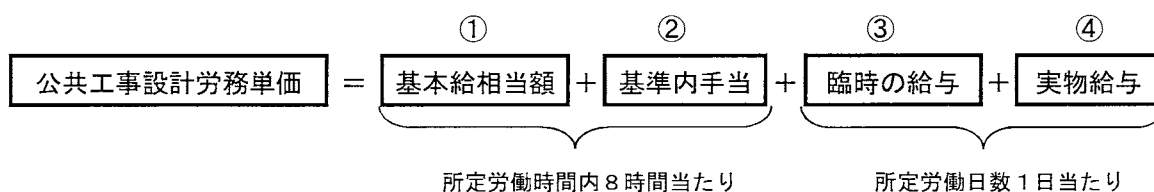
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成29年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,207件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	989	9,394
東北	1,405	14,895
関東	1,696	17,676
北陸	902	7,805
中部	1,321	10,793
近畿	1,313	10,450
中国	1,119	8,612
四国	776	5,778
九州	1,385	11,776
沖縄	301	2,996
全国計	11,207	100,175

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で100,175人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、タイル工、屋根ふき工及び建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

平成29年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）について

は、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	19,800	16,300	13,500	18,900	24,200	21,700		21,100	20,100	22,200
東北	02 青森県	23,000	16,900	12,900	18,800	24,700	22,700			18,500	24,100
	03 岩手県	(22,200)	(18,300)	(13,500)	19,800	26,000	21,800			19,500	24,000
	04 宮城県	(23,500)	(18,200)	(14,500)	20,700	26,700	24,700			20,800	28,900
	05 秋田県	21,700	17,100	13,800	19,500	24,800	22,400			19,100	24,700
	06 山形県	21,800	17,100	14,500	19,900	23,600	22,500			19,900	25,100
	07 福島県	(23,500)	(18,100)	(15,700)	20,400	25,900	24,500			20,400	25,400
	関東	08 茨城県	20,600	19,100	13,300	20,200	23,400	24,700	26,300	24,700	20,700
	09 栃木県	20,400	17,900	13,200	20,000	24,900	23,400	26,400	24,700	20,400	24,300
	10 群馬県	20,400	18,900	14,100	20,100	26,000	22,300	25,300	24,500	20,000	23,600
	11 埼玉県	21,900	19,400	14,000	19,900	24,900	25,800	26,400	24,800	22,000	26,100
	12 千葉県	22,700	19,100	13,900	20,800	24,800	26,700	26,900	24,800	22,200	27,100
	13 東京都	23,200	20,200	14,500	20,800	26,200	26,400	26,800	24,800	24,200	26,600
	14 神奈川県	23,400	20,200	14,200	20,300	24,800	26,500	26,700	24,600	22,300	25,000
	19 山梨県	22,300	20,100	13,900	20,200	25,600	23,600	26,600	24,400	21,800	24,500
	20 長野県	21,500	18,500	14,700	20,100	24,700	23,300	24,700	23,100	20,500	23,000
北陸	15 新潟県	21,100	17,800	15,600	20,200	25,600	22,100	23,300		20,100	23,200
	16 富山県	23,500	18,900	14,600	19,900	27,200	24,800			21,100	25,000
	17 石川県	22,700	19,500	14,500	19,700	27,300	24,900			21,200	24,600
中部	21 岐阜県	21,400	19,100	14,200	20,700	25,500	24,700	27,200	26,000	20,300	23,600
	22 静岡県	21,200	20,100	12,900	20,000	25,200	23,900	26,600	27,100	21,500	24,200
	23 愛知県	22,300	19,100	14,600	20,100	26,400	25,400			20,400	23,600
	24 三重県	21,300	18,400	13,800	21,000	26,000	26,000		24,600	20,500	23,900
近畿	18 福井県	19,400	16,500	12,500	19,300	22,600	21,200			18,800	21,500
	25 滋賀県	19,600	17,600	13,400	20,000	23,600	22,500		22,600	20,000	22,600
	26 京都府	19,100	18,400	12,600	20,000	22,900	22,200			19,500	21,800
	27 大阪府	20,400	18,000	12,500	20,000	23,700	23,600			20,300	22,200
	28 兵庫県	18,400	18,200	12,000	19,100	22,500	22,500			19,200	20,800
	29 奈良県	20,600	18,100	13,300	20,900	23,600	23,000			20,000	22,300
	30 和歌山県	19,900	18,300	12,500	19,700	22,800	22,800			20,100	21,400
中国	31 鳥取県	17,500	14,200	12,500	17,500	21,500	21,200		18,900	17,200	20,900
	32 島根県	17,800	15,300	12,600	17,000	20,600	21,100		18,900	17,100	20,200
	33 岡山県	18,800	16,600	12,800	17,700	22,100	22,000		18,800	18,300	21,500
	34 広島県	19,100	17,300	12,700	17,000	22,300	21,700		18,900	18,200	21,300
	35 山口県	17,800	15,900	12,600	17,200	21,600	21,700		18,900	18,100	20,700
四国	36 徳島県	19,900	17,800	13,400	17,400	26,500	21,700			18,800	20,700
	37 香川県	20,700	18,300	13,400	17,800	24,800	21,800			19,200	20,900
	38 愛媛県	19,500	16,000	13,000	17,600	24,400	21,600			18,300	19,700
	39 高知県	19,300	16,300	13,800	18,000	25,400	22,000			18,300	19,800
九州	40 福岡県	20,300	18,100	12,700	17,500	23,100	22,200	23,000	22,100	19,000	21,500
	41 佐賀県	17,900	15,500	12,300	17,400	22,700	20,800	23,300	22,300	18,600	21,100
	42 長崎県	18,700	16,300	13,000	18,000	22,500	20,700	23,500	22,200	17,800	21,000
	43 熊本県	19,100	16,700	13,700	17,700	23,600	21,700	23,400	22,000	17,500	21,700
	44 大分県	18,200	15,600	12,900	17,400	21,800	21,300	23,000	21,700	17,700	21,500
	45 宮崎県	20,300	15,200	13,000	17,500	22,000	21,500	23,300	21,700	17,300	20,300
	46 鹿児島県	22,300	16,400	14,000	17,200	25,500	21,900	23,300	21,700	17,800	21,400
沖縄	47 沖縄県	20,000	17,600	13,600		21,600	26,100	18,500		15,600	23,900

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	22,900	22,200	24,400	19,500	16,600	32,200	38,200	25,900	33,400	25,600
東北	02 青森県	21,400	20,300	22,900	24,800	22,600	31,800	37,800	28,100	34,000	24,800
	03 岩手県	21,600	21,200	23,100	(24,600)	(20,800)	31,800	37,800	28,100	35,900	25,000
	04 宮城県	24,400	24,800	24,800	(25,800)	(23,200)	31,600	37,400	27,800	35,800	24,800
	05 秋田県	22,000	21,900	23,400	23,900	23,100	31,700	37,800	28,100	34,700	25,200
	06 山形県	22,900	24,400	24,600	22,600	20,500	31,800	37,700	28,100	34,700	25,100
	07 福島県	22,800	24,500	24,500	(21,900)	(19,700)	31,800	37,600	28,000	34,500	24,700
	関東	08 茨城県	22,900	24,100	27,400	22,300	18,400	28,900	34,200	27,500	29,100
	09 栃木県	23,700	25,400	28,100	20,100	19,200	29,000	34,300	27,500	29,800	23,700
	10 群馬県	23,200	22,100	26,200	20,400	17,200	29,000	34,300	27,500	31,500	23,600
	11 埼玉県	24,200	25,800	27,400	23,200	20,200	29,000	34,300	27,500	28,900	23,500
	12 千葉県	24,100	26,000	27,500	22,600	20,100	29,000	34,300	27,500	28,700	23,500
	13 東京都	24,800	27,300	29,200	22,800	18,900	29,000	34,300	27,500	28,400	23,500
	14 神奈川県	24,800	27,300	29,900	23,700	20,200	29,000	34,300	27,500	30,200	23,500
	19 山梨県	25,100	25,800	28,800	22,800	19,700	29,100	34,400	27,600	30,500	23,500
	20 長野県	23,600	23,200	25,500	20,400	17,800	29,200	34,600	27,700	32,200	23,800
北陸	15 新潟県	21,800	22,600	23,700	20,900	18,300	31,900	37,700	27,200	32,800	24,000
	16 富山県	24,200	24,100	24,800	22,100	18,300	31,900	37,700	27,200	32,400	23,800
	17 石川県	23,700	23,700	24,400	21,600	19,100	31,900	37,600	27,200	33,400	24,200
中部	21 岐阜県	23,400	23,900	26,200	22,200	19,200	30,600	36,100	26,500	32,400	24,700
	22 静岡県	25,500	25,500	28,300	21,700	19,500	30,600	36,200	26,600	33,800	24,600
	23 愛知県	23,800	25,000	27,600	21,900	19,800	30,600	36,100	26,500	33,200	24,500
	24 三重県	24,800	24,300	27,200	21,500	19,000	30,600	36,200	26,600	30,900	24,300
近畿	18 福井県	21,000	22,800	22,600	18,700	18,300	28,800	34,100	22,700	30,700	23,100
	25 滋賀県	20,600	22,900	23,700	19,800	17,500	28,800	34,000	22,600	31,100	22,400
	26 京都府	20,800	23,600	23,500	18,800	16,800	28,800	34,000	22,600	29,900	21,900
	27 大阪府	21,200	24,300	23,200	20,200	17,000	28,800	34,000	22,600	29,500	21,700
	28 兵庫県	20,000	21,800	22,900	19,000	16,800	28,800	34,000	22,600	28,600	21,800
	29 奈良県	21,200	24,200	24,400	19,600	17,200	28,800	34,000	22,600	29,400	22,100
	30 和歌山県	20,700	23,600	23,200	18,400	16,700	28,800	34,000	22,600	28,000	22,000
中国	31 鳥取県	20,100	20,800	22,100	16,300	14,300	30,100	35,600	24,600	33,500	23,200
	32 島根県	19,500	19,300	20,300	17,800	14,600	30,100	35,600	24,600	34,000	22,800
	33 岡山県	20,400	20,700	22,200	19,100	16,400	30,100	35,600	24,600	32,700	23,400
	34 広島県	20,300	19,700	20,400	19,500	16,400	30,100	35,500	24,500	33,800	22,600
	35 山口県	19,800	19,000	20,700	18,000	15,800	30,100	35,600	24,600	33,400	22,800
四国	36 徳島県	20,800	20,300	23,700	17,800	16,700	30,800	36,400	23,100	31,700	23,700
	37 香川県	20,900	20,300	23,800	19,100	17,500	30,700	36,300	23,100	32,500	23,600
	38 愛媛県	20,800	20,200	23,800	19,400	17,200	30,800	36,400	23,100	31,000	23,500
	39 高知県	20,900	20,500	23,900	19,800	17,600	30,800	36,400	23,100	31,000	23,600
九州	40 福岡県	20,000	22,200	23,300	19,700	17,000	31,700	37,500	28,700	32,100	23,500
	41 佐賀県	20,200	22,800	22,900	21,700	17,500	31,700	37,500	28,700	31,000	23,900
	42 長崎県	19,900	22,500	22,500	18,500	16,200	31,800	37,600	28,800	31,800	24,100
	43 熊本県	20,200	22,400	22,900	19,300	16,700	31,900	37,700	28,800	32,100	23,100
	44 大分県	20,200	21,400	22,600	20,600	18,700	31,800	37,600	28,800	31,200	23,100
	45 宮崎県	20,100	21,900	21,900	20,600	17,400	31,700	37,500	28,700	32,500	23,000
46 鹿児島県	20,100	22,300	22,800	22,800	19,900	31,800	37,600	28,800	32,800	23,400	
沖縄	47 沖縄県	19,000	22,700	22,700	22,700	20,000	32,000	37,900	28,200	27,200	22,000

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡 員	潜水送気 員
北海道	01 北海道	34,300	28,600	28,900	35,200	21,000	26,100	20,700	38,200	25,000	24,000
東北	02 青森県	34,700	28,200	30,400	34,200	25,000	27,000	21,300	43,900	27,200	27,500
	03 岩手県	34,800	28,300	30,500	35,500	25,000	27,100	21,300	45,700	28,300	29,000
	04 宮城県	34,500	28,100	30,200	38,700	25,100	26,900	21,100	49,900	30,900	31,300
	05 秋田県	34,700	28,600	30,400	35,300	25,900	27,000	21,300	45,300	27,900	28,400
	06 山形県	34,700	28,500	30,400	34,500	24,200	27,000	22,300	45,600	28,200	28,600
	07 福島県	34,600	28,200	30,400	34,500	22,800	27,000	22,300	45,600	28,200	28,800
	関東	08 茨城県	31,600	28,800	30,000	32,300	22,700	30,100	22,600	36,800	23,500
09 栃木県		31,600	29,200	30,000	32,600	22,600	30,100	22,600	37,100	24,200	26,100
10 群馬県		31,600	29,000	30,000	32,600	22,700	30,200	22,600	38,500	23,600	25,400
11 埼玉県		31,600	29,800	30,100	32,800	23,000	28,600	22,600	38,400	27,300	27,300
12 千葉県		31,600	29,200	30,100	32,800	23,500	28,600	22,600	38,400	27,300	27,300
13 東京都		31,600	29,000	30,100	33,200	24,200	28,600	22,600	39,600	27,300	27,100
14 神奈川県		31,600	28,800	30,100	32,500	24,600	28,600	22,600	38,900	26,500	26,100
19 山梨県		31,600	29,000	30,100	31,900	23,300	28,500	22,500	39,300	26,000	26,100
20 長野県		31,600	29,200	30,300	31,600	22,700	28,800	22,600	37,700	24,700	26,200
北陸		15 新潟県	34,600	27,600	33,300	31,300	21,200	27,800	22,100	39,800	24,200
	16 富山県	34,800	27,500	33,300	32,200	22,500	26,600	22,100	40,500	24,300	26,800
	17 石川県	34,400	27,700	33,300	32,800	24,100	26,600	22,200	39,100	25,100	25,200
中部	21 岐阜県	35,500	28,400	30,900	31,900	23,300	26,800	21,500	36,100	23,600	23,200
	22 静岡県	35,500	29,200	31,000	32,200	23,500	26,700	21,500	41,300	25,700	26,300
	23 愛知県	35,500	28,300	30,900	31,500	23,300	26,700	21,500	38,700	25,100	23,500
	24 三重県	35,500	28,400	31,000	32,800	22,500	26,500	21,300	38,800	24,500	23,400
近畿	18 福井県	32,400	26,800	28,000	31,200	21,800	25,400	19,400	31,200	22,600	22,500
	25 滋賀県	33,000	26,500	27,800	30,800	22,000	23,800	19,400	31,400	23,500	22,300
	26 京都府	32,500	26,500	27,800	30,800	21,700	23,800	19,400	31,000	23,500	22,100
	27 大阪府	32,300	26,800	27,800	31,400	22,500	25,500	19,400	31,800	23,500	22,500
	28 兵庫県	32,400	26,800	27,900	31,100	21,400	24,400	19,400	32,600	23,500	22,900
	29 奈良県	33,000	26,500	27,800	30,700	22,700	24,900	19,400	31,100	23,500	22,400
	30 和歌山県	32,500	26,500	27,800	30,700	22,700	23,800	19,400	31,100	23,500	22,000
中国	31 鳥取県	34,700	25,600	26,500	29,400	19,500	24,100	19,300	36,000	27,200	26,200
	32 島根県	34,700	25,600	26,500	29,100	18,700	24,100	19,300	36,200	28,800	26,400
	33 岡山県	34,700	25,800	26,500	29,300	20,000	24,500	19,300	36,000	27,300	26,300
	34 広島県	34,700	25,800	26,500	29,400	19,400	24,200	19,700	36,700	29,100	26,600
	35 山口県	34,700	25,800	26,500	29,300	19,900	24,100	19,100	36,700	29,100	26,700
四国	36 徳島県	32,000	26,300	27,200	29,000	21,000	33,800	22,400	40,100		20,700
	37 香川県	32,300	26,200	27,200	29,300	21,000	33,900	23,400	40,700		21,100
	38 愛媛県	32,100	26,000	27,200	28,300	22,000	33,600	22,400	40,500		20,800
	39 高知県	31,900	26,300	27,200	29,000	20,800	33,600	22,000	40,400		20,900
九州	40 福岡県	33,100	25,900	28,200	31,700	21,500	27,000	20,500	36,600	23,200	23,300
	41 佐賀県	33,200	25,900	28,200	31,900	20,500	26,800	20,500	36,700	23,200	23,300
	42 長崎県	33,200	25,900	28,300	31,900	20,200	25,700	19,700	36,500	23,000	23,100
	43 熊本県	33,200	25,900	28,300	30,800	21,000	27,000	20,000	36,700	23,200	23,300
	44 大分県	33,200	25,900	28,300	31,200	21,200	26,900	20,200	36,700	23,100	23,200
	45 宮崎県	33,200	25,900	28,200	31,700	21,500	25,700	19,700	36,600	23,000	23,100
	46 鹿児島県	33,200	25,900	28,300	32,000	23,300	25,600	19,700	36,800	23,100	23,300
沖縄	47 沖縄県	31,000	30,800	24,900	36,700	22,700	22,500	20,000	43,700	26,900	29,100

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工
北海道	01 北海道		27,400	21,400	23,000	23,000	19,700	23,200	24,100	23,100
東北	02 青森県		29,700	27,400	24,300	24,500	19,300	22,600	21,400	22,600
	03 岩手県		30,900	27,700	25,000	26,000	20,600	22,600	21,600	22,800
	04 宮城県		33,800	31,200	27,100	28,200	21,600	22,400	23,600	24,700
	05 秋田県		29,900	24,700	26,800	24,800	18,700	22,600	22,000	22,500
	06 山形県		28,900	25,100	23,300	24,400	20,700	22,600	24,600	23,300
	07 福島県		35,400	23,300	25,900	24,500	21,100	22,500	24,300	23,700
関東	08 茨城県	26,400	43,900	24,000	25,000	25,800	20,900	24,100	26,000	26,000
	09 栃木県	26,400	44,700	23,800	25,400	26,100	21,000	24,200	26,900	26,400
	10 群馬県	26,500	41,400	23,700	24,500	23,000	20,300	24,200	24,700	24,000
	11 埼玉県	26,400	44,800	25,000	24,700	25,900	20,800	24,200	27,900	26,800
	12 千葉県	26,400	45,800	24,200	24,700	26,400	21,200	24,200	28,000	26,900
	13 東京都	26,400	43,600	25,100	24,700	26,700	21,700	24,200	28,900	26,900
	14 神奈川県	26,400	42,400	25,000	24,700	26,000	20,600	24,200	26,500	26,300
	19 山梨県	26,400	41,900	25,100	24,800	25,600	20,600	24,200	26,100	26,000
	20 長野県	26,500	37,200	22,100	24,300	22,200	19,700	24,400	24,400	24,400
北陸	15 新潟県		28,800	22,000	22,400	22,000	20,200	21,800	22,400	22,900
	16 富山県	24,900	33,400	24,400	23,000	22,800	20,300	21,800	22,400	23,200
	17 石川県	24,900	34,000	23,900	23,000	22,400	20,500	21,800	23,300	23,500
中部	21 岐阜県	26,900	37,000	25,300	25,500	23,000	19,800	24,100	23,400	23,300
	22 静岡県	26,800	39,700	23,900	25,500	24,300	20,300	24,200	25,800	24,300
	23 愛知県	26,800	37,600	25,600		23,600	20,500	24,100	25,300	23,600
	24 三重県	26,800	38,900	23,900	25,500	23,100	20,800	24,200	25,200	25,300
近畿	18 福井県	21,700	33,900	21,300	20,000	20,800	19,500	22,100	21,900	22,100
	25 滋賀県	21,600	34,000	21,600	20,900	21,500	20,200	22,000	22,500	22,100
	26 京都府	21,600	34,500	22,300	20,700	21,800	20,100	22,000	22,500	22,100
	27 大阪府	21,600	35,900	23,500	20,400	21,900	20,600	22,000	22,600	22,100
	28 兵庫県	21,600	33,600	22,100	20,600	20,800	18,500	22,000	21,800	20,600
	29 奈良県	21,600	36,900	23,200	20,900	22,400	20,600	22,000	22,500	22,100
	30 和歌山県	21,600	34,900	23,500	20,700	22,000	19,800	22,000	22,300	22,100
中国	31 鳥取県		32,100	20,600	20,900	20,100	17,600	20,800	22,600	21,500
	32 島根県		26,800	19,900	21,300	19,400	17,400	20,800	21,500	21,100
	33 岡山県		30,600	21,400	20,900	20,400	18,000	20,800	22,900	21,400
	34 広島県		26,900	20,800	21,200	20,100	17,700	20,800	22,100	20,800
	35 山口県		27,000	19,900	21,400	19,800	17,800	20,800	21,800	21,100
四国	36 徳島県			21,300	21,200	22,000	18,100	20,900	21,700	
	37 香川県			21,200	21,200	22,000	18,900	20,900	21,800	
	38 愛媛県			21,100	21,200	21,800	18,000	20,900	21,500	
	39 高知県			20,800	21,200	21,700	17,700	20,900	21,500	
九州	40 福岡県		27,800	21,500	22,800	21,700	17,900	19,600	21,400	20,600
	41 佐賀県		29,000	23,200	22,900	21,800	17,500	19,600	21,500	20,700
	42 長崎県		28,600	21,200	22,800	21,700	17,500	19,700	21,200	20,900
	43 熊本県		28,500	21,400	22,900	21,400	17,200	19,800	21,400	20,600
	44 大分県		28,300	20,700	22,600	21,500	17,800	19,600	21,400	20,700
	45 宮崎県		28,000	21,700	22,400	21,400	17,000	19,600	21,100	20,600
	46 鹿児島県		28,200	23,900	23,000	21,800	17,300	19,600	21,200	20,700
沖縄	47 沖縄県			24,700		23,800	15,900	16,500	28,200	

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	23,100	22,500	20,300		19,500	22,700	21,900	12,700	10,800
東北	02 青森県	24,900	22,200	21,500		18,600	21,300	21,200	11,800	10,400
	03 岩手県	24,900	22,400	21,600		18,800	21,200	21,100	(12,700)	(11,000)
	04 宮城県	26,700	24,400	21,200		19,200	21,200	21,100	(13,900)	(11,800)
	05 秋田県	25,200	22,400	21,500		18,700	21,300	21,200	11,900	10,300
	06 山形県	24,700	23,600	21,500		19,900	21,300	21,200	13,500	11,600
	07 福島県	25,200	24,300	21,500		19,600	21,300	21,100	(13,900)	(11,800)
	関東	08 茨城県	24,800	26,800	23,900		20,900	21,500	21,800	13,400
09 栃木県		24,900	27,300	23,900		20,700	21,500	21,800	13,100	11,300
10 群馬県		24,000	26,500	23,900	23,500	20,000	21,500	21,800	12,500	11,000
11 埼玉県		24,500	27,000	24,000		21,200	21,500	21,800	13,300	11,800
12 千葉県		24,600	26,500	24,000		20,900	21,500	21,800	13,700	11,900
13 東京都		24,700	26,700	24,000		21,200	21,500	21,800	14,200	12,300
14 神奈川県		24,300	27,100	24,000	23,500	20,500	21,500	21,800	14,100	12,300
19 山梨県		24,500	27,300	24,000	23,500	20,400	21,500	21,800	12,900	11,300
20 長野県		23,800	26,200	24,200	23,600	20,100	21,500	21,800	11,900	10,100
北陸		15 新潟県	25,600	23,300	22,100	19,300	19,300	21,300	21,500	13,300
	16 富山県	24,800	23,200	22,100	19,100	20,000	21,300	21,500	13,200	12,000
	17 石川県	24,300	22,500	22,100	18,800	20,100	21,300	21,500	13,700	11,900
中部	21 岐阜県	24,500	23,800	23,300	21,700	19,200	22,600	23,300	13,200	11,900
	22 静岡県	24,200	29,800	23,300	21,700	20,800	22,500	23,300	13,700	11,800
	23 愛知県	24,100	26,800	23,300	21,700	19,600	22,500	23,300	14,100	12,100
	24 三重県	24,700	26,900	23,300	21,700	20,400	22,600	23,300	13,400	11,600
近畿	18 福井県	20,800	22,200	21,200		18,900	21,400	21,500	12,800	11,200
	25 滋賀県	22,500	22,600	21,100		19,700	21,800	22,400	12,300	10,400
	26 京都府	22,500	22,700	21,100		19,200	21,600	22,200	12,400	10,000
	27 大阪府	22,100	22,700	21,100		19,200	21,400	22,000	12,200	10,600
	28 兵庫県	22,100	22,700	21,100		19,100	21,500	22,000	12,500	10,400
	29 奈良県	22,500	22,800	21,100		19,300	21,800	21,900	12,600	10,500
	30 和歌山県	22,300	22,700	21,100		19,100	21,600	21,700	12,200	10,400
中国	31 鳥取県	19,600	21,700	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	12,700	10,100
	32 島根県	19,500	21,200	20,300	17,400	18,000	19,500	19,700	12,700	10,800
	33 岡山県	19,500	22,200	20,300	17,400	17,700	19,500	19,700	13,100	11,300
	34 広島県	19,500	21,200	20,300	17,400	17,900	19,500	19,700	13,100	11,100
	35 山口県	19,500	21,400	20,300	17,400	17,900	19,500	19,700	12,900	10,700
四国	36 徳島県			20,200			21,000	20,400	12,900	11,500
	37 香川県			20,200			21,000	20,400	13,000	11,600
	38 愛媛県			20,200			21,000	20,400	12,400	10,500
	39 高知県			20,200			21,000	20,400	11,800	10,000
九州	40 福岡県	25,600	21,600	21,600	16,200	17,500	19,700	20,300	12,000	10,600
	41 佐賀県	25,600	21,600	21,600	16,200	17,300	19,700	20,500	11,900	10,400
	42 長崎県	25,400	22,500	21,700	16,300	17,500	19,700	20,600	12,100	11,100
	43 熊本県	25,700	21,700	21,800	16,300	17,300	19,700	20,300	11,700	10,100
	44 大分県	25,100	21,600	21,600	16,200	17,600	19,700	20,300	11,900	9,600
	45 宮崎県	25,000	21,500	21,600	16,200	17,500	19,700	20,200	11,900	9,300
46 鹿児島県	25,100	21,300	21,700	16,100	17,400	19,700	20,200	12,700	10,800	
沖縄	47 沖縄県		17,600	21,000		15,100	18,900		10,600	9,300

(注)岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりにこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 <ul style="list-style-type: none"> b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレーパドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面 〕
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く) b. 木坑、木橋等の仕揃え等
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 c. 電触防護
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) b. 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
48 建 築 ブ ロ ッ ク 工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

平成29年8月28日

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

目 次

1. ガイドラインの趣旨等	1
(1) 背景	
(2) 趣旨	
2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方	3
(1) 請負契約の締結に係る基本原則	
(2) 受注者の役割	
(3) 発注者の役割	
(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化	
3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組	5
(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化	
(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保	
(3) 生産性向上	
(4) 下請契約における取組	
(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用	
4. その他	11

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

〔平成29年8月28日
建設業の働き方改革に関する
関係省庁連絡会議 申合せ〕

1. ガイドラインの趣旨等

(1) 背景

建設業については、現行の労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされているが、今般の「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、労働基準法の改正の方向性として、労使協定を結ぶ場合においても上回ることでできない時間外労働の上限について法律に定めようとして、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところである。

当該規制の適用に当たっては、個々の建設企業や建設業界全体において、適切な労務管理も含め、長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に向けた取組が不可欠であることは言うまでもない。そのために、当然としてまずは施工の効率化や品質・安全性の向上、重層下請構造の改善など、生産性向上に向けたより一層の自助努力が強く求められる。そのうえで、こうした内なる努力と併せて、週休2日の確保のための適正な工期の設定などについて、発注者や国民を広く意識し、その理解を得ていくための外なる努力・取組が必要である。

こうした建設企業の取組について、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、同計画に基づき、本年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が設置され、7月には主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」が設置されたところである。

(2) 趣旨

本ガイドラインは、これらの会議における議論も踏まえ、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた取組の一つとして、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として策定するものである。

国の発注工事においては、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底し、地方公共団体及び独立行政法人に対しても、本ガイドラインの遵守のため速やかに準備を整え、取組を強化するよう要請する。また、民間発注団体に対しても、本ガイドラインに沿った工事の実施がなされるよう、内容を周知し、理解と協力を求める。

また、建設業界においても、本ガイドラインに沿って下請契約も含め適正な工期設定を行うことを通じて、適切な労務管理とも相まって、建設業の担い手ひとり一人の長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に確実に結びつけていくこと、また、発注者や国民の理解を得るための生産性向上に業界を挙げて取り組むことを求める。

建設業はインフラや建築物の整備の担い手として我が国経済・社会を支える産業であると同時に、災害時には社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な地域の守り手である。本ガイドラインに沿って、建設業の生産性向上等も踏まえて適正な工期の設定に向けた取組が推進されることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備につながることは勿論、そのみならず、建設業の働き方改革を通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手を確保していくことにより、最終的には我が国国民の利益にもつながるものである。

【参考】働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）抜粋

（現行の適用除外等の取扱）

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間

の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

(注) 本ガイドラインにおける用語の意義は、以下のとおり。

「受注者」…発注者から直接工事を請け負った請負人をいう。

「発注者」…建設工事の最初の注文者（いわゆる「施主」）をいう。

「元請」……下請契約における注文者をいう。

「下請」……下請契約における請負人をいう。

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

建設工事の請負契約については、建設業法（第18条、第19条等）において、受発注者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止などのルールが定められている。また、労働安全衛生法（第3条）においても、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

受発注者は、これら法令の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、十分な協議や質問回答の機会、調整期間を設け、契約内容について理解したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。

(2) 受注者の役割

受注者は、時間外労働の上限規制の適用に向けて、3(3)に記載するICT

の活用による施工の効率化など、より一層の生産性向上に向けての取組を推進することが不可欠である。

また、受注者は、下請も含め建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。なお、当然のことながら、適正な工期の下、設計図書等に基づいて工事目的物を完成させ、契約で定めた期日までに発注者に引き渡す役割を担う。

民間工事においては、発注者が設計図書等において仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に必要と考える工期を発注者に提示したうえで、請負契約が締結される場合が多いことを踏まえ、受注者は、請負契約の締結の際、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定し、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明するものとする。

また、下請契約を締結する場合の受注者は、適正な工期により一次下請契約を締結するのは勿論のこと、受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や適切な工期変更、下請契約に係る工期の適正化に関する取組等を行うものとする。

(3) 発注者の役割

発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、当初の設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により、後工程における長時間労働につながりかねないことから、発注者は、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。

公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者には、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定する役割が求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事入札契約適正化法や公共工事品質確保法に定める発注者の責務等を遵守する必要がある。

民間工事においては、発注者は必要に応じ、受注者に対し、工期に関する

適切な情報提供を求めるとともに、その説明等を踏まえ、本ガイドラインに沿って適正な工期での請負契約を締結することが求められる。なお、公募等により、発注者において当初の工期を定める場合は、公共工事の発注者と同様に、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定するよう、理解と協力が求められる。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

受発注者は、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針」(平成 28 年 7 月国土交通省策定)を踏まえ、工期の変更が必要となった場合における協議を円滑に実施する観点から、工事の実施に先立って、工期への影響を含め具体的にどのような施工上のリスクが存在するか等に関して情報共有や意思疎通を図り、不明な点や各々の役割分担についてできる限り明確化しておくことが望ましい。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保等、下記の条件を適切に考慮するものとする。

- ・ 建設工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「準備期間」
- ・ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、下記のとおり設定。

「準備期間」……………主たる工種区分ごとに 30～90 日間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定

「後片付け期間」……20 日間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に

応じて期間を設定
「降雨日」……………施工に必要な実日数に雨休率を乗じた日数。雨休率については、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可

- ・ 用地買収や建築確認、道路管理者との調整等、工事の着手前の段階で発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続きに要する期間
 - ・ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合における当該工期の実績
- 適正な工期設定等を検討するに当たり、工事の特性等を踏まえ、土木工事については国土交通省の工期設定支援システム、建築工事については国土交通省の公共建築工事における工期設定の基本的考え方及び（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを適宜参考とする。
- なお、労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の5年後に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに留意する必要がある。また、時間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が必要であることにも留意する必要がある。

【参考】働き方改革実行計画 抜粋

(時間外労働の上限規制)

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(≒月平均60時間)とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

- 上記を踏まえて週休2日の確保等を考慮した工期設定を行った場合には、公共工事の請負契約の締結においては、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映するものとする。また、民間工事の請負契約においても、公共工事の例を参考にして請負代金に適切に反映するよう努めるものとする。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、週休2日を実施する工事について、共通仮設費…1.02、現場管理費…1.04の補正係数を上乘せ。営繕工事においては、工期に応じて共通仮設費及び現場管理費を算出。

- なお、上記の取組は、いたずらに工期を延ばすことを是とするものではなく、建設業において不可欠な取組である生産性向上や、シフト制等による施工体制の効率化とも相まって、適正な工期設定を行うことを目的とするものである。また一方で、一定の制約条件により工期が設定される場合には、それに見合った体制を組む必要が生ずる場合があることを踏まえ、請負代金に適切に反映することが必要である。
- 受注者は、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（「工期のダンピング」）を行わないものとする。また、下請契約においても、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定することとし、特に後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せがないよう配慮する。
- 受注者は、工事着手前に工程表を作成したうえで、施工期間中にわたって随時又は工程の節目ごとに工事の進捗状況を発注者と共有することとし、工事内容に疑義が生じた場合には、受発注者双方ともに速やかな回答に努めるなど、工事の円滑な施工を図るものとする。また、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合等、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合には、受発注者双方協議のうえで、適切に工期の変更を行うものとする。下請契約の場合においても同様とする。

【参考】建設工事の請負契約において、発注者又は元請の責めに帰すべき事由に

よる工期の変更等に伴うコスト増加分を受注者又は下請に一方的に負担させることは、建設業法違反（第19条の3：不当に低い請負代金の禁止）に該当するおそれがあり、公共工事の発注者にとっては国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の、民間工事の発注者又は元請にとっては国土交通大臣又は都道府県知事による公正取引委員会への措置請求の対象となる可能性がある。

- 施工時期の平準化は、人材・資機材の効率的な活用などを通じて、適正な工期の確保や、担い手の処遇改善などの働き方改革に資するものである。公共工事の発注においては、年度末に工事完成時期が集中し、年度当初に稼働している工事が少なくなる傾向があることから、発注者は、工事の特性等も踏まえ、下記の取組を講じることなどを通じて、施工時期の平準化を推進するものとする。
 - ・ 労働者・資機材の確保等のための工事着手までの余裕期間の設定
 - ・ 適正な工期を確保するための債務負担行為の積極的な活用
 - ・ 発注者の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表
- また、民間工事においても、大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中の回避などにより、受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努めるものとする。

（2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結するものとする。

【参考】本来支払われるべき社会保険の法定福利費や安全衛生経費などを支払わず、受注者又は下請に一方的に負担させることは、建設業法（第19条の3：不当に低い請負代金の禁止）違反に該当するおそれがある。

(3) 生産性向上

- 建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けて、長時間労働の是正や週休2日の確保等による働き方改革とともに、より一層の生産性向上が必要不可欠である。このため、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新に至る各段階における受発注者の連携等を通じて、下記の取組等により、建設生産プロセス全体における生産性向上を推進する。
 - ・ ドローンによる3次元測量やICT建機の活用等、ICT活用工事の推進
 - ・ 業務の効率化に向けた工事関係書類の削減・簡素化、情報共有システムを活用した書類授受の省力化
 - ・ 設計等プロジェクトの初期段階において施工等に関する検討を集中的に行うフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進
 - ・ プレキャスト製品など効率化が図られる工法の活用や汎用性の高い工法の導入
 - ・ 施工時期の平準化

【参考】国土交通省では、全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等の活用等を進める「i-Construction」により、これまでより少ない人数、少ない工事日数で同じ工事量の実施の実現を図り、2025年までに建設現場の生産性2割向上を目指している。

- 受注者は、時間外労働の上限規制の適用に向け、まずは自らの生産性向上に向けた一層の取組の推進が不可欠であるとの認識の下、発注者の理解も得ながら、下記の取組等を積極的に推進することにより、建設工事の現場における生産性向上を推進する。
 - ・ 工事現場におけるICTの活用等による、施工の効率化や品質・安全性の向上
 - ・ 技能労働者の多能工化や技能水準の向上
 - ・ プレキャスト製品やハーフプレキャスト等の活用
 - ・ 重層下請構造の改善
- 発注者は、工事の手戻りを防止し、後工程における長時間労働の発生を防ぐため、地質調査によるデータ等に基づき適切な設計図書を作成し、施工条件等を明確にすることが求められる。また、受注者による生産性向上に向けた取組や提案——例えば、建設生産プロセス全体の最適化を図る観点から、プレキャスト製品や効率化が図られる工法、汎用性の高い工法の導入を設計段階から検討するなど——について、理解し、支援する。

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、週休2日の確保等を考慮して、適正な工期を設定するものとする。下請は、工事着手前に工程表を作成したうえで、工事の進捗状況を元請と共有するなど、工事の円滑な施工を図るものとする。また、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合には、元請・下請双方協議のうえで、適切に工期の変更を行うものとする。
- 適正な工期の設定に伴い、労務費、社会保険の法定福利費や安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。
- また、下請契約に係る代金の支払いについては、建設業法（第24条の3、第24条の5）等に基づき、速やかに支払いを行うとともに、支払手段については、「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）を踏まえ、できる限り現金払いによるものとし、手形等による支払いを行う場合は、割引料等について下請の負担とすることのないようにする。
- なお、建設業における週休2日の確保等に当たっては、日給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意する。
- 個人として建設工事を請け負う、いわゆる一人親方についても、上記の取組と同様に、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 特に公共発注者において、技術者の不足等の理由により、適正な工期設定等の発注関係事務を自ら適切に行うことが困難な場合には、工事の特性等を踏まえ、発注者支援を適切に行うことのできる外部機関（コンストラクション・マネジメントなどの建設コンサルタント業務を行う企業等）の支援を活用するなどにより、適正な工期設定等を行うことができる体制を整えることが望ましい。

- なお、外部支援を活用する場合においても、本来発注者が実施すべき判断や事業全体のマネジメントについては、適切に実施するものとする。

4. その他

- 本ガイドラインは、今後発注される建設工事を対象とするものとする。
- 関係省庁は、本ガイドラインを踏まえ、民間発注団体に対し、適正な工期設定等に関する普及啓発等に努めるものとする。
- 関係省庁は、国や地方公共団体、独立行政法人、民間発注団体や建設業団体の発注の実態や、長時間労働の是正に向けた取組も含め、本ガイドラインの取組状況についてフォローアップを行い、それらも踏まえて必要と認められるときは、適宜、本ガイドラインの内容の見直し等の措置を講ずるものとする。



オレンジリボン運動とは子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンをつけることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

第16回

子どもの虐待死を悼み 命を讃える市民集会



動画はこちら

2018.11.18 日)

12時15分開場 13時開演

会場

銀座ブロッサム 中央会館ホール
東京都中央区銀座 2-15-6

参加費

無料
事前申込不要

主催 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

後援

内閣府、文部科学省、厚生労働省、一般社団法人日本子ども虐待防止学会、公益財団法人SBI子ども希望財団、読売新聞社、東京都、中央区、全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会、全国自立援助ホーム協議会、公益財団法人全国里親会、NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会、NPO法人日向ぼっこ (予定含む)

イラスト：オレンジリボン公式ポスターコンテスト 2018 小野寺 莉彩さん

第16回

子どもの虐待死を悼み 命を讃える市民集会

平成28年度の子ども虐待相談件数は122,578 件(速報値)となっています。そして、重篤な虐待が引き続き多く発生しています。

この集会では、虐待によって命をおとした子どもたちに鎮魂の祈りを捧げ、私たち一人ひとりがすべきこと、できることについて考えます。

皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

13:00~
第1部

虐待死を悼み、命を讃える

過去一年間に虐待により命をおとした子ども達の名前や年齢、死に至った原因などを読み上げ、参加者全員による黙祷を捧げます。

演奏

作曲・サックス奏者
小林 洋平氏

パークリー音楽大学映画音楽科首席卒業。作曲家とサックス奏者の両面で活躍。映画やNHKドラマ、報道番組等の音楽を多数担当。

キーボーディスト
林 良氏

昭和音楽大学作曲学科電子音楽コース卒業。2001年「organs café」でZAIN RECORDSよりメジャーデビュー。昭和音楽大学ポピュラー音楽コース非常勤講師。

オーケストラの皆さん

14:30~
第2部 講演

走れ! 相川健太
漫画「ちいさいひと 青葉児童相談所物語」に
込めた願い



小宮 純一氏

profile

ジャーナリスト。1958年新潟県生まれ。2009年まで20年間は埼玉新聞記者、現在はフリー。週刊「全曜日」の執筆多し。2010年11月から週刊「少年サンデー」月刊「少年サンデーS」で子ども虐待をテーマとした漫画「ちいさいひと 青葉児童相談所物語」を連載(取材・企画協力・監修)。NPO法人埼玉子ども虐待から守る会理事。

16:00~17:00
第3部

子ども虐待防止を訴える「鎮魂の行進」

オレンジ色の服装などでの参加を歓迎します。



日時

2018年11月18日(日)

13時開演

会場

銀座ブロッサム中央会館ホール
東京都中央区銀座 2-15-6

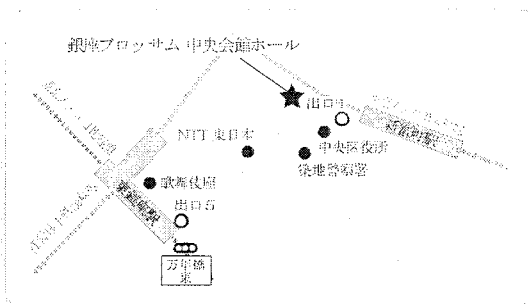
参加費

無料 事前申込不要

(当日直接会場へお申し込み下さい)

アクセス

- 東京メトロ有楽町線
1番出口徒歩1分
- 都営地下鉄浅草線
東京メトロ日比谷線
5番出口徒歩6分



お問い合わせ



認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-45-10 KTスクエア 4B

TEL: 03-6380-6380

http://www.orangeribbon.jp

E-MAIL: info@orangeribbon.jp